

経済産業省委託事業

タイにおける模倣品流通実態調査

2015 年 5 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

目次

第1章

模倣品を含む知的財産権を侵害する製品の定義(「模倣品」)

- 1.1 模倣品の定義
- 1.2 模倣品の分類

第2章

関連組織及び権限範囲

- 2.1 知的財産権局 (Department of Intellectual Property: DIP)
- 2.2 法務省特別捜査局 (Department of Special Investigation: DSI)
- 2.3 検察庁 (The Public Prosecutors Office)
- 2.4 タイ国税関 (The Royal Thai Customs)
- 2.5 経済犯罪制圧課 (The Economic Crime Suppression Division: ECD)
- 2.6 中央知的財産国際貿易裁判所 (The Central Intellectual Property and International Trade Court)
- 2.7 国立知的財産権行使センター (The National Intellectual Property Rights Centre of Enforcement: NICE)

第3章

タイ国における知的財産権の行使

- 3.1 権利者による対策
- 3.2 行政手続きによる救済
- 3.3 裁判手続きによる救済 (民事・刑事)
- 3.4 税関に関する事項

第4章

タイ市場における模倣品の実態

- 4.1 過去十年間(2004年以降)のタイ市場における模倣品の実態
- 4.2 模倣品の主要販売地域
 - 4.2.1 電気製品
 - 4.2.2 化粧品及び医薬品
 - 4.2.3 乗用車、自動車及び部品
 - 4.2.4 食品及び食料品
 - 4.2.5 衣料品及び靴製品
- 4.3 模倣品の流通実態
 - 4.3.1 模倣品の製造及び組立て
 - 4.3.2 模倣品の流通
 - 4.3.3 模倣品の消費
 - 4.3.4 実例
- 4.4 タイ国における日本製品の模倣品

第5章

模倣品の流通に関わる要素

- 5.1 タイ国における購買力及び消費傾向
- 5.2 消費者の購買意欲に関わる要素
- 5.3 模倣品の使用による損失とリスク

第6章

タイ国における模倣品防止対策

- 6.1 政府方針、マニフェスト、行動計画及び実績
- 6.2 模倣品防止対策及び罰則の実績（バンコク都を含む全国状況）
- 6.3 民間企業による模倣品対策（日本、その他外国企業及びタイ国の国別事例）
 - 6.3.1 企業が模倣品を発見した際の措置及びその所要時間と費用
 - 6.3.2 模倣品対策に関する時間・費用・実績（模倣品撲滅の成功理由を含む）
- 6.4 模倣品対策に関わる要素
 - 6.4.1 関連法規
 - 6.4.2 関連組織の能力
 - 6.4.3 関連組織と権利者間の協力
- 6.5 「並行輸入」の法的可能性

第7章

模倣品により権利侵害を受けた企業へのアドバイス

- 7.1 企業が取るべき対策
- 7.2 関連組織による協力及びサポート
- 7.3 弁護士の役割
- 7.4 通知の発行、行政罰、民事罰に関わるヒント

関連組織連絡先

参考資料

1. 模倣品を含む知的財産権を侵害する製品の定義(「模倣品」)

1.1 模倣品の定義

タイ法では「模倣」の定義はないものの、登録商標の模造及び模倣等一般的に模倣と同一視される活動は法令により禁止されている。一般的に「模倣品」とは、広く知的財産権を侵害する製品を言う。タイにおける法令による、知的財産権の種類を以下に記す。

権利の種類	特許権
保護の範囲	以下の発明(製品または工程): (a) 新規 (b) 独創的 (c) 有用 及び禁止されていない発明
保護取得方法	特許権の登録申請は、知的財産権局に申請しなければならない。特許権の取得には、通常 2 年以上かかる。国際特許権申請は、優先権出願の初回出願日から 12 カ月以内にタイ国内にて申請しなければならない。
取得権利	特許権の申請による発明者の特許技術や製品を第三者が未承認のまま使用、販売(または販売目的の保管)、処分、製造または輸入を防止する権利
権利有効期間	申請日から 20 年で保護期間は更新不能

権利の種類	実用新案
保護の範囲	技術革新的で新規だが独創性が特許権取得には十分でない可能性のあるもの
保護取得方法	実用新案の登録申請は、知的財産権局に申請しなければならない。特許権の取得には通常 1 年から 2 年程度かかる。国際特許権申請は、優先権出願の初回出願日から 12 カ月以内にタイ国内にて申請しなければならない。
取得権利	特許権の申請による発明者の特許技術や製品を第三者が未承認のまま使用、販売(または販売のため保管すること)、処分、製造または輸入を防止する権利
権利有効期間	申請日から 6 年で、一回につき 2 年の更新が二回可能(つまり、合計 10 年まで)

権利の種類	著作権
保護の範囲	コンピュータープログラム、パフォーマンス、文学、映画、放送作品を含む文芸、美術、音楽分野における独創的な表現
保護取得方法	保護は製作時点において自動的に発生する。登録は不要だが、所有権を「記録」できる国もある。
取得権利	著作権作品を未認可のまま複製、公開または当該作品の改作することを防止する権利
権利有効期間	製作から作者の死亡年の年末以降 50 年間で更新不能。

権利の種類	商標権
保護の範囲	事業者の製品またはサービスを競合者のそれから識別するために使用する識別性のある標章。 過去に存在した同一製品またはサービスの登録商標と同一または類似する商標は登録できない。
保護取得方法	商標の登録申請は、知的財産権局に申請しなければならない。特許権の取得には通常約 2 年程度かかる。国際特許権申請は、優先権出願の初回出願日から 6 カ月以内にタイ国内にて申請しなければならない。 商標は、商標法に基づく法的権利を取得すべく登録しなければならない。 ただし所有者が商標の定評を証明できれば、未登録商標にも保護は存在する。
取得権利	同一または同種の製品またはサービスについて、同一または紛らわしい商標の使用を防止する権利
権利有効期間	申請日から 10 年でさらに 10 年間更新可能

権利の種類	企業秘密
保護の範囲	データを持たない者に商業的有利性をもたらす価値データ
保護取得方法	当該データには必要な守秘性があり、所有者の努力により機密性を維持されていることを条件に、保護は自動的に発生する。
取得権利	未認可のまま、企業秘密と知りつつ使用することを制限する権利
権利有効期間	企業秘密が機密である限り保護は有効となる

権利の種類	意匠
保護の範囲	物品の装飾的または審美的な要素。つまり、保護されるのは製品の概観のみ。 新規意匠にのみ適用される。
保護取得方法	意匠の登録は知的財産権局に申請しなければならない。特許権の取得には通常約 2 年から 3 年程度かかる。国際特許権申請は優先権出願の初回出願日から 6 カ月以内にタイ国内にて申請しなければならない。
取得権利	意匠の複製及び使用、意匠付帯の考案物の輸入、販売を防止する権利
権利有効期間	申請日から 10 年で保護期間は更新不能

言い換えると、模倣は、製品の複製を作成し、本物として消費者に提供する活動と見なすことができる。著作権侵害も同様な考え方だが、一般的に違法かつ未認可の著作権作品の複製を商業的に製作することに限定される。

しかし、商標の模倣活動に関わる主要な法律は商標法(仏歴 2534 年(西暦 1991 年))及び同法改定法 No.2 (仏歴 2543 年 (西暦 2000 年))(以下、「商標法」)、特に同法第 108-110 項である。刑法第 272(1)項には伝統的に模倣と見なされる活動が規定されている。それは消費者に対し商品が他者の所有であると信じさせるような名称または標章を使用して事業を営むこと、または名称または標章を商品に表示することである。

基本理念は商標法第 44¹項規定によると、登録が認可された商標の所有者として登録される者は、当該商標を製品に使用する独占的権利を有する。商標法に基づくこの独占的権利は、タイ国において登録された商標権所有者に限定される。

商標登録された製品リストに含まれる製品の模倣製品の製造は「登録商標の偽造」と見なされ、商標登録された製品リストに含まれない製品の模倣製品の製造は「登録商標の模倣」と見なされる。例えば、タイでのオフィス用品について商標 ABC が登録されている場合で、模倣者が ABC 製品マークを使用して電子機器の模倣品を製造した場合、当該模倣製品は偽造品に分類される。同様に、この商標を使用して製造した模倣品がオリジナル製品と必ずしも同一ではない場合も、この模倣品は偽造品に分類される。例えば仮定的な例として「ADIDA」(「ADIDAS」の模倣)の使用等が考えられる。ここで登録商標の模倣の証拠の基準とされるのは、模倣者の悪意であることに注意しなければならない。

¹ 商標法 仏歴 2534 年及び同法改定法 No.2 (仏歴 2543 年)、第 44 項及び第 27 項、第 68 項: 登録が認可された商標の所有者として登録される者は当該商標を製品に使用する独占的権利を有する。

著作権については、侵害は個人が許可なく他者の著作権に対し直接または間接的に他者の作品を模倣、修正、複製、改作、公開、出版等により、故意に侵害行為を行った場合に発生する²。

特許権については、関連法規にはどのような行為が侵害行為となるかについては、定義されていない。しかし特許法第 36 項に、特許権所有者の独占的権利の一覧表が示されている³。これにより特許権所有者ではない個人が製造し、使用し、販売し、販売のために所有し、販売のために供給し、かつ輸入し、または特許工程を使用した製品を製造し、使用し、販売し、販売のために所有し、販売のために供給し、かつ輸入を行った場合、特許権の侵害となる。

1.2 模倣品の分類

商標の模倣及び著作権作品の侵害は最も深刻な知的財産権侵害である。知的財産権及び国際貿易法廷(IP&IT Court)による 2003 年-2013 年統計によると、同法廷に請求された侵害訴訟の内、商標と著作権侵害が大半を占めた⁴。この結果、タイにおいて模倣に言及する場合、商標及び著作権により保護された製品の違法模倣品に関わる活動を意味することが多い。特許作品の模倣はタイでは商標及び著作権の模倣に比べて少ない。法的な模倣品の分類は以下の通りである。

² 著作権法 仏歴 2537 年第 27 項、同法による著作権作品に対する第 15(5)項規定に基づく許可のない以下の行為は著作権侵害と見なされる。

- (1) 複製または改作;
- (2) 国民への伝達

³ 特許法 仏歴 2522 年 及び同法改定法特許法(No.2)、仏歴 2535 年 及び 特許法(No.3)、仏歴 2542 年、第 36 項。特許権所有者以外の何者も以下の権利を持たない。

- (1) 特許対象事項が製品の場合、個人が製造し、使用し、販売し、販売のために所有し、販売のために供給し、または輸入する権利。
- (2) 特許対象事項が工程の場合、特許工程を使用し、製造し、使用し、販売し、販売のために所有し、または販売のために供給し、または輸入する権利。

⁴ 2003 年-2013 年 知的財産権及び国際貿易法廷に提訴された侵害件数

年度	商標		著作権		特許	
	刑事	民事	刑事	民事	刑事	民事
2013	4,167	30	1,130	74	23	7
2012	4,121	32	1,299	52	25	9
2011	3,497	34	1,377	45	21	16
2010	3,426	37	1,995	38	16	19
2009	4,347	42	2,732	54	21	20
2008	3,952	44	2,626	60	21	15
2007	3,631	47	3,084	63	27	16
2006	3,418	45	3,753	57	31	16
2005	2,553	47	3,304	43	26	22
2004	2,457	50	3,143	48	25	19
2003	2,072	56	2,144	33	26	12

商標

- A. 輸入、販売、販売の提供、偽造商標・認証、マーク・集合的マークが表示された製品の販売目的の所有を含む登録商標・サービス、マーク・認証、マーク・集合的マークの偽造及び偽造商標・サービスマーク、認証マーク、集合的マークを使用したサービスの提供またはサービス提供の申し出
- B. 輸入、販売、販売の提供、模倣商標・認証、マーク・集合的マークが表示された製品の販売目的の所有を含む模倣マークが登録所有者のものであると消費者を欺く目的の商標・サービスマーク、認証マーク、集合的マークの模造及び模倣商標・サービスマーク、認証マーク、集合的マークを使用したサービスの提供またはサービス提供の申し出

著作権

- A. タイ国著作権法の第 27 項は、著作権作品の模倣及び改作は禁止行為と規定している。文学作品、脚本、美術作品、音楽作品が該当する。
- B. サウンドまたはイメージが第 28 項規定の著作権侵害と見なされるか否かに関わらず、第 15(5)⁵ 項規定に基づく認可のない著作権登録可能なオーディオビジュアル作品、映像作品、サウンドレコーディングの模倣（またはいわゆる海賊版の作成）。
- C. 著作権法第 30 項規定のコンピュータープログラムの模倣または海賊版の作成において、以下のいずれかに該当する。無認可の 1) 模倣または改作、2) 大衆への伝達、3) オリジナル版の貸し借りまたはコンピュータープログラムのコピーは著作権侵害と見なされる。

⁵ 著作権法 仏歴 2537 年、第 15 項及び第 9,10,14 項。著作権所有者は以下の独占的権利を有する。

(1) 複製または改作

(2) 大衆への公表

(3) オリジナル版の貸し借りまたはコンピュータープログラム、オーディオビジュアル作品、映像作品、サウンドレコーディング作品のコピー

(4) 著作権から発生する恩恵を他者に与えること

(5) 上記 (1)、(2)または(3) の権利の認可で、条件付きまたは無条件の認可。ただし当該条件が不当に競争を制限しないことを条件とする。

特許権

- A. 無認可で製造し、使用し、販売し、販売のために所有し、販売のために提供し、輸入することは、同法第 36 項規定により侵害と見なされる。
- B. 特許工程については、無認可で製品製造し、その特許工程に基づいて製造された製品を使用し、販売し、販売のために保有し、販売のために供給し、または輸入することは、同法第 36 項規定により侵害と見なされる。
- C. 特許新案の侵害は、特許法の第 63 項に規定されている。特許権所有者以外は何者も製品製造、特許新案を含む製品を使用し、販売し、販売のために所有し、販売のために供給し、輸入する権利を持たない。ただし、研究または調査を目的とする新案の使用を除く。
- D. 実用新案の侵害は、実用新案に関する第 36 項を準用する形で特許法に規定されている。

2. 関連組織及び権限範囲

2.1 知的財産権局 (Department of Intellectual Property: DIP)⁶

知的財産権局は、知的財産権の保護を含め知的財産権の創造及び商業的利用の促進を目的としている。この目的は、国家経済の発展及び競争性の強化に大きな意義を持つものと考えられている。

知的財産権局の権限範囲

知的財産権局の権限及び責任を以下に記す。

- 1. 集積回路トポグラフィー、地理的表示、企業秘密、商標権、著作権、特許権、光ディスク製造の保護、その他関連法規等知的財産権法に基づく知的財産権保護に関わる政策の実施
- 2. 知的財産権保護に関わる政策の実施
- 3. 国際協定またはタイ国が加盟した協力体制に基づく知的財産権保護のための登録に関わる政策の実施
- 4. 国内外における知的財産権保護の促進
- 5. 知的財産権保護に関わる法律の改革・改定による効率化の実現、タイ国及び海外の変化する状況への対応
- 6. 知的財産権侵害の抑制、権利の公正な使用の促進、取引規律の規定に関する政策の実施
- 7. 知的財産権の創造、管理、商業的利用につなげるための促進
- 8. 仲介及び仲裁を通じた知的財産権論争の解決
- 9. その他法規により知的財産権局の責任と規定される、または閣僚、閣僚評議会により委託された活動の実施

⁶ 知的財産権局 2013 年 年次報告書 p. 32

2.2 法務省特別捜査局 (Department of Special Investigation: DSI)⁷

法務省特別捜査局の権限範囲

法務省特別捜査局の目的は、国家経済、保安、安全、社会に影響するような特別なケースの積極的対策及び捜査による防止、抑制、管理である。また、国家利益の保護及び保全対策の実施、汚職及び国際犯罪グループの防止や抑制も実施する。同局の権限と責任は以下の通りである。

1. 特別捜査関連法及び関連法に基づいて設立された委員会の管理業務の実施
2. 委員会決議による規則または特別捜査関連法に基づく、特別なケースの防止、抑制、法規への捜査
3. 特別捜査関連法に基づく委員会の責務履行に必要な研究、収集、分析
4. 訓練の実施、捜査システムの改善、法務省特別捜査局の捜査官・スタッフ・公務員の知識の開発及び効率の評価
5. 刑事訴訟法及び特別なケースと見なされる刑事犯罪関連法に基づく責務の履行
6. 法務省特別捜査局を監督する法規及びその他関連法規に基づく責務の履行
7. その他法規または法務省、内閣、特別捜査関連法に基づく委員会が指定した責務の履行

2.3 検察庁 (The Public Prosecutors Office)

知的財産権ケースの責任を負う検察庁が、知的財産権局及び国際貿易訴訟局⁸である。知的財産権局及び国際貿易訴訟局は司法長官室のひとつで、知的財産権局及び国際貿易訴訟局長官が長である。

同局の設立

知的財産権局及び国際貿易訴訟局は、1997年11月17日付司法長官室命令第442/2540号(表題:政府サービスの管理及び組織(No.3))によりに設立された。知的財産権確立、国際貿易法廷、知的財産権手続き、仏歴2539年国際貿易問題に関わる法規により、裁判法廷として中央知的財産国際貿易裁判所をバンコク都に設立することとなった。当法廷は1997年12月1日に開廷される予定だった。一方、仏歴2498年の検察官法によると全ての裁判法廷に検察官を設置しなければならないため、知的財産権局及び国際貿易訴訟局は、中央知的財産及び国際貿易裁判所の管轄権内のケースに責任を負うよう設定する必要があった。知的財産権局及び国際貿易訴訟局は知的財産権ケースの全てを扱う4部門に分かれている。

⁷ Supachai Khamkhum, Yada Rattana-arakkha, DSI: FBI of Thailand, (Bangkok: Krung Sayam Phaplitching, 2004年), p. 7-8

⁸ 司法長官室の知的財産権局及び国際貿易訴訟局“Duties,”[<http://www.ppty.ago.go.th/index.php/2013-09-25-09-31-51>], 2015年

知的財産権局及び国際貿易訴訟局の権限範囲

知的財産権局及び国際貿易訴訟局の責任地域別の権限範囲は以下の通り。

1) 知的財産権局及び国際貿易訴訟局 第1管区

知的財産権局及び国際貿易訴訟局事務局長 第1管区			
No.	管轄署	No.	管轄署
1	Phayathai 署	14	Chokchai 署
2	Bangsue 署	15	Samsen 署
3	Phraratchawang 署	16	Wang Thong Lang 署
4	Huaykwang 署	17	Kokram 署
5	Donmuang 署	18	Makkasan 署
6	Latphrao 署	19	Taopoon 署
7	Sutthisan 署	20	Sai Mai 署
8	Bangkhen 署	21	Prachachuen 署
9	Phaholyothin 署	22	Dusit 署
10	Chanasongkram 署	23	Samut Sakhon 県及び Samut Prakan 県の全警察署
11	Bungkum 署		
12	Din Daeng 署		
13	Thung Song Hong 署		

2) 知的財産権管轄署及び国際貿易訴訟局 第2管区

知的財産権管轄署及び国際貿易訴訟管轄署事務局長 第2管区			
No.	管轄署	No.	管轄署
1	Pathumwan 署	11	Prawet 署
2	Lumpini 署	12	Wat Phraya Krai 署
3	Chakkrawat 署	13	Bangna 署
4	Huamark 署	14	Thonglor 署
5	Phlap Phla Chai 1 署	15	Phra Khanong 署
6	Phlap Phla Chai 2 署	16	Udomsuk 署
7	Khlongtan 署	17	Yannawa 署
8	Nangleong 署	18	Samranrat 署
9	Mahamek 署	19	Nakhon Pathom 県の全警察署
10	Bangpongpan 署		

3) 知的財産権管轄署及び国際貿易訴訟局 第3管区

知的財産権管轄署及び国際貿易訴訟管轄署事務局長 第3管区			
No.	管轄署	No.	管轄署
1	Bangrak 署	27	Thung Khru 署
2	Bangyikun 署	28	Pak Khlongsan 署
3	Lak Song 署	29	Bangkhonlaem 署
4	Bangkhuntien 署	30	Sameadum 署
5	Phasicharoen 署	31	Bangpoe 署
6	Thakham 署	32	Bowon Mongkol 署
7	Bangmod 署	33	Buppha Ram 署
8	Ratchaburana 署	34	Bangkok Yai 署
9	Nong Khaem 署	35	Minburi 署
10	Somdet Chao Phraya 署	36	Bangchan 署
11	Bang Sao Thong 署	37	Kannayao 署
12	Tha Phra 署	38	Lumpakchee 署
13	Phetchakasem 署	39	Chorakaenoi 署

14	Bangkok Noi 署	40	Romkloa 署
15	Nongkhangplu 署	41	Chalongkrung 署
16	Thammasala 署	42	Latkrabang 署
17	Bangkhunnon 署	43	Nongjok 署
18	Talad Phlu 署	44	Lamhin 署
19	Bangplad 署	45	Phachasumran 署
20	Bang Yee Rue 署	46	Thiantale 署
21	Samrae 署	47	Nimit Mai 署
22	Taling Chan 署	48	Suwintawong 署
23	Bukkalo 署	49	Tharuea 署
24	Bangbon 署	50	Nonthaburi 県及び Pathum Thani 県の 全警察署
25	Saladaeng 署		
26	Thienthalay 署		

4) 知的財産権局及び国際貿易訴訟局 第4管区

知的財産権局及び国際貿易訴訟局事務局長 第4管区	
1	知的財産権に関わる民事案件の実施
2	国際貿易に関わる民事案件の実施
3	タイ王国国家警察庁の防犯課、及び法務省特別捜査局の捜査官による捜査、知的財産権局及び国際貿易訴訟局長官の任命によるその他刑事事件を含む知的財産権に関わる刑事事件または犯罪グループによる複雑な違反を伴う国際貿易事件の取扱い
4	検察官及びその他人員の学問的業績及び潜在能力の向上
5	国内及び国外の外部組織との協力
6	関連組織との協力またはサポート及び知的財産権局及び国際貿易訴訟局長官の任命による関連組織との協力またはサポート

注

知的財産権局及び国際貿易訴訟局の第1～3管区における法務長官室の任務の範囲から、警察署の地域における刑事事件の責任を負っていることが分かる。実際は、知的財産権局及び国際貿易訴訟局

の第 4 管区が作業負担超過の場合に、長官が任務を命ずる。長官は知的財産権局及び国際貿易訴訟局の第 4 管区から知的財産権局及び国際貿易訴訟局の第 1～3 管区に作業を移管する場合がある⁹。

2.4 タイ国税関(The Royal Thai Customs)¹⁰

関税局の一般情報

主要な使命

関税局の主な使命は、関税及び関税表、関税法及び関連法規に基づく輸入及び輸出の際の関税の徴収、関税犯則の防止及び抑制、財務省への関税徴収方針の提示、製造及び輸出産業の促進及びサポート、国家及び国民の恩恵の保護である。関税局権限及び責任は以下の通り。

1. 関税、関税表法規及び関連法規の実施
2. 財務省への関税徴収方針の提示
3. 課税政策を通じた製造、輸出産業の促進
4. 関税犯則の防止、抑制
5. 法規、財務大臣または内閣令によるその他関税の実施

2.5 経済犯罪制圧課(The Economic Crime Suppression Division: ECD)¹¹

権限範囲

1. 国王、女王、皇位継承者、皇室全皇族の安全維持
2. 国家保安及び犯罪防止
3. 経済犯罪またはその他関連犯罪に関わる刑事罰則を含む刑事訴訟法、及び法規に基づく関税の実施
4. 関連組織との調整及びサポート

関連法

- 金融機関事業法 仏歴 2551 年
- 証券取引法 仏歴 2535 年
- 産業競争法
- 合名会社、有限責任会社、株式会社、協会の登録に関わる犯罪の決定及び設立法 仏歴 2499 年
- 株式会社法 仏歴 2535 年
- 電子取引法 仏歴 2544 年
- 外国為替管理法
- 移民法 仏歴 2522 年
- 著作権法

⁹ 知的財産権局及び国際貿易訴訟局検察官インタビュー 2014 年 11 月 26 日

¹⁰ 関税局、2013 年税関年次報告書、p. 30

¹¹ 経済犯罪制圧課 “Duties,”[<http://www.ecdpolice.com/index.php?modules=role>] 2015 年

- 商標法
- 特許法
- 食品法
- 薬事法 仏歴 2510 年
- 消費者保護法
- 直接販売及びダイレクト・マーケティング法、仏歴 2545 年(2002 年)
- 医療機器法 仏歴 2531 年
- 化粧品法
- 危険物法 仏歴 2535 年
- 国家環境品質向上維持法
- タイ国 航海海事法 仏歴 2456 年
- 重量及び計量法
- 石油法 仏歴 2521 年

2.6 中央知的財産国際貿易裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court)¹²

知的財産権及び国際貿易裁判所、知的財産権手続き及び国際貿易事件の設立法規(仏歴 2539 年)によると、中央知的財産及び国際貿易裁判所 (IP&IT 裁判所)が管轄するのは 6 地域 (Bangkok,Nakhon Pathom,Nonthaburi,Pathum Thani,Samut Prakan,Samut Sakhon)である。地方知的財産権及び国際貿易裁判所は設立されていなかったため、中央知的財産及び国際貿易裁判所の管轄は、現在タイ全国を網羅している。しかしながら、訴答提出及び関連費用の節減の促進のため、民事事件の原告は被告の戸籍所在地を管轄する裁判所または当該民事事件が発生した地方裁判所に不服を申し立てることができる。同様に、刑事事件の原告は当該刑事事件が発生した(または申し立てられた、または発生したと見なされる)地域、または被告の戸籍所在地を管轄する、または被告が逮捕された、または被告を尋問した公務員の勤務地を管轄する地方裁判所に不服を申し立てることができる。

2.7 国立知的財産権行使センター (The National Intellectual Property Rights Centre of Enforcement: NICE)

全政府の国立知的財産権方針委員会の会合決議により、政府の 25 省間の協力体制を強化する目的で国立知的財産権行使センターは 2014 年 5 月に設立された。

同センターは省庁間の高度な協力を要する事件の取扱いまたは重大な犯罪、組織犯罪の防止を強化することを目的としている。また、インターネット詐欺、模倣製品のオンライン及び直接販売等最近多発している犯罪にも注力する。同センター分科委員会は国立知的財産権方針委員会により分科委員会に参加するタイ王国国家警察庁、関税局、法務省特別捜査局、情報・通信技術省、消費者保護委員会、食品及び薬事管理、農業省、反資金洗浄室等の中央政府省庁の監督を任命された。

¹² 中央知的財産権及び国際貿易裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court) “Overview,”[<http://www.ipitc.coj.go.th/info.php?info=about>], 2015 年

上記の調整役執行を円滑化するため、分科委員会は以下の知的財産権履行の特定分野を扱う 6 つの作業部会を設定した。

1. 知的財産権侵害製品作業部会の調査及び制約
2. 法的執行作業部会
3. インターネット作業部会の知的財産権侵害の防止及び制約
4. 軽侵害作業部会のための転職
5. 広報、教育、意識作業部会
6. 知的財産権侵害作業部会の共同データベース

6 つの作業部会は 2013 年 9 月 2 日及び 2014 年 1 月 8 日において政府内・民間企業の連絡担当者データベース作成等会議を開催し、同局分科委員会に進行報告を行った。

知的財産権局は、国立知的財産権行使センターに 2014 年訴訟計画を提案した。同計画は商務省副大臣及び関連法規執行省庁が推奨した。執行活動は医薬品、化粧品、ワイン、酒類等健康・消費者製品、ソフトウェア、音楽、映画、コンピュータゲームの海賊版等著作権、模倣品等を特に集中的に対象とする。

知的財産権局 IPR 違反抑止部長の Somboon Chueycharon 氏へのインタビューによれば、2014 年 4 月の NICE センターの開設から 2015 年 2 月 11 日までに、合計 173 件を扱い、752,871 個の模倣品を押収したということであった。模倣品の種類は多様であり、衣類、靴、キーホルダー、香水、ベルト、アクセサリ、車カバー、薬品、時計等にわたる。

NICE の捜査チームが指揮した注目すべき捜査の 1 つとして、2015 年 2 月 11 日に行われた捜査が挙げられるが、この捜査においては、多くの有名ブランド名を付した大量の模倣品が押収された。これは、NICE が今年最初に指揮した捜査である。捜査チームは、経済犯罪部の警察機関と IPR 違反抑止部の担当官という、NICE の 25 政府機関のうちの 2 つで構成された。警察は情報提供者から、品物の位置、模倣品の流通経路、Srakaew 県の Rongkluea (カンボジアの国境付近) から Chachoengsao 県 (タイの東部に位置しておりバンコクから車で 2 時間ほどの距離) まで品物を運搬したトラックのナンバープレートの番号 (Nos. 70-0929 and 70-0930-Srakaew) といった詳細な手がかりを得た。情報提供者からの情報を活用して警察の捜査チームはその場所を捜索し、当該トラックを発見し、その時点で捜索が実施された。警察は、Louis Vuitton、Lacoste、Adidas、Puma、Chelsea、Manchester United、Nike、Quiksilver、Billabong、Liverpool、Hermes、Angry Birds、Burberry、Gucci、Prada、Chanel、Fitflop、Longchamp、Michael Kors、Mulberry、Jimmy Choo、Armani、Diesel、Polo、Versace、Lee 及び Wrangler といった約 36 種類の有名ブランドの商標が付されたハンドバック、財布、シャツ、パンツ、スポーツウェア、ジャケット、靴、ベルト及びジーンズを発見した。捜索の結果、合計 5,898 個の模倣品が押収された。侵害者に対する法的根拠はタイ商標法に基づき、そこでは偽造商標及び模倣商標を付した品物を販売するために所持することは違法とされている。トラックの運転手はすべての容疑を否認し、警察に対して彼は Nakornpathom 県の Phutthamonthon ソイ 3 までそれらの商品を運ぶために雇われただけだと述べた。この件については、現在も警察の捜査が継続中である。

この件は、手がかりが情報提供者といった捜査員以外からもたらされた場合の NICE の有効性、及び、IP 所有者の協力を最初に得ることなしに手がかりを通じて捜査を首尾よく完遂する NICE の能力を示したものと見える。この件は、模倣品に関する手がかりが政府機関への情報提供者及び IP 所有者の両方からもたらされ得る場合、タイにおける IPR 抑止の取組みの有効性が増すことを示した。

3. タイ国における知的財産権の行使

3.1 権利者による対策

知的財産権所有者が疑わしい侵害者に対し知的財産権を行使するには、権利所有者が民事または刑事救済のどちらを望むかにより、一般的に二つの方法がある。刑事訴訟を通じて権利を主張したい場合、権利所有者は警察の特別履行チームによる捜査及び侵害の証拠押収により、刑事訴訟を起こすことができる。

一方、権利所有者が民事救済により損害賠償を望む場合、権利所有者はまず侵害者に対し侵害警告を発行し、民事侵害訴訟を起こすことができる。

どちらの救済を望むかに関わらず、特にタイでは正式な開示制度がないため、訴訟開始前に侵害の証拠を集めることが重要である。民事訴訟法では、書類公開制度は裁判所に対して相手方が確定した書類の公開を求める動議の提出等非常に限定されており、その結果、強制措置を開始する前に捜査に関わることが重要なステップとなる。

刑事訴訟

日本のシステムと同様に、侵害者に対する刑事訴訟が存在する。権利所有者は裁判所に直接提訴するかまたは一般的に行われるように警察署に提訴することにより、侵害者に対し刑事告発を起訴することができる。詳しく言うと、権利所有者は違法行為について管轄裁判所に自身で刑事訴訟を提訴するかまたは警察署に提訴し、その後警察署が捜査を実施し検察局に事件を提訴し、裁判所の判決を求める。

商標侵害について重要な点は、商標法に規定される保護範囲の全てを享受するためには、商標がタイで登録されていることが必須だということである。外国登録商標の侵害も刑事罰の対象となるが、罰金は非常に小額で抑制効果はほとんどない。

著作権について、著作権作品はタイにおける保護の対象となるために登録は必要としないものの、侵害の申立てをするためには著作権所有者は直接または間接的な証拠により、複製の証拠を提示しなくてはならず、また著作権所有の証拠も提示しなければならない。この証拠は著者の宣誓供述書、タイまたは外国司法権における著作権登録記録が要求されることが多い。

警察署への提訴は法規の下に利用できるが、特に侵害された知的財産権が特許権の場合、実質的な解決に結びつかないこともある。これは特許権侵害の分析は技術を要するためで、警察は悪事の根拠が明確でないとき、提訴を躊躇することも多い。

民事訴訟

民事訴訟では、侵害容疑者に対する知的財産権の執行は原告が知的財産権裁判所に訴状を提出することから始まり、被告(単複)に対する訴状及び裁判所からの召喚状の発行が続く。訴状には侵害された知的財産権の種類等詳細を記さなければならない。被告は訴状への答弁を知的財産権裁判所に提出し、答弁を原告に発行することにより非侵害の抗弁を実施することができる。特許権の無効または商標の取消しを主張する反訴を原告に対し実施することもできる。反訴が申請された場合、原告は当該反訴に対する答弁を知的財産権裁判所に提出し、被告に対し答弁を送付する。一般的に相手方への答弁の期日は当事者による送達方法による。

排除命令の送達

民事または刑事訴訟を開始する前に、知的財産権所有者は侵害者に排除命令状(警告状とも言う)を送達することができる。これは侵害者に対し知的財産権所有者はタイ市場における模倣製品に対し確固たる処置を講じる意思を強調するものである。侵害者は模倣活動を完全には止めない可能性もあるものの、排除命令状により侵害者が模倣活動をその他のより攻撃性の小さいブランドに変更することもありえる。

排除命令状の送達は知的財産権裁判所または警察署に対する控訴に比べ、費用対効果が高くそれほど時間もかからない方法である。侵害容疑者は有効な知的財産権保護政策がタイで実施されていることを知らない可能性もあり、費用も時間もかかる訴訟を避けるために協力することに同意する場合もありえる。

一般的に、上記の予備的書状は権利所有者の代理として弁護士または法律事務所が送達するか権利所有者自身が実施する。侵害者が答弁しない場合または侵害行為を止めない場合、侵害証拠押収の法廷命令、予備差し止め命令、最終的には知的財産権裁判所への提訴等により正式な執行方法を実施することができる。

どのような方法であれ、その後のフォローアップが成功の鍵となる。書状が送達された後、権利所有者またはその法的代理人は書状を受け取った侵害者の活動を監視しなければならない。頻繁に電話することで侵害者に対し抑止効果をもたらすこともできるし、排除命令状が確実に発送されたことを裁判所に証拠として、a)権利所有者は侵害者に警告すべく妥当な手続きを取った事実、b)侵害者は権利所有者が現存することを知っていることを立証することができる。

3.2 行政手続きによる救済

警察及び関税局による押収(本章で以下に解説)等の行政手続きの他に、知的財産権局による仲裁対応もある。

知的財産権局は 1992 年に設立され、商業登記局から知的財産権の管理責任を引き継いだ。同局は著作権訴訟の管轄権は持たないが、知的財産権論争を法廷に持ち込む前の段階において仲裁及び和解対応もできる。

同局は効果的でユーザーフレンドリーな仲裁手続きを提供しており、手続き全体は以下のように 2、3 カ月で完了できる。

第一段階: 知的財産権局長官に対し知的財産権所有者が直面している状況及び侵害者に対する主張を説明する書状を提出する。長官は 2、3 日後に法務部長官に提出する。

第二段階: 法務部が同書状を受領した後、仲裁手続きの責任者は権利所有者または弁護人に連絡し問題の詳細を確認する。これには 1、2 週間を要する。同局が権利所有者主張の正当性を認める場合、第三段階に移る。

第三段階: 仲裁手続き担当者及びその他関連担当官(商標侵害登録官等)が主張の正当性及び権利所有者の分析の合意に達した場合、法務官は相手方に書状を送達しミーティングを召喚する。

第四段階: 侵害者または侵害企業が仲裁手続きへの参加に合意した場合、長官はミーティングを召喚し両当事者は仲裁者役の法務チームと共に折衝する。これは、両当事者の日程都合により 1、2 カ月を要する。

3.3 裁判手続きによる救済 (民事・刑事)

タイ国には、知的財産権関連の管轄権を持つ特別法廷が存在する。中央知的財産国際貿易裁判所(通称 知的財産権裁判所)は 1997 年に設立され、タイにおいて知的財産権法に関わる全論争について裁定を下す独占的管轄権を有する。知的財産権裁判所は、海外で訓練を受けた高度な法学専門家である知的財産権法の専門知識を有する判事が配置されている。さらに論争関連分野(化学、生物、ソフトウェア、IT 技術等)の専門家である陪席裁判官も配置され、裁判に参加する。

民事 訴訟手続

民事訴訟は、全て原告による知的財産権裁判所への提訴から開始される。被告は 15 日以内(または代替サービスの場合 30 日以内)に、裁判所に答弁書を提出しなければならない。提訴、答弁、あれば反訴が提出された後、裁判所は両当事者に提訴裁定の日程を通知する。両当事者は出廷する義務を負う。裁判所は裁判のため論争を裁定し、証拠の検証及び証人の審問を行う。タイでは公判前の証拠開示手続はない。

証人リスト及び使用される証拠の詳細は、少なくとも証拠検証日の 7 日前までに相手方が裁判官から受領するための十分なコピーと共に提出しなければならない。両当事者のいずれも正当な理由を示すことができ、新規証拠が重要なものであれば証人リスト提出期限後でも新規証拠を提出することができる。知的財産権訴訟では書類、宣誓供述書、証人が裁判所に提出される多様な証拠を構成する。専門家の活用については、一般的に当事者は民間専門家の宣誓供述書を依頼することが多いが、必要と認められた場合、裁判所が専門家を任命することもある。民事訴訟法により知的財産権訴訟でも証人を反対尋問することができる。

タイでは陪審員制度が存在しないことにも注意が必要である。全ての論議及び証拠を判事のみが審議する。知的財産権裁判では、少なくとも判事二人及び裁判員一人から構成される。技術的に複雑な問題については、必要な技術的及び主題の専門家が出廷し、公正・平等な審理を実施する。判事は、知的財産権または国際貿易の特別な訓練を受けており、裁判所の判決は、非常に高度で知的財産権保護の国際的な標準となっている。裁判員も、知的財産権または国際貿易の特定分野の専門知識を有する。

両当事者の審理終了後、裁判所は、両当事者に審理最終日から 30 日以内に最終陳述の提出を命じる。これは任意の開廷である。証人尋問が完了後、法廷は、通常 1、2 カ月後の判決言い渡し日程を決定する。

裁判所での民事訴訟について、知的財産権所有者の多くは、まず侵害活動の禁止令を請求する。さらに、知的財産権の侵害に起因する修復不可能な損害について損害賠償を求めることが多い。賠償額については、権利所有者を侵害が発生しなかった場合と同一の経済的位置に戻すため、失われた収益及び販売を十分に埋め合わせる額が求められる。

しかしながら、知的財産権裁判所が裁定を下す賠償金額は、権利所有者が実際に被った損害または損失額を大きく下回ることが多い。このことは、知的財産権裁判所が 1997 年に設立されて以来、権利所有者が訴訟を避ける大きな要素となってきた。

特許に関わる民事訴訟は、一般的に提訴から第一審まで 18 カ月から 36 カ月を要する。商標及び著作権の民事訴訟はやや短く 12 カ月から 18 カ月である。

損害の査定

権利所有者は、故意に侵害活動に従事する侵害者に対し提訴する基本的権利を有する。侵害者に対する民事訴訟を提訴する権利は、民商法典第 5 条の不法行為において規定されている(他国では不法行為法に該当する)。

特に民商法典第 438 項には、裁判所による訴訟で請求される損害額の査定ガイドラインは、被害当事者が被った損害の実際金額に基づき決定するよう規定されている。つまり裁定される損害額は侵害を直接的に反映するもので、明確な証拠を提示することにより証明されなければならないことを意味する。

しかしながら注意しなければならないのは、法規には損害額の査定・計算方法に関する確実な基準が規定されていないことである。従って、損害額の査定は典型的に裁判所の裁量に任されている。民商法典第 438 項によると、裁判所は「不法行為の状況及び重要性」を評価し損害額を決定することが認められている。

請求棄却の根拠

損害賠償の請求を棄却する場合、裁判所は以下を含む理論的根拠を示す。

1. 請求された損害賠償額は、原告による将来的な見積に基づくものである。
2. 請求された損害を立証する証拠が不十分である。
3. 請求された法的費用は、原告の権利の行使に必要な金額を超えている。

上記の根拠は示されているものの、タイ知的財産権裁判所は、これまで実際の損害額または知的財産権所有者が当該事件において被った費用額を証明するために必要な証拠範囲を特定したことはない。

立証責任及び困難

権利所有者は原告として、侵害者の行為によるもの以外にも、販売損失の原因となりうる全ての可能性を立証するというほとんど不可能な作業を強いられる。原告は正確な損害額を立証するために、明確な証拠を提出しなければならない。

さらに一般的にタイ法廷では侵害者の利益を損害賠償の基準とすることができないため、この要件は権利所有者にさらなる負担を強いることになる。弁護士費用については、タイ民事訴訟法では請求金額の 5%という上限が設定されている。

控訴

知的財産権裁判所の第一審判決に対する控訴は、直接控訴裁判所(最高裁判所へ直接控訴することは、知的財産権手続き及び国際貿易事件特有の手続き)である最高裁判所に直接提出する。タイでは、控訴は文書で実施しなければならない。判決の解釈を除き審問はなく、最高裁判所の判決は最終判決となる。

控訴状は第一審判決日から 1 カ月以内に提出しなければならない。しかしこの期限は裁判所への裁定申請することにより延長することも可能である。

控訴は法的観点に限定する必要はない。最高裁判所が訴訟全体を再審理することもよくある。しかしながら、最高裁判所は裁判で提示された事実及び証拠に基づき審査するのみで、当事者が控訴のために追加の書類や証拠を提出することは許されていない。

刑事 訴訟手続

タイで知的財産権侵害を被った場合、権利所有者は、侵害者に対し知的財産権裁判所、警察署または知的財産権局に直接刑事訴訟を提訴することができる。知的財産権裁判所(アセアン諸国では最も歴史のある知的財産権裁判所)は、知的財産権に関する全ての事項を審理する場である。刑事訴訟手続は模倣品の販売場所の捜査から始まり、製造所や小売店の強制捜査が続く。

商標法に基づく模倣は国家犯罪であるため、権利所有者による警察署または知的財産権局への刑事訴訟の提訴は義務ではない。しかし実際には管轄官庁は製品を確認するため権利所有者の協力を必要とする。商標法の侵害は刑法及び著作権法に基づく一定の知的財産権関連犯罪とは一線を画す必要がある。これらの犯罪は示談可能であるため、商標侵害の場合は警察署または知的財産権局に直接刑事訴訟を提訴する必要がある。

特別警察チームまたは知的財産権局チームによる知的財産権事件への参加合意が得られた後、関連警察官は知的財産権裁判所から捜査・押収命令を請求し、その後の法的手続きのため模倣製品及び証拠の押収のため強制捜査を実施する。

当該命令に基づき侵害者を確定した場合、容疑者を告発し、容疑者は抗弁を提出するよう求められる。侵害容疑者が無罪を主張する場合、担当捜査官は両当事者から証拠を押収し検事局に意見を提出のうえ、起訴するか否かを決定する。検事が捜査官の捜査結果に合意、及び「一応の証拠がある事件」として立件されることに合意する場合、刑事事件も知的財産権裁判所に提訴され、裁判所は裁判日程を決定する。

罰金または罰則等一般的刑事上の執行を除き、被告が違法行為を行い著作権法違反により罰則を受け、その後釈放されてから 5 年以内に同法違反を再犯した場合、原告は裁判所に不法行為に規定された罰則の増徴を請求することができる。裁判所はさらにタイにおいて製造されたか輸入された材料の全て、当該税関の製造及び輸入は著作権の侵害を構成すると判断し、当該著作権物資が犯罪者により保有されている場合、違法行為の実施に使用された物資を没収するよう命令することができる。最終的に判決が原告勝訴の場合、被告が法廷に支払った罰金の半分以上を原告に支払うよう請求することができる。

暫定的救済

特許権の執行には、主に実体法として 1979 年の特許法及び、手続法として 1996 年の知的財産権及び国際貿易裁判所の設立と手続きに関わる施行法が関わる。この法律は特許の執行、特に相手方当事者からの証拠取得に関わる規則を規定するものである。同規定により、特許に関する民事訴訟は有益なものとなっている。以下に知的財産権裁判所に予備的差止め命令及び押収命令を請求する場合に特許所有者が満たさなければならない条件を決定するための立証責任及び基準について解説する。

タイ国法により知的財産権裁判所は、「アントンピラー命令」と同様の命令を発行する権限を与えられている。当該命令の発行は 1996 年の知的財産権及び国際貿易裁判所の設立と手続きに関わる施行法、1997 年の知的財産権及び国際貿易事件に関わる規則に基づき規定されている。

同法では、知的財産権所有者である被害者は命令を請求し、民事訴訟提訴の前後でも任意に証拠を押収または没収することができる。

裁判所の証拠押収または没収命令を取得するために、原告は以下を証明しなければならない。(1)押収がまだ実施されていない場合、原告が侵害容疑者を提訴するための根拠が存在する。(2)原告が将来使用することを望む証拠は押収しなければ損失されるかまたは提示が困難となる。(3)侵害容疑者または関

連当事者に事前通告をする場合、証拠は損壊、損失、破壊またはその他理由により遅れると提示が困難となる可能性があり緊急な状態にある。

「アントンピラー命令」が、タイでは付与されることはまれである。数少ない事例のひとつに、「*GSI Group Inc. 対 Almin Enterprise Co., Ltd. 他*」がある。この事件で、原告は、裁判証拠物件の押収または没収を知的財産権裁判所に請求した。原告は、暫定差止め命令を得るため、特許侵害容疑者を提訴する根拠が存在することを既に裁判所に認められていたため、証拠の損失の可能性があり、緊急事態であることの二つを法廷に立証する必要があった。そのため、原告は証人を召喚し、農業貿易器具展示会が終了した後では、侵害の証拠全ては他国に持ち帰られるか売却または破壊されるという事実を証言させた。この場合、原告は証拠を確保できず、その代わりに証拠が発注され、高値で売却されてしまう可能性が高かった。上記証言に基づき、法廷の判決は「本日(法廷が命令を発した日)は展示会の最終日で、侵害の証拠は損失されるか後日では提示不能となる可能性があり、緊急事態と言える。従って、本法廷は原告の請求通り、展示会において証拠の押収を命令する。」であった。

「アントンピラー命令」は一旦取得されると、裁判所が押収した証拠品は、反対当事者の侵害の証拠となるため、知的財産権所有者に恩恵を与えるものである。「アントンピラー命令」の申請をサポートするため、権利所有者は当該命令の発行が正当であることを示すべく、事態の緊急性を立証しなければならない。つまり、権利所有者は、相手方または第三者に権利所有者による訴訟が事前に通知された場合、侵害の証拠は損壊、損失、破壊またはその他後日には提示が困難となるという緊急事態が存在することを立証しなければならない。実際には権利所有者は「アントンピラー命令」を請求する場合、その知的財産権利のさらなる侵害を防止するため、同時に暫定停止命令も請求することが多い。

予備的差止命令

予備的差止命令の付与条件の設定のため、知的財産権局の首席裁判官発行の 1997 年の知的財産権及び国際貿易事件に関わる規則に予備的差止命令の申請審査規則が規定されている。法廷に対し特許権侵害が起きたかまたは、起きる可能性があるという明確な証拠の提示に加え、原告は法廷に以下を立証しなければならない。(1)申請するために妥当な根拠及び法廷が当該申請を認可する十分な理由が存在する。(2)特許所有者として原告が被った損害は、金銭的対策またはその他補償により救済できるものではなく、原告に対して損害補償する立場を認めない容疑者からも回収できず、また侵害容疑者に対する判決の執行も困難であること。

予備的差止命令に関する控訴裁判所命令

予備的差止命令に関し、裁判期間中に申請・裁定された控訴申請は、法廷命令発行後 1 カ月以内に最高裁判所に申請することができる。敗訴当事者が裁判期間中に控訴しない場合、法廷が第一審判決を下した時に控訴することができる。裁判期間中に抗告されたか否かに関わらず、主審議は通常通り継続する。

一方、侵害者に対する訴訟開始前に申請・裁定された一方的な予備的差止命令申請は、申請が裁判所により却下された場合、当該却下命令は最終であり、控訴することはできない。

日本及びタイ国システムの比較

日本及びタイ国での模倣防止法の比較を以下の表に示す。

日本 ¹³	タイ国
特許法	特許法
実用新案法	-
意匠法	-
商標法	商標法
著作権法	著作権法
種苗法	-
不正競争防止法	-
関税法	関税法
刑法	刑法
民法	民法
特定テレコムサービス会社による損害の責任限定及び 発信人個人情報の公開請求権利に関する法律	-

日本及びタイ国の法的手続きの比較

手続き	日本 ¹⁴	タイ国
刑事訴訟手続き	あり	あり
民事訴訟手続き	あり	あり
非侵害の確認判決	あり、しかし原告が同種判決の請求に実際に利害関係を持つ場合にのみ申請できる。	なし

¹³ 2013年 グローバルガイド模倣防止報告書(Global Guide of Anti-Counterfeiting Report 2013) 世界商標レビュー、日本編 (World Patent Review. Japan Jurisdiction)、P131

¹⁴ 2015年 著作権訴訟管轄比較(Copyright Litigation Jurisdiction Comparisons 2015)、欧州弁護士レファレンス、日本編(European Lawyer Reference. Japan Jurisdiction) P223-240

国境対策	あり	あり、著作権及び商標を侵害商品及び関税法に違反する製品にのみ適用する。
排除命令	強制ではない	強制ではないが、損害を立証するために有効で、強く奨励する。
知的財産権を管轄する裁判所	全地方裁判所、東京及び大阪地方裁判所では特別部署に判事が配属され、知的財産権の事案に精通している。	中央知的財産 国際貿易裁判所

3.4 税関に関する事項

関税法 (No.12) 仏歴 2497 年 (1954 年) によると、税関吏は、関税管轄地域内では令状なしに捜索することができる。この権限は、合理的な理由に基づき実施されなければならないもので、土地・物品だけでなく人物も捜索することができる。関税法によると、税関吏は税関を通過する梱包を開き検査する権限またタイ国海域内の船に乗り込み捜索する権限を有する。

日本の税関は、国境において知的財産権のいくつかの侵害に関し処置を講じる権限を与えられているが¹⁵、タイの税関は、商標や著作権侵害の嫌疑のある製品を押収できるだけである。タイ税関局規則によると、商標や著作権侵害の被疑のある海賊版製品の輸出入は、仏歴 2522 年(1979 年)の輸出入法の第 5 条に基づく税関規則規定の範囲にある。同規定によると知的財産権所有者は税関の管理下にある被疑製品を流通させないよう嘆願書を税関に提出することができる。著作権及び商標の侵害に対するクレームはやや異なる方法で取り扱われる。

知的財産権所有者が、製品を模倣であると疑う場合、権利所有者は以下の規定に基づき、いくつかの救済措置を求めることができる。該当する規定は以下の通り。

- 製品の輸出入を統制する商務省通達(No.94) 仏歴 2536 年 (1993 年) (通達 No. 94)
- 製品の輸出入を統制する商務省通達(No.95) 仏歴 2536 年(1993 年) (通達 No. 95)
- 他者所有の著作権を侵害する商品に関する法的手続き規定の関税局通達 (No.28) 仏歴 2536 年(1993 年)

¹⁵ 知的財産権侵害物品の水際取締り「日本の税関による知的財産権侵害物品の水際取締り」
[http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/a_003_e.htm]2015 年

税関吏は、通達 No.94 及び No.95 に基づき模倣製品を押収し、他者の著作権の複製または改造が疑われる製品の出荷を停止する権限を有する。権利所有者またはその代理人は、通達 No.95 に基づき税関局に対して輸入業者の手に渡る前に当該製品の検査を求める嘆願書を提出することができるが、第一に当該製品が他者の著作権の複製または改造であるという合理的な理由が存在しなければならない。著作権侵害の嫌疑に関わる事項については、合理的な理由の存在に基づき、権利所有者またはその法的代理人は、税関局に対して輸出入業者の手に渡る前に「当該製品の差止め」を請求する嘆願書を提出することができる。これは「出荷停止命令」という実際的な効果を発揮する。

4. タイ市場における模倣品の実態

4.1 過去十年間(2004 年以降)のタイ市場における模倣品の実態

タイ国と模倣品には長い歴史がある

タイ国市民は、長年国内で模倣品が販売されていることに慣れている。タイで初めて模倣品が出回ったのが何時なのか確実な記録はないものの、欧米及び日本の製品の人気が高まった 1980 年代だと思われる。知的財産権侵害防止抑制庁の知的財産権局の幹部へのインタビューによると、タイ市場で模倣品が蔓延し、政府の懸案となったのは 1990 年代の中頃である。

その後、タイは急速に東南アジアにおける国際的商業都市となった。現在、タイは旅行とレジャーの目的地として世界でも最も人気の高い国のひとつであり、毎年数千万人の観光客が訪れ、多くの遺産、独特な文化、美しい自然を満喫している。また、タイ人のホスピタリティー、食事、ショッピングも人気が高い。

またタイを訪れる観光客の多くがバンコクまたはその他地方都市の行商、市場、ショッピングモール等で模倣品や海賊版製品を購入しているのは周知の事実である。これら製品は、映画 DVD、音楽 CD、腕時計、衣料品、サングラス、ソフトウェア、ビデオゲーム、その他多くの商品を網羅している。模倣品はオリジナル製品と似ているか、ほぼ同一であり、実際外見だけではほとんど識別できない。製品品質が悪いことは買い物客が何度か製品を使用して初めて気が付くこととなる。

模倣品の販売及び購入自体による、消費者への損害は、落胆と小額の損失のみで無害だと思われがちだが、模倣品の販売及び購入は深刻な結果をもたらすものである。例えば、多くの場合、模倣食品、模倣消費者製品、模倣化粧品、模倣医薬品は健康被害を引き起こす可能性があり危険で、中には消費者が死亡するケースもある。

タイ国市場の過去及び現在の模倣品実例

模倣腕時計

タイ国の模倣腕時計は、観光客だけでなく地元民にも人気が高い。販売者は通常様々なブランドやモデルの腕時計のカatalogを携帯し、購入しそうな客に声をかける。しかし、購入者の報告によるとこれらの腕時計は長持ちしないことがほとんどである。バンコクで模倣腕時計を買うのはロレックス、オメガ、タグホイヤー等の有名ブランドの腕時計を持っていると装うことができるため面白そうだと思う観光客も多いが、実際は違法な偽物ブランド名を張り付けただけの安物の腕時計で、模倣腕時計に使うお金でブランドものではないが良い品質の模倣品でない腕時計を買うことができる。

海賊版映画

海賊版映画は、タイ国民及び観光客に人気の製品である。特に、インターネットでのダウンロードが普及するごく最近まで顕著だった。今日でも海賊版映画 DVD は国内で入手できる。最近公開されたばかりの映画を数百パーツで購入できると購入者を誘っており、「5 枚買うと 1 枚タダ」等というセールも行われている。しかしほとんどの場合、映像品質は悪く、中には携帯式ビデオカメラで録画されていて見るに堪えないものも多い。典型的な海賊版映画は、音質も悪く、字幕も読めないほどの劣悪さである。

以下にタイで販売されている海賊版映画の DVD の写真を掲載する。

警察が押収した海賊版映画の DVD



出典: www.innnews.co.th/shownews/show?newscode=560467

市場で海賊版映画の DVD を販売する店舗



出典: <http://board.trekkingthai.com/board/upload/photo/2005-10/sYTdsolP.jpg>

海賊版映画の DVD は適切に包装されていない。



出典: www.patrolnews.net/crime/จับ-2-สาวขายซีดีเถื่อนทาง.html

模倣デザイナーサングラス

サングラスは、主に眼を有害な紫外線からの保護するためにデザインされている。高品質のサングラスは、レンズも高品質で製品説明にあるように紫外線から眼を保護することができる。安物の模倣サングラスは紫外線から眼を保護することができないだけでなく、目に悪い場合もある。例えば模倣サングラスは日光を多少遮り薄暗くするため瞳孔がより開き紫外線にさらに晒されることになるからである。模倣デザイナーサングラスは屋外市場だけでなく、メガネ店で本物と一緒に販売されていることも判明している。

以下の写真はタイで販売されている模倣サングラスである。

高級ブランド商標の付いた模倣サングラス



警察が押収した紙箱梱包された模倣サングラス



経済犯罪制圧課で模倣製品を検査している様子



劣悪な品質の模倣サングラス



模倣ファッション製品及び高級ブランド製品

高級ブランドの模倣衣料品、靴、宝飾品及びハンドバッグは、多種多様な製品がある。多くの場合、ブランドにだけ注目し本物の見栄えや使い心地等を知らない消費者を騙すことが目的である。模倣品の中にはかなりの労力を費やして細かい部分まで模倣しているものもある。模倣品を購入した消費者の多くは、

偽物だと分かっているが気にせず、値段が安いことにしか関心がない。偽物の材質や製造技術は劣悪なため、購入し店舗を離れた後には短期間で色が褪せる、ラベルが剥がれる、かがりが緩くなる等問題が発生する。この分類の模倣品はタイで最も多い。

海賊版音楽 CD

インターネットからの違法ダウンロードは、全世界で普及しているが、タイでは海賊版音楽 CD もまだ健在である。海賊版音楽 CD の販売者は新しいポップ音楽に注力しており古い音楽は見つけ難い。海賊版音楽 CD は通常透明なプラスチックの袋に入れてあり梱包されておらず、タイトルやアートワークもなく、あっても劣悪なコピージャケットである。つまり楽曲リストもない。CD は全く作動しない場合やノイズがある場合もある。

以下の写真はタイで販売されている海賊版音楽 CD

屋外市場で販売されている海賊版音楽 CD



出典: <http://www.manager.co.th/Daily/ViewNews.aspx?NewsID=9490000003522>

警察が押収した海賊版音楽 CD



出典:

<http://www.bangkokbiznews.com/home/detail/business/business/20130306/493471/%E0%B9%84%E0%B8%97%E0%B8%A2%E0%B8%8A%E0%B8%87%E0%B8%95%E0%B8%B1%E0%B9%89%E0%B8%87%E0%B8%95%E0%B8%A3.%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%9A%E0%B8%A5%E0%B8%B0%E0%B9%80%E0%B8%A1%E0%B8%B4%E0%B8%94%E0%B8%97%E0%B8%A3%E0%B8%B1%E0%B8%9E%E0%B8%A2%E0%B9%8C%E0%B8%AA%E0%B8%B4%E0%B8%99%E0%B8%97%E0%B8%B2%E0%B8%87%E0%B8%9B%E0%B8%B1%E0%B8%8D%E0%B8%8D%E0%B8%B2.html>

海賊版ソフトウェア及びビデオゲーム

海賊版ソフトウェア及びビデオゲームは、オリジナルから簡単に CD にコピーできる。コピーされたソフトウェアまたはゲームは、インストールするかコンピューターで再生できる。今日、多くの著作権所有者は作品のコピーをできるだけ困難にする努力を続けている。まず、インストールキーやインストール認証は以前より複雑となり、ソフトウェア保護を「解読」できるはずのコードやキーは作動しない。ユーザーはソフトウェアをインストールできても、オリジナル開発者が発行するソフトウェアアップデートを受け取ることはできず、プログラムは完全には作動しない。この類いの模倣製品は、IT 製品やサービスを提供する全国のいわゆる「IT モール」で簡単に入手できる。

模倣医薬品及び化粧品

模倣医薬品及び化粧品は、汚染されている可能性があり非常に危険である。不適切な成分が使用されていたり、有効成分が全くないものもある。また、正しい成分が使用されていても調合割合が不十分だったり、投薬量が不足している場合もある。模倣医薬品及び化粧品はタイ国食品医薬品局(タイ FDA)規定の検査や登録もされていないため、違法であり、消費者の健康を害する可能性がある。タイ FDA は積極的に市場調査を実施し、疑わしい模倣品の報告は全て調査しているが、模倣医薬品及び化粧品は未だに全国に出回っている。模倣品を効果的に駆逐するため、多くの政府省庁間及び民間部門との協力が必要である。

以下の写真はタイで販売される模倣医薬品及び化粧品

タイ食品医薬品局が押収した模倣医薬品及び栄養補助食品



出典: http://www.oryor.com/oryor/report_1_show.php?idContent=71

タイ食品医薬品局が押収した模倣医薬品及び栄養補助食品



出典: http://www.thaisecurityprinting.com/news_detail.php?id=2580

警察が押収した韓国の有名ブランド商標を装った模倣化粧品



出典:

<http://www.smeleader.com/%E0%B8%82%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B8%AA%E0%B9%88%E0%B8%87%E0%B9%80%E0%B8%84%E0%B8%A3%E0%B8%B7%E0%B9%88%E0%B8%AD%E0%B8%87%E0%B8%AA%E0%B9%8D%E0%B8%B2%E0%B8%AD%E0%B8%B2%E0%B8%87/>

模倣化粧品を販売するショッピングモール内の店舗



出典: <http://www.oknation.net/blog/market/2009/07/22/entry-1/comment>

模倣化粧品を販売するショッピングモール内の店舗



出典:

http://www.moph.go.th/ops/iprg/iprg_new/include/admin_hotnew/show_hotnew.php?idHot_new=26903

警察がショッピングモールで押収した模倣化粧品



出典: <http://www.manager.co.th/CelebOnline/ViewNews.aspx?NewsID=9530000180794>

タイにおける模倣品の需要と供給

タイでは毎日、数千人もの観光客やタイ人買い物客が好み的高级ブランドや生活用品ブランドを求めてショッピングモールを訪れている。しかし、それ以上の数の買い物客が、破格の値段で購入できる同じ高級ブランドの安物コピー品を求めて、市内の屋外市場を訪れているのだ。模倣製品は偽物衣料品、腕時計、バッグ、宝飾品、サングラスだけでなく DVD、CD、コンピューターソフトウェアまでである。模倣品の買い物はバンコクで最も人気のある娯楽のひとつであり、低価額がその魅力である。品質にもよるが、偽物ブランドのジーンズ価額は 200 バーツから 2,000 バーツ程度、スポーツシューズが 500 バーツ程度、新規公開映画の DVD はたった 100 バーツ程度である。

タイの模倣文化はかなり普及しており、本物のポロシャツが買えるような経済的に豊かな人でも単に面白がって通常価額のほんのわずかで買える Lacoste や Polo Ralph Lauren ブランドの偽物製品を買うこともある。バンコクを訪れるバックパッカーは旅費を節約するため偽物の Birkenstocks や Havanas のビーチサンダルをチャトチャクウィーケンドマーケットで買うことが多い。夜になると、お土産産商人がシーロムやスクンビット通りで模倣ハンドバッグ、腕時計、サングラス、宝飾品を行商している。タイ市場で模倣品の販売が蔓延している理由のひとつは、需要が高いことである。

タイにおける模倣品に関する統計

タイで反模倣活動の実施権限を持つ法律機関(例えば、タイ王国国家警察庁、法務省特別捜査局 (DSI) 及び関税局)は、市場に出回る模倣品を押収するため継続的に全国の製造者、販売者、輸入業者、輸出業者、卸問屋、小売店、さらに屋外行商人に対してまでその権限を行使し、模倣品の製造や販売に従事する個人や企業を告訴してきた。知的財産権を政策及び実務レベルの両方で管轄する主要政府機関である知的財産権局(DIP)は、反模倣活動及び行使活動の組織化のため上記政府機関の間のリーダー及び調整役として活動している。本調査プロジェクトのために Tilleke & Gibbins が知的財産権局及び関税局から特別に得た、知的財産権行使及び、押収に関するデータと統計は、タイの模倣品に関わる過去十年間の全体像を掴むために有効であるだろう。

知的財産権局 (DIP)の統計

不法行為	2014年		2013年		2012年		2011年	
	検挙数	押収製品数	検挙数	押収製品数	検挙数	押収製品数	検挙数	押収製品数
(著作権法 仏歴 2537年)	4,562	524,671	5,121	1,216,567	4,789	2,770,675	3,150	690,346
(商標法 仏歴 2534年)	2,473	227,202	4,377	964,627	4,914	3,833,509	2,234	1,777,833
(特許法 仏歴 2535年)	13	1,137	29	10,863	24	4,859	6	151
(カセット事業及びテレビ受像機管理法規 仏歴 2530年)	343	68,477	268	181,343	200	257,662	31	31,271
合計	7,391	821,487	9,795	2,373,400	9,927	6,866,705	5,421	2,499,601

不法行為	2010年		2009年		2008年		2007年	
	検挙数	押収製品数	検挙数	押収製品数	検挙数	押収製品数	検挙数	押収製品数
(著作権法 仏歴 2537)	2,867	2,288,702	3,781	3,099,592	3,215	2,465,679	4,614	2,228,348
(商標法 仏歴 2534)	2,679	2,011,295	3,826	2,168,887	2,697	946,262	2,465	1,472,813
(特許法 仏歴 2535)	2	213	5	46,461	1	1	4	10,045
(カセット事業及びテレビ受像機管理法規 仏歴 2530年)	25	38,319	1	3,595	10	4,374	35	34,830
合計	5,573	4,338,829	7,613	5,318,535	5,923	3,416,316	7,118	3,746,036

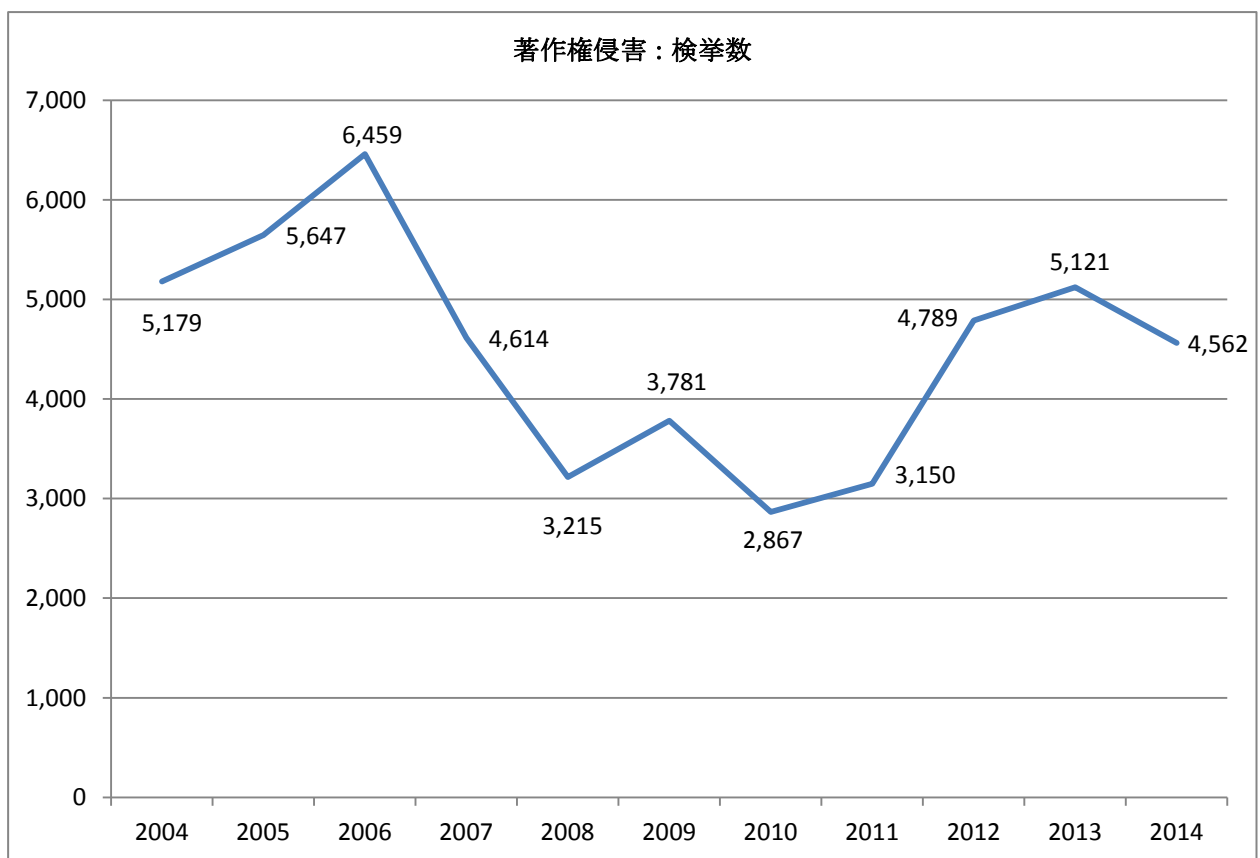
不法行為	2006年		2005年		2004年	
	検挙数	押収製品数	検挙数	押収製品数	検挙数	押収製品数
(著作権法 仏歴 2537)	6,459	1,704,970	5,647	1,388,274	5,179	802,496
(商標法 仏歴 2534)	3,100	1,105,629	1,995	850,106	2,602	1,384,923
(特許法 仏歴 2535)	4	5,208	3	6	9	3,279
(カセット事業及びテレビ受像機管理法規 仏歴 2530年)	12	7,781	44	23,181	343	68,477
合計	9,575	2,823,588	7,689	2,261,567	36	3,047

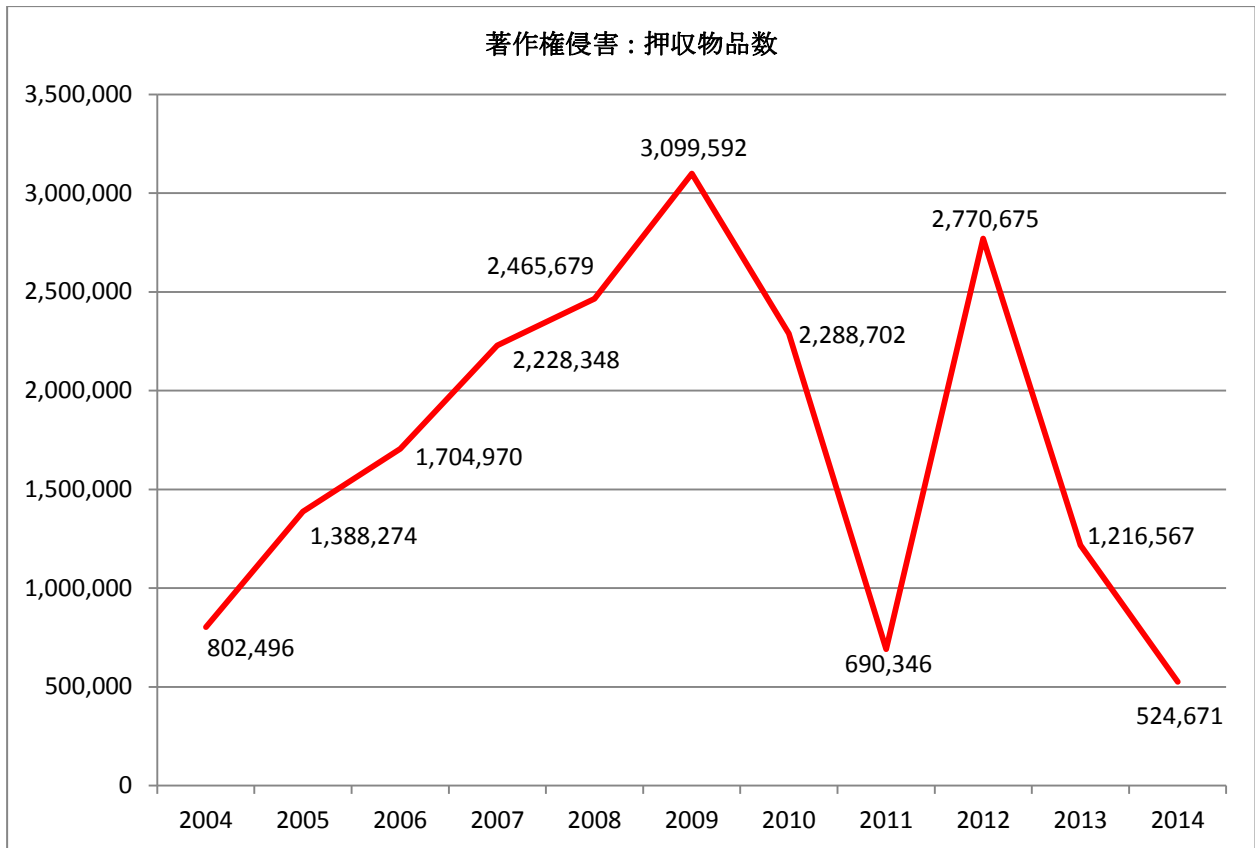
著作権侵害事件

国家警察庁及び法務省特別捜査局が2004年から2014年に実施した知的財産権行使に関わる事件の統計によると、警察庁と捜査局が実施した強制捜査の大半は、著作権に関わる事件だった。それらの著作権侵害事件のほとんどはタイ及び海外著作権所有者による映画、音楽、ソフトウェア、コンピュータゲームであった。

2004年から2006年には著作権侵害事件数は大きな変化はなかったが、2006年には多少増加を見せた。2007年からは減少傾向を見せ始めた。翌年2008年から2011年にかけては安定していたが2012年に増加し始め、それ以来今日まで事件数は高い範囲にとどまっている。

押収された著作権侵害製品数は2004年から2010年にかけて増加した。2013年から2014年にはタイ国内の政治的騒乱によりそれまでの十年間の平均に比べかなり低かった。

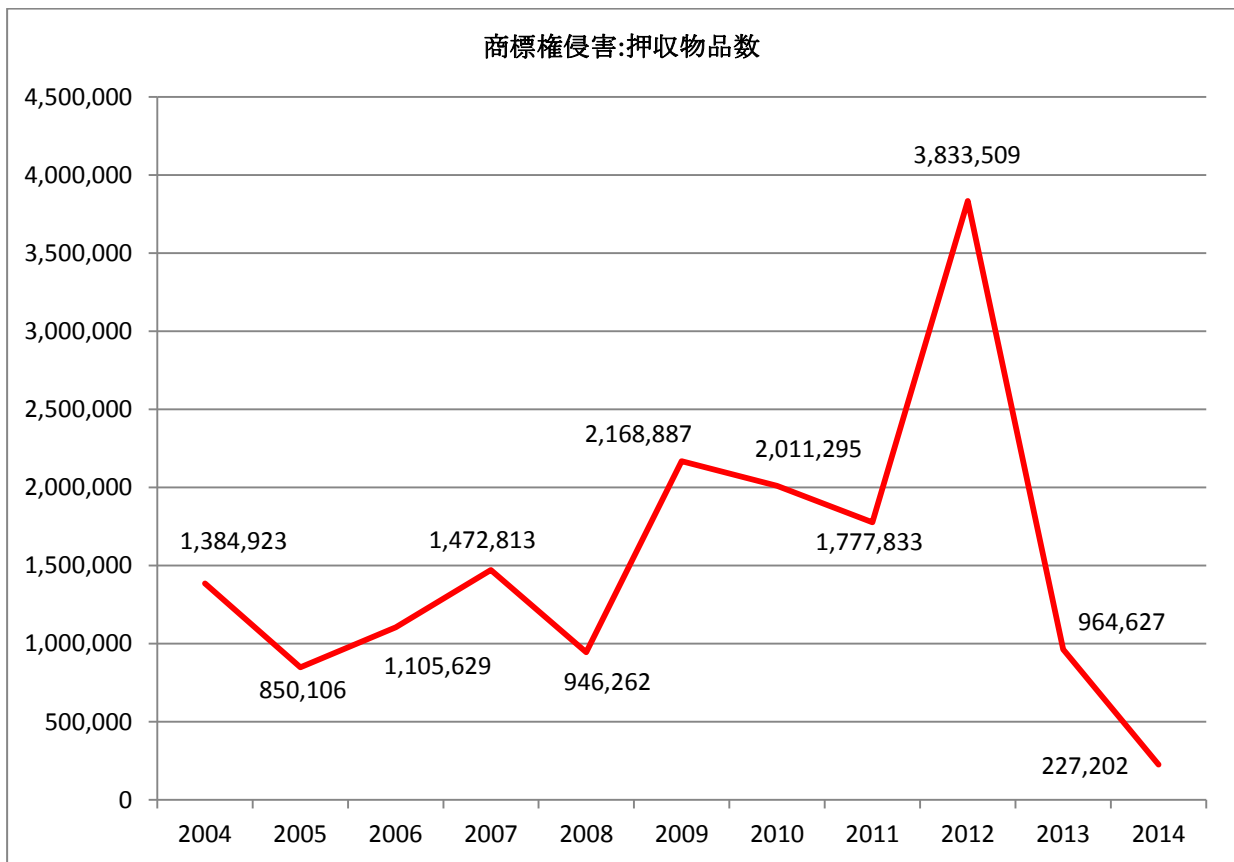
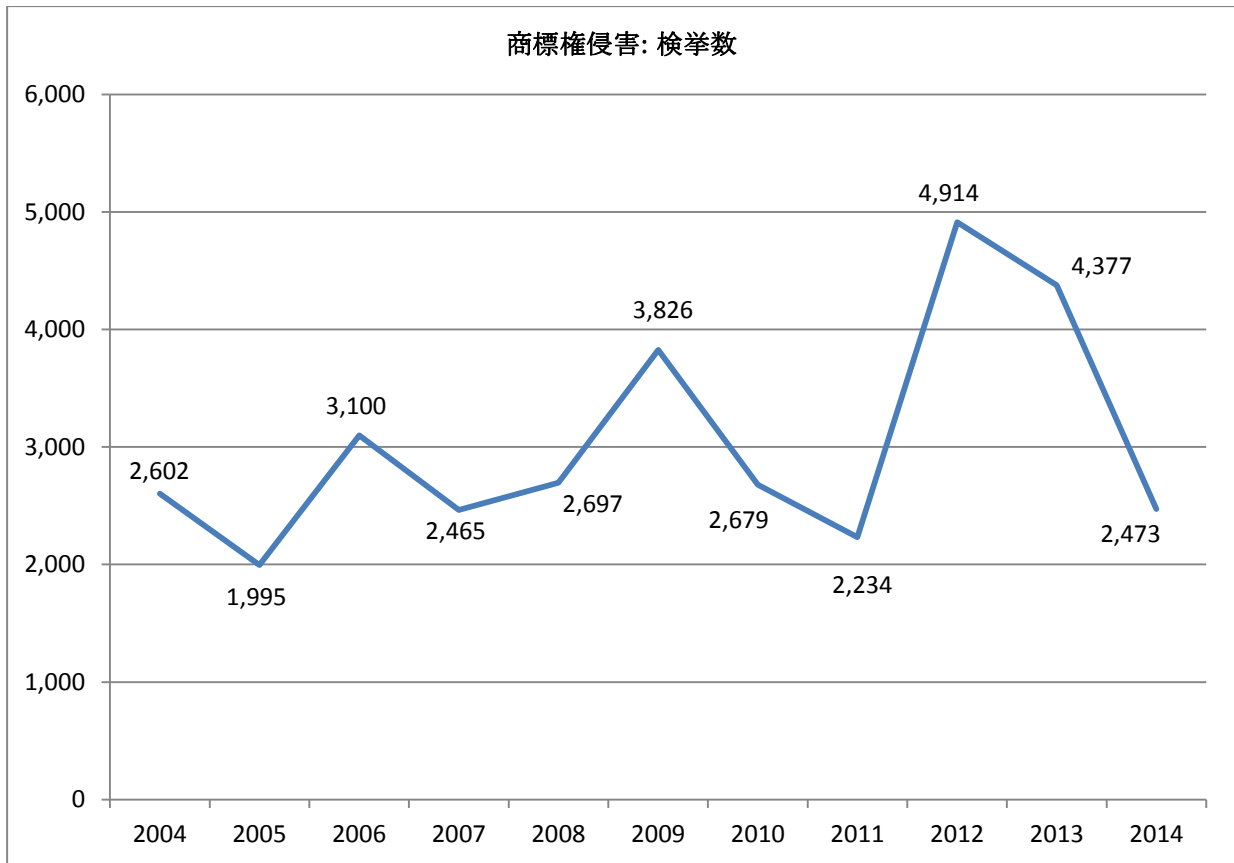




商標権侵害事件

国家警察庁及び法務省特別捜査局が2004年から2014年に実施した知的財産権行使に関わる事件の統計によると、監督庁はタイにおけるあらゆる種類の有名ブランドの模倣品を一掃するため努力し続けている。

過去十年間の強制捜査数は安定しているが、2012年及び2013年は特に活発であった。2012年には強制捜査による模倣品の押収品が最高数を記録した。これは過去十年間の平均の二倍だった。

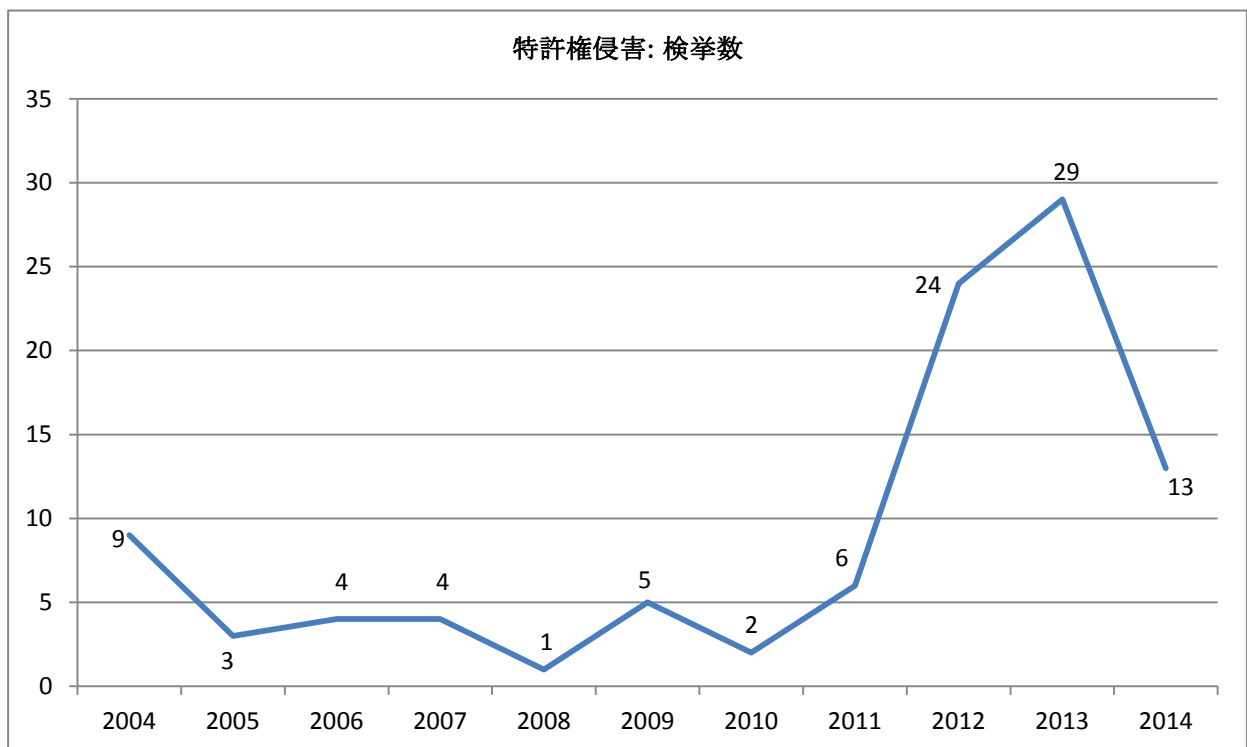


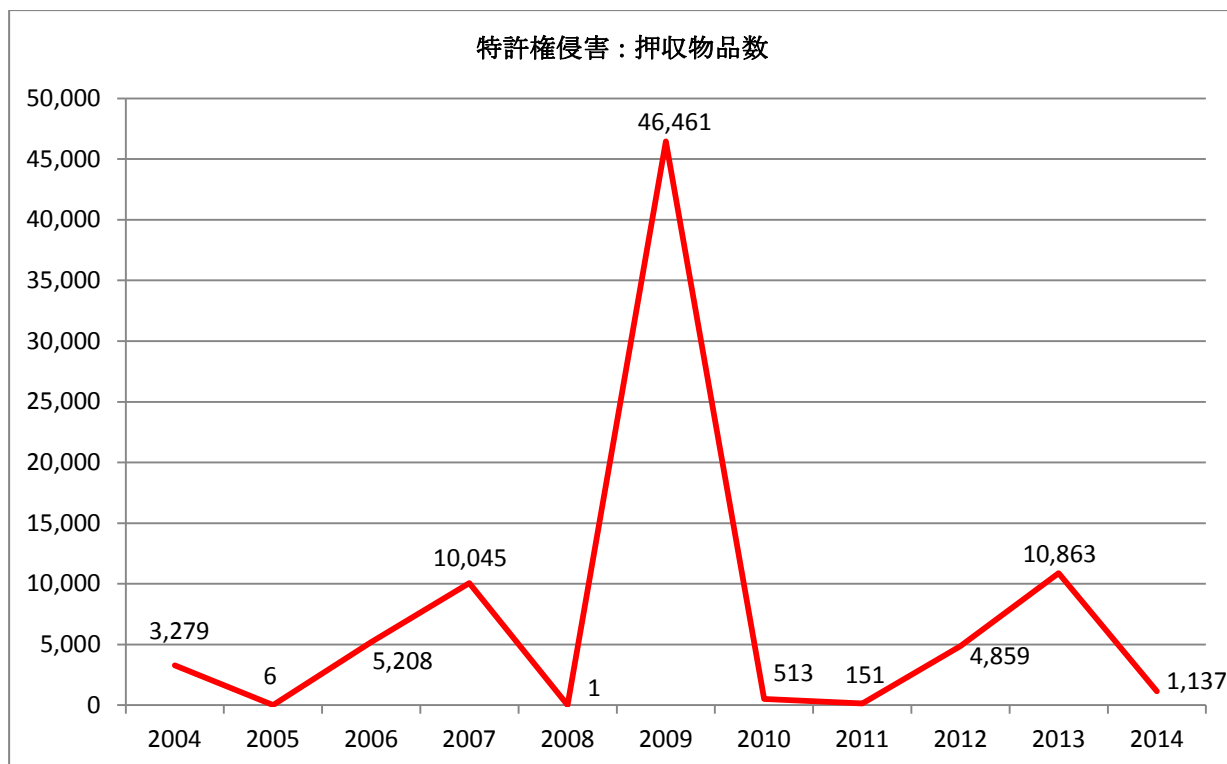
特許権侵害事件

国家警察庁及び法務省特別捜査局は、特許権侵害事件の追跡には消極的であり、特許権の行使目的の捜索令状請求は、その複雑で技術的な性質により、ほとんどが知的財産権裁判所により拒絶されることがこの分野の実務家によく知られている。しかしながら、認可されるものもある。特に、他の特許権侵害事件よりも単純であると考えられている意匠特許に関わる事件は認可されることが多い。

特許権を侵害する製品は、医薬品、化学品、自動車、エンジン、布地の模様等タイで特許登録済みである発明または意匠に関する違反を犯している場合もある。特許法に基づく強制捜査は、その他法的根拠に基づくものよりかなり少ない。2004年から2014年に警察庁及び捜査局が取り扱った特許権侵害事件は1年に10件以下である。しかしながら、特許権侵害事件は2012年に24件、2013年29件、2014年13件と最近増加傾向にあり、管轄庁が特許権侵害についてより積極的になっている良い兆候とも考えられる。

特許権侵害事件の成立数がタイでは非常に少ない事実をさしおいても、特許権侵害製品の押収品数は著しく高い。例えば、2009年の特許権侵害製品の押収品総数は5件の強制捜査で46,461個、2007年には同様にたった5件の強制捜査で10,045個の製品を押収している。





カセット事業及びテレビ受像機管理法に関わる事件

音楽及び映画の模倣 CD 及び DVD の販売は、カセット事業及びテレビ受像機管理法による認可を持たずに同製品を販売したという根拠により追加容疑で起訴される。この犯罪は著作権侵害の典型的な罰則よりかなり厳しい罰則が課せられることに注意が必要である。2012 年、2013 年、2014 年における、音楽及び映画の模倣 CD 及び DVD の販売者に対する起訴件数は、2004 年から 2011 年の間の数に比較して非常に大きく増加した。

関税局¹⁶統計

税関による模倣品押収件数 (2006 年-2014 年)

関税局による模倣品押収を含む 知的財産権侵害事件の概要	
年度	件数
2006	419
2007	550
2008	651
2009	684
2010	759
2011	628
2012	754
2013	774
2014	765
2015 (2014 年 10 月)	79

2006 年から 2014 年に関税局が実施した知的財産権行使の統計によると、タイ税関による模倣品の押収件数は 2006 年以降増加している。2004 年から 2009 年の間では毎年 100 件程度ずつ増加し、2009 年以降は 1 年に 650 件から 750 件程度に落ち着いている。ここで重要な点は、タイ関税局は商標及び著作権侵害製品を押収する権限しか付与されていないことである。

¹⁶ 知的財産権調整センター(Intellectual Property Coordination Center)押収模倣品統計(Statistics of seized counterfeit goods),[<http://www.iprcus.toms.com/index.php?lay=show&ac=article&id=126935>], 2014 年

関税局が押収した模倣品数 (2006 年-2014 年)

関税局による模倣品押収を含む 知的財産権侵害事件の概要	
年度	数量(製品数)
2006	1,830,838
2007	1,596,672
2008	2,222,254
2009	1,051,474
2010	628,803
2011	451,772
2012	1,531,440
2013	631,121
2014	263,584
2015 (2014 年 10 月)	44,674

上記表に示したように、関税局による取扱件数は同年度に同局が押収した製品数に必ずしも一致していない。強制捜査件数が 2006 年から 2014 年にかけて増加したにも関わらず、押収製品数は 2008 年と 2012 年を除き減少している。2008 年は過去十年間で最高数の模倣品が押収され、2012 年にも多数の模倣品が押収された。タイ関税局による模倣品押収一件当たりの押収品の平均数は、ここ数年大きく減少している。

関税局が押収した模倣品の総価額 (2006 年-2014 年)

関税局による模倣品押収を含む 知的財産権侵害事件の概要	
年度	価額 (パーツ)
2006	76,051,101
2007	103,903,568
2008	382,678,786
2009	289,448,817
2010	120,453,899
2011	132,502,410
2012	148,105,535
2013	116,552,746
2014	74,706,589
2015 (2014 年 10 月)	9,741,905

関税局による模倣品の押収数は 2009 年、2010 年、2011 年、2013 年、2014 年は 2006 年、2007 年、2008 年、2012 年を大きく下回ったものの、2010 年、2011 年、2013 年、2014 年の模倣品一個当たりの平均価額は 2006 年及び 2007 年を大きく上回った。

押収模倣品数の上位 10 (ブランド別) 2006 年-2015 年

2006 年度			
No	ブランド	押収数量(製品数)	価額(パーツ)
1	GUCCI	7,486	3,689,563
2	POLO	9,881	1,967,432
3	LOUIS VUITTON	7,770	1,883,229
4	CASIO	12,963	1,863,887
5	NOKIA	202,311	1,747,508
6	SONY	6,114	1,178,311
7	HELLO KITTY	112,065	1,121,920
8	MULBERRY	9	1,000,000
9	LACOSTE	4,283	931,006
10	DIESEL	4,695	871,620

2007 年度			
No	ブランド	押収数量(製品数)	価額(パーツ)
1	BENZ	2,043	15,332,180
2	BILLABONG	18,608	5,420,991
3	CASIO	111,514	4,184,559
4	HELLO KITTY	272,283	3,292,460
5	JUKY	555	3,221,215
6	CHLOE	1,751	2,575,950
7	LACOSTE	5,108	2,198,487
8	NOKIA	99,958	1,956,654
9	CHANEL	10,976	1,698,939
10	GUCCI	21,340	1,578,280

2008 年度

No	ブランド	押収数量(製品数)	価額(パーツ)
1	NOKIA	339,354	23,727,343
2	HELLO KITTY	504,150	12,333,241
3	NATIONAL	38,000	5,994,400
4	ROLEX	3,150	5,956,328
5	ADIDAS	17,366	5,660,428
6	NKG-CRSE	36,250	5,089,500
7	DIESEL	13,581	3,970,850
8	PRADA	1,494	3,462,935
9	D&G	9,695	3,354,261
10	CHANEL	16,147	3,027,747

2009 年度

No	ブランド	押収数量(製品数)	価額(パーツ)
1	LEVI'S	8,181	9,958,919
2	ADIDAS	7,632	7,037,554
3	LOUIS VUITTON	13,042	6,873,189
4	NOKIA	246,822	6,452,484
5	LACOSTE	7,167	2,918,397
6	NIKE	6,967	2,637,049
7	THE NORTH FACE	573	2,609,000
8	BREITLING	2,255	2,440,314
9	ARSENAL	8,175	1,996,976
10	MAC	36,041	1,965,788

2010 年度

No	ブランド	押収数量(製品数)	価額(パーツ)
1	NOKIA	91,157	11,425,973
2	LOUIS VUITTON	30,532	10,056,094
3	RAYBAN	16,272	3,958,261
4	ADIDAS	9,007	3,797,545
5	GUCCI	7,459	2,822,305
6	LEVI'S	7,919	2,252,885
7	CHANEL	3,027	2,001,750
8	D&G	11,707	1,738,797
9	NIKE	8,772	1,688,736
10	LACOSTE	3,673	1,489,127

2011 年度

No	ブランド	押収数量(製品数)	価額(パーツ)
1	ULTRAMAN	31,421	12,337,900
2	LEVI'S	6,166	8,147,976
3	GUCCI	5,470	6,554,708
4	LACOSTE	6,446	4,317,228
5	CHANEL	4,090	4,046,963
6	PRADA	1,850	2,484,616
7	ADIDAS	10,746	2,180,368
8	CASIO	3,843	2,127,251
9	NOKIA	8,516	1,763,051
10	BILLABONG	2,364	1,691,465

2012 年度

No	ブランド	押収数量(製品数)	価額(パーツ)
1	RAYBAN	14,426	19,481,590
2	BAKUGAN	19,200	7,872,000
3	OAKLEY	6,259	7,305,260
4	LOUIS VUITON	6,262	7,223,987
5	ADIDAS	13,636	6,951,063
6	CHANEL	2,001	6,000,729
7	LACOSTE	5,010	4,665,768
8	GUCCI	2,284	3,684,819
9	RAYS	1,156	3,514,833
10	NIKE	11,212	3,343,835

2013 年度

No	ブランド	押収数量(製品数)	価額(パーツ)
1	ANGRY BIRDS	124,816	15,610,989
2	RAYBAN	20,791	13,553,886
3	ADIDAS	19,629	8,017,167
4	OKLEY	10,839	6,340,750
5	NIKE	8,257	4,037,465
6	LOUIS VUITON	4,055	3,700,732
7	FITFLOP	1,435	2,828,602
8	PRADA	4,808	2,597,225
9	HELLO KITTY	33,817	2,505,840
10	MICKY MOUSE	14,214	2,415,689

2014 年度

No	ブランド	押収数量(製品数)	価額(パーツ)
1	ADIDAS	17,156	6,104,042
2	RAYBAN	8,045	5,368,668
3	OKLEY	4,055	2,866,310
4	NIKE	12,976	2,785,405
5	CHANEL	4,327	2,728,950
6	ROLEX	33	2,637,931
7	JOHNIE WALKER RED LABEL	5,246	2,549,220
8	LOUIS VUITON	2,563	2,076,589
9	SAMSUNG	1,546	1,588,008
10	TAYWIN	8,052	1,467,195

2015 年度(2014 年 10 月)

No	ブランド	押収数量(製品数)	価額(パーツ)
1	ONITSUKA	6,180	1,727,344
2	ADIDAS	4,984	1,132,711
3	NIKE	2,958	762,141
4	FITFLOP	710	592,370
5	HELLO KITTY	5,798	505,087
6	MICHAEL KORS	119	393,500
7	MICKEY MOUSE	3,674	385,585
8	RILAKKUMA	1,926	285,044
9	PAUL FRANK	1,768	272,961
10	NEW BALANCE	810	247,876

押収模倣品数の上位 10 (分類別) 2006 年-2015 年

2006 年度			
No	製品	押収数量(製品数)	価額(パーツ)
1	DVD、VCD、CD	314,950	35,011,967
2	バッグ	55,766	9,869,143
3	衣料品	59,148	7,389,339
4	化粧品	176,748	2,404,006
5	計算機	35,656	1,908,968
6	ゲーム及び機器	5,664	1,773,146
7	腕時計及びコンポーネント	31,476	1,555,881
8	メガネ	43,586	1,508,387
9	電話、アクセサリ及びコンポーネント	219,878	1,488,981
10	自動車部品	172,604	1,315,732

2007 年度			
No	製品	押収数量(製品数)	価額(パーツ)
1	DVD、VCD、CD	256,251	31,430,773
2	衣料品	120,227	17,087,197
3	自動車部品及び二輪車部品	8,978	16,308,593
4	バッグ	80,242	14,054,557
5	計算機	108,531	5,180,592
6	腕時計及びコンポーネント	25,832	4,424,614
7	機械類	555	3,221,215
8	メガネ及びコンポーネント	120,163	1,570,374
9	電話、アクセサリ及びコンポーネント	117,685	1,276,903
10	電池	46,949	983,992

2008 年度

No	製品	押収数量(製品数)	価額(パーツ)
1	DVD、VCD、CD	298,110	246,471,794
2	電話、アクセサリ及びコンポーネント	392,829	25,628,244
3	腕時計	136,835	24,053,621
4	衣料品	69,864	21,357,641
5	バッグ	51,870	15,052,323
6	化粧品	49,741	6,659,167
7	電子機器及びコンポーネント	38,122	5,995,740
8	自動車部品及び二輪車部品	40,949	5,663,519
9	ベルト	22,754	4,808,796
10	音楽プレーヤー及び機器	4,494	2,801,763

2009 年度

No	製品	押収数量(製品数)	価額(パーツ)
1	DVD、VCD、CD	244,119	199,875,960
2	バッグ	46,568	27,274,439
3	衣料品	95,246	23,242,138
4	腕時計	22,385	8,462,559
5	電話、アクセサリ及びコンポーネント	307,089	7,228,940
6	靴	7,794	5,021,405
7	ベルト	8,156	3,034,477
8	メガネ	6,446	2,604,237
9	化粧品	50,491	2,836,726
10	帽子	14,928	879,980

2010 年度

No	製品	押収数量(製品数)	価額(パーツ)
1	DVD、VCD、CD	99,715	38,917,749
2	バッグ	17,485	15,873,205
3	衣料品	56,501	13,953,581
4	電話、アクセサリ及びコンポーネント	103,206	13,397,986
5	化粧品	74,815	12,925,177
6	メガネ	41,887	9,206,045
7	腕時計	7,048	3,887,839
8	手袋及び靴下	12,834	1,743,935
9	酒類	888	989,600
10	自動車部品 及び二輪車部品	1,280	745,242

2011 年度

No	製品	押収数量(製品数)	価額(パーツ)
1	DVD、VCD、CD	172,698	67,792,919
2	衣料品	54,463	19,387,255
3	メガネ	18,901	16,118,463
4	スカーフ及びハンカチーフ	30,718	12,309,136
5	バッグ	16,217	4,211,660
6	腕時計	16,271	2,955,655
7	靴	13,378	2,752,528
8	電話、アクセサリ及びコンポーネント	19,227	2,524,172
9	酒類	2,052	1,511,014
10	香水	481	381,626

2012 年度

No	製品	押収数量(製品数)	価額(パーツ)
1	メガネ	34,287	42,875,587
2	DVD、VCD、CD	62,699	21,611,589
3	バッグ	17,020	20,778,087
4	衣料品	37,546	14,860,745
5	電話、アクセサリ及びコンポーネント	75,037	11,248,936
6	靴	7,692	6,666,328
7	酒類	4,240	2,709,549
8	化粧品及びクリーム	10,501	2,592,751
9	アイパッド及び機器	2,051	1,235,617
10	プラスチックカード	6,687	946,445

2013 年度

No	製品	押収数量(製品数)	価額(パーツ)
1	メガネ	58,611	33,806,851
2	電話、アクセサリ及びコンポーネント	109,216	17,737,493
3	バッグ	29,765	12,362,719
4	DVD、VCD、CD	49,919	12,238,863
5	衣料品	26,936	10,683,687
6	靴	12,965	10,310,817
7	文房具	72,271	3,346,597
8	毛布及びタオル	1,329	2,715,078
9	腕時計	4,232	2,649,730
10	プラスチックカード	9,122	1,729,186

2014 年度

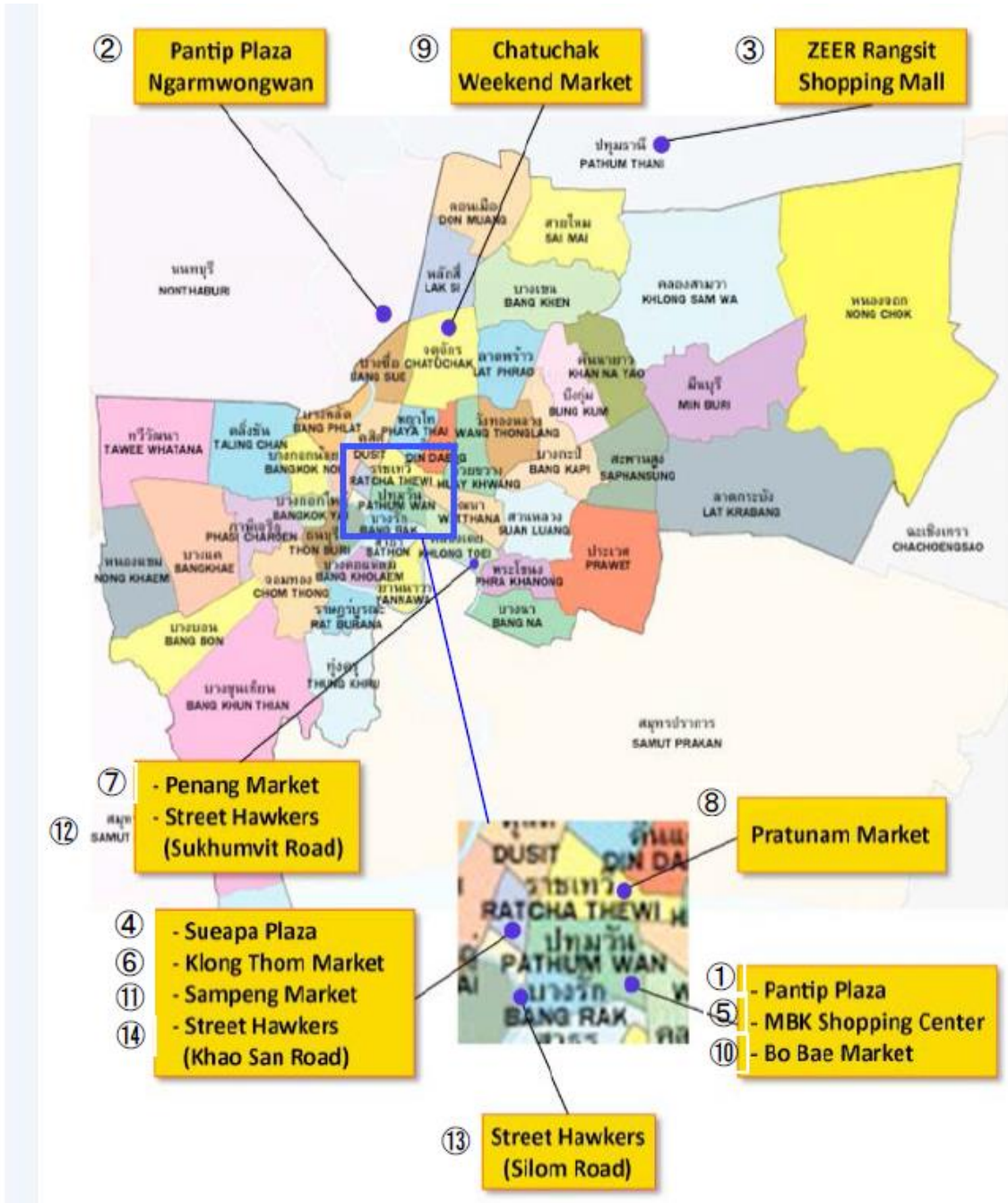
No	製品	押収数量(製品数)	価額(パーツ)
1	DVD、VCD、CD	22,852	20,295,399
2	衣料品	73,527	14,019,231
3	メガネ	20,950	12,877,170
4	バッグ	20,854	8,018,777
5	靴	12,656	4,489,742
6	腕時計	1,426	3,427,672
7	酒類	3,604	3,298,747
8	毛布、タオル、ベッドシート	3,775	1,831,477
9	プラスチックカード	7,636	1,628,572
10	コンピューター、タブレット	651	1,359,000

2015 年度 (2014 年 10 月)

No	製品	押収数量(製品数)	価額(パーツ)
1	バッグ	21,709	3,290,885
2	衣料品	9,448	2,681,062
3	靴	8,360	2,665,384
4	メガネ	774	311,774
5	DVD、VCD、CD	1,137	222,656
6	腕時計	110	165,000
7	プラスチックカード	702	139,544
8	ベッドシート	132	66,000
9	電話、アクセサリ及びコンポーネント	2	42,000
10	ベルト	2,287	117,224

4.2 模倣品の主要販売地域

バンコク市地図



出典: <http://cpd.bangkok.go.th/default.asp?ID=006>

4.2.1 電気製品

①パンティッププラザ(Pantip Plaza)

住所: 604/3New Petchaburi Road, Ratchathewi Sub-District, Patumwan District, Bangkok

ウェブサイト: <http://www.pantiplaza.com/>

Facebook: <https://www.facebook.com/pantipITplaza>

パンティッププラザは、タイで最初の電子 IT モールで、今日でも最も有名である。設立は約 20 年前で、以来新旧コンピューターやアクセサリを低価格で購入できる場所として伝説的地位を獲得している。この 5 階建てモールは、コンピューター及び IT 技術製品に特化しており、内部には数多くの店舗や屋台店が模倣品を本物の製品と共に販売している。コピー品や模倣品も多いが、ほとんどの店舗の場合販売員はコピーと本物の両製品を提示し、顧客が選択することができる。



出典:

[http://www.google.co.th/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&frm=1&source=web&cd=14&ved=0CF0QFjAN&url=http%3A%2F%2Fwww.skyscrapercity.com%2Fshowthread.php%3Ft%3D515759%26page%3D6&ei=_fa9VJv7B_M_18QXWu4DACw&usq=AFQjCNE9fex_QVzBgts_0KTJ5FvDD-sSw\)](http://www.google.co.th/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&frm=1&source=web&cd=14&ved=0CF0QFjAN&url=http%3A%2F%2Fwww.skyscrapercity.com%2Fshowthread.php%3Ft%3D515759%26page%3D6&ei=_fa9VJv7B_M_18QXWu4DACw&usq=AFQjCNE9fex_QVzBgts_0KTJ5FvDD-sSw))

パンテッププラザビルは New Petchaburi 通りにある。

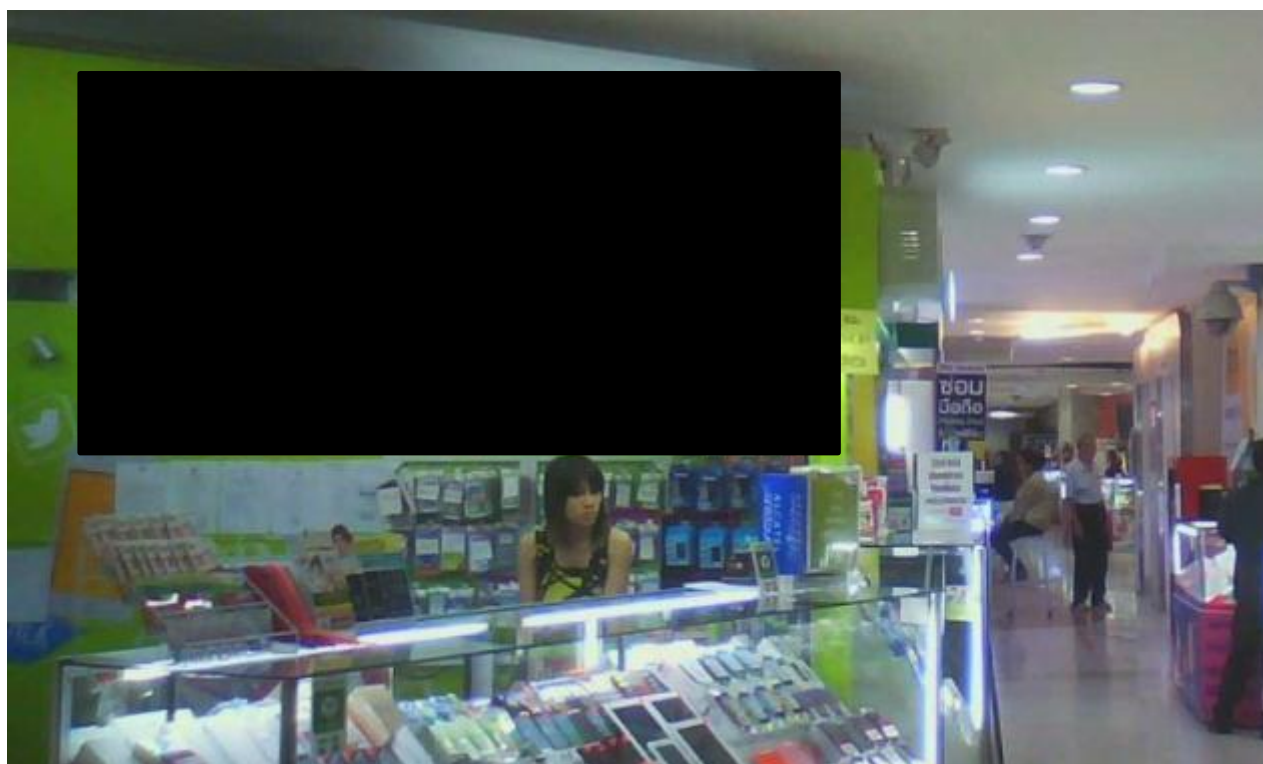


出典: <http://pantiplaza.com/organization.php?bu=2>

パンティッププラザ ガムウォンワンビルはガムウォンワン通りにある。



出典: <http://pantiplaza.com/page.php?aid=218&tmid=7&bu=&lan=eng>



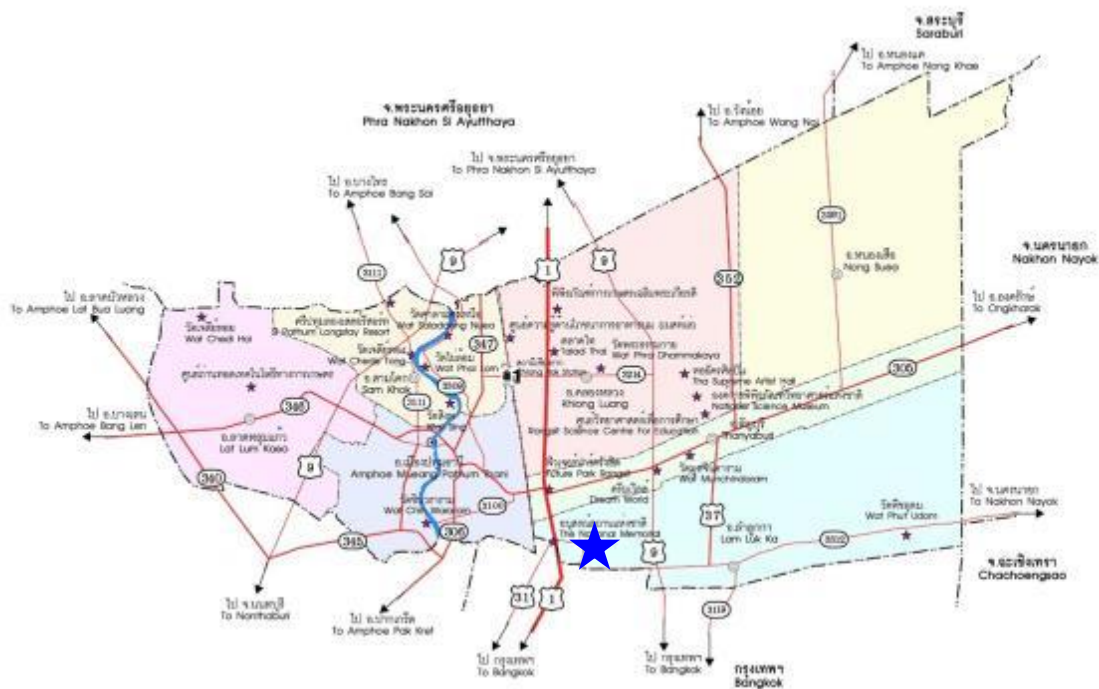
③ZEER ランシット ショッピングモール(ZEER Rangsit Shopping Mall)

住所: 99 Moo 8, Phaholyothin Road, Kukod Sub-District, Lumlukka District, Patumthani

ウェブサイト: <http://www.itzeerrangsit.com/index.html>

Facebook: <https://www.facebook.com/itzeerrangsit>

ZEER ランシット ショッピングモールは、コンピューター、ソフトウェア、カメラ、携帯電話、ステレオシステム、及びその他電子製品を販売する多数の店舗、露店からなり、バンコク郊外のドンムアン国際空港近くにある。



出典: <http://pathumthani.mol.go.th/node/69>

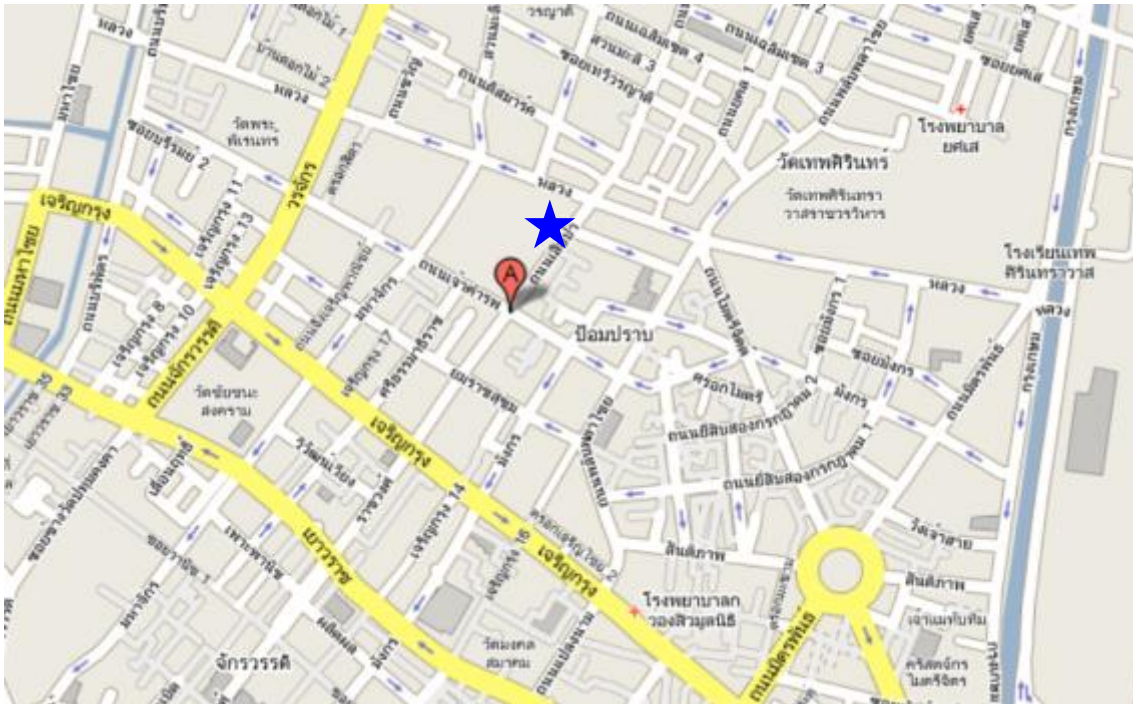
ZEER ランシットビルは Phaholyothin 通りにある。



④Sueapa Plaza

住所: Sueapa Road、Pomprab Sub-District、Pomprabsatrupai District、Bangkok

Facebook: <https://www.facebook.com/sueapaplaza>



Sueapa Plaza は Sueapa 通りにある。



出典: <http://www.siamrath.co.th/web/?q=node/57705>

4.2.2 化粧品及び医薬品

⑤MBK Shopping Center

住所: 444 Phayathai Road, Patumwan District、Bangkok

ウェブサイト: <http://www.mbk-center.co.th/th/home/>

Facebook: <https://www.facebook.com/MBKBangkok>

MBK Shopping Center (Maboonklong: MBK とも呼ばれる)は、タイ最大のショッピングモールのひとつである。8階建てでテナント店舗数は2,000件を超えている。MBKは衣料品、靴、ハンドバッグ、化粧品の本物と模倣品の両方を求める観光客及びタイ市民の主要な外出先である。MBK内店舗間の競争は激しく、バーゲン品を求める買い物客には最高のモールである。

MBKでは、模倣品がオリジナル製品と一緒に販売されている。コピー品や模倣品も多いが、ほとんどの店舗の場合販売員はコピーと本物の両製品を提示し顧客が選択することができる。



出典:

[http://www.google.co.th/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&frm=1&source=web&cd=14&ved=0CF0QFjAN&url=http%3A%2F%2Fwww.skyscrapercity.com%2Fshowthread.php%3Ft%3D515759%26page%3D6&ei=_fa9VJv7B_M_18QXWu4DACw&usq=AFQjCNE9fefx_QVzBgts_0KTJ5FvDD-sSw\)](http://www.google.co.th/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&frm=1&source=web&cd=14&ved=0CF0QFjAN&url=http%3A%2F%2Fwww.skyscrapercity.com%2Fshowthread.php%3Ft%3D515759%26page%3D6&ei=_fa9VJv7B_M_18QXWu4DACw&usq=AFQjCNE9fefx_QVzBgts_0KTJ5FvDD-sSw))

MBK Shopping Center は Phayathai 通りにある。



出典: <https://lostinasia2012.wordpress.com/category/thailand/>

並行輸入化粧品は模倣化粧品と一緒に販売されることが多い。



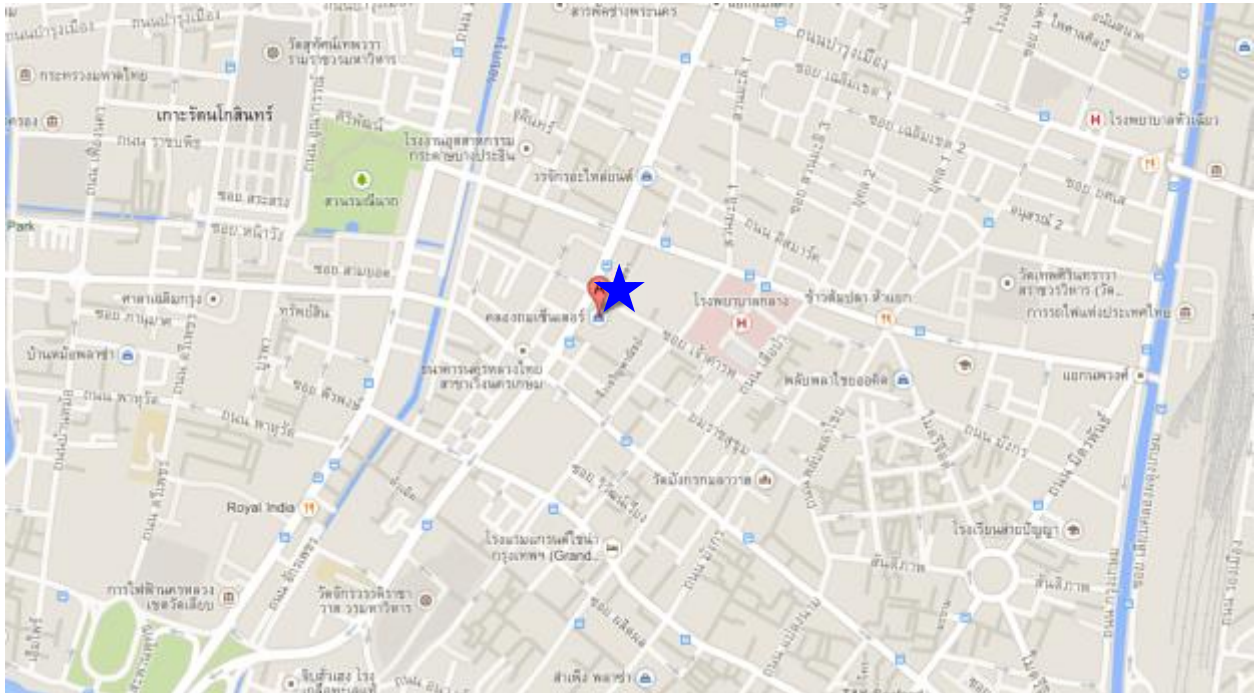
出典: <http://www.mbk-center.co.th/th/floorplan/shop.php?id=1067>

4.2.3 乗用車、自動車及び部品

⑥Khlong Thom 市場

住所: Worachak Road, Pomprab Sub-District, Pomprabsatrupai District, Bangkok

Khlong Thom 市場は自動車予備部品、DVD 及び CD、電子機器、趣味用品及びおもちゃ等様々な製品を販売している。歩道の露天だけでなく3階建てのモール Khlong Thom Centre もあり、模倣カーアクセサリ及びおもちゃ等を販売している。



Khlong Thom 市場は Worachak 通りにある。



出典: <http://klongthomcorner.com/>

4.2.4 食品及び食料品

⑦Penang 市場

住所: Soontornghosa Road (Penang Market)、Khlongtoey、Bangkok

Penang 市場はバンコク関税所在港の近くにあり、食品や日用品、安価な衣料品、電子製品等を販売している。



出典: http://commons.wikimedia.org/wiki/File:Map_Khlong_Toey.png

Soontornngosa 通りにある Penang 市場の入り口



出典: <http://www.thaifilm.com/forumDetail.asp?topicID=2076>

4.2.5 衣料品及び靴製品

⑧Pratunam 市場

住所: Ratchaprarop Road、Ratchathewi District、Bangkok

この市場は、ペチャブリ通りとラチャプラソン通りの交差点にある大規模市場で、卸売衣料品のまとめ買いや三点以上の購入時に割引価格で販売するファッション店舗が数千軒もある。バンコク市内では衣料品、布地、テキスタイルを最も安く買える市場として有名である。多くの輸送会社が市場内にあり、貿易業者に輸出入サービスを提供している。



出典:

http://www.google.co.th/url?sa=t&ret=j&q=&esrc=s&frm=1&source=web&cd=14&ved=0CF0QFjAN&url=http%3A%2F%2Fwww.skyscrapercity.com%2Fshowthread.php%3Ft%3D515759%26page%3D6&ei=_fa9VJv7B_M_18QXWu4DACw&usg=AFQjCNE9fefx_QVzBgts_0KTJ5FvDD-sSw

Pratunam 市場周辺の路上行商人



Pratunam 市場周辺の路上行商人



本市場調査中に Pratunam 市場で撮影

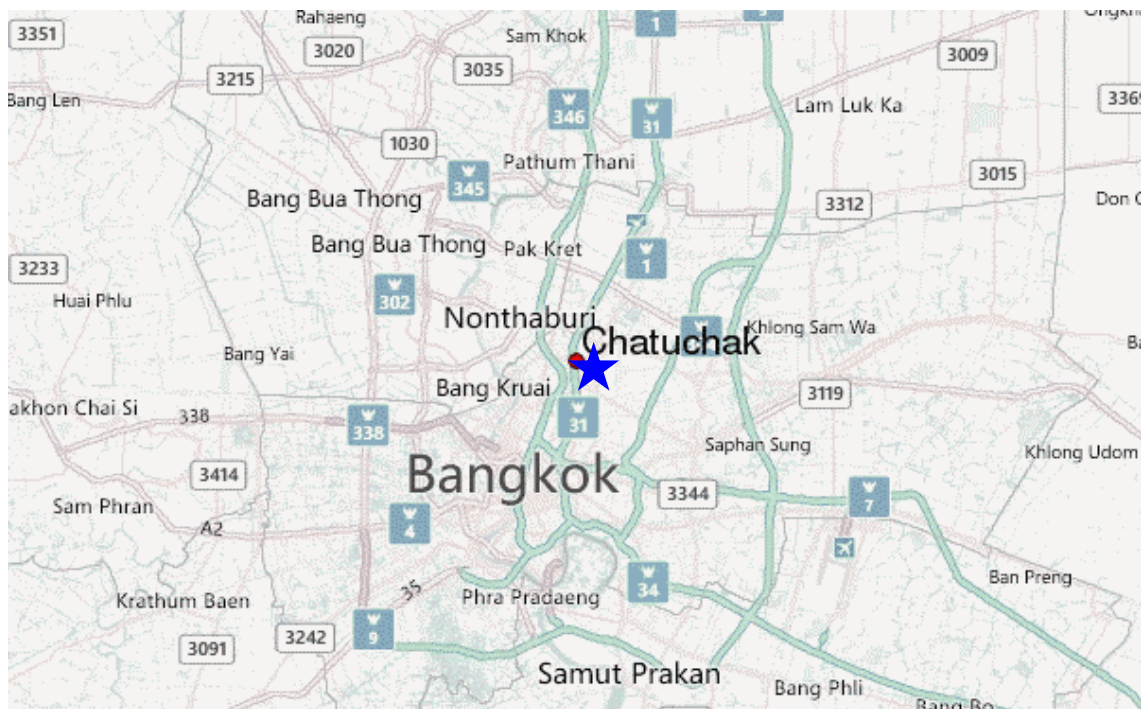


⑨Chatuchak Weekend 市場

住所: Kamphaengphet 2 Road、Jatujak District、Bangkok

ウェブサイト: <http://www.chatuchak.org/>

Chatuchak Weekend 市場 (JJ 市場とも呼ばれる)は、タイ最大の市場で 15,000 店舗、敷地面積 112,000 平方メートルを誇る。市場は製品分類により 27 セクションに分かれており、土日の週末午前 9 時から 18 時までのみ開催される。買い物客はペットから植物、家具、お土産、布地、食器等ほとんど購入できない物はないほどである。外国人から地元民までバンコクでは最も人気の高い市場である。



出典: <http://www.weather-forecast.com/locations/Chatuchak>

Kamphaengphet 2 通りの Chatuchak Weekend 市場入口



出典:

<http://thinkofliving.com/2012/09/23/%E0%B8%AB%E0%B8%A1%E0%B8%AD%E0%B8%8A%E0%B8%B4%E0%B8%95/>

Chatuchak Weekend 市場では衣料品を販売する店舗が数千もある。



出典:

<http://www.phateaw.com/main/%E0%B8%9E%E0%B8%B2%E0%B9%80%E0%B8%97%E0%B8%B5%E0%B9%88%E0%B8%A2%E0%B8%A7->

<http://www.thaifranchisecenter.com/market/detail.php?market=173>

Chatuchak Weekend 市場はタイで最も人気のある市場の 1 つである。



出典: <http://www.thaifranchisecenter.com/market/detail.php?market=173>

Chatuchak Weekend 市場内の混雑する路地



出典: <http://www.haaksquare.com/en/node/1327>

⑩Bo Bae 市場

住所: Damrongrak Road、Patumwan District、Bangkok

Bo Bae 市場は 30 年以上衣料品の卸売所として知られている。設立以来、Bo Bae タワーは 1,300 店舗以上を抱え、タイ最大の衣料品卸売センターとして衣料品卸売事業の変革に貢献してきた。Bo Bae 市場で製品を購入した顧客に対し、Bo Bae タワーの外で営業する多くの企業が輸送サービスを提供している。製品は世界中の目的地に貨物船で輸送されている。



出典:

http://www.google.co.th/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&frm=1&source=web&cd=14&ved=0CF0QFjAN&url=http%3A%2F%2Fwww.skyscrapercity.com%2Fshowthread.php%3Ft%3D515759%26page%3D6&ei=_fa9VJv7B_M_18QXWu4DACw&usq=AFQjCNE9fefx_QVzBgts_0KTJ5FvDD-sSw

Bo Bae Tower は Damrongrak 通りにある。



Bo Bae 市場近辺の衣料品を販売する店舗と屋台



①Sampeng 市場

住所: Soi Wanit 1、Yaowarat Road、Chakkrawat Sub-District、Samphanthawong District、Bangkok

Sampeng 市場または Sampeng Lane (サンペンレーン)は、バンコク市内の中華街にある多くの小路からなる市場で、卸売業者が文房具、衣料品、財布、ハンドバッグ、及びアクセサリー等を販売している。中国製の低品質製品を売っていることで有名である。



Sampeng 市場での市場調査にて撮影



バンコクの路上行商人

バンコクで路上行商人が公然と模倣品を販売している通りのトップ3は観光客地区として知られる Sukhumvit 通り、Silom 通り、Khao San 通りで、ホテル、ゲストハウス、レストラン、バー等が多い場所である。購入者のほとんどは模倣品で安い、Tシャツ、サングラス、腕時計、ハンドバッグ、DVD、CDを求める観光客である。この地域の行商人の中には模倣品の販売に障害者を利用して買い物客だけでなく警察官等からも同情を買おうとする者もいる。

⑫ Sukhumvit 通りの路上行商人

住所: Soi Sukhumvit 1 と Soi Sukhumvit 19 の間、Sukhumvit Road、Khlongtoey Sub-District、Khlongtoey District、Bangkok



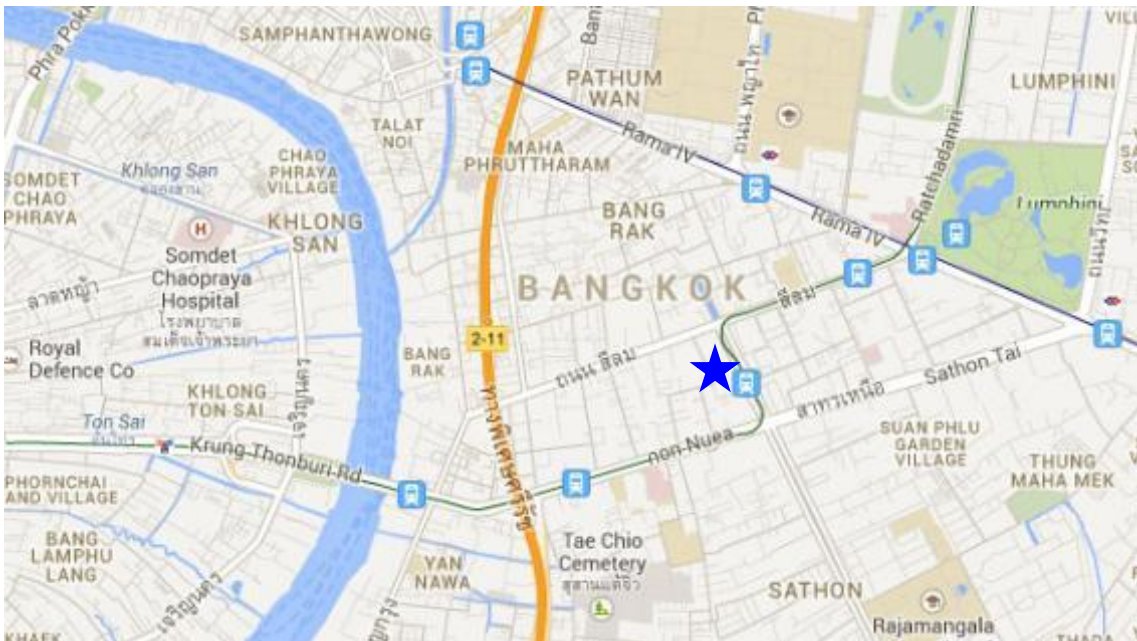
出典: <http://pantip.com/topic/30795856>

この写真は Sukhumvit 通りでの市場調査にて撮影



⑬Silom 通りの路上行商人

住所: Soi Silom 2 及び Soi Silom 8 の間、Silom 通り、Silom Sub-District、Bangrak District、Bangkok



Silom 通りでの市場調査にて撮影



出典:

<https://soclaimon.wordpress.com/2014/01/22/%E0%B9%84%E0%B8%99%E0%B8%97%E0%B9%8C%E0%B9%84%E0%B8%A5%E0%B8%9F%E0%B9%8C%E0%B8%AA%E0%B8%B5%E0%B8%A5%E0%B8%A1%E0%B9%83%E0%B8%99%E0%B8%A7%E0%B8%B1%E0%B8%99%E0%B8%9B%E0%B8%B4%E0%B8%94%E0%B8%81%E0%B8%A3/>

⑭ Khao San 通りの路上行商人

住所: Khao San Road、Talad Yod Sub-District、Phranakorn District、Bangkok



出典: http://it.wikipedia.org/wiki/Phra_Nakhon

Khao San 通りの混雑した場外市場



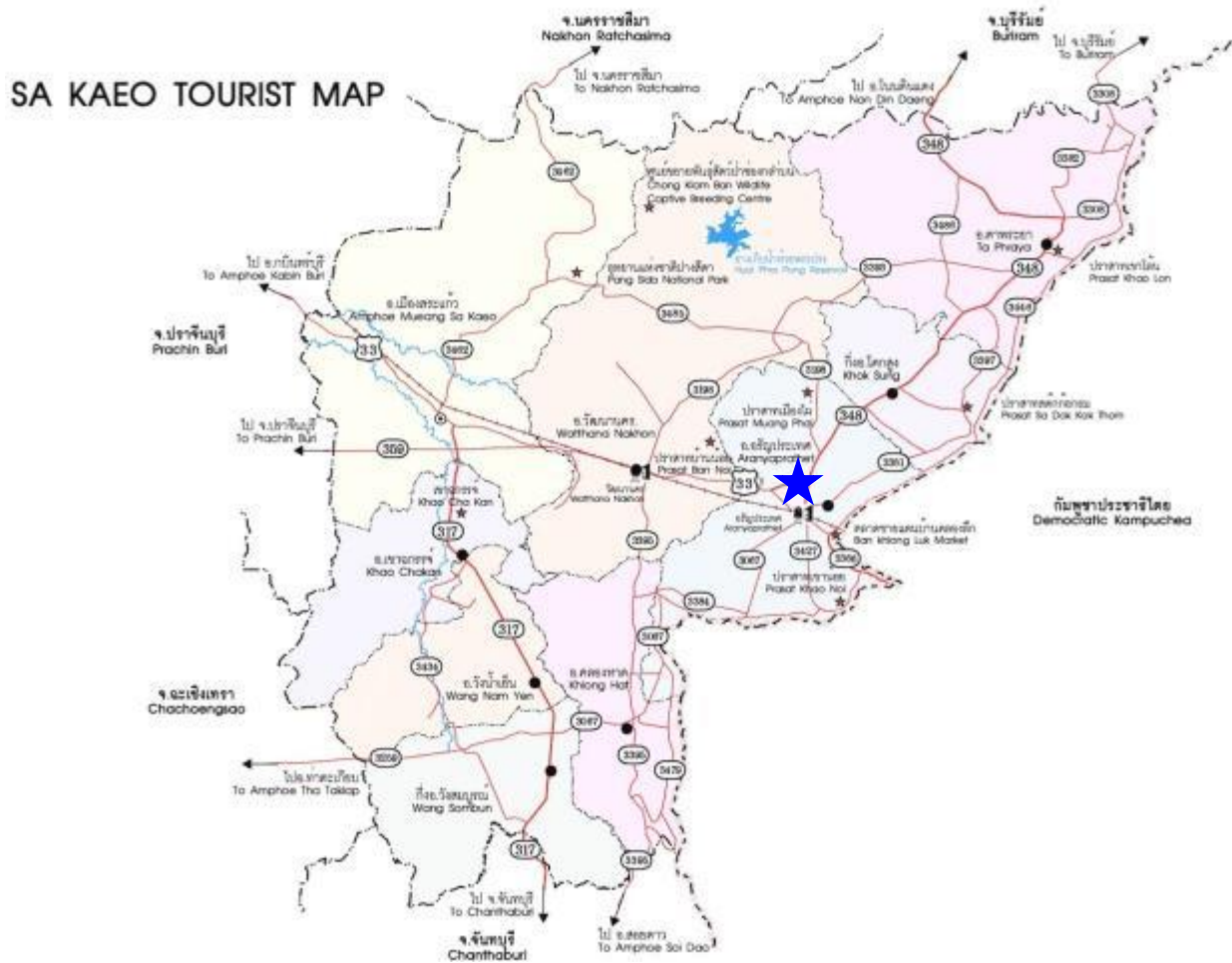
出典: http://travel.kapook.com/photo/travel_2749.html

上記の模倣製品を販売する地域や市場は、バンコク以外にもタイ全国に存在する。こうした地域及び市場は、近隣国とのタイ国境地域または観光客が集中する地域にある。その中でも主要な市場及び地域を以下に記載する。

Rongkluea 市場

住所: Ban Khlong Luek, Pa Rai Sub-District, Aranyaprathet District, Srakaew 県

Rongkluea 市場は、タイ・カンボジア国境近くの Srakaew 県 Aranyaprathet 地区にある。タイ最大の屋外市場で、有名ブランドの中古衣料品及び模倣品の販売で有名である。その他靴、財布、セーター、ジャケット、化粧品及び電子製品等も販売している。同市場は組織犯罪グループまたはマフィアが管理していることでも有名で、この理由により知的財産権の行使行為はほとんど実施されていない。

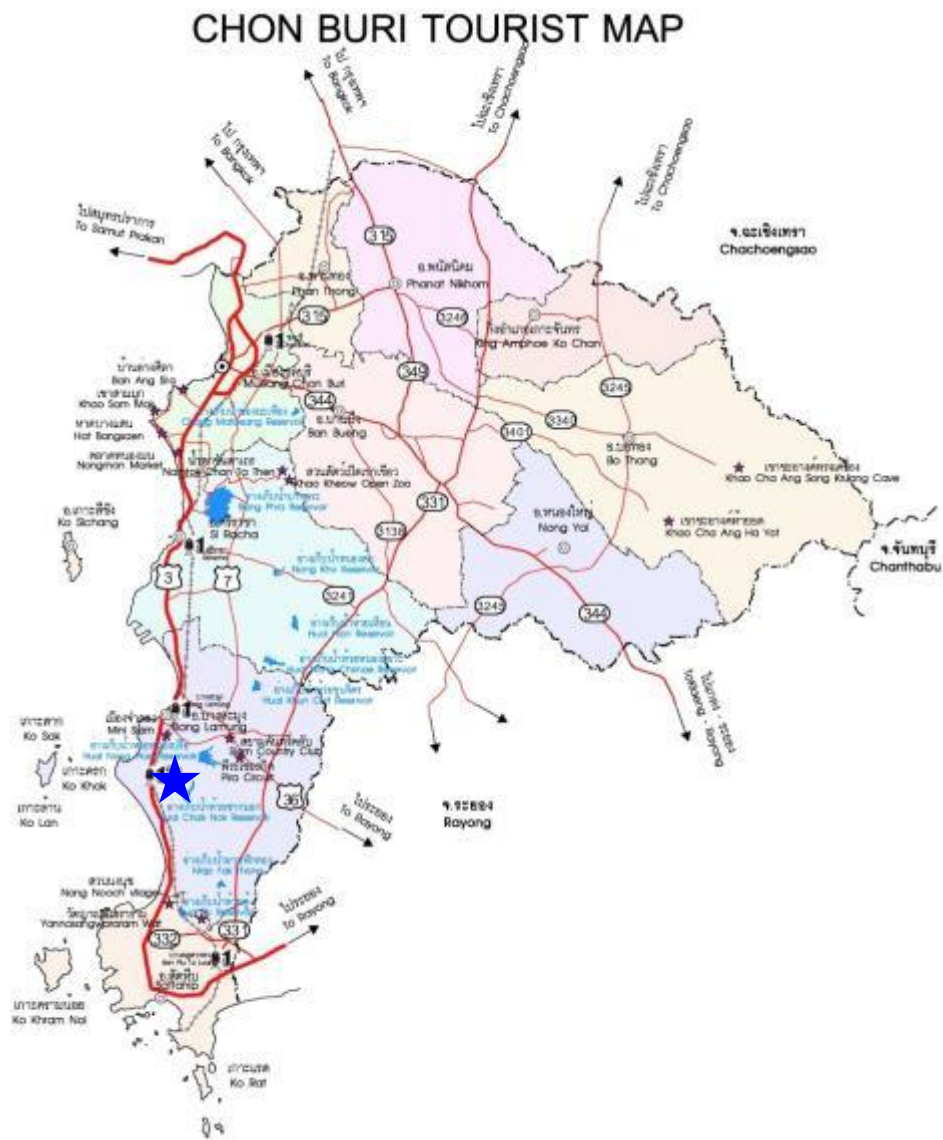


出典: <http://www.sakaeo.go.th/websakaeo/location.php>

Pattaya Beach 通りの市場

住所: Pattaya Beach 通りの中央から南、Pattaya City、Banglamung 地区、Chonburi 県

パタヤは、買い物客にとってバンコクに次ぐ主要な市場である。Pattaya Beach 通りの市場は、バンコクのシーロム通りやスクンビット通りの市場と非常に似通っている。この地域の屋台店舗は地元民及び観光客向けに伝統的工芸品、お土産から海賊版 CD、DVD まで販売している。また偽物のファッションジュエリー、安価な「中国製」コピー衣料品やハンドバッグ、その他模倣品もある。定期的に知的財産権行使行為は実施されてはいるものの、こうした違法製品は後を絶たない。

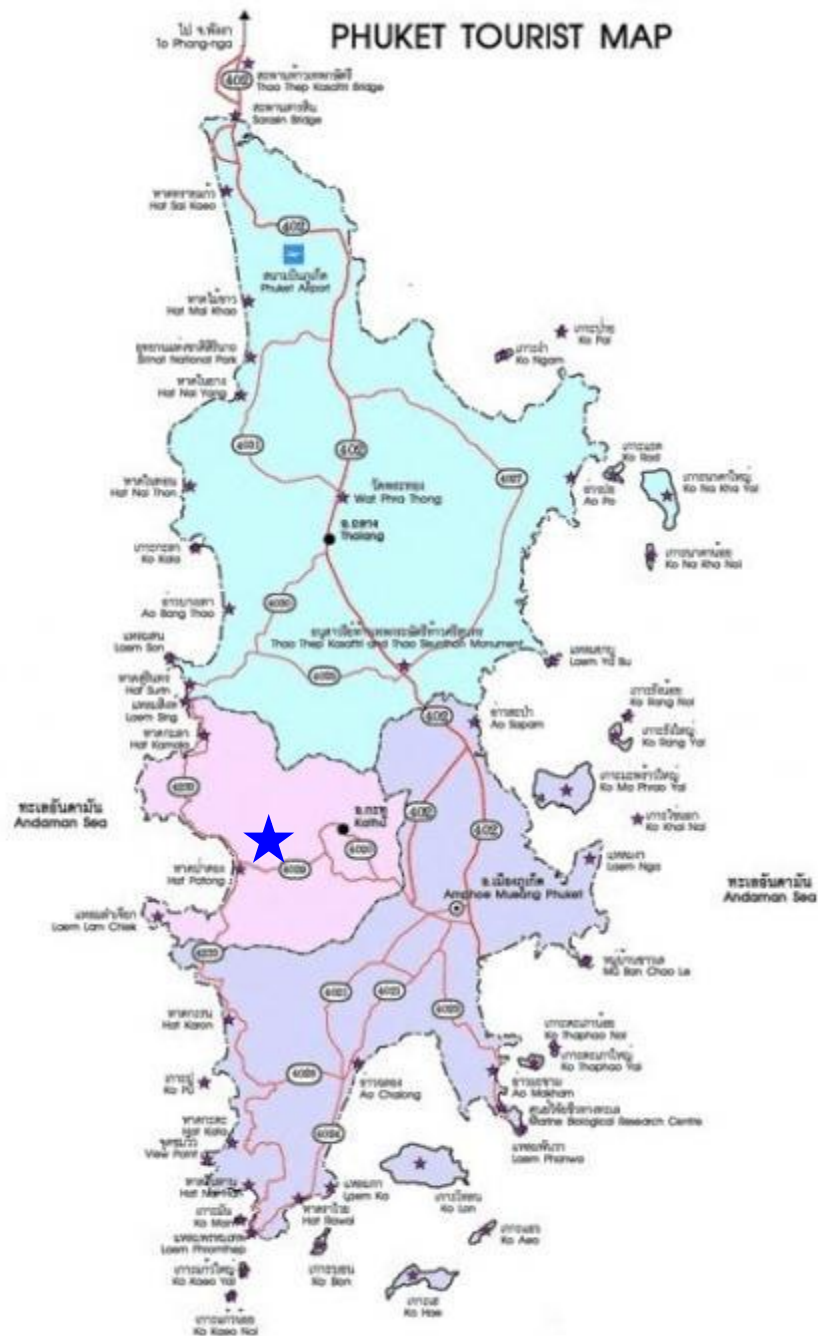


出典: <http://www.doasia.com/thailand-map/chonburi1.shtml>

Patong Beach の市場

住所: Patong Beach Road, Krathu District, Phuket 県

Paton Beach 通りの歩道は毎夜、大規模な夜間市場になり、主要道路はお土産、工芸品から模倣衣料品、ビーチウェア、皮革製品、カバン、CD、コンピュータゲーム、電子機器、おもちゃまでを販売する屋台で埋めつくされる。ほとんどの店舗は観光客向けで地元市場より価格は高めだが、安価品を見つけることはできる。

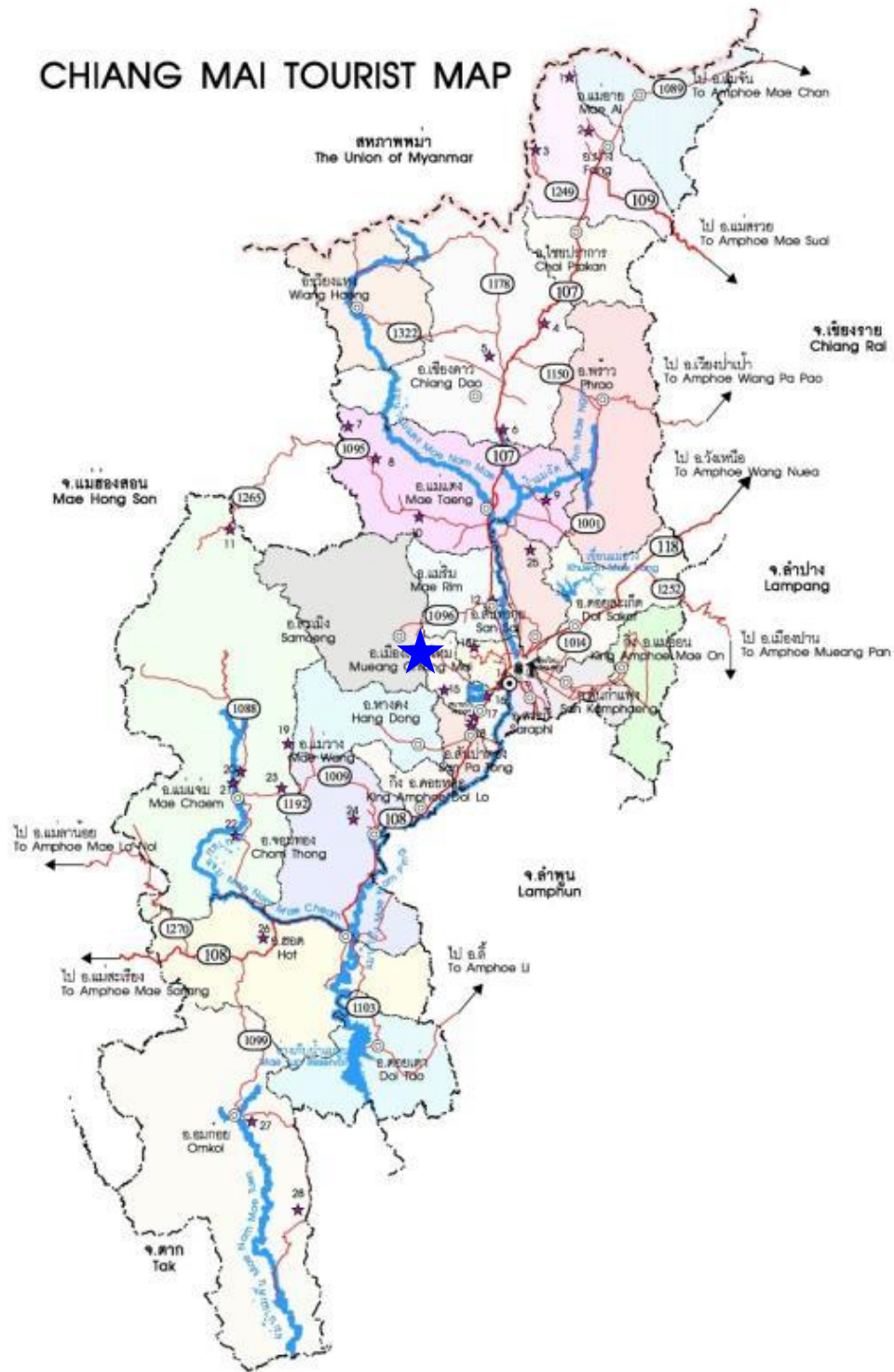


出典: <http://www.phuket.go.th/webpk/images/introduce/mapPhuket.gif>

Chiang Mai Night Bazaar

住所: Chang Klan Road、Muang District、Chiang Mai 県

チェンマイナイトバザーは、屋台店舗がチャンクラン通り沿いに1キロも続く夜間市場である。毎日午後6時か7時頃から午前12時頃まで営業している。チェンマイを訪れる人でこのナイトバザーに行かない人はほとんどいない。実際、チャンクラン通りまではみ出している屋台はチェンマイの観光名所の1つである。同市場では骨董品から模倣腕時計や海賊版DVDまで販売している。



出典: <http://www.chiangmaionly.com/map-of-chiangmai/>

チェンマイナイトバザーは毎夜、数多くの観光客を魅了している。



出典: <http://chiangmai-nbz-com.blogspot.com/2014/01/blog-post.html>

4.3 模倣品の流通実態

4.3.1 模倣品の製造及び組立て

伝統工芸から現代的な精巧な電子回路まで、タイの職人技術の高さは国際的に認識されている。Tilleke & Gibbins のタイの様々なブランド所有者との取引経験から言って、オリジナルと見分けがつかないぐらいの優れた模倣品のいくつかは、タイで製造され組立てられている。過去においてタイ人は、職人技術によって木材やジェムストーンから傑作を生み出してきた。今日ではその技術は、模倣品の分野において消費者を引きつける有名ラグジュアリーブランドそっくりの製品を作る技術に成り変わっている。

模倣品の製造企業の所在を特定するのは難しい。Tilleke & Gibbins の経験と工場の強制捜査から得た情報から言うと、模倣品の製造者は、Taweewattana、Bangkhae、Bangbon、Jomthong 地区等バンコク郊外に不均等に分散している。中には正当な工場のある工業団地内にあるものもあるが、住宅街に隠れている場合が多く、捜査令状なしに捜索員や警察官が敷地に入ることは難しい。

バンコクにおける模倣品製造者の警察による強制捜査に関する統計



出典: <http://cpd.bangkok.go.th/default.asp?ID=006>

2010 年		
No	地区 (バンコク)	件数
1	Taweewattana	4
2	Bang Kho Laem	3
3	Bangkhae	3
4	Bangbon	3
5	Jomthong	3
6	Bang Khun Thain	3
7	Nong Khaem	2
8	Bangkapi	1
9	Ratchaburana	1
10	Samphanthawong	1
11	Dindaeng	1
12	Ratchathewi	1
13	Bangkoknoi	1

2011 年		
No	地区	件数
1	Kannayao	2
2	Dindaeng	2
3	Nong Khaem	1
4	Bangkhae	1
5	Nong Chok	1
6	Bung Kum	1
7	Lad Prao	1

2012 年		
No	地区	件数
1	Suan Luang	1
2	Taweewattana	1
3	Ladkrabang	1

2013 年		
No	地区	件数

1	Bangbon	3
2	Samphanthawong	2

2014 年		
No	地区	件数
1	Klongsamwa	2
2	Sapansoong	1

模倣品の製造または組立て業の規模については、Tilleke & Gibbins の調査によるとタイの模倣品製造業者は、中小企業がほとんどである。事業開発局(Department of Business Development)のデータベースの調査によると、2010 年から 2014 年に警察の強制捜査を受けた製造業者の登記資本は全て 5 千万バーツ以下だった。Tilleke & Gibbins の定義による中小企業とは中小企業促進法(仏歴 2543 年、西暦 2000 年)の「中小企業(Small and Medium-sized Enterprises: SME)」の定義によるものである。同法は固定資産 5 千万バーツ以下、従業員数 50 人以下を小規模企業、固定資産 2 億バーツ以下、従業員数 50 人から 200 人以下を中規模企業と定義している。

自動車部品等重機またはハイテク機材を要する模倣品については、製造者は、中規模企業であることが多い。衣料品やファッションアクセサリ等製造工程が複雑ではない模倣品の製造は小規模企業が担っている。模倣品製造者は受注に基づいて製造するため、その製造能力を特定することは難しい。従って、模倣品の製造総量は多様で一貫性がない。また、医薬品、化粧品、腕時計及び電子機器等の模倣品の一部は一般的に中国から輸入されている。

タイの模倣品製造施設の写真を以下に掲載する。

警察の強制捜査時に撮影された模倣インスタントコーヒーの製造所



出典:

<http://www.patrolnews.net/crime/%E0%B8%81%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%97%E0%B8%A3%E0%B8%A7%E0%B8%87%E0%B8%9E%E0%B8%B2%E0%B8%93%E0%B8%B4%E0%B8%8A%E0%B8%A2%E0%B9%8C-%E0%B8%A3%E0%B9%88%E0%B8%A7%E0%B8%A1%E0%B8%81%E0%B8%B1%E0%B8%9A-%E0%B8%9B.html>

住宅内の模倣酒製造所の警察による強制捜査



出典: http://www.khaosod.co.th/view_news.php?newsid=TUROd01ERXhNREF5TURjMU5nPT0=

警察の強制捜査により模倣農薬製造所で押収された危険かつ未確認の化学薬品



出典: <http://www.thairath.co.th/content/405154>

模倣農薬製造所にて警察の強制捜査時に撮影



出典:

<http://www.dailynews.co.th/Content/crime/187921/%E0%B8%88%E0%B8%B1%E0%B8%9A%E0%B9%82%E0%B8%A3%E0%B8%87%E0%B8%87%E0%B8%B2%E0%B8%99%E0%B8%9C%E0%B8%A5%E0%B8%B4%E0%B8%95%E0%B8%A2%E0%B8%B2%E0%B8%81%E0%B8%B3%E0%B8%88%E0%B8%B1%E0%B8%94%E0%B8%A8%E0%B8%B1%E0%B8%95%E0%B8%A3%E0%B8%B9%E0%B8%9E%E0%B8%B7%E0%B8%8A%E0%B8%9B%E0%B8%A5%E0%B8%AD%E0%B8%A1>

4.3.2 模倣品の流通

タイ及び近隣諸国の地図



出典: <http://www.thailand-map-guide.com/>

税関/関税港及びタイ国境



本レポート内で前述のとおり、タイで販売される模倣品は、タイ国内で製造されるか他国、特に中国から輸入される物が多い。中国製模倣品は、船でタイに輸入または近隣国から国境を越えて密輸されている。

中国から海路で入ってくる安物コピー製品は、バンコク市に近いバンコク港 (Klongtoey 港とも呼ばれる) またはタイ最大の海港である Chonburi 県の Laem Chabang 港に入港する。この二つの関税所在港は、世界中の輸入製品のタイへの主要な入り口となっている。このため、Tilleke & Gibbins はこの二港において関税に関する調査を頻繁に実施している。上記地図を参考にいただきたい。

Laem Chabang 港は TEU¹⁷ (20 フィートコンテナ換算) 量において世界で 23 番目のコンテナ港であり、2009 年から 2013 年の輸出入 TEU 量は以下の図のとおりである¹⁸。

Laem Chabang 港の流量

Unit: TEUs

	Jan-Dec 2009	Jan-Dec 2010	Jan-Dec 2011	Jan-Dec 2012	Jan-Dec 2013
Import	2,312,932	2,517,175	2,808,332	2,875,408	2,909,618
Export	2,349,016	2,673,238	2,922,731	3,051,030	3,131,858
Total	4,661,948	5,190,413	5,731,063	5,926,438	6,041,476

知的財産権侵害の捜索及び防止に関するタイ税関による厳しい政策の実施により、模倣者は模倣品をタイに持ち込むため他の方法を見つけないならなくなっている。一般的な方法の 1 つは、人手または車を使って、中国から陸路で各国の国境を越えて模倣製品をタイに密輸するものである。通常、中国の製造所から製品を持ち出し、ラオス、カンボジア、ミャンマー等、タイと国境を共有する国を通して輸送する。製品は人手、車またはボートでメコン川を渡りタイに密輸される。

中国は世界の製品の大きなシェアを製造する世界の工場となっている。中国は世界的に大きな製品製造拠点となっているが、同時に模倣品の大きなシェアの出所にもなっている。世界税関機構によれば、2008 年から 2010 年までに世界中で押収された模倣品の約 75% は、東アジア、主として中国で製造されている。他の東アジアの主要な模倣品の出所としては、マレーシア、タイ、インドネシア、日本、フィリピン、韓国、シンガポール及びベトナムが挙げられる。¹⁹

典型的に中国製及びラオス経由の模倣品は Chiang Rai、Nongkai、Nakhonphanom、Mukdahan 県等タイ・ラオス国境周辺の県を経由してタイに入ってくる。中国製及びカンボジア経由の模倣品は、模倣品流通の最大拠点として有名な Rongkluea Market の位置するタイ・カンボジア国境の Srakaew 県を経由してタイに密輸入される。ミャンマー経由の中国製模倣品は、タイ・ミャンマー国境の Chiang Rai 及び Tak 県経由で密輸入されている。密輸入では(コンテナ船等の大量輸送と比較して)小規模な輸送しかできないものの、より頻繁に輸入できることが利点である。

模倣品製造者は、国境での検査を免れるため、特に「不正な手段での製造」により供給される品物については、品物についての虚偽申告を行うか、合法的な積荷と偽物の品物を組み合わせている。または、当局から疑いをかけられることを避けるため、ブランド名を付した模倣品は、あまり有名でないロゴを付して偽装されることもある。さらに自由貿易地域においては、模倣品製造者に対し、積荷に係る書面を「洗浄」し元の製造場所を偽装する機会が与えられる。自由貿易地域においては強制執行がなされないため、ブ

¹⁷ TEU(the twenty-foot equivalent unit, 20 フィートコンテナ換算)とは、コンテナ船の積載能力やコンテナターミナルの貨物取扱量等を表すために使われる、貨物のおおよその容量を表す単位。20 フィートは約 6.1 メートル。

¹⁸ <http://www.worldshipping.org/about-the-industry/global-trade/top-50-world-container-ports>

¹⁹ Report of Transnational Organized Crime in East Asia and the Pacific by UN Office on Drugs and Crime - A Threat Assessment, April 2013 (p.123)

ランド名が付されていない品物については、目的地の市場に輸出されるに先立って模倣商標が付され詰め直される²⁰。結果として、国境付近の市場は模倣品ビジネスを行うにあたり魅力的な場所となっている。

税関検査官は、過去数年において模倣品の密輸を定期的に摘発してはいるものの、Tilleke & Gibbins の調査によると、無作為の税関検査及び申告手続きにより多くの密輸船積みが未摘発に終わっていることが予想できる。

Tilleke & Gibbins の長年に渡る捜索及び強制捜査の取扱経験及び関係検査官とのインタビュー内容から、模倣品の販売者は、Pratunam 市場及び Sampeng 市場等バンコクの中華街周辺の卸売市場や流通拠点周辺の輸送会社のサービスを利用して輸出入していることが分かっている。最近の成功した警察の強制捜査では、模倣製造者は、有名な中国の検索ウェブサイトで中国の供給会社を見つけ、模倣品を発注し、バンコクの輸送会社を経由して輸入したと認めている。また同模倣者によると、このオンラインマーケット利用方法は現在その事業モデルのシンプルさ、小額投資、店舗や通りでの模倣品販売よりリスクが少ないことから模倣品貿易の典型的な形となっているようだ。

タイで製造される模倣品の流通経路は、非常に単純で合法ビジネスの流通経路に類似している。異なる模倣者により輸送、発送される模倣品の動きを追跡している Tilleke & Gibbins 調査員によると、模倣品は一旦製造されると直ぐに配送箱に梱包されトラックで卸売業者に配送される。卸売業者が模倣品を受け取ると、事前に注文していた小売店に連絡し引き取らせる。その後、卸売業者は将来の顧客へのサンプルとして使用するためこの模倣品のうち少量を保管する。

以下は、2010 年から 2014 年の模倣品押収に関するデータである²¹。

I. 2010 年 10 月～2011 年 9 月

A バンコク

No.	税関	押収品(数)
1	Suppression and Prevention Bureau, Customs Department A-1	283,538
2	Bangkok Customs Bureau A-2	1,160

B タイ・ラオス国境

No.	税関	押収品(数)
1	Nakhonpanom Customs House B-1	59,054
2	Mukdahan Customs House B-2	10,062
3	Regional Customs Bureau II B-3	6,143

²⁰ 同書 (p.125)

²¹ 出典: Intellectual Division of Royal Thai Customs

4	Nongkhai Customs House	B-4	5,868
5	Phibun Mangsahan Customs House	B-5	1,206

C タイ・ミャンマー国境

No.	税関	押収品(数)	
1	Maesai Customs House	C-1	56,564
2	Chiangsaen Customs House	C-2	412
3	Ranong Customs House	C-3	150

D タイ・カンボジア国境

No.	税関	押収品(数)	
1	Aranyaprathet Customs House	D-1	2,528
2	Chong Jom Customs House	D-2	140

E タイ・マレーシア国境

No.	税関	押収品(数)	
1	Regional Customs Bureau IV	E-1	16,564
2	Ban Don Customs House	E-2	3,217
3	Sadao Customs House	E-3	2,780
4	Krabi Customs House	E-4	946
5	Kantang Customs House	E-5	780
6	Padang Besar Customs House	E-6	660

II. 2011年10月～2012年9月

A バンコク

No.	税関	押収品(数)
1	Suppression and Prevention Bureau, Customs Department A-1	1,381,131
2	Bangkok Port Customs Office A-3	16,000

B タイ・ラオス国境

No.	税関	押収品(数)
1	Mukdahan Customs House B-2	47,652
2	Nongkhai Customs House B-4	9,681
3	Regional Customs Bureau II B-3	6,037
4	Nakhonpanom Customs House B-1	3,272
5	Phibun Mangsahan Customs House B-5	1,899

C タイ・ミャンマー国境

No.	税関	押収品(数)
1	Maesai Customs House C-1	23,670
2	Regional Customs Bureau III C-4	3,473
3	Chiangsaen Customs House C-2	312

D タイ・カンボジア国境

No.	税関	押収品(数)
1	Aranyaprathet Customs House D-1	19,996
2	Chong Jom Customs House D-2	3,125

E タイ・マレーシア国境

No.	税関	押収品(数)
1	Regional Customs Bureau IV E-1	8,211
2	Phuket Customs House E-7	3,549

3	Krabi Customs House	E-4	1,150
4	Padang Besar Customs House	E-6	1,140
5	Ban Don Customs House	E-2	1,022
6	Takbai Customs House	E-8	120

III. 2012年10月～2013年9月

A バンコク

No.	税関	押収品(数)	
1	Suppression and Prevention Bureau, Customs Department	A-1	261,090
2	Regional Customs Bureau I	A-4	6,334
3	Bangkok Port Customs Office	A-3	3,506

B タイ・ラオス国境

No.	税関	押収品(数)	
1	Mukdahan Customs House	B-2	14,139
2	Nongkhai Customs House	B-4	11,627
3	Nakhonpanom Customs House	B-1	11,111
4	Chong Mek Customs House	B-6	4,451
5	Regional Customs Bureau II	B-3	1,442
6	Phibun Mangsahan Customs House	B-5	541

C タイ・ミャンマー国境

No.	税関	押収品(数)	
1	Regional Customs Bureau IV	C-5	210,288
2	Maesai Customs House	C-1	33,244
3	Chiangsaen Customs House	C-2	350

D タイ・カンボジア国境

No.	税関	押収品(数)
1	Aranyaprathet Customs House D-1	63,727
2	Chong Jom Customs House D-2	1,925

E タイ・マレーシア国境

No.	税関	押収品(数)
1	Phuket Customs House E-7	5,616
2	Ban Don Customs House E-2	1,500
3	Krabi Customs House E-4	230

IV. 2013年10月～2014年9月

A バンコク

No.	税関	押収品(数)
1	Suppression and Prevention Bureau, Customs Department A-1	80,300
2	Bangkok Port Customs Office A-3	11,240
3	Lad Krabang Cargo Control Customs Office A-5	9,583
4	Bangkok Customs Bureau (Bangsaothong) A-2	1,118

B タイ・ラオス国境

No.	税関	押収品(数)
1	Nakhonpanom Customs House B-1	24,407
2	Mukdahan Customs House B-2	7,375
3	Regional Customs Bureau II B-3	6,868
4	Nongkhai Customs House B-4	6,425
5	Chong Mek Customs House B-6	4,101
6	Thali Customs House B-7	90

C タイ・ミャンマー国境

No.	税関	押収品(数)
1	Maesai Customs House C-1	21,858
2	Chiangsaen Customs House C-2	750

D タイ・カンボジア国境

No.	税関	押収品(数)
1	Aranyaprathet Customs House D-1	72,675
2	Chong Jom Customs House D-2	2,731

E タイ・マレーシア国境

No.	税関	押収品(数)
1	Regional Customs Bureau IV E-1	12,447
2	Phuket Customs House E-7	955
3	Padang Besar Customs House E-6	837

V. 2014年10月～2015年2月

A バンコク

No.	税関	押収品(数)
1	Suppression and Prevention Bureau, Customs Department A-1	523,565
2	Bangkok Port Customs Office A-3	61,590
3	Lad Krabang Cargo Control Customs Office A-5	21,624
4	Regional Customs Bureau I A-4	20,871

B タイ・ラオス国境

No.	税関	押収品(数)
1	Nakhonpanom Customs House B-1	32,086
2	Regional Customs Bureau II B-3	24,438

3	Nongkhai Customs House	B-4	1,227
4	Mukdahan Customs House	B-2	1,033
5	Chong Mek Customs House	B-6	900
6	Phibun Mangsahan Customs House	B-5	840
7	Thali Customs House	B-7	11

C タイ・ミャンマー国境

No.	税関		押収品(数)
1	Maesai Customs House	C-1	8,797

D タイ・カンボジア国境

No.	税関		押収品(数)
1	Aranyaprathet Customs House	D-1	42,628
2	Chong Jom Customs House	D-2	1,472

E タイ・マレーシア国境

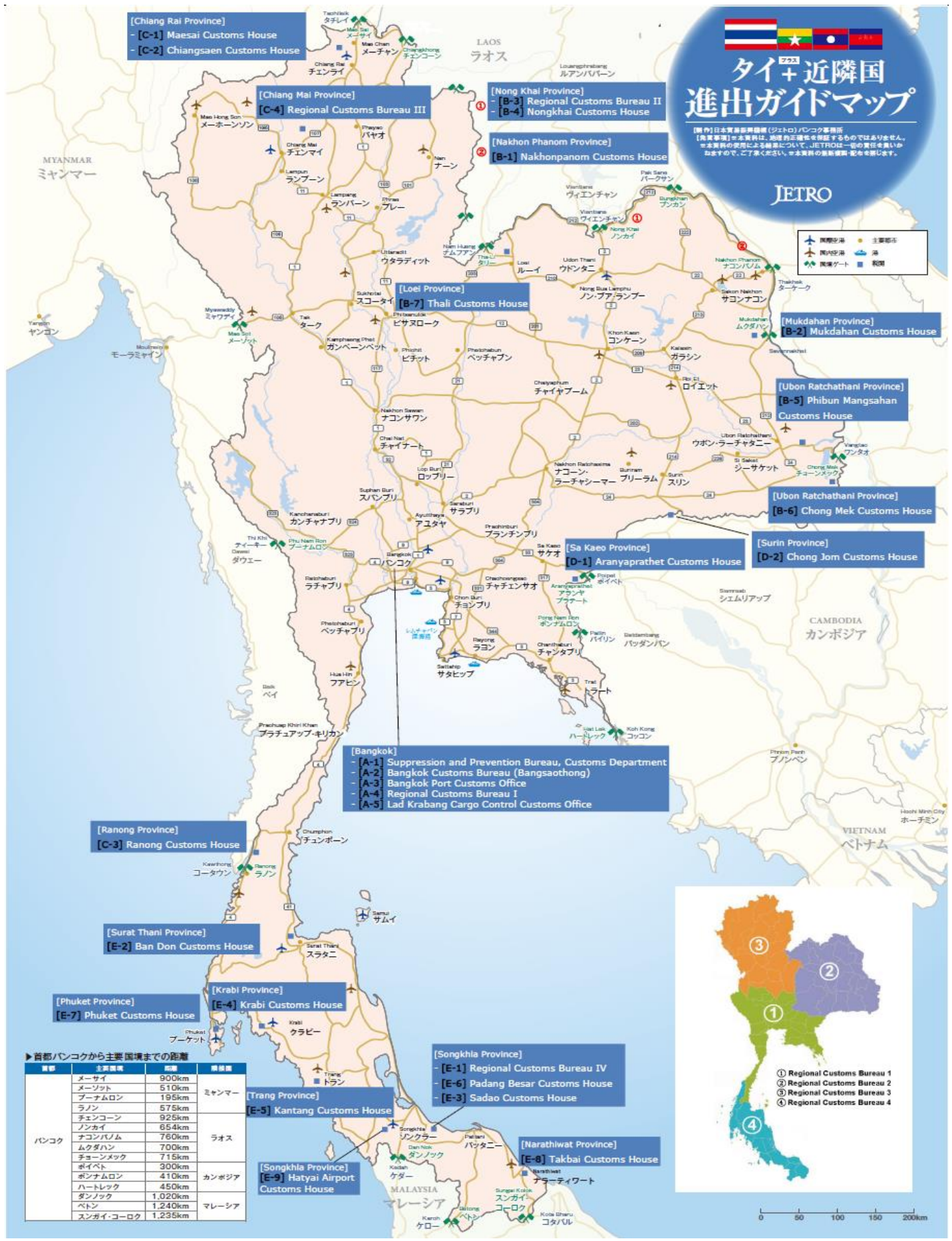
No.	税関		押収品(数)
1	Regional Customs Bureau IV	E-1	3,644
2	Padang Besar Customs House	E-6	2,395
3	Phuket Customs House	E-7	167
4	Hatyai Airport Customs House	E-9	98

タイ+近隣国 進出ガイドマップ

【備考】日本貿易振興機構（JETRO）JRCコア事務局
 【編集期間】本資料は、地理的正確性を保証するものではありません。
 ※本資料の活用による結果について、JETROは一切の責任を負いません。
 ※本資料の更新情報、配布を致します。

JETRO

- ✈ 国際空港
- ✈ 国内空港
- 🚢 港
- 🚚 陸境ゲート
- 🏠 主要都市
- 📶 鉄道



[Chiang Rai Province]
 - [C-1] Maesai Customs House
 - [C-2] Chiangsaen Customs House

[Chiang Mai Province]
 [C-4] Regional Customs Bureau III

[Nong Khai Province]
 - [B-3] Regional Customs Bureau II
 - [B-4] Nongkhai Customs House

[Nakhon Phanom Province]
 [B-1] Nakhonphanom Customs House

[Mukdahan Province]
 [B-2] Mukdahan Customs House

[Ubon Ratchathani Province]
 [B-5] Phibun Mangsahan Customs House

[Ubon Ratchathani Province]
 [B-6] Chong Mek Customs House

[Surin Province]
 [D-2] Chong Jom Customs House

[Sa Kaeo Province]
 [D-1] Aranyaprathet Customs House

[Bangkok]
 - [A-1] Suppression and Prevention Bureau, Customs Department
 - [A-2] Bangkok Customs Bureau (Bangsaothong)
 - [A-3] Bangkok Port Customs Office
 - [A-4] Regional Customs Bureau I
 - [A-5] Lad Krabang Cargo Control Customs Office

[Ranong Province]
 [C-3] Ranong Customs House

[Surat Thani Province]
 [E-2] Ban Don Customs House

[Phuket Province]
 [E-7] Phuket Customs House

[Krabi Province]
 [E-4] Krabi Customs House

[Songkhla Province]
 - [E-1] Regional Customs Bureau IV
 - [E-6] Padang Besar Customs House
 - [E-3] Sadao Customs House

[Trang Province]
 [E-5] Kantang Customs House

[Songkhla Province]
 [E-9] Hatyai Airport Customs House

[Narathiwat Province]
 [E-8] Takbai Customs House

▶首都バンコクから主要国境までの距離

国境	主要国境	距離	隣国
バンコク	メーサイ	900km	ミャンマー
	ブーサット	510km	
	ブーナムロン	195km	
	ラン	575km	ラオス
	チェンコーン	925km	
	ノンカイ	654km	
	ナコンパノム	760km	
	ムクダハン	700km	
	チョンメック	715km	
	ボーイベト	300km	
ボンナムロン	410km		
ハートレック	450km	マレーシア	
ダンノック	1,020km		
パトン	1,240km		
スンガイ-コーロク	1,235km		

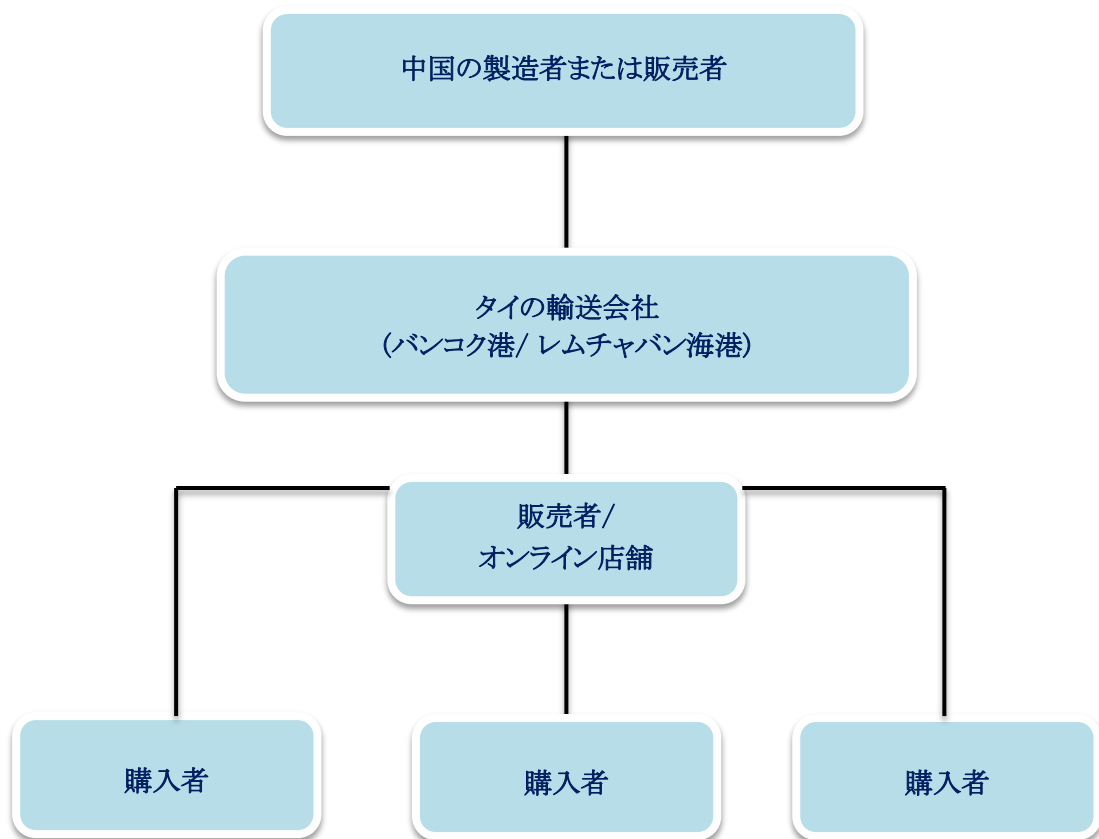


- ① Regional Customs Bureau 1
- ② Regional Customs Bureau 2
- ③ Regional Customs Bureau 3
- ④ Regional Customs Bureau 4

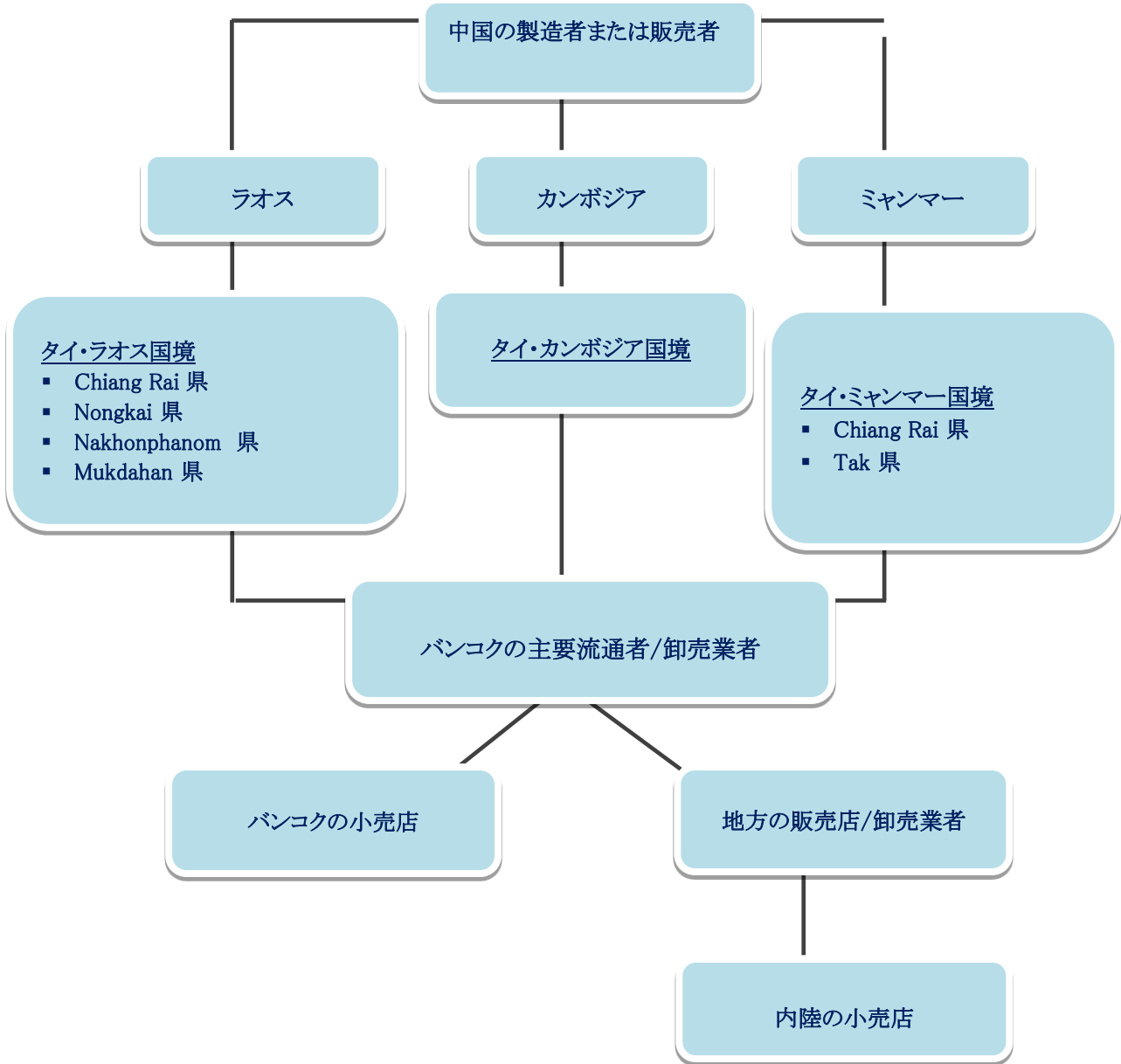


タイにおける模倣品流通経路 フローチャート

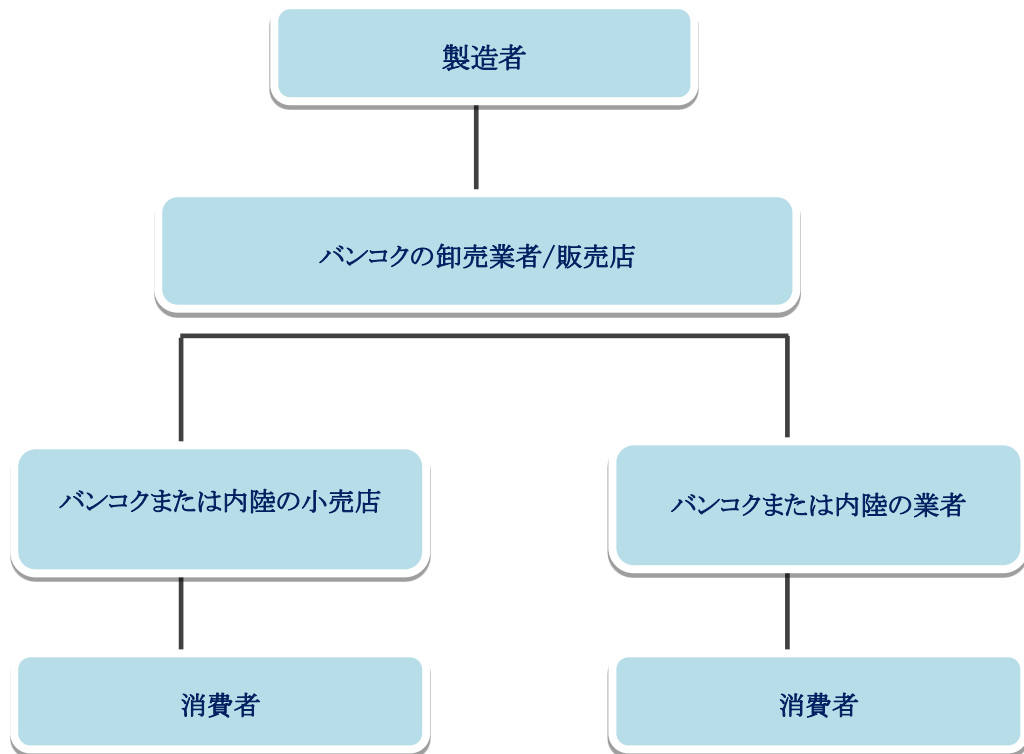
中国から輸入される模倣品の流通網(船輸送による)



中国から輸入される模倣品の流通網(陸送による)



タイで製造された模倣品の流通網



4.3.3 模倣品の消費

模倣品を販売する市場の一般的情報²²

模倣品は、タイ国内の多くの異なる場所で販売されており、本物と共に模倣品が販売されている場所もあれば、模倣品しか販売しない場所もある。サイアムパラゴン、セントラルワールド等の高級ブランドデパート等では本物しか販売していない。このようなデパートはその高い評判を維持、保護するため、偽物を販売することはほとんどない。

模倣品は、タイ全国に普及しており、模倣品を販売する場所は a) バンコクの商業市場、b) バンコク以外の商業市場、c) オンライン市場の三種類に分類できる。

a.) バンコクの商業市場

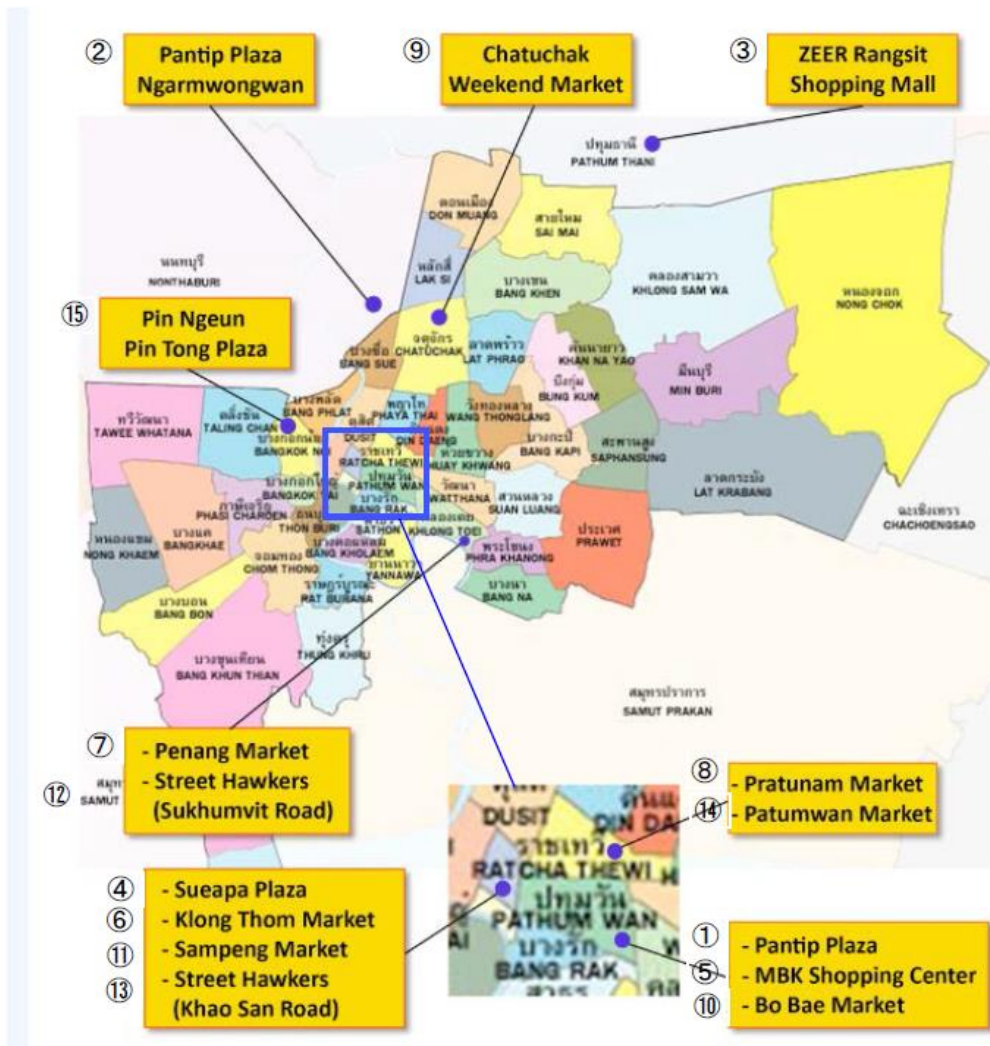
バンコクは、タイの首都であり、貿易関連取引の大半がバンコクで行われている。また、タイを訪れる観光客のほとんどが訪れる都市である²³。米国通商代表部(United States Trade Representative : USTR)はバンコクのいくつかの商業市場を模倣品販売の「危険区域(レッド・ゾーン)」に指定している²⁴。バンコクで販売される模倣品の大半がこの危険区域で販売されているためである。バンコクには、以下のとおり約 15 カ所の商業市場があり、模倣品を含む多様な製品を求めて買い物客が殺到している²⁵。

²² タイ、バンコク都の Tilleke & Gibbins 調査チームによる市場調査

²³ タイ、バンコク都の観光局との面談、2014 年 12 月 18 日

²⁴ 「Bangkok Post」のビジネス面の “US name more ‘red zone’ markets in Thailand.”[<http://www.bangkokpost.com/business/news/327360/more-red-zones-for-fake-items>], 2015 年 1 月 5 日

²⁵ タイ、バンコク都の Tilleke & Gibbins 調査チームによる市場調査



①Pantip Plaza

住所: Pantip Plaza は 604/3 New Petchaburi 通り、Ratchathewi Sub-District、Patumwan District、バンコク (Platinum Complex 及び the Pratunam 地区の近く)

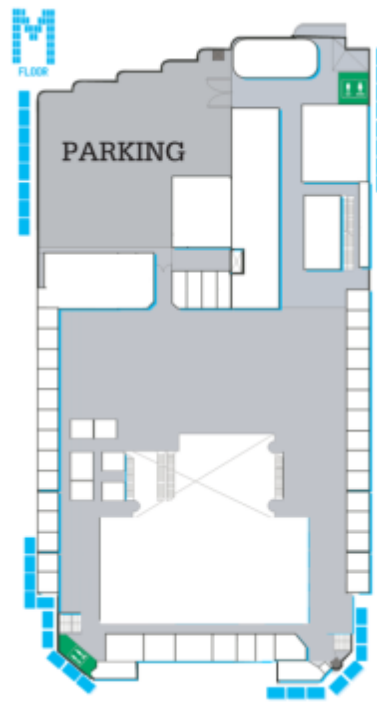
市場の種類: 小売

販売製品: このモールで販売される主な模倣品は以下の通り。

- 電気製品 - 模倣 BEATS ヘッドフォン等の模倣ヘッドフォン

顧客: 主な顧客層はタイ人

Pantip Plaza 地图



出典:http://www.pantiplaza.com/plan_pratunam.php?lan=th

②Pantip Plaza Ngamwongwan (Patumwan 地区の Pantip Plaza の関連会社)

住所: 69/21 Ngamwongwan 通り、Bangkhen Sub-District、Muang Nonthaburi District、Nonthaburi 県

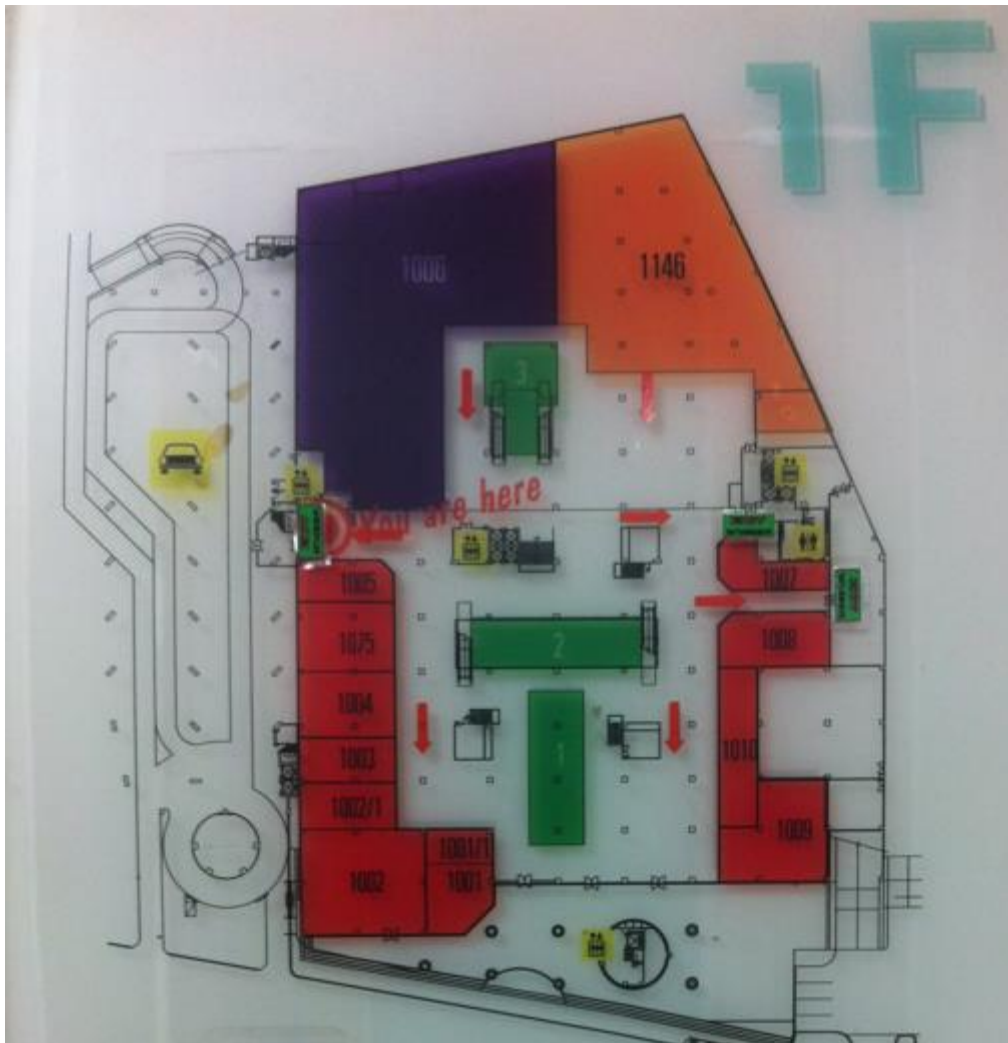
市場の種類: 小売

販売製品: 販売されている主な模倣品は以下の通り。

- 電気製品 - 模倣 BEATS、APPLE、SAMSUNG ヘッドフォン等の模倣電気製品

顧客: 主な顧客層はタイ人

Pantip Plaza Ngamwongwan 地図



出典: Pantip Plaza Ngamwongwan 店内案内

③Zeer Rangsit Shopping Mall

住所: このデパートは 99 Moo 8、Phaholyothin 通り、Khukhot Sub-地区、Lumlukka 地区、Phatumthani 県にある。

市場の種類: 小売

販売製品: 販売されている主な模倣品は以下の通り。

- 電気製品 - 模倣 BEATS ヘッドフォン等多くの模倣ヘッドフォン

顧客: 主な顧客層はタイ人

Zeer Rangsit Shopping Mall 地図



出典: Zeer Rangsit Shopping Mall 店内案内

④Sueapa Plaza

住所: Sueapa 通り、Pomprab Sub-地区、Pomprabsatrupai 地区、バンコク

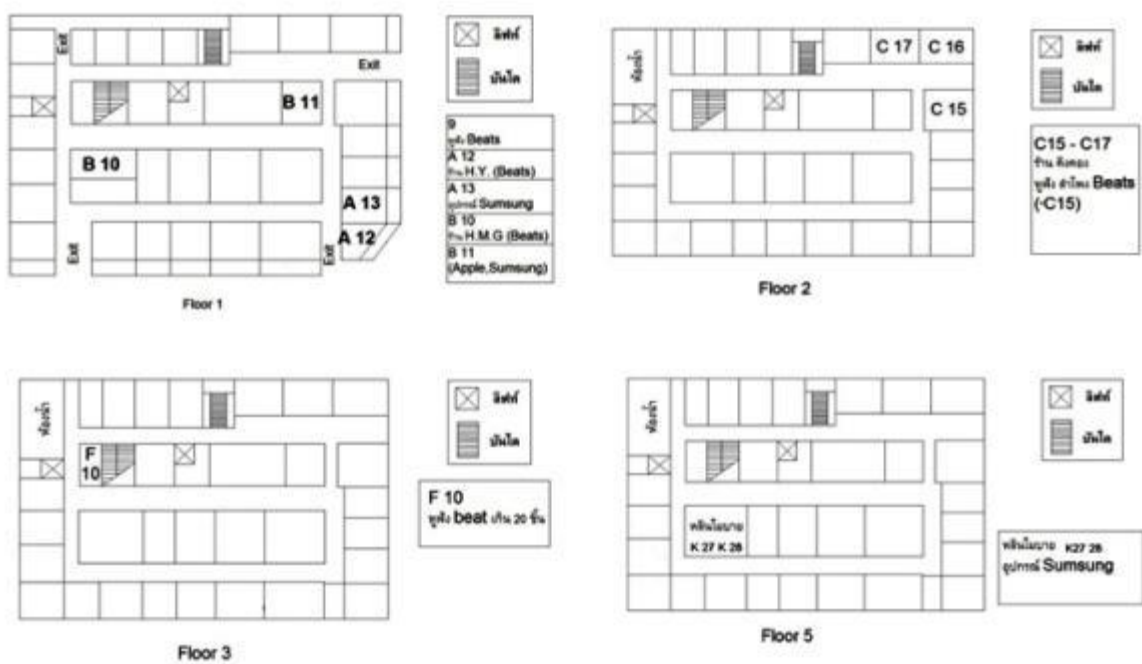
市場の種類: 卸売及び一部は小売

販売製品: 販売されている主な模倣品は以下の通り。

- 電気製品 - 模倣ヘッドフォン、ステレオ、スピーカー、携帯電話充電器及び電池

顧客: 主な顧客層はタイ人

Sueapa Plaza 地図



出典: Tilleke & Gibbins 調査チーム

⑤MBK Shopping Center

住所: このデパートは、バンコクを中心の Patumwan 地区 444 Phayathai 通りにあり、周辺は高級デパートに囲まれている。スカイトレイン(BTS)駅からも近い。

市場の種類: 小売

販売製品: 多様な製品を販売しているが、以下の模倣品も販売されている。

- 衣料品及び靴製品 - 模倣品のほとんどはポロシャツ、シャツ、セーター、ジーンズ、ハンドバッグ、ベルトである。例えば、CONVERSE、GUCCI、TORY BURCH 等の有名ブランドの偽物が 3 階から 6 階で販売されている。
- 電気製品 - 模倣電気製品及び関連商品はヘッドフォン、スマートフォンケース、模倣携帯電話等で 4 階で販売されている。
- 化粧品及び医薬品 - この模倣製品は 2 階と 3 階の中間部分で販売されている。

顧客: 主な顧客層は、西欧及びアジア人観光客である。

MBK Shopping Center 地図

地階



2 階



3階



4階



6階



出典: MBK Shopping Center パンフレット

⑥Khlong Thom 市場

住所: この市場はバンコク都、Pomprabsatrupai 地区、Pomprab Sub-地区、Worachak 通り (Worachak 通りと Chao Kamrop 通りの角)にある。

市場の種類: 小売

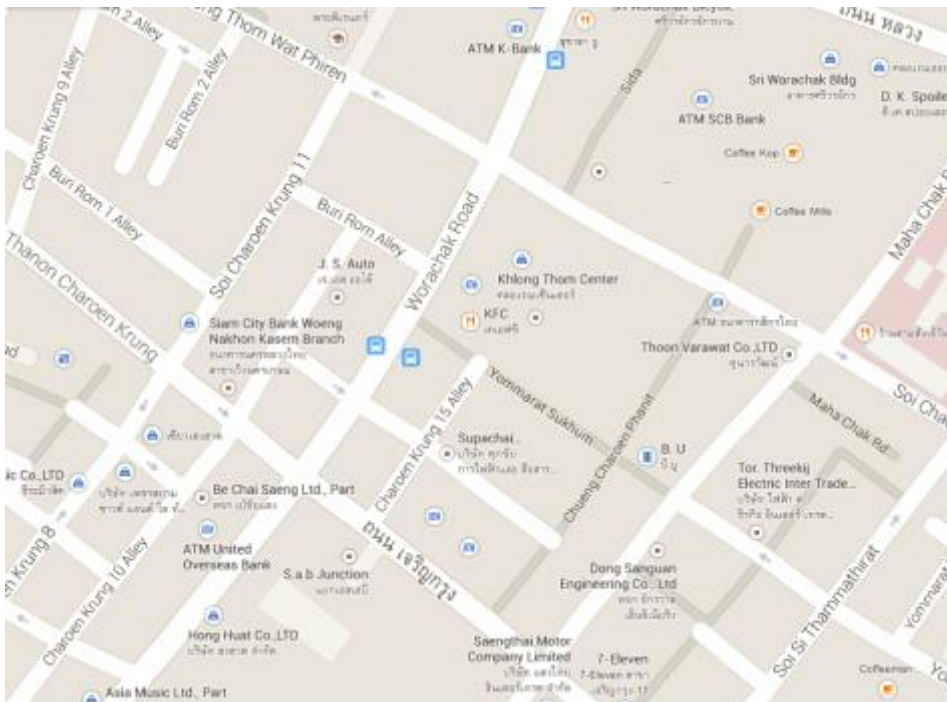
販売製品: 販売されている主な模倣品は以下の通り。

- 電気製品 - ヘッドフォン、充電器及びステレオ等の模倣電気製品
- 自動車及び部品 - 模倣自動車及び部品

しかしながら、当市場の模倣製品の品質は高くはない。

顧客: 主な顧客層はタイ人

Khlong Thom 市場地図



⑦Penang 市場

住所: この市場はバンコク都、Khlong Toey 地区 Khlong Toey、Rama 3 通りにある。

市場の種類: 小売

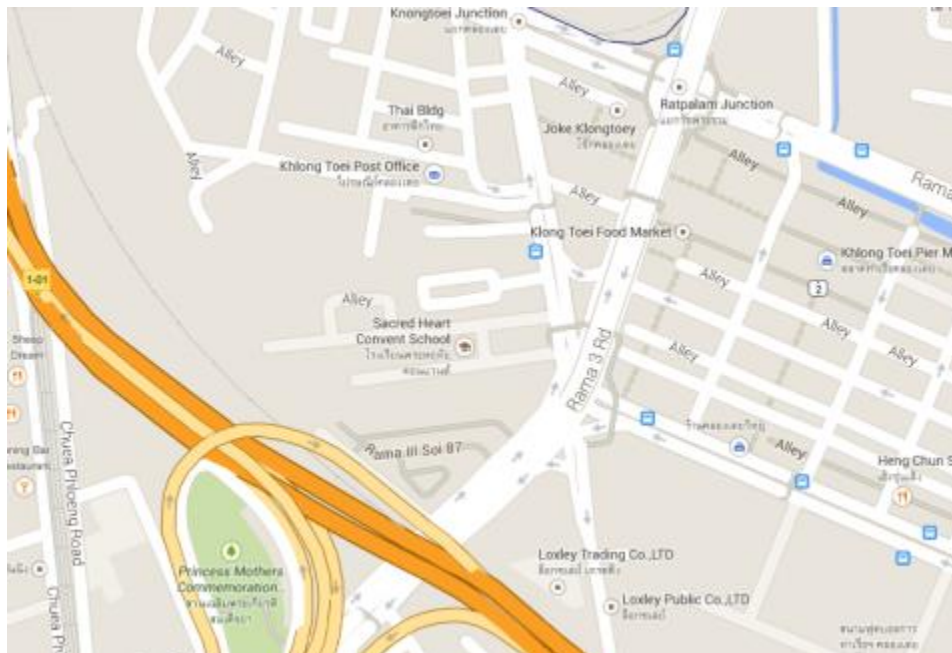
販売製品: 販売されている主な模倣品は以下の通り。

- 食品及び食料品 - ソース等数種類の模倣スナック及び食材

しかしながら、当市場の模倣製品の品質は高くはない。

顧客: 顧客層は主にタイ人で、一部中国人もいる。

Penang 市場地図



⑧Pratunam 市場

住所: この市場は、Ratchaprop 及び Petchburi 通り交差点(Amari Watergate Hotel の隣)にあり、店舗、小さな屋台が歩道に溢れ Ratchaprarop Soi 3 の Baiyoke Towers I 及び II まで伸びている。

市場の種類: 卸売及び一部は小売

販売製品: 販売される主な模倣品は以下の通り。

- 衣料品及び靴製品 - 販売製品の大半は模倣衣料品、靴、バッグ、ベルト及び宝飾品

顧客: 主な顧客層はタイ人

Pratunam 市場地図



⑨Chatuchak Weekend 市場

住所: この市場は、バンコク都 Jatujak 地区 Kamphaengphet 2 通り(Central Ladprao 近く)にある。この市場へはスカイトレイン(BTS)及び地下鉄(MRT) が利用できる。

市場の種類: 卸売り及び小売

販売製品: 販売される主な模倣品は以下の通り。

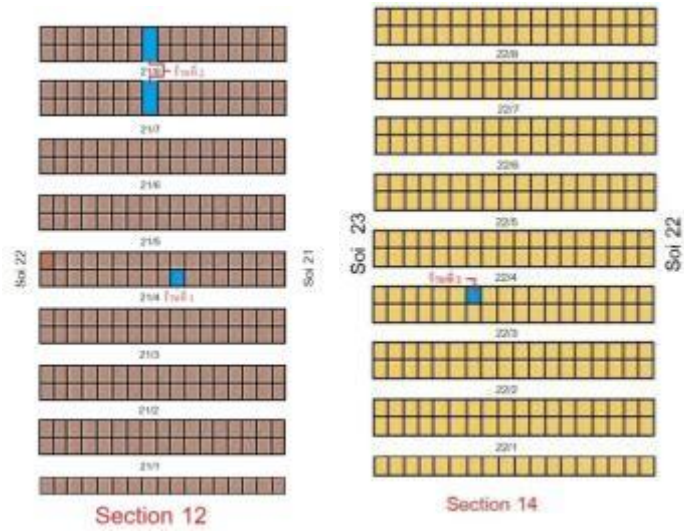
- 衣料品及び靴製品 - Nudies Jeans、VANS、GUCCI、BOTTEGA VENETA、ISSEY MIYAKE、HAVIANAS 等有名ブランドの模倣衣料品及び靴製品
- 電気製品 - BEATS ヘッドフォン等の模倣電気製品

顧客: 主な顧客層は 観光客及びタイ人

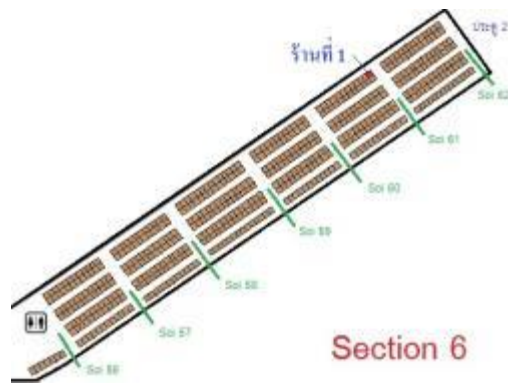
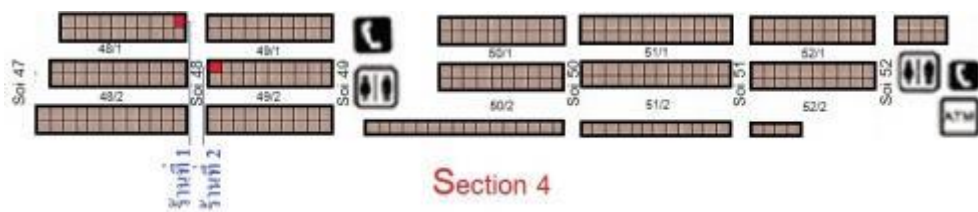
Chatuchak Weekend 市場の地図

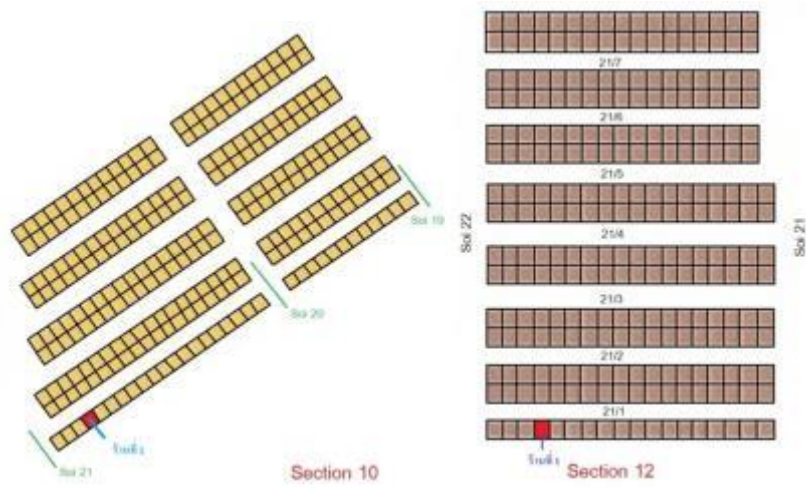


衣料品及び靴製品

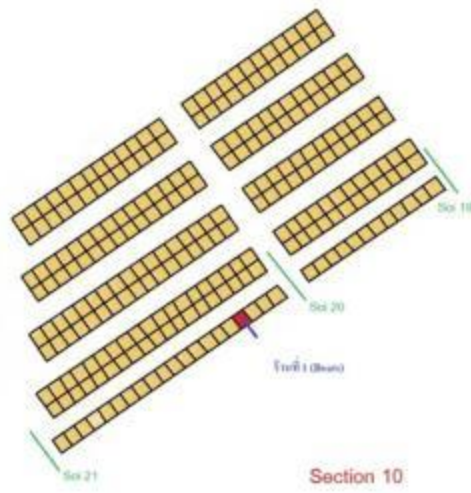


ハンドバッグ





電気製品



出典: Chatuchak Weekend 市場 パンフレット

⑩Bo Bae 市場

住所: この市場はバンコク都 Patumwan 地区 Damrongrak 通り(Hua Chiew 病院近く)にある。

市場の種類: 卸売り及び一部は小売

販売製品: 販売される主な模倣品は以下の通り。

- 衣料品及び靴製品 - 大量の模倣シャツ及びジーンズ

顧客: 主な顧客層はタイ人

Bo Bae 市場の地図



出典: <http://nhhshop.tarad.com/aboutus.template.php?lang=th>

①Sampeng 市場

住所: この市場は、バンコク都 Samphanthawong 地区 Chakkrawat Sub-地区 Yaowarat 通り Soi Wanit 1 にある。

市場の種類: 卸売及び小売

販売製品: 販売されている主な模倣品は以下の通り。

- 衣料品及び靴製品 - 模倣衣料品及び靴製品

しかしながら、当市場の模倣製品の品質は高くはない。

顧客: 主な顧客層はタイ人

Sampeng 市場地図



出典: <http://www.thaibis.com/bangkok/shopping/sampeng-lane-markets>

⑫ Sukhumvit 通り Soi 1 - 21、Sukhumvit 通りと Asoke 交差点

住所: この市場は、Sukhumvit 通り Soi 1 - 21、Asoke 交差点近くにある。

市場の種類: 小売

販売製品: 販売されている主な模倣品は以下の通り。

- 衣料品及び靴製品 - NIKE、ADIDAS 等有名ブランドの模倣品が Soi 7-11 で販売されている。
- 電気製品 - 模倣ヘッドフォン等の模倣電気製品

顧客: 主な顧客層は 欧米人である。

Sukhumvit 通りの地図



出典: <http://www.checkraka.com/uploaded/knowledge/article/31/15-Sukhumvit-Residences-Map.jpg>

⑬ Khao San 通り

住所: Khao San 通りは、バンコク都 Phranakorn 地区 Talad Yod サブ地区 Khao San 通りの Jakkaphong 通り (Chanasongkram 寺院前)と Tanawasee 通りの間にあり、Khok Wua 交差点に近い。

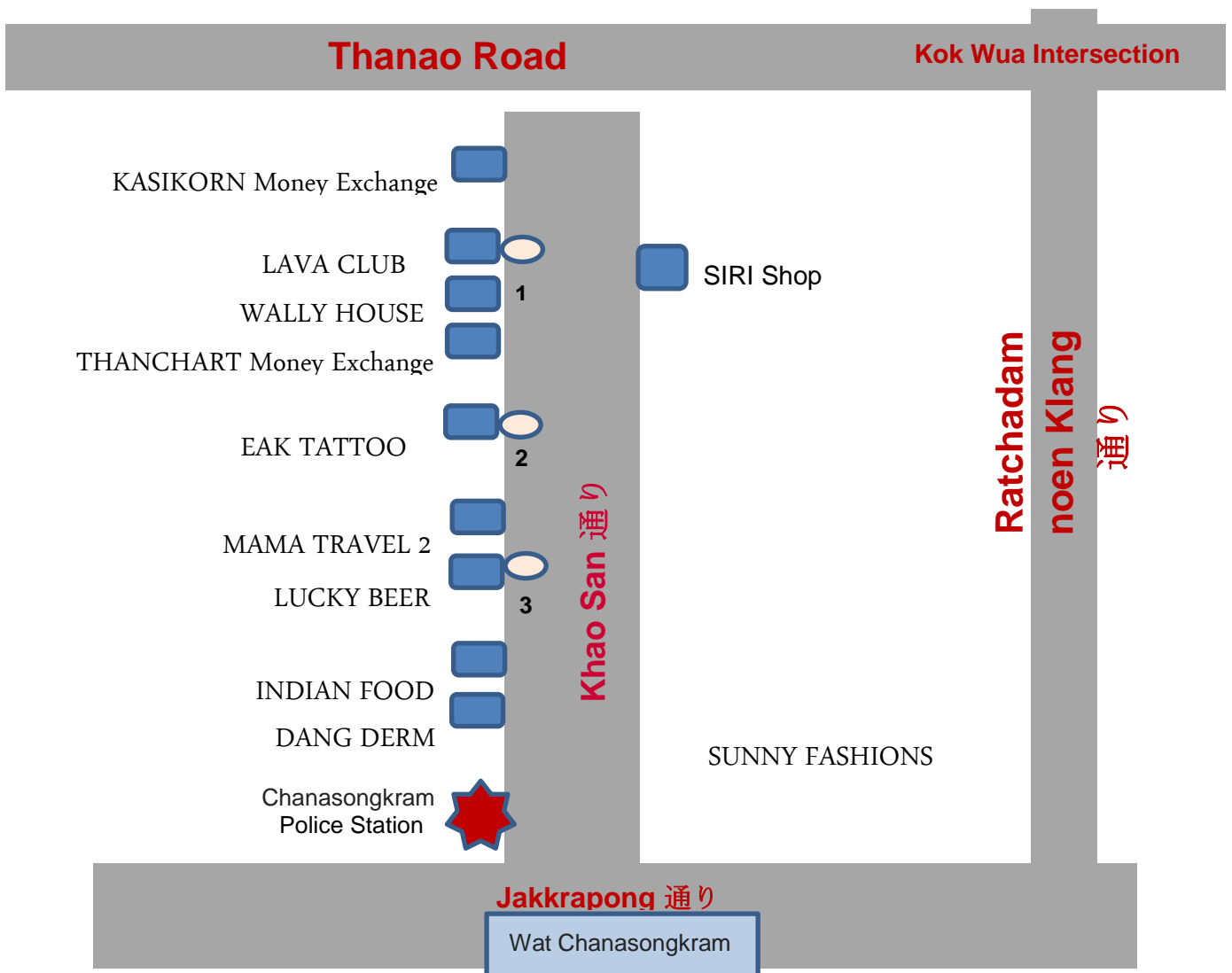
市場の種類: 小売

販売製品: 販売されている主な模倣品は以下の通り。

- 衣料品及び靴製品 - 模倣衣料品及び靴製品。例えば、模倣 HAVIANAS 靴を販売する店舗が三店あり、一件につき 100 種類もの靴がある。

顧客: 主な顧客層は外国人観光客で、タイ人は少ない。

Khao San 通り市場の地図 (模倣 HAVIANAS の小売店舗は 地図の 1、2、及び 3)



出典: Tilleke & Gibbins 調査チーム

⑭ Patumwan 市場

住所: この市場は、バンコク都 Ratchathewi 地区 Ratchaprarop 通りにある。(Chulalongkorn 大学の近く)

市場の種類: 小売

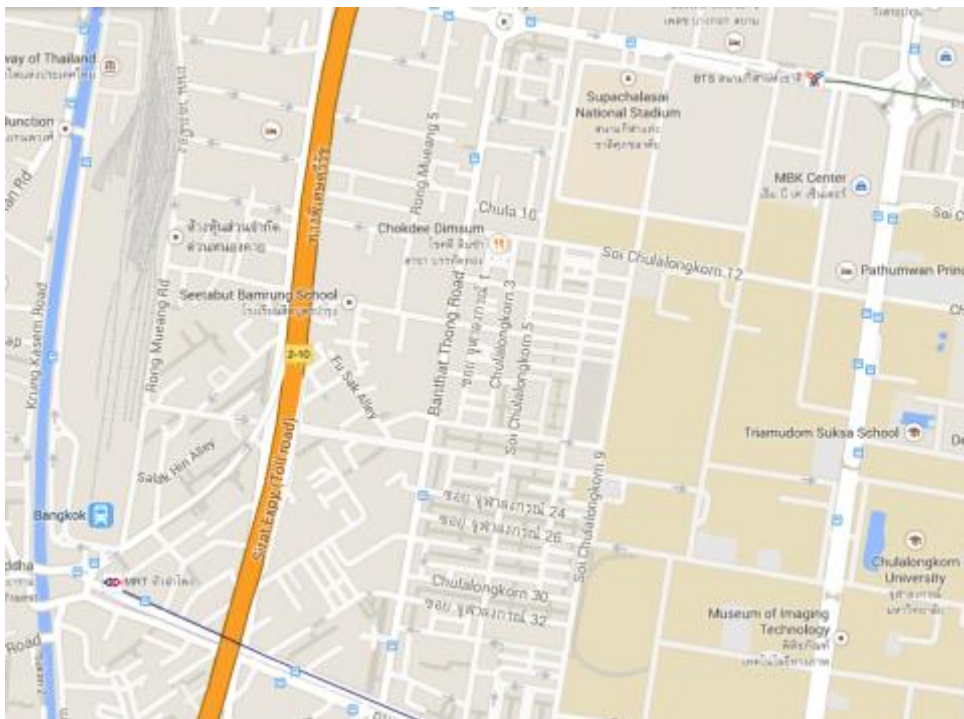
販売製品: 販売される主な模倣品は以下の通り。

- 模倣自動車部品 - 販売製品の大半は新品及び中古品両方の模倣自動車予備部品で、HONDA、TOYOTA、NISSAN の模倣品が多い。

しかしながら、当市場の模倣製品の品質は高くはない。

顧客: 主な顧客層はタイ人

Patumwan 市場地図



⑮ Pin Ngeun Pin Tong Plaza

住所: このモールは、Central Plaza Pinklao デパートの正面にある。

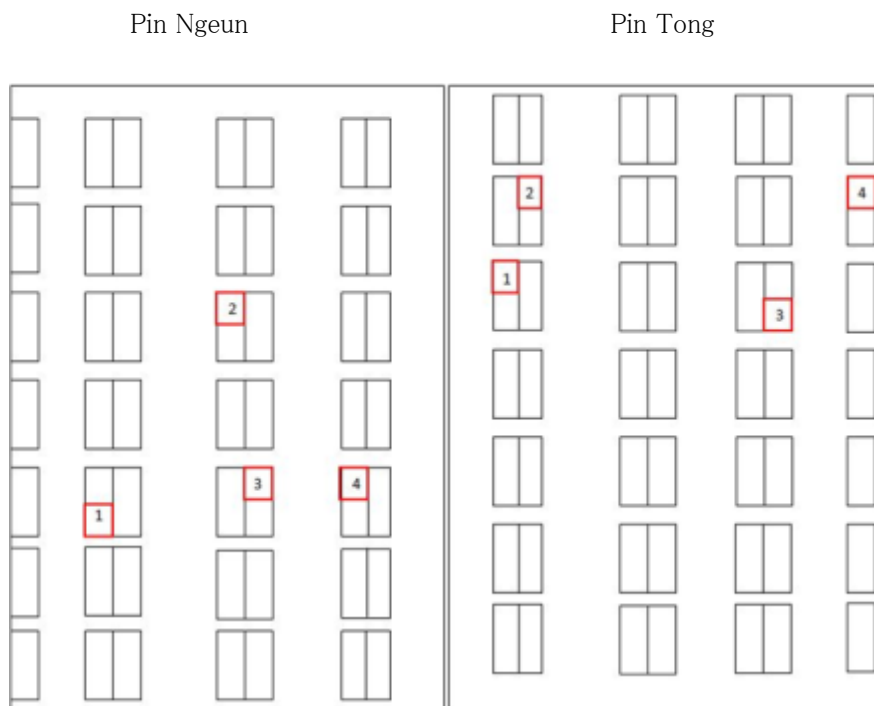
市場の種類: 小売

販売製品: 販売される主な模倣品は以下の通り。

- 衣料品及び靴製品 - ISSEY MIYAKE、VANS、ONITSUKA TIGER 等有名ブランドの模倣衣料品及び靴製品
- 電気製品 - 電気製品

顧客: 主な顧客層はタイ人

Pin Ngeun Pin Tong Plaza 地図

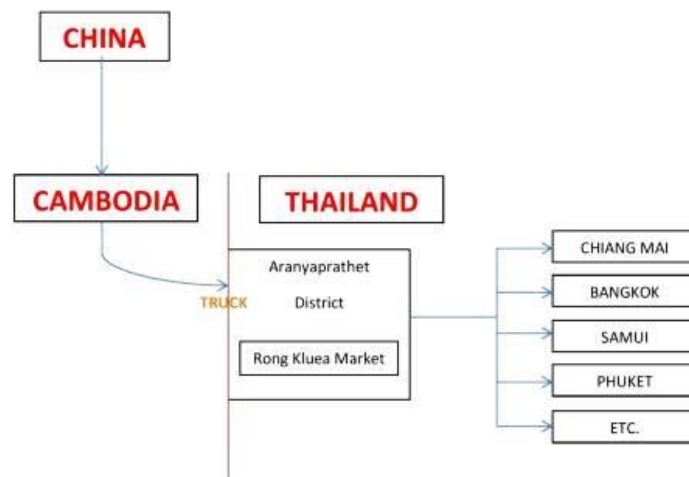


出典: Tilleke & Gibbins 調査チーム

b) バンコク以外の商業市場

タイは、天然資源の豊富な国で、全国に 20 以上の海洋公園を含む 100 以上の国立公園がある。トレッキング、マウンテンバイク、写真、バードウォッチング、キャンプ、ダイビング、珍しい動物の観察等タイには多くの選択肢がある。²⁶ 従って、外国人観光客は、バンコクだけでなく他の地方都市も訪れている。その結果、東部の Aranyaprathet や Chonburi (Pattaya)、南部の Phuket や Surattani (Koh Samui、Koh Panung)、北部の Chiang Mai 等観光客に人気のある都市でも模倣品は販売されている。これら地域で模倣品を販売する市場は次頁地図内の①Aranyaprathet の Rongkluea 市場、②Pattaya の Rattanakorn 市場、③Phuket の Patong 市場、④Krabi の Walking Street、⑤Samui の Chaweng 市場、⑥Chiang Mai の Night Bazaar 等である。

タイで最大規模の市場が Aranyaprathet 県の Rongkluea 市場である。この市場はタイとカンボジア国境沿いに位置し、模倣品は通常中国からトラックで輸送され、カンボジアを経由して Aranyaprathet 港からタイに密輸される。この国境には「Rongkluea 市場」と呼ばれる大規模な市場があり、大量の模倣品が販売されている。多くのタイ人、カンボジア人、外国人観光客がこの港を経由してタイとカンボジアを行き来している。同市場では卸売と小売の両方を提供しており、バンコクの小売店を含む小さな小売店舗の多くがこの市場に卸売商品の買い出しに来て、全国にある各自の店舗で小売に出す仕組みになっている。

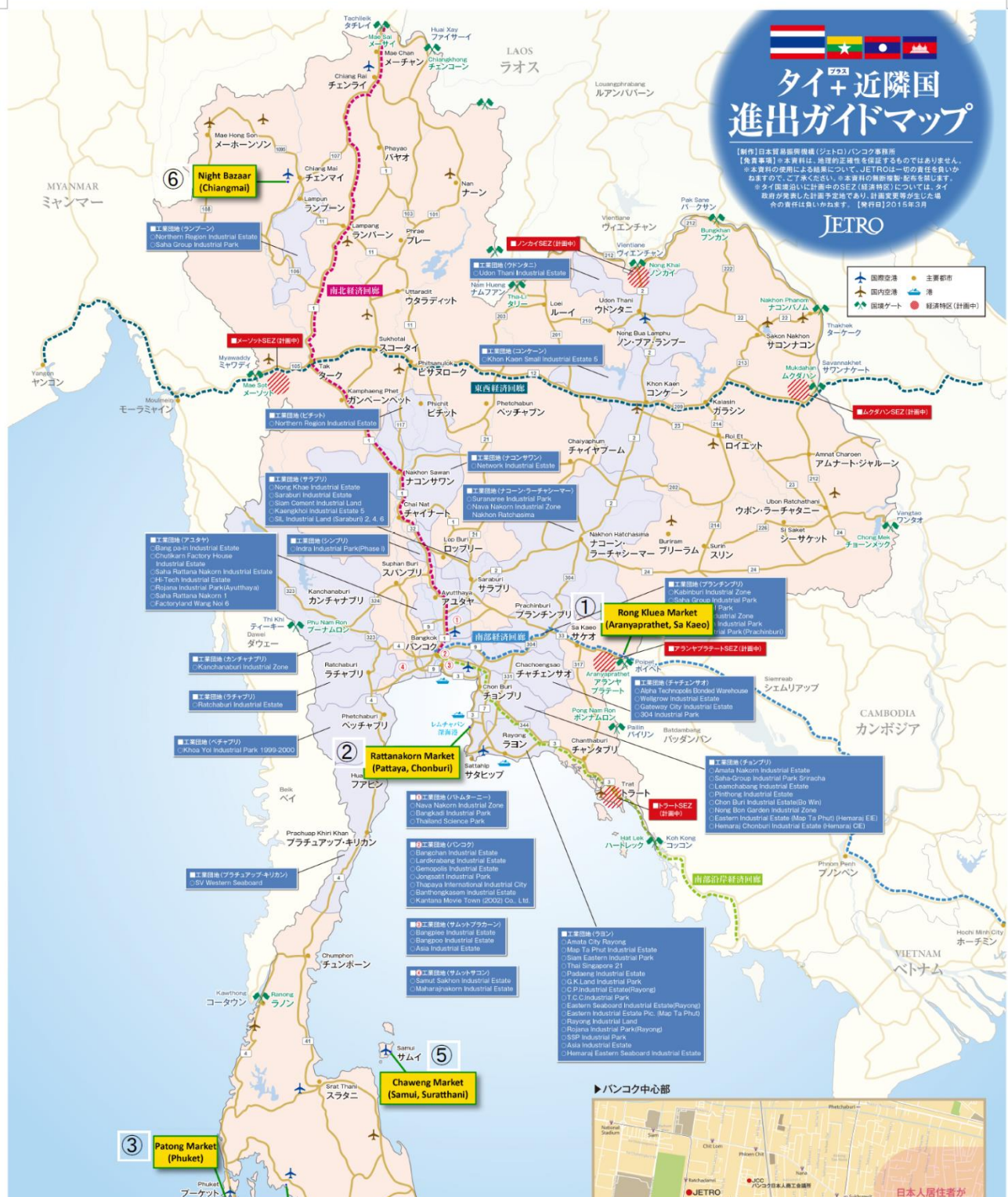


²⁶ タイ国政府観光庁 「自然」[<http://www.tourismthailand.org/Thailand/nature>]2014年12月26日

タイ+近隣国 進出ガイドマップ

【制作】日本貿易振興機構(ジェトロ)バンコク事務所
 【発表事項】本資料は、合理的な正確性を保証するものではありません。
 ※本資料の提供による結果について、JETROは一切の責任を負いません。
 ※本資料の無断複製・転載を禁じます。
 ※タイ国境沿いに計画中のSEZ(経済特区)については、タイ政府が発表した計画書に基づき、日本貿易振興機構が実施した調査の結果を基にしております。発行日2015年5月

JETRO



▶首都バンコクから主要国境までの距離

国	主要国境	距離	隣接国
バンコク	メーサイ	900km	ミャンマー
	メーソット	510km	
	ブーナムロン	195km	
	ラン	575km	
	チェンコーン	925km	
バンコク	ノンカイ	654km	ラオス
	ナコンパノム	760km	
	ムクダハン	700km	
	チョーンメック	715km	
	ホイペト	390km	
バンコク	ボーンナムロン	410km	カンボジア
	ハードロック	450km	
	ダンソック	1,020km	
	ペト	1,240km	
	スンガイ・コロク	1,235km	



C) オンライン市場

今日の私たちの生活は、スマートフォン、携帯電話、タブレット、ノートパソコン等の携帯コミュニケーション機器に大きく依存している。この発展と共にショッピングの傾向もデパートや屋台等での買い物からオンラインでの買い物に変化している。ブランド所有企業の販売戦略もオンラインでの販売に大きく移行してきており、模倣製品の販売戦略も同じ傾向を示している。その結果、多くの模倣製品をオンラインで購入することができる。

タイでも(a) 侵害者が他者の登録商標を自分のドメインまたは自分のドメインの一部として使用するドメイン名の占拠、(b) 模倣製品を販売するウェブサイト等多様なオンライン侵害が発生している。

知的財産権局(DIP)の前長官である Padchima Thanasanti 女史とメディアの 2013 年 8 月²⁷のインタビューによると、海賊版映画、音楽 DVD 及び CD の全販売数の 40%がオンラインで販売されている。この傾向の理由は三つある。(1) 店舗賃貸料が不要、(2) 模倣品販売を見逃してもらうための地元警察官への賄賂が不要、(3) 在庫商品が不要で、違法製品の保有により逮捕される可能性が少なくなる。現在ではオンラインで販売される製品は自動車部品から味の素等の小さく安価な模倣品まで多岐に渡る。

タイにおける模倣品販売の主要市場の状況²⁸

1. 電気製品

模倣ソフトウェア、映画、音楽を販売する店舗やキオスクは通常販売可能な模倣品のカバーだけしか陳列しない。模倣映画や音楽は検挙を逃れるため CD、DVD または MP3 として別の場所または店舗の裏等に保管されている。これにより販売者は警察の強制捜査時には店舗から模倣品を手早く移動したり証拠を破棄することができる。

模倣携帯電話の販売者は、店舗に 1、2 台のみまたはモデルしか陳列しないことも多い。これは通常模倣品は隠しておき、買い物客が本当に興味を持つ場合にのみ見せるためである。

ただし、ヘッドフォン、携帯電話ケース、充電器、電池等の模倣製品は店舗に陳列することが通常で、在庫も店舗近くに保管していることがある。

2. 化粧品及び医薬品

模倣化粧品販売者による顧客への典型的な説明は、製品は輸入税を支払わずに輸入されているため、デパート等で販売される通常の「同一」製品より低価格だというものである。だが真相は「模倣品だから」で

²⁷ E コマースマガジン、「Media Associated Co.,Ltd. website,” <http://www.ecommerce-magazine.com/issue/176/August-2013-SpecialReport-DIP>、2015.

²⁸ 特別捜査課、特別捜査官 Rittichai Arayasongsak とのインタビュー、2014 年 12 月 8 日

ある。模倣化粧品を販売する市場は Jae Leng 市場 (Don Muang 市場)、New Don Muang 市場、Platinum Mall、MBK Shopping Center、Sampeng 市場等である。

医薬品については、世界保健機構(WHO)の「模倣品」定義では「出所及び成分を意図的で不正に不当表示した医薬品」としている。後発医薬品が模倣医薬品にされる場合もある。タイでよく流通している模倣医薬品は勃起不全、臓器移植、癌関連の医薬品が多い。インターネット及び地元ラジオ番組を通じた販売が多い。タイの合法的な薬局では通常、模倣医薬品は販売されていない。

3. 自動車及び部品

現時点では、タイで販売される模倣自動車及び自動車部品数は多くはない。通常タイ人は自動車部品の修理に OEM 製品を使用することが多いためである。ただし 2005 年に Ratchaburi 県で例外的に「MERCEDES-BENZ」と「BMW」ブランドの大量の模倣自動車部品の特別捜査局(DSI)による摘発事件があった。

タイ人は修理費用を抑えるために、通常自動車の修理を正規代理店ではなく通常の自動車修理工場に持ち込むことが多い。タイの自動車修理工場では、本物の部品の代わりに模倣部品を使い、部品が本物だと言い張ったうえで本物の部品料金よりも少し安い料金を請求することがある。こうした修理工場に自動車を持ち込むタイ人は修理部品が本物か偽物か見分けることはできないため、低品質の模倣部品を使って修理されるリスクを負うことになる。

4. 食品及び食料品

タイで流通する模倣食品及び食料品のほとんどは、低所得者層を対象としている。ただし、タイ人は模倣食品による健康被害に対する恐怖心があるため、模倣食品の流通量は多くない。こうした模倣食品を買う消費者は、当該商品が模倣品であることさえ知らない場合が多いと考えられる。

5. 衣料品及び靴製品

模倣衣料品及び靴製品はバンコク及びその他観光客の多い都市に多い。模倣衣料品及び靴製品の価格は本物に比べ非常に安い。模倣衣料品及び靴製品は通常店舗に陳列され、店舗裏または、近くに在庫倉庫を設置することが多い。販売者はこれら製品を通常タイまたは中国の製造業者に発注している。

純正商品に対する模倣品の割合

タイで流通している模倣品の多くは、タイ国外、大半は中国で生産されている。国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) 発行の「東アジア及び太平洋地域における国際組織犯罪 (Transnational Organized Crime in East Asia and the Pacific)」によると、2008 年から 2010 年にかけて全世界で差し押さえられた模倣品の 70% 近くが中国産であった²⁹。

下表に、2006 年から 2013 年におけるタイの輸入総額³⁰²⁵とタイ関税局が差し押さえた模倣品の総額³¹²⁶を示す。

タイへの輸入額				
年	輸入総額 (100 万バーツ)	差押模倣品総額 (バーツ)	純正商品に対する模倣品の割合 (%)	模倣品に対する純正商品の割合 (倍)
2013 年	7,657,345.0	116,552,746	0.001	65700.08
2012 年	7,813,060.4	148,105,535	0.001	52755.30
2011 年	6,982,728.1	132,502,410	0.001	52699.83
2010 年	5,856,591.3	120,453,899	0.002	48625.66
2009 年	4,601,981.8	289,448,817	0.006	15899.60
2008 年	5,962,482.5	382,678,786	0.006	15581.26
2007 年	4,870,187.0	103,903,568	0.002	46873.79
2006 年	4,942,920.8	76,051,101	0.001	64995.67

表に示すように、2006 年から 2013 年において税関で発見された模倣品の総額の割合は、同時期の輸入総額のわずか **0.001% から 0.006%** である。

ただし、上記のデータは、その多くが知的財産権保護に関係しないエネルギー製品・農産物・化学製品等も含む全ての品目を含んだ輸入総額に基づくものである。そこで、以下の調査では、知的財産権に関係しないいくつかの品目を除き、電気製品、化粧品・医薬品、自動車・自動車部品、食品・食料品、衣料品・靴製品の 5 品目にしぼって再度割合を算出した。

下記は、2006 年から 2013 年の間の電気製品、化粧品・医薬品、自動車・自動車部品、食品・食料品、衣料品・靴製品のみについての輸入総額と、税関が同期間に差し押さえた模倣品合計額を比較した調査に基づく情報である。³²

²⁹ Mark Turnage, “A Mind-Blowing Number of Counterfeit Goods Come from China,” [http://www.businessinsider.com/most-counterfeit-goods-are-from-china-2013-6], 2014 年 12 月 18 日

³⁰ 商務省通信技術情報センター (Information Center of Communications Technology), “Statistics of import and export of Thailand,” [http://www2.ops3.moc.go.th/], 2014 年 12 月 18 日

³¹ 知的財産権コーディネーションセンター (Intellectual Property Rights Coordinator Center), “Statistics of seized counterfeit goods,” [http://www.iprcustoms.com/index.php?lay=show&ac=article&id=126935], 2014 年 12 月 18 日

5 品目（電気製品、化粧品・医薬品、自動車・自動車部品、食品・食料品、衣料品・靴製品）
のタイへの輸入額

	輸入総額 (100 万パーツ)	差押模倣品総額 (パーツ)	純正商品に対する 模倣品の割合 (%)	模倣品に対する純正商品 の割合 (倍)
2013 年	946,934.99	116,552,746	0.012	8,124.71
2012 年	1,079,813.14	148,105,535	0.013	7,291.10
2011 年	1,093,438.66	132,502,410	0.012	8,252.36
2010 年	779,780.22	120,453,899	0.015	6,473.89
2009 年	609,114.99	289,448,817	0.047	2,104.46
2008 年	674,775.11	382,678,786	0.056	1,763.28
2007 年	614,315.82	103,903,568	0.016	5,912.5
2006 年	610,820.49	76,051,101	0.012	8,031.82

上記の調査により、電気製品、化粧品・医薬品、自動車・自動車部品、食品・食料品、衣料品・靴製品の 5 品目に限定した場合も、2006 年から 2013 年において税関で発見された模倣品の割合は、同時期の輸入総額の 0.012%から 0.056%であることがわかる。

つまり上記の 2 種類の調査により、何種類かの輸入品目を除いた場合も、模倣品の総額は、タイの輸入総額の 1%以下にとどまることが確認された。

模倣品の消費量

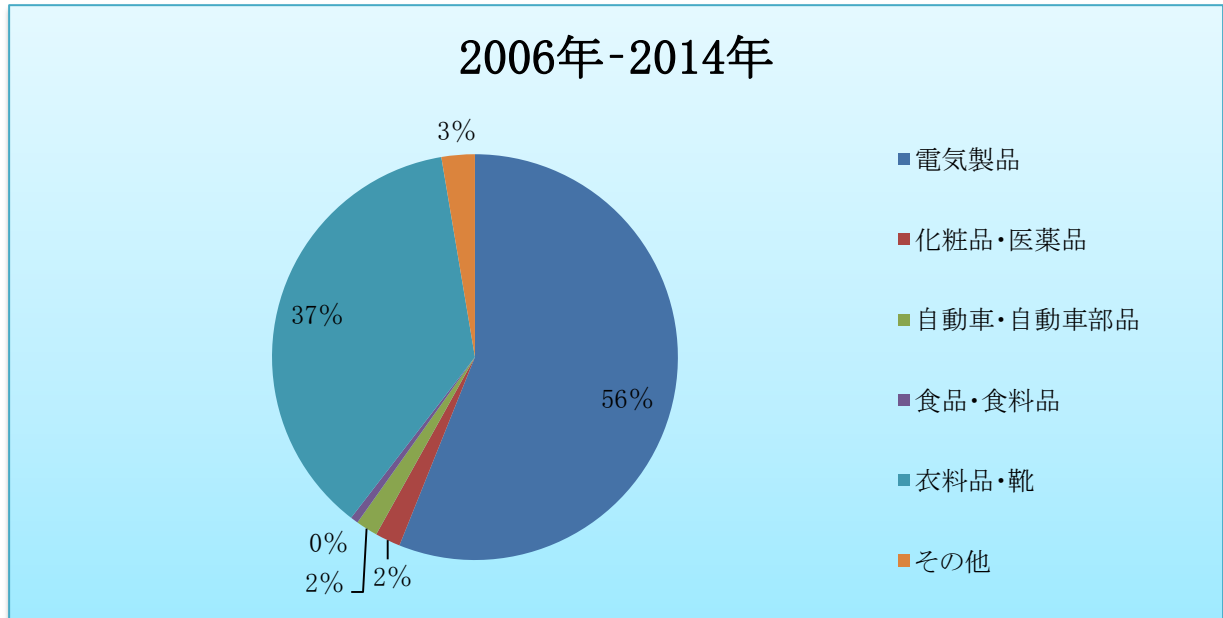
税関や警察によって差し押さえられた模倣品に基づき、模倣品の消費規模を試算した。

2006年から2014年における税関差押品に基づく模倣品消費量(金額ベース)³³

差し押さえられた模倣品を以下の6つに分類した。

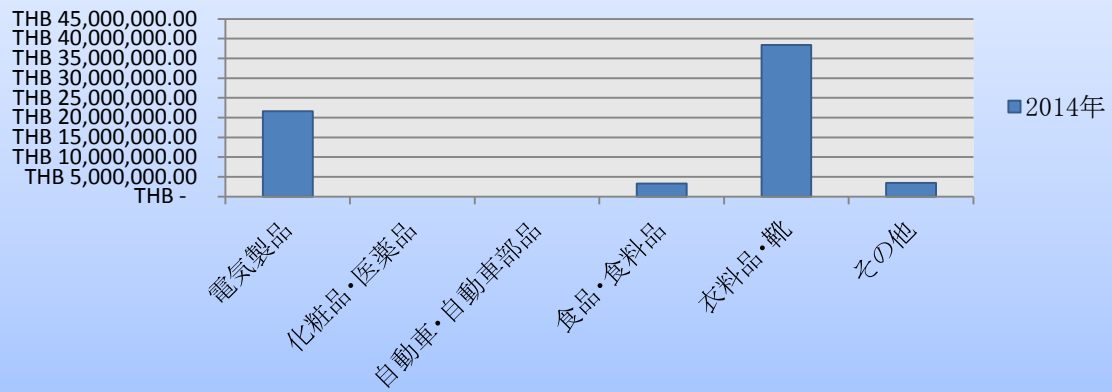
- 「電気製品」:電化製品・機械・タブレット・携帯電話・スマートフォン・コンピュータ及びこれらの部品
- 「化粧品・医薬品」:香水を含む。
- 「自動車・自動車部品」
- 「食品・食料品」:酒類を含む。
- 「衣料品・靴」:鞆・ベルト・メガネ・時計・手袋・靴下・帽子を含む。
- 「その他」:プラスチックカード・文房具・ブランケット・寝具・計算機等

2006年から2014年における品目別の差押品金額を下記の円グラフと棒グラフに示す。最も割合が高いのは電気製品で、特に2008年は差押品の大半を占める。一方、自動車・自動車部品や食品・食料品の割合はごくわずかである。

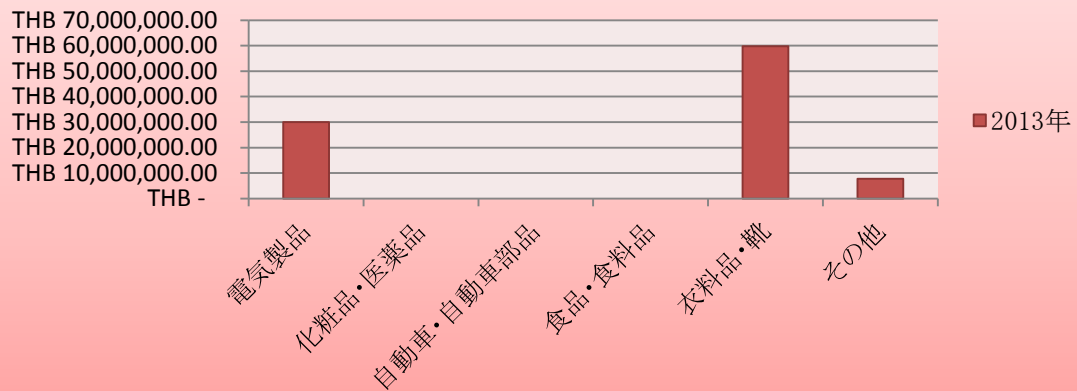


³³ 同書

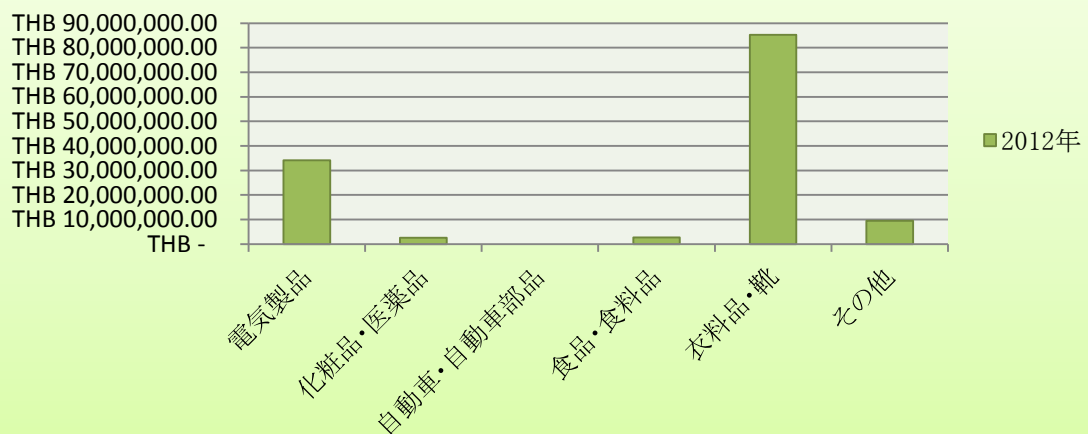
2014年

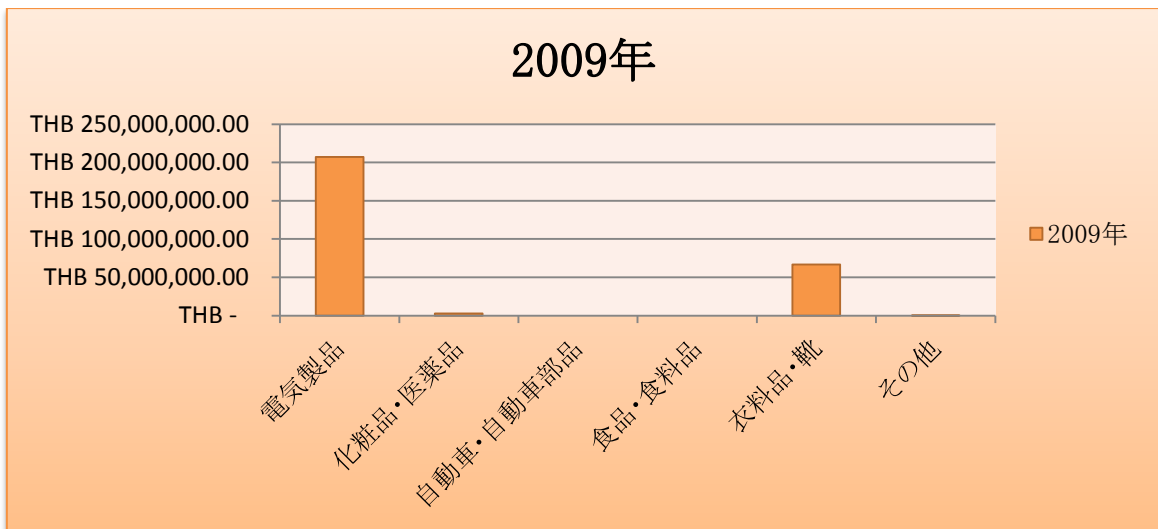
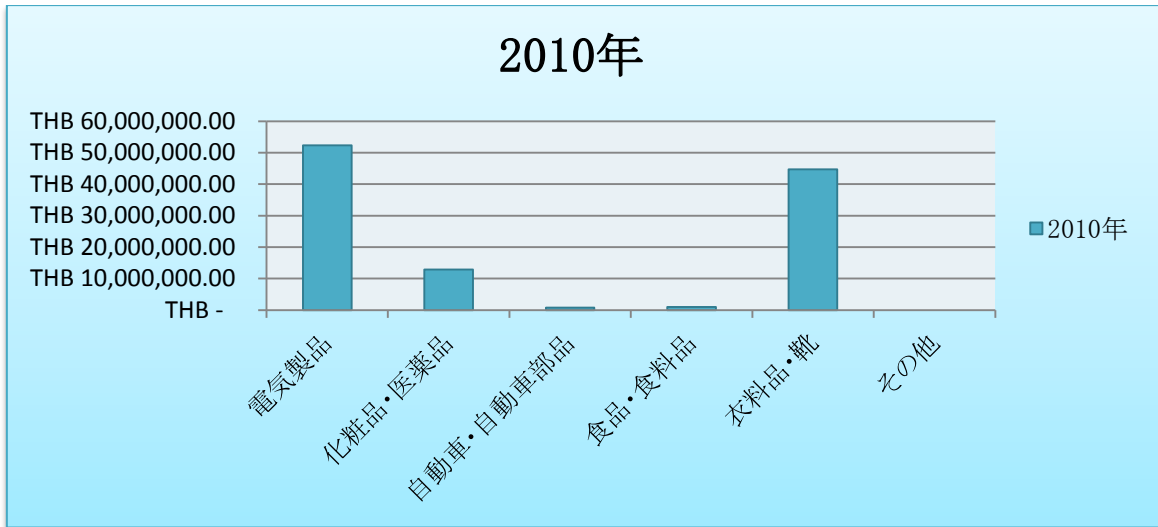
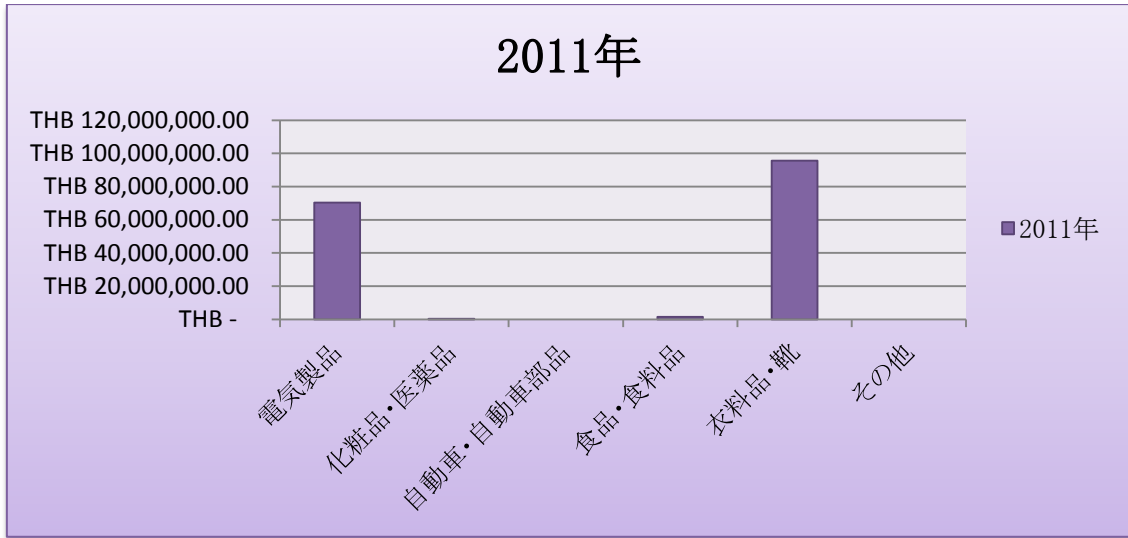


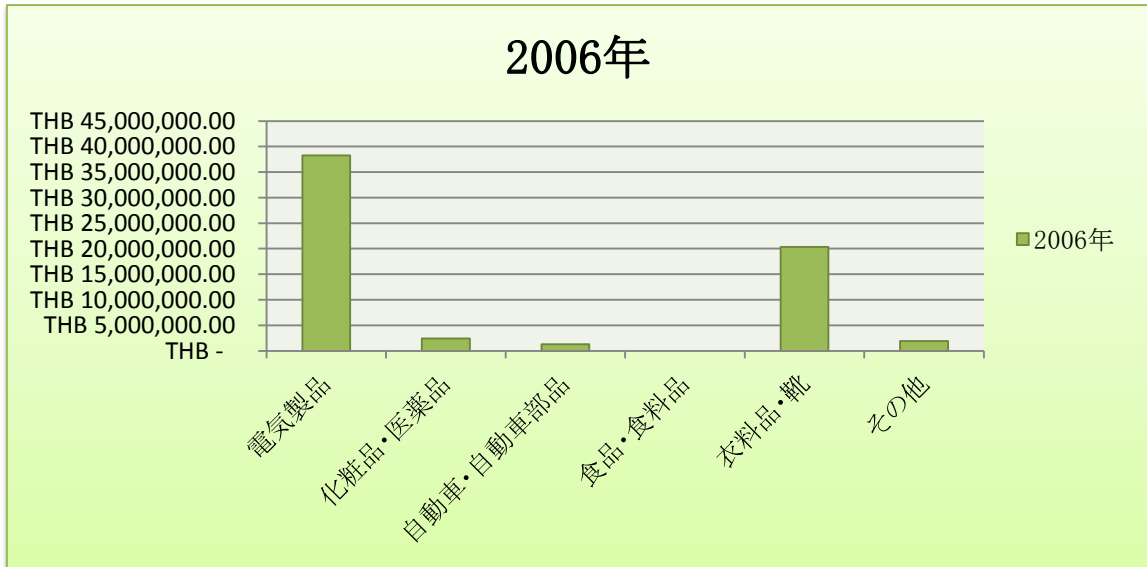
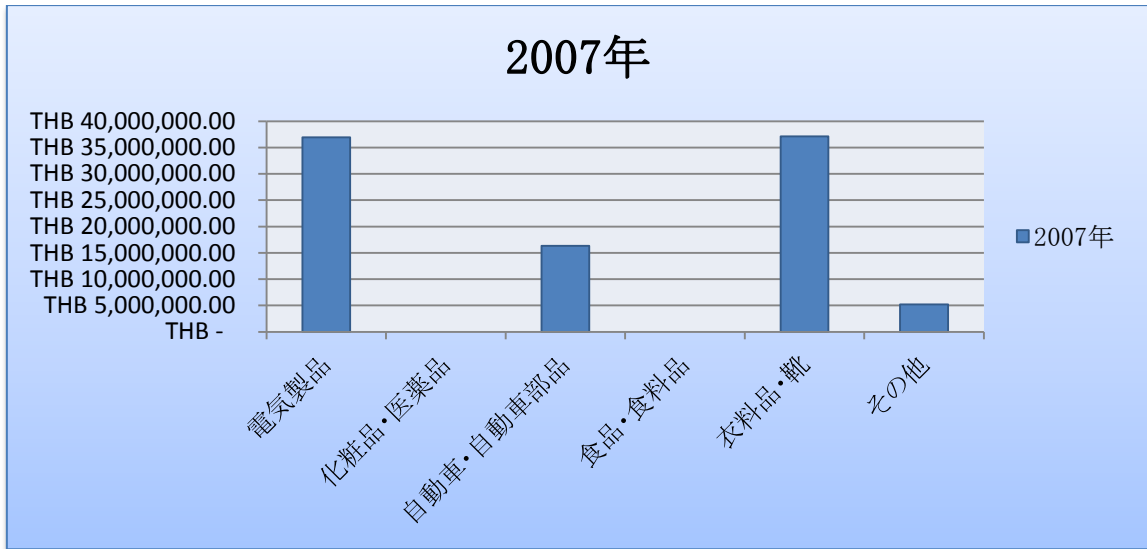
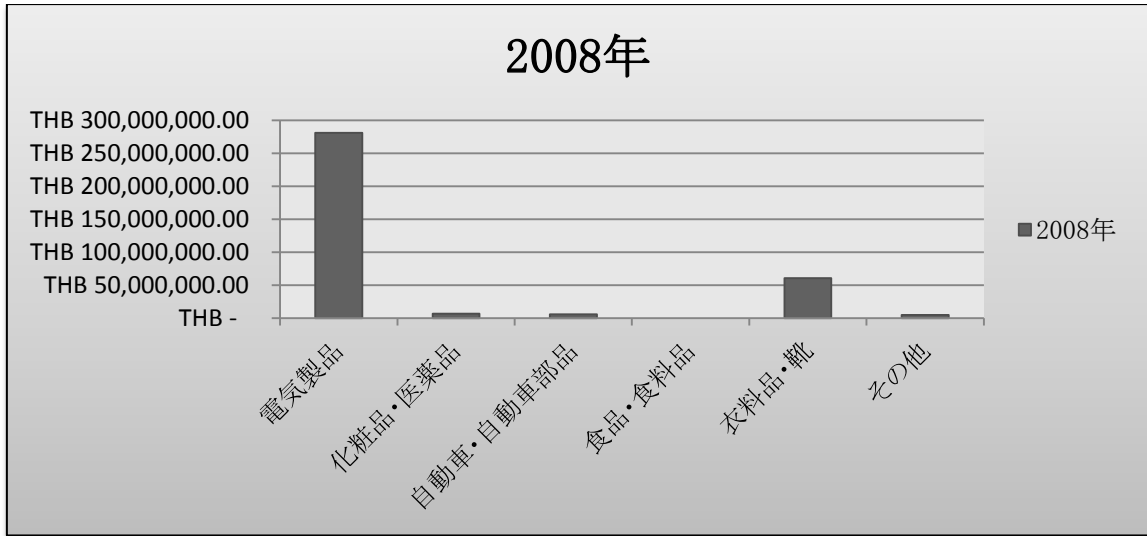
2013年



2012年

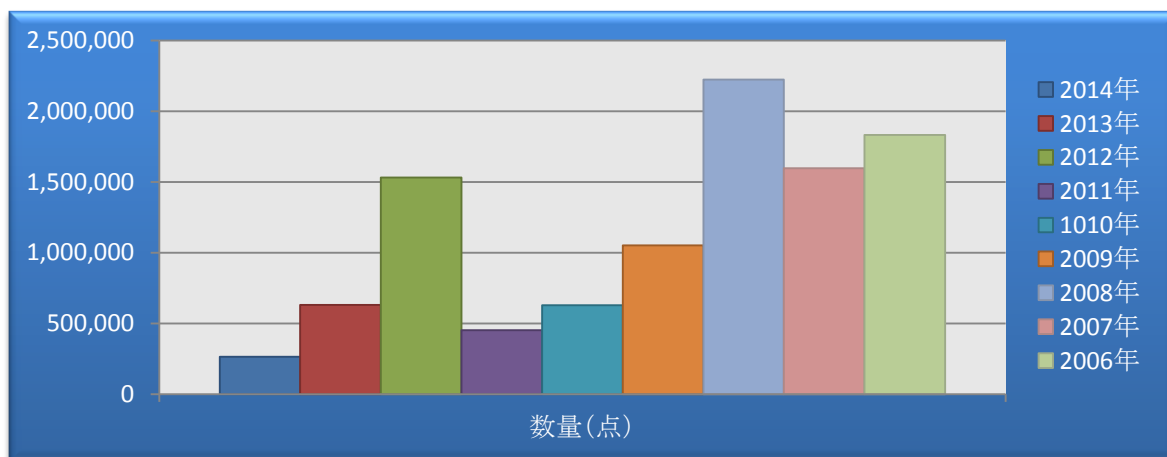




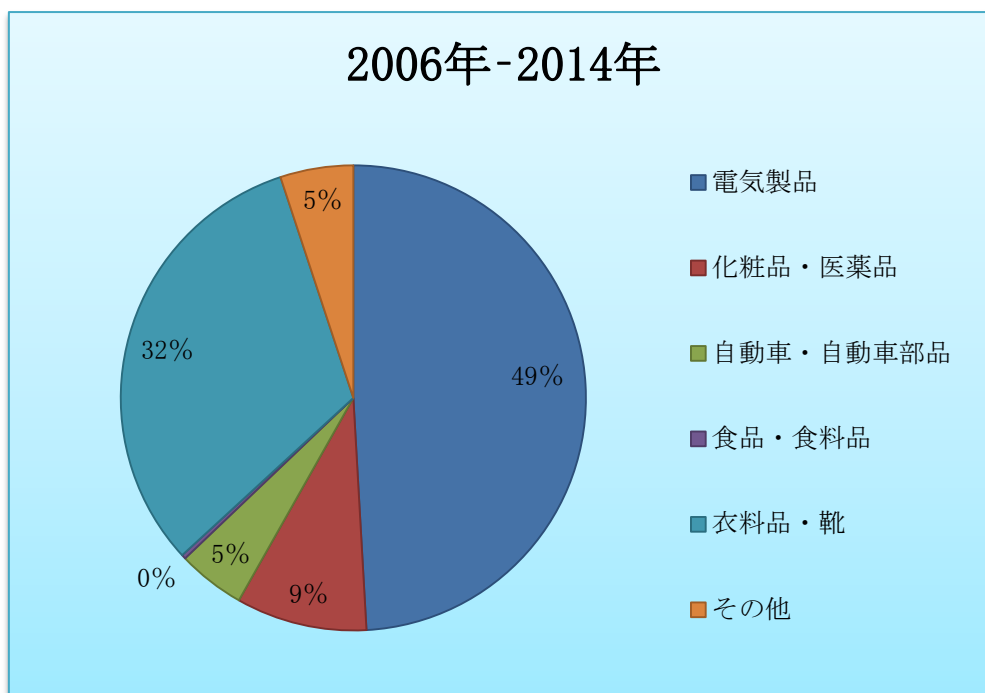


2006年から2014年における税関差押品に基づく模倣品消費量(数量ベース)³⁴

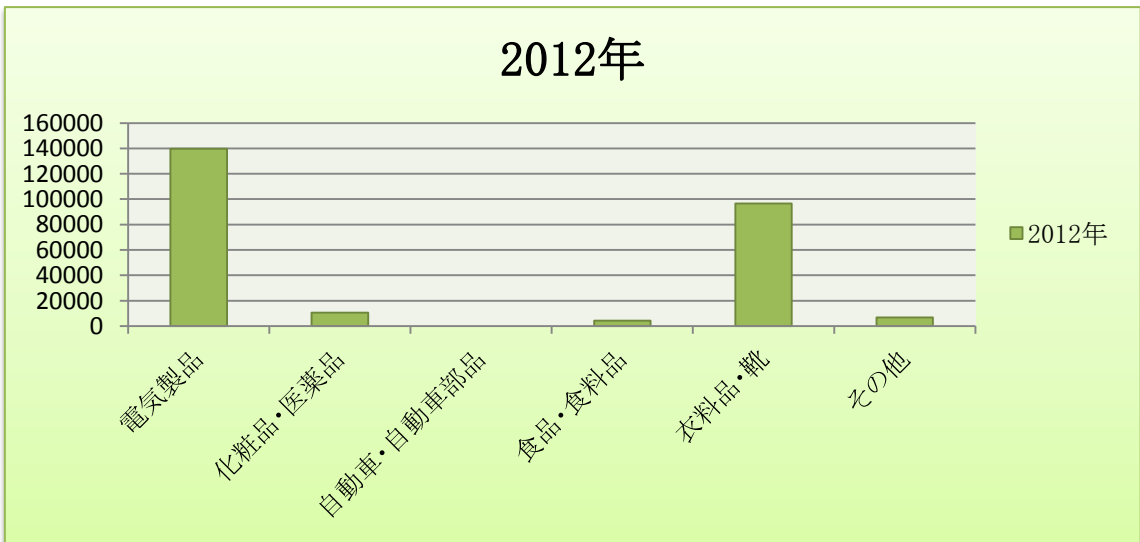
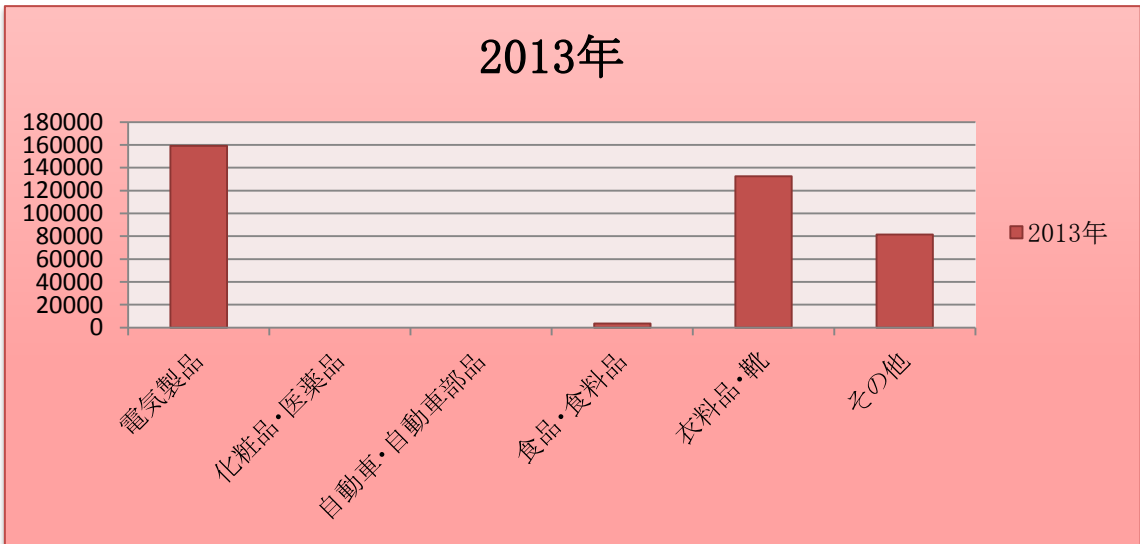
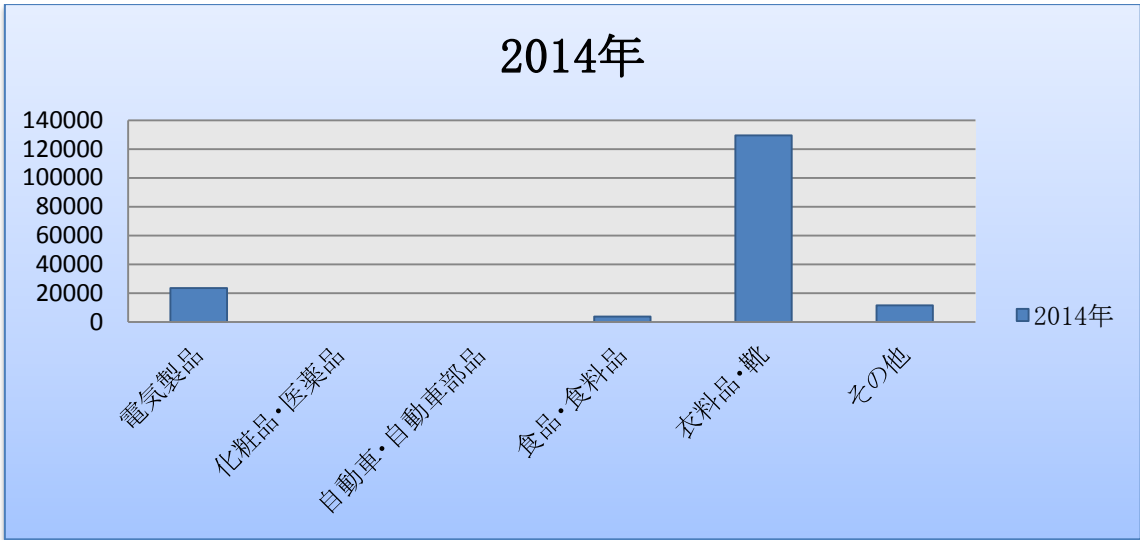
2006年から2014年において差し押さえられた模倣品の数量を下記グラフに示す。差押数量が最も多いのは2008年の220万点、最も少ないのは2014年で30万点以下であった。

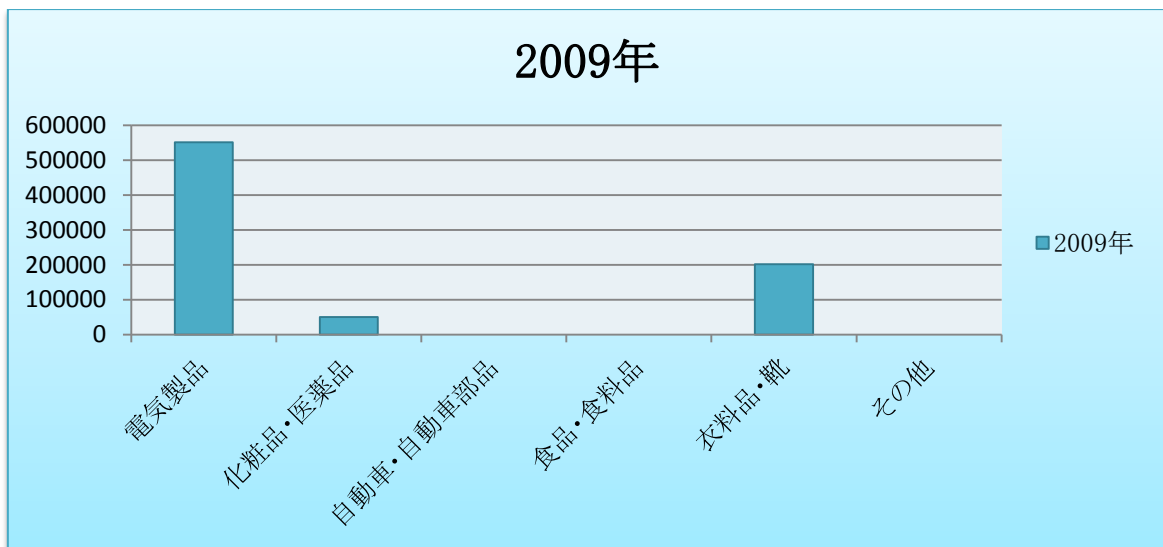
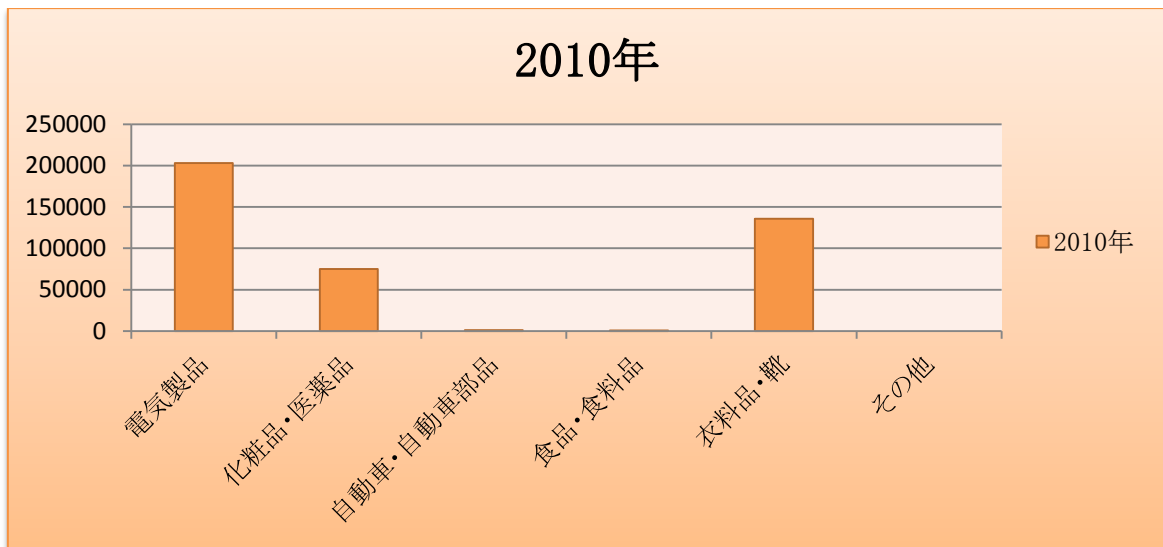
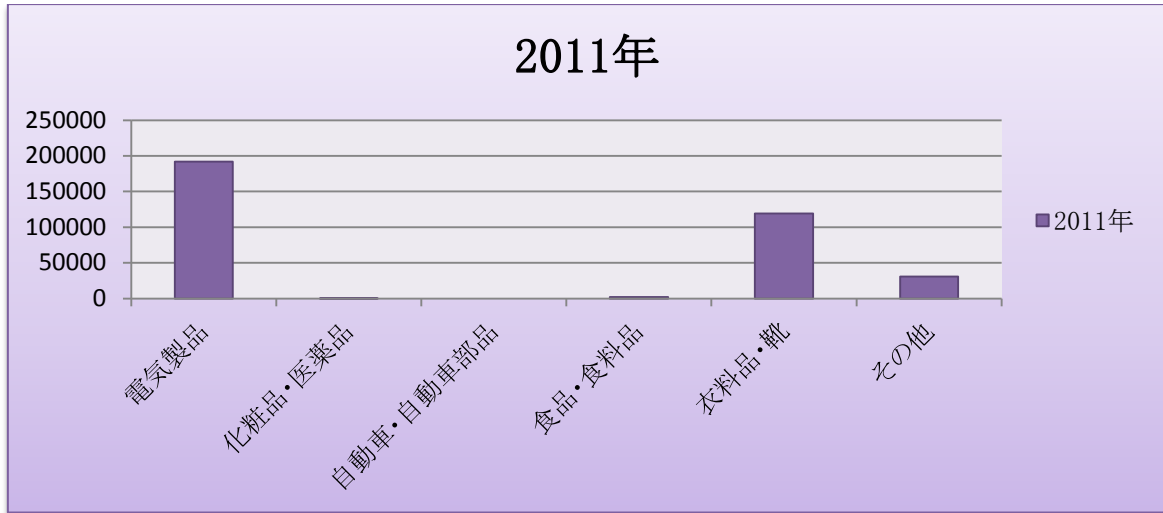


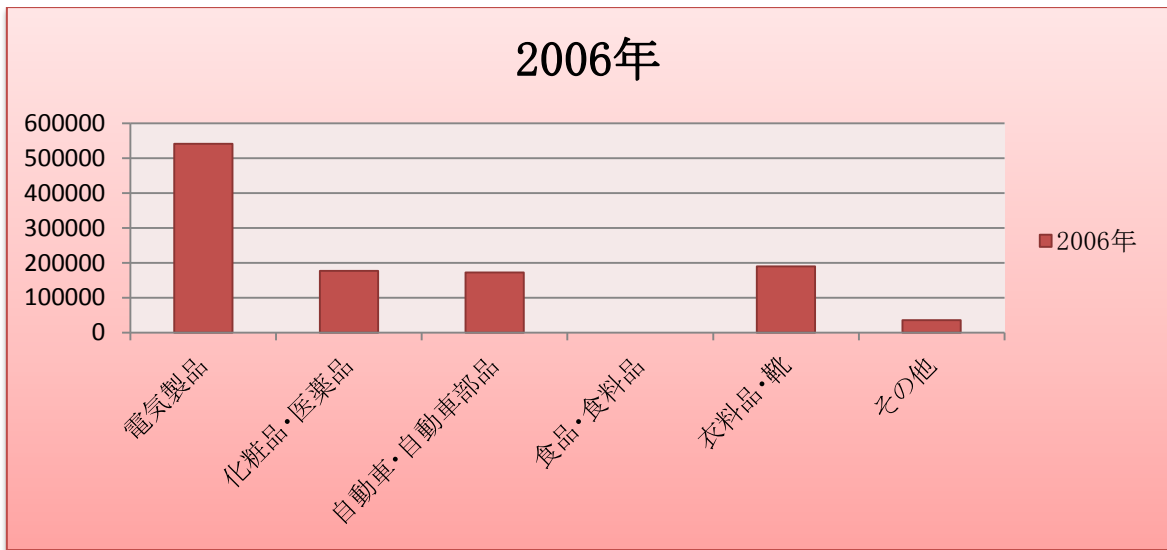
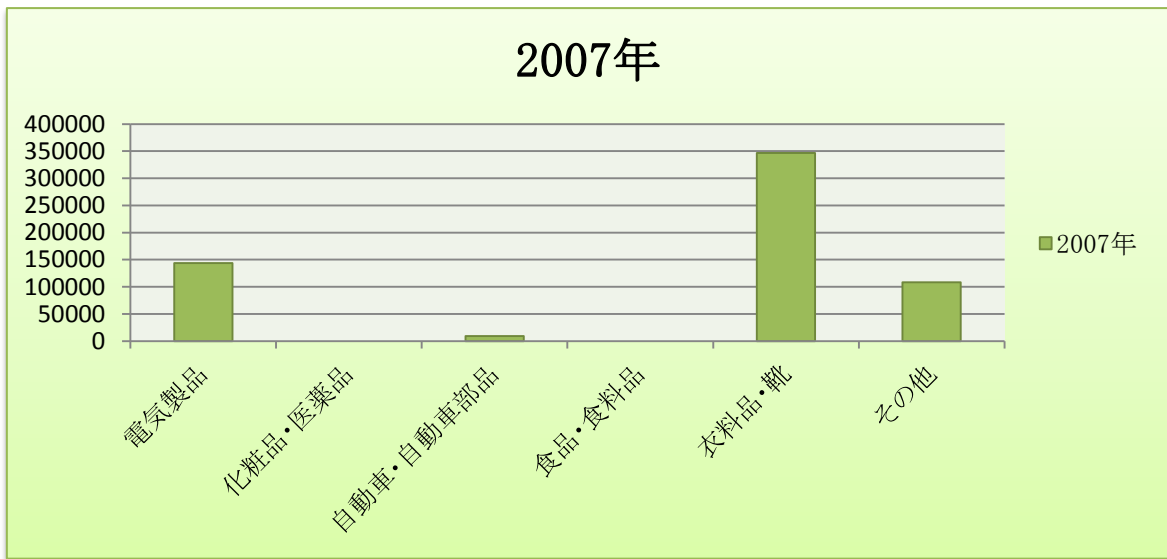
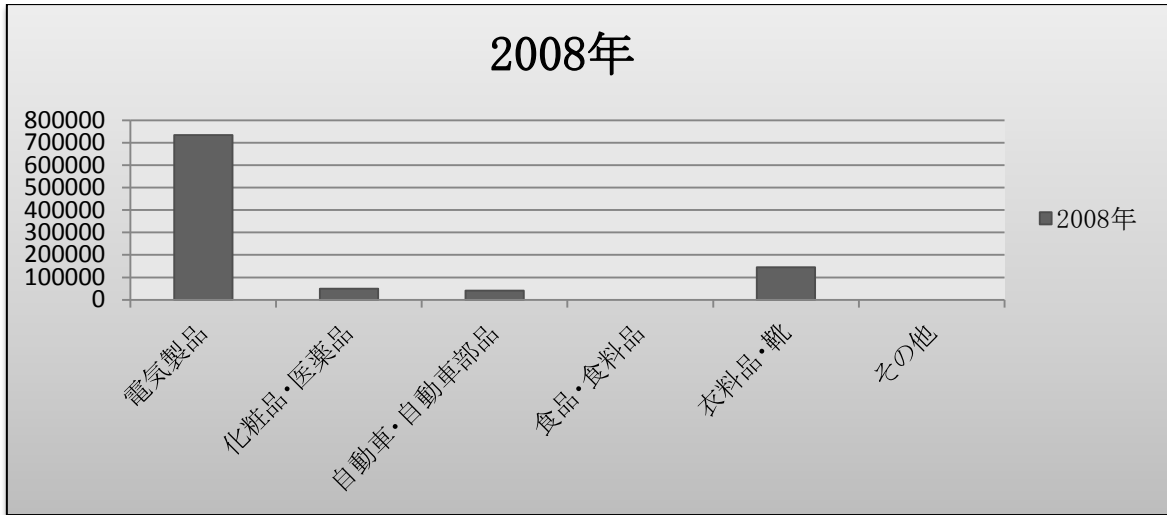
品目別のタイにおける差押数量の割合を下記の円グラフ(2006年から2014年の合計)、年度別品目別の差押数量を棒グラフに示す。最も割合が高いのは電気製品で、特に2008年は差押品の大半を占める。一方、自動車・自動車部品や食品・食料品の割合はごくわずかである。



³⁴ 同書

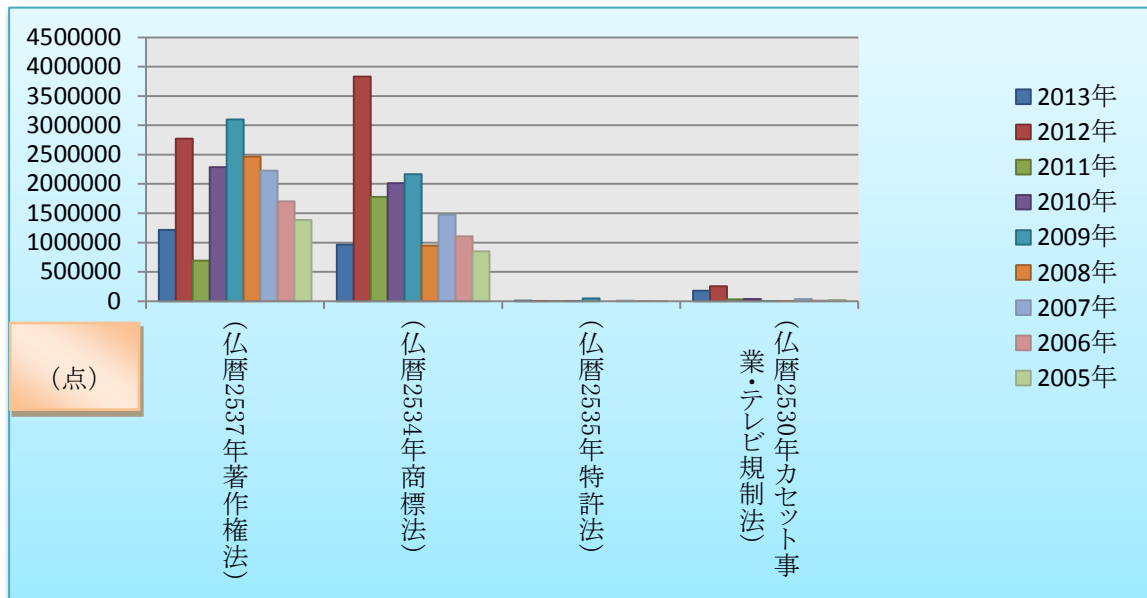






2006年から2014年における警察差押品に基づく模倣品消費量(数量ベース)³⁵

2006年から2014年において警察により押収された模倣品の数量に関する知的財産権局 (Department of Intellectual Property) の統計は、侵害の種類(著作権・商標等)別で、品目別のデータはないが、著作権侵害商品(音楽 CD・映画 DVD・コンピュータソフトウェア等)と商標権侵害商品(衣類・靴・電気製品・皮革製品・化粧品等)が大半を占め、特許権侵害により押収された商品はごくわずかである。



模倣品の主な購入者³⁶

消費者行動は、文化的・社会的・個人的・心理的要因に影響される。文化的要因には国民性・サブカルチャー・社会階級、社会的要因には準拠集団(レファレンスグループ)・家柄・社会的役割や地位、個人的役割には年齢・職業・収入・ライフスタイル等の人口動態変数、心理的要因には動機・認識等が含まれる。模倣品の購入・使用も、このような様々な変数によって影響されると考えられる。³⁷

³⁵ タイ警察及び知的財産権局知的財産権違反防止・抑圧部 (Office of Prevention and Suppression of Intellectual Property Rights Violation) へのインタビュー(タイ国バンコク、2014年12月26日)

³⁶ 法務省特別捜査局 (Department of Special Investigation) 特別捜査官ラティチャイ・アラヤソンサック氏へのインタビュー(2014年12月8日)、Tilleke&Gibbins 調査チームによる市場調査(タイ国バンコク、2014年12月10日)

³⁷ 欧州委員会貿易総局長官 (European Commission Directorate-General for Trade), “Intellectual Property Rights, Deficient protection and enforcement,” [http://madb.europa.eu/madb/barriers_details.htm?barrier_id=095301&version=4], 2015.

模倣品を購入する消費者は以下の3つに分類される。

1) タイ人

- 電気製品(携帯電話・ヘッドフォン・電池等): MBK センター、Zeer Rangsit ショッピングモール、クロントム市場、Sueapa Plaza 等で購入。
- CD・DVD・MP3・ブルーレイ: クロントム市場、MBK センター、チャトゥチャックウィークエンドマーケット等で購入。
- 化粧品: 模倣品を購入する人は少ないが、ペナン市場等で売られている。
- 医薬品: インターネットやヤワラート市場で、バイアグラやシアリスの模倣医薬品を購入。
- 自動車・自動車部品: パトゥムワン市場等で購入。
- 食料品・菓子: ペナン市場等で購入しているが、流通量は少ない。
- 衣料品・靴: ボーベー市場(卸売市場)、パトゥムワン市場(卸売市場)、チャトゥチャックウィークエンドマーケット等で購入。

2) タイ人以外のアジア人(アジア各国からの観光客)

- 電気製品(携帯電話・ヘッドフォン・電池等): MBK センター、シーロム市場、スクンビット通り等で購入。
- CD・DVD・MP3・ブルーレイ: スクンビット通り、カオサン通り、MBK センター、パッポン(シーロム)、チャトゥチャックウィークエンドマーケット等で購入。
- 食料品: 中国人を中心に、サンペン市場等で購入しているが、流通量は少ない。
- 衣料品・靴: MBK センター、チャトゥチャックウィークエンドマーケット、パッポン(シーロム)、スクンビット通り等で購入。
- レザー製品: MBK センター、チャトゥチャックウィークエンドマーケット、パッポン(シーロム)、スクンビット通り等で購入。

3) 欧米人

- 電気製品(携帯電話・ヘッドフォン・電池等): MBK センター、シーロム市場、スクンビット通り等で購入。
- CD・DVD・MP3・ブルーレイ: スクンビット通り、カオサン通り、MBK センター、パッポン(シーロム)、チャトゥチャックウィークエンドマーケット等で購入。
- 衣料品・靴: MBK センター、チャトゥチャックウィークエンドマーケット、パッポン(シーロム)、スクンビット通り等で購入。
- レザー製品: MBK センター、パッポン(シーロム)、スクンビット通り等で購入。

アジアや欧米諸国からの観光客は、プーケットのパトン市場、クラビーのウォーキング通り、サムイのチャウエン市場、チェンマイのナイトバザール、アランヤプラテートのロンクルア市場、パタヤのラッタナコン市場等、バンコク以外の観光地でも模倣品を購入している。

4) インターネット購入

インターネットを使用できる環境であれば、世界中どこにいてもオンラインで模倣品を購入することができるが、タイ語サイトの利用者はほとんどがタイ人である。

5) 自動車修理店

自動車修理店は、タイにおける偽自動車部品の最大の消費者のひとつである。タイの人々は自動車が故障すると、通常、修理店へ持ち込むが、修理店は顧客には純正部品と交換したと伝えつつ、必ずしも純正部品を使用しているとは限らない。自動車メーカーへ故障部品の交換を依頼する修理店もあるが、模倣品が使用されている場合もある。

模倣品と純正商品の価格比較

1. 電気製品³⁸

商品	純正商品価格(パーツ)	模倣品価格(パーツ) ³⁹
スマートフォン		
○ iPhone	18,000-34,000	2,000-7,000
○ サムスン(ギャラクシー)	12,000-24,900	2,000-7,000
○ HTC	8,000-22,000	1,000-3,000
○ LG	10,000-20,000	1,000-3,000
○ マイクロソフト(旧ノキア)	3,000-15,000	1,000-2,000
模倣品の価格は純正商品の価格の約 2.9%		
タブレット		
○ アップル	15,000-30,000	2,000-4,000
○ サムスン	10,000-30,000	2,000-4,000
模倣品の価格は純正商品の価格の約 6.66%		
ヘッドフォン		
○ Beats	4,000-15,000	80-1000
模倣品の価格は純正商品の価格の約 0.53%		

³⁸ Powerbuy, “Electrical products,” [http://www.powerbuy.co.th/th/], January 6, 2015.

³⁹ Tilleke&Gibbins 調査チームによる市場調査(タイ国バンコク、2014年12月10日)

2. 化粧品⁴⁰・医薬品⁴¹

商品	純正商品価格(パーツ)	模倣品価格(パーツ)
化粧品(主に香水)		
○ シャネル	2,000-7,000	200-1000
○ クリスチャン・ディオール	2,000-7,000	200-1000
○ エスティー・ローダー	2,000-5,000	200-1000
○ グッチ	2,000-7,000	200-1000
○ 資生堂	2,000-3,000	200-300
○ MAC	1,500-2,000	200-300
模倣品の価格(主に香水)は純正商品の価格の約 2.85%		
医薬品		
○ BETADINE	30	25
○ バイアグラ	900	100
模倣品の価格は純正商品の価格の約 2.77%		

3. 自動車・自動車部品⁴²

商品	純正商品価格(パーツ)	模倣品価格(パーツ)
ホイール		
▪ メルセデスベンツ	60,000-100,000	15,000-20,000
▪ BMW	60,000-100,000	15,000-20,000
▪ ミニクーパー	60,000-100,000	15,000-20,000
▪ ポルシェ	80,000-100,000	15,000-20,000
▪ フェラーリ	200,000-300,000	15,000-20,000
▪ ホンダ	35,000-40,000	15,000-20,000
▪ トヨタ	35,000-40,000	15,000-20,000
▪ マツダ	35,000-40,000	15,000-20,000
▪ フォード	35,000-40,000	15,000-20,000
▪ スズキ	35,000-40,000	15,000-20,000
模倣品の価格は純正商品の価格の約 5%		

⁴⁰ サイアムパラゴンデパートメントストア店員へのインタビュー(2015年1月7日)

⁴¹ Worldmedic. “Pharmaceutical Products.”[<http://www.smartdrugprice.com/>], January 6, 2015.

⁴² Tilleke&Gibbins 調査チームによる市場調査(タイ国バンコク)

商品	純正商品価格(パーツ)	模倣品価格(パーツ)
ブレーキ ○ ブレンボ	15,000-20,000	200-1,000
模倣品の価格は純正商品の価格の約 1%		
オートバイ ○ ホンダ ○ ヤマハ	60,000-100,000 60,000-100,000	35,000-50,000 35,000-50,000
模倣品の価格は純正商品の価格の約 35%		

4. 食品・食料品(侵害商品の多くは模倣商品)⁴³

商品	純正商品価格(パーツ)	模倣品価格(パーツ)
ポッキー	18	10
Dumex	150	100
オバルティン	100	80
LIGO	80	60
模倣品の価格は純正商品の価格の約 6.6%		

⁴³ 同書

5. 衣類⁴⁴・靴⁴⁵

商品	純正商品価格(パーツ)	模倣品価格(パーツ)
シャツ		
○ ルイヴィトン	10,000-15,000	500-2,000
○ グッチ	10,000-15,000	500-2,000
○ エルメス	30,000-50,000	500-3,000
○ プラダ	10,000-15,000	500-2,000
○ シャネル	30,000-50,000	500-1,000
○ ボッテガヴェネタ	10,000-15,000	500-1,000
○ フェラガモ	10,000-15,000	500-1,000
○ エンポリオアルマーニ	5,000-10,000	500-1,000
○ バーバリー	20,000-30,000	500-1,000
○ マルベリー	10,000-15,000	500-1,000
○ ポールスミス	5,000-15,000	500-1,000
○ ヴァレンティノ	10,000-15,000	500-1,000
○ ヴェルサーチ	10,000-15,000	500-1,000
○ イッセイミヤケ	10,000-15,000	500-1,000
○ ディオール	10,000-15,000	500-1,000
○ コムデギャルソン	10,000-15,000	500-1,000
○ イブサンローラン	10,000-15,000	500-1,000
模倣品の価格は純正商品の価格の約 1.66%		
ショーツ		
○ ルイヴィトン	10,000-15,000	500-1,000
○ グッチ	10,000-15,000	500-1,000
○ エルメス	30,000-50,000	500-1,000
○ プラダ	10,000-15,000	500-1,000
○ シャネル	30,000-50,000	500-1,000
○ ボッテガヴェネタ	10,000-15,000	500-1,000
○ フェラガモ	10,000-15,000	500-1,000
○ エンポリオアルマーニ	5,000-8,000	500-1,000
○ バーバリー	20,000-30,000	500-1,000
○ マルベリー	10,000-15,000	500-1,000
○ ポールスミス	10,000-15,000	500-1,000
○ ヴァレンティノ	10,000-15,000	500-1,000
○ ヴェルサーチ	10,000-15,000	500-1,000
○ イッセイミヤケ	10,000-15,000	500-1,000
○ ディオール	10,000-15,000	500-1,000
○ コムデギャルソン	10,000-15,000	500-1,000
○ イブサンローラン	10,000-15,000	500-1,000
模倣品の価格は純正商品の価格の約 3.33%		

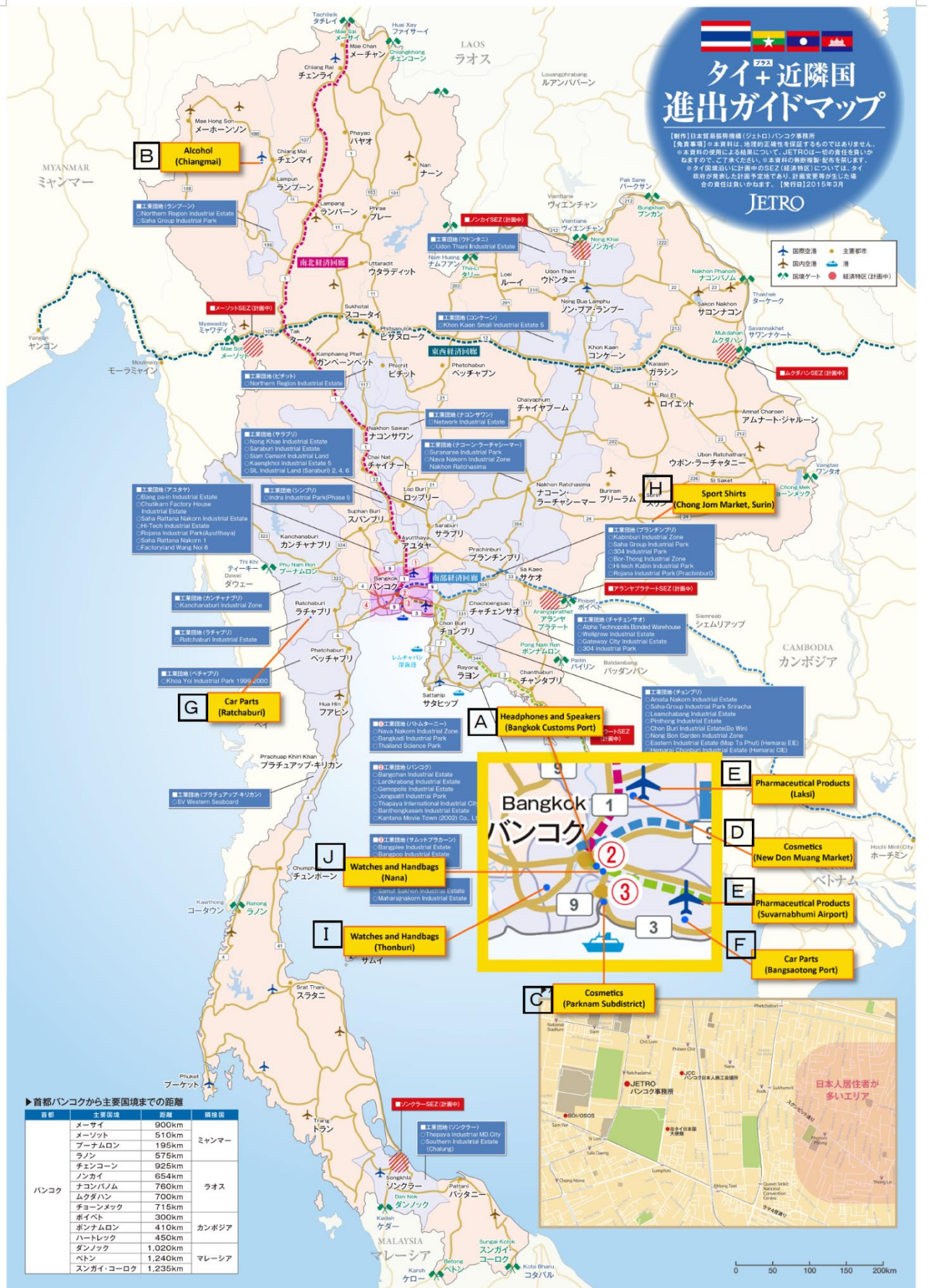
⁴⁴ ニーマン・マーカスのウェブサイトより検索 (<http://www.neimanmarcus.com/en-th/index.jsp>) (2015年1月6日現在)

⁴⁵ Shopbob のウェブサイトより検索 (http://www.shopbob.com/?extid=PS_Google_SC_Easterneurope&s_kwcid=AL!3510!3!24151450829!b!g!!+shopbob&ef_id=VJolSQAAABVMVMDcV:20150109042259:s) (2015年1月6日現在)

商品	純正商品価格(パーツ)	模倣品価格(パーツ)
ベルト	15,000-30,000	500-2,000
○ ルイヴィトン	15,000-30,000	500-2,000
○ グッチ	30,000-50,000	500-2,000
○ エルメス	15,000-30,000	500-2,000
○ プラダ	30,000-50,000	500-2,000
○ シャネル	15,000-30,000	500-2,000
○ ボッテガヴェネタ	15,000-30,000	500-2,000
○ フェラガモ	15,000-30,000	500-2,000
○ エンポリオアルマーニ	15,000-20,000	500-2,000
○ バーバリー	15,000-25,000	500-2,000
○ マルベリー	15,000-25,000	500-2,000
○ ポールスミス	15,000-20,000	500-2,000
模倣品の価格は純正商品の価格の約 1%		
メガネ	13,000-16,000	199-299
○ ルイヴィトン	13,000-16,000	199-299
○ グッチ	15,000-18,000	199-299
○ エルメス	13,000-16,000	199-299
○ プラダ	13,000-16,000	199-299
○ シャネル	13,000-16,000	199-299
○ ポールスミス	13,000-16,000	199-299
○ ディオール	13,000-16,000	199-299
○ レイバン	7,000-15,000	199-299
模倣品の価格は純正商品の価格の約 1.10%		
時計	60,000-500,000	500-3,000
○ ルイヴィトン	40,000-300,000	500-3,000
○ グッチ	150,000-500,000	500-6,000
○ エルメス	250,000-2,000,000	1,000-6,000
○ ロレックス	150,000-500,000	500-1,000
○ フランクミュラー	500,000-2,000,000	1,000-5,000
○ パテックフィリップ	10,000-30,000	200-1,000
○ イッセイミヤケ	5,000-20,000	200-1,000
○ セイコー	5,000-20,000	200-500
○ シチズン		
模倣品の価格は純正商品の価格の約 0.01%		

商品	純正商品価格(パーツ)	模倣品価格(パーツ)
バッグ		
○ ルイヴィトン	25,000-100,000	200-8,000
○ グッチ	25,000-100,000	200-8,000
○ エルメス	150,000-1,000,000	1,000-10,000
○ プラダ	15,000-80,000	200-8,000
○ シャネル	120,000-300,000	200-10,000
○ ボッテガヴェネタ	40,000-100,000	1,000-8,000
○ エンポリオアルマーニ	15,000-30,000	200-3,000
○ バーバリー	25,000-100,000	200-5,000
○ マルベリー	40,000-100,000	1,000-5,000
○ ポールスミス	9,000-30,000	200-3,000
○ ヴァレンティノ	40,000-100,000	1,000-3,000
○ ヴェルサーチ	15,000-20,000	200-2,000
○ イッセイミヤケ	25,000-100,000	200-3,000
○ イブサンローラン	40,000-150,000	200-3,000
模倣品の価格は純正商品の価格の約 0.02%		

4.3.4 実例



電気製品

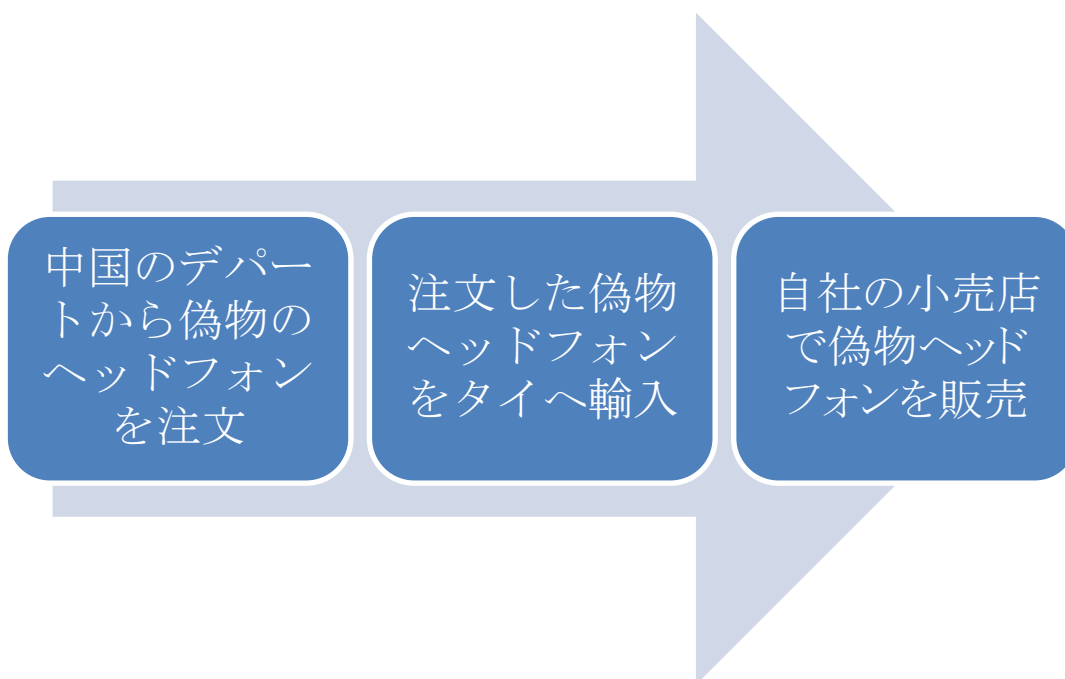
タイで流通している模倣電気製品の多くは輸入品で、タイ国外で生産されている。中国深セン等のデパートでは数多くの偽物が売られているが、タイの販売者がこのような海外にあるデパートへ発注し、輸入された偽物が市場等へ流通する。これら偽物は国際基準を満たしておらず、安全性の面での問題がある。

事例1

商品:ヘッドフォン・スピーカー 地図中A

Tilleke & Gibbins が関わった最近の事例で、2014年11月19日、“ST.JOHN V.001S”という船で中国からタイへ輸入された偽物のヘッドフォンがバンコク港で差し押さえられた。輸入者は“515 Co., Ltd.”という会社であった。

この会社の従業員と思われる者と関税局で話す機会があったが、中国のデパートへ行き、タイで販売するため発注したということであった。同社の実態を確認したところ、登録資本金は100万バーツ(約3万3,333米ドル)、事業目的はアクセサリ・衣料品の売買及びアクセサリ販売店の運営として登記されていた。



事例2

商品:携帯電話用アダプター

ある最近の新聞記事で、安価な偽物アダプターが市場等で売られていると報道された。偽物アダプターは電気を遮断する構造に不備があり、爆発する可能性があるという非常に危険なものであるが、製造元や流通経路について明らかにされていなかった。特別捜査官に聞き取り調査を行ったところ、これら偽物アダプターは、陸海空様々な経路で中国からタイへ輸入されたものであるとのことであった。以下に、新聞記事の概要、流通経路を図解したものを示す。

危険な偽物アダプター

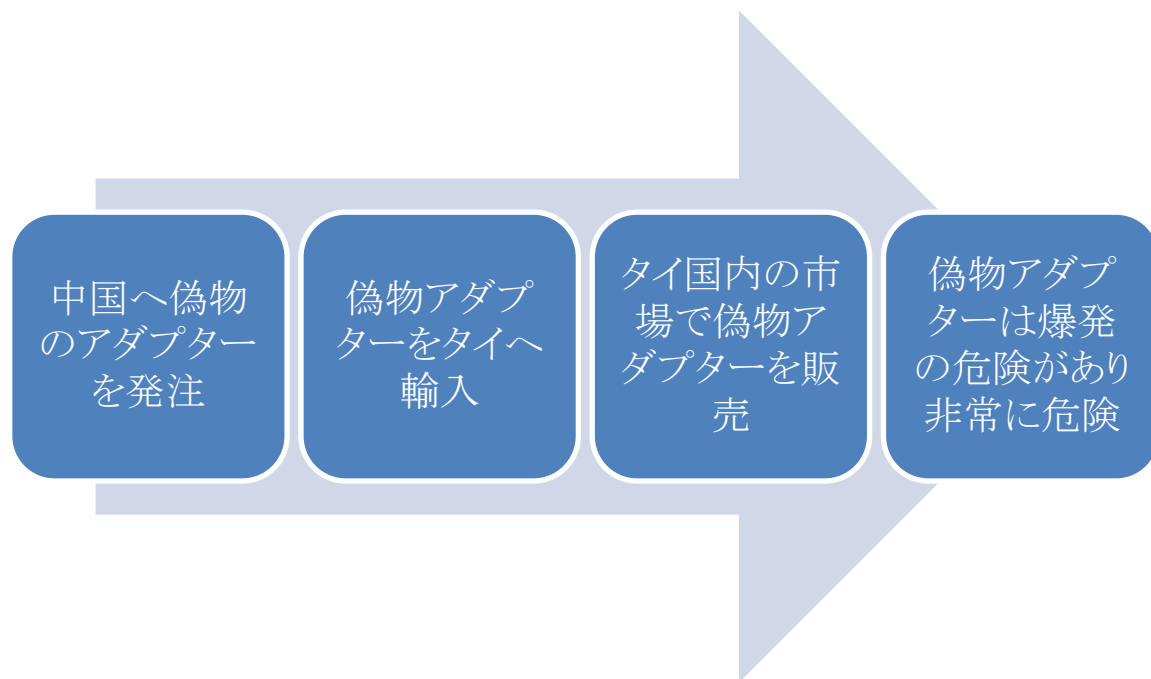
多くのフェイスブックユーザーがアダプターの爆発映像をアップしている画面が写り、「注意！市場で 100 バーツで買った安物が爆発！絶対に買わないように！」という音声流れる。

偽物アダプターは、爆発の危険があった。チュラロンコーン大学工学部コンピュータ工学教授プラパ・チョンサティワッタナ教授によると、「見た目は本物とほとんど同じだが、電子回路が全く異なる。本物は充電後にアダプター内部の回路を切る機能が備わっており、機器自体へ電流を流す前に 220V から 3.8V に変換する。そのため、過度に熱くなったり焦げたりするようなことはない。」

同様に、本物の USB 電源ケーブルは偽物よりも効率的に電流を流す。

出典: *Daily news*

<http://www.dailynews.co.th/Content/regional/290407/%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%A7%E0%B8%B1%E0%B8%87%E0%B8%AD%E0%B8%B1%E0%B8%99%E0%B8%95%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%A2+%E2%80%9C%E0%B8%AD%E0%B8%B0%E0%B9%81%E0%B8%94%E0%B8%9B%E0%B9%80%E0%B8%95%E0%B8%AD%E0%B8%A3%E0%B9%8C%E2%80%9D+%E0%B8%9B%E0%B8%A5%E0%B8%AD%E0%B8%A1>



食品・食料品

タイで流通している食品・食料品の主な模倣品は、醤油、アルコール、石鹼、シャンプー、洗剤等である。模倣品の多くは本物の包装に品質の悪い偽物を詰め替えて売られているため、消費者が違いを見分けるのが難しく、非常に危険である。

事例1

商品: 醤油、石鹼、シャンプー、洗剤

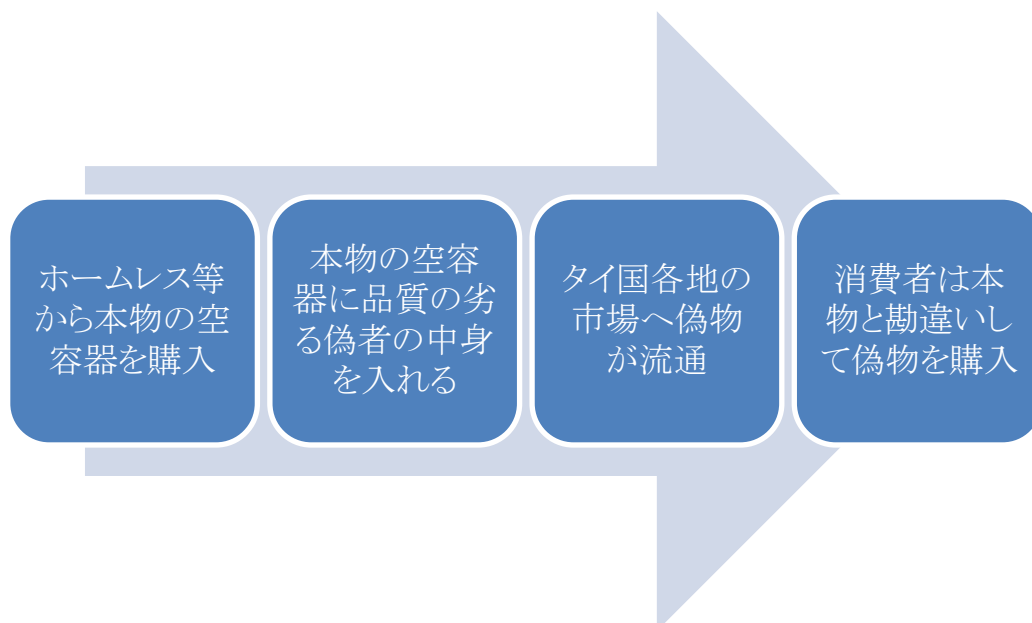
醤油、石鹼、シャンプー、洗剤等の偽物は本物の包装で売られている。ホームレス等から購入した本物の包装に、品質の劣る偽物の中身を入れているのである。ラベル等の見た目は本物と全く同じだが、中身はまったく異なり、健康被害を起こす可能性もある。このような偽物は市場で流通している。以下に、新聞記事の概要、流通経路を図解したものを示す。

商務省、市場で売られている模倣品への注意を喚起

商務省は、多くの市場で売られている偽物を購入しないよう広く注意喚起した。知的財産権局職員の報告によると、醤油、フィッシュソース、石鹼、シャンプー、洗剤といった日用品の偽物が多く出回っている。これらの偽物は本物の容器に詰め替えて安価で売られており、容器はホームレス等が集めたものを購入して使用している。

これまで幾度もこのような食料品や日用品の偽物の販売者が摘発されてきた一方、消費者に混乱を起こしたくないというメーカー側の事情から、これまではあまり周知されていなかったが、事態の悪化を重く見た知的財産権局が発表に踏み切った。偽物の流通によってメーカーだけでなくタイ国としての評判にも傷がつくため、観光地を中心に、偽物の製造・販売への取締強化に多くの要員が充てられている。

出典: <http://www.manager.co.th/iBizChannel/ViewNews.aspx?NewsID=9570000131973>



事例2

商品:アルコール 地図中B

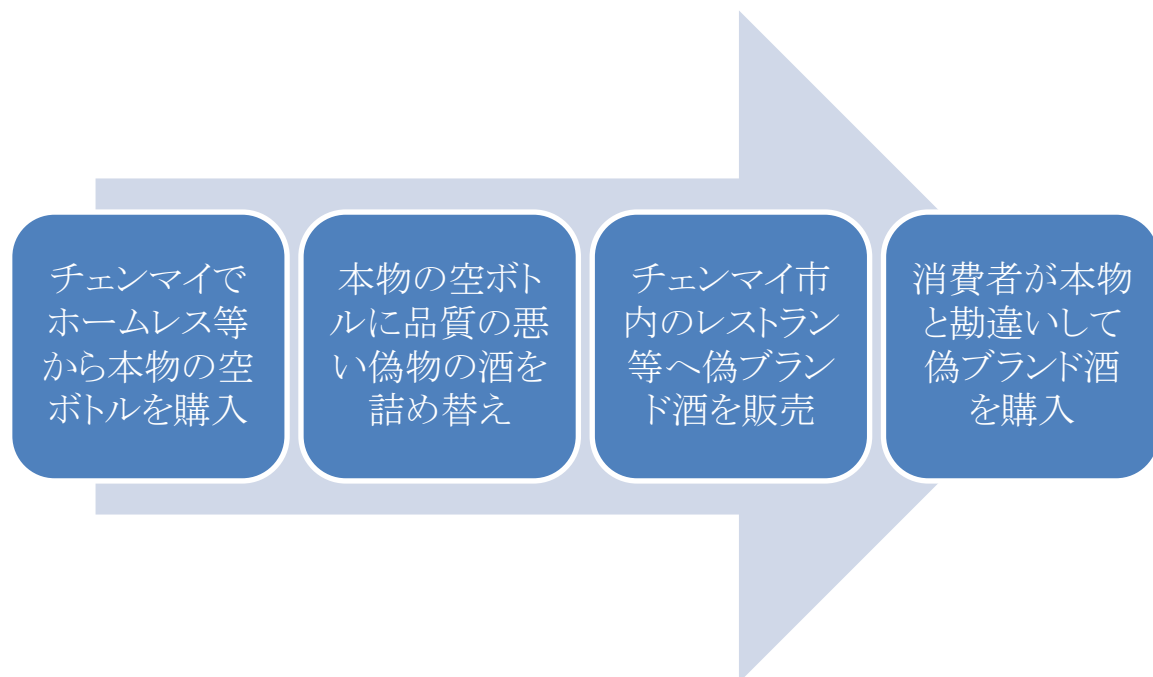
タイで流通しているアルコール飲料の偽物は、本物の容器に安価な中身を詰め替えたものである。この事例では、タイ北部チェンマイ県に住む侵害者とその仲間が自宅内で作った偽物の酒を本物のボトルに詰めて、チェンマイ県のレストラン等に流していた。以下に、新聞記事の概要、流通経路を図解したものを示す。

偽ブランド酒で3件目の逮捕

チェンマイ県で、物品税局は、偽アルコール飲料を製造し、ボトルに詰めていたジュラカン・クラチュオン他2名(二度の逮捕歴あり)を逮捕した。ジュラカン容疑者らには、違法にアルコールを製造し、使用済みの酒税印紙及び国内外のブランドのアルコール容器を所持していた疑いがかけられている。

このように違法に製造された偽ブランド酒は、パブやレストランで多く出回っており、物品税局は大量に摂取すると死に至る危険性もあると注意を呼びかけた。

出典: <http://www.thairath.co.th/content/464854>



化粧品・医薬品

タイで流通している化粧品の偽物は、タイ国内で製造されているものと中国等の外国で製造されタイへ輸入されているものの両方がある。偽化粧品の多くは、エアポート市場(新ドンムアン市場)等の市場で売られている。

前述のように、WHO は「カウンターフィット薬(模倣医薬品)」を製造元や成分に関して故意に虚偽の表示のある医薬品と定義している。従って、後発医薬品であっても模倣医薬品である可能性もある。模倣医薬品は品質が悪いにもかかわらず高値で売れるため、タイ国外で秘密裏に製造され、輸入されるものが多い。インターネットやラジオ放送を含め、多くの流通経路で模倣医薬品が出回っている。

事例1

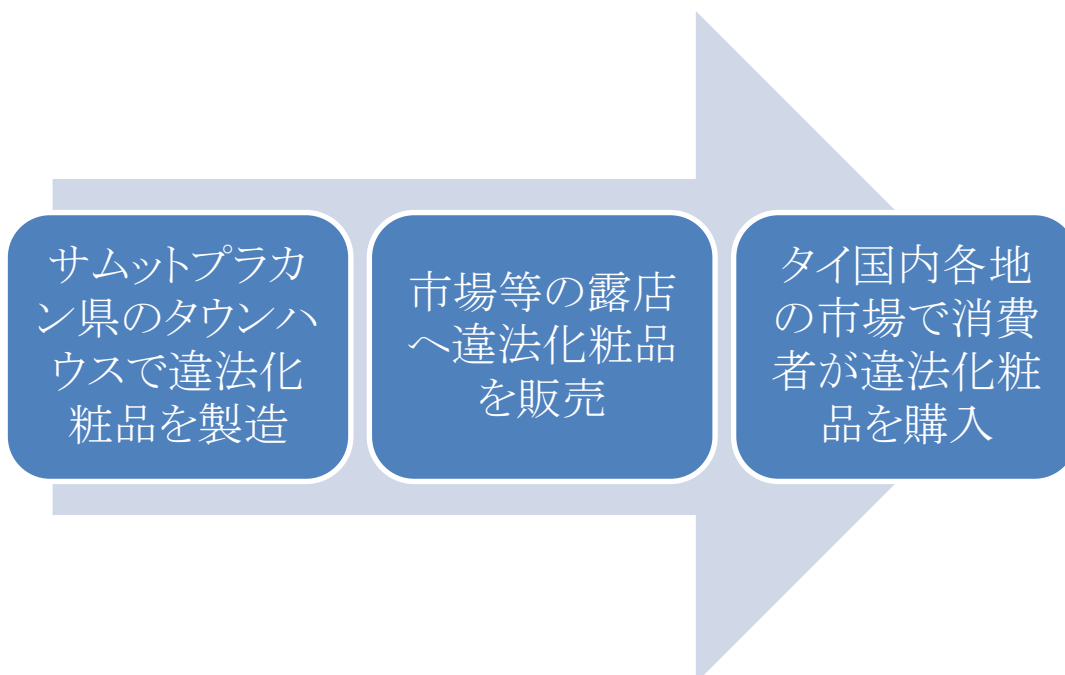
商品:化粧品 地図中C

サムットプラカン県パークナム地区(バンコク近郊)にある大規模な偽化粧品製造者に対して強制捜査が実施されたと報道された。以下に、新聞記事の概要、流通経路を図解したものを示す。

違法化粧品製造者に対する強制捜査を実施

サムットプラカン県警は同県パークナム地区のタウンハウスの強制捜査を実施した。捜査員が踏み込んだ際には、女性労働者 7 名が化粧品のボトルへクリームを詰め込んでおり、化粧品ボトル 7,356 本とコンパクト 10,057 点を押収した。容疑者は、支給されたクリームを容器に詰め替える作業を依頼されただけで、化粧品のブランドやクリームの成分は認識しておらず、市場や日用品店で販売されることしか知らないと供述している。

出典:<http://highlight.kapook.com/view/84154>



事例2

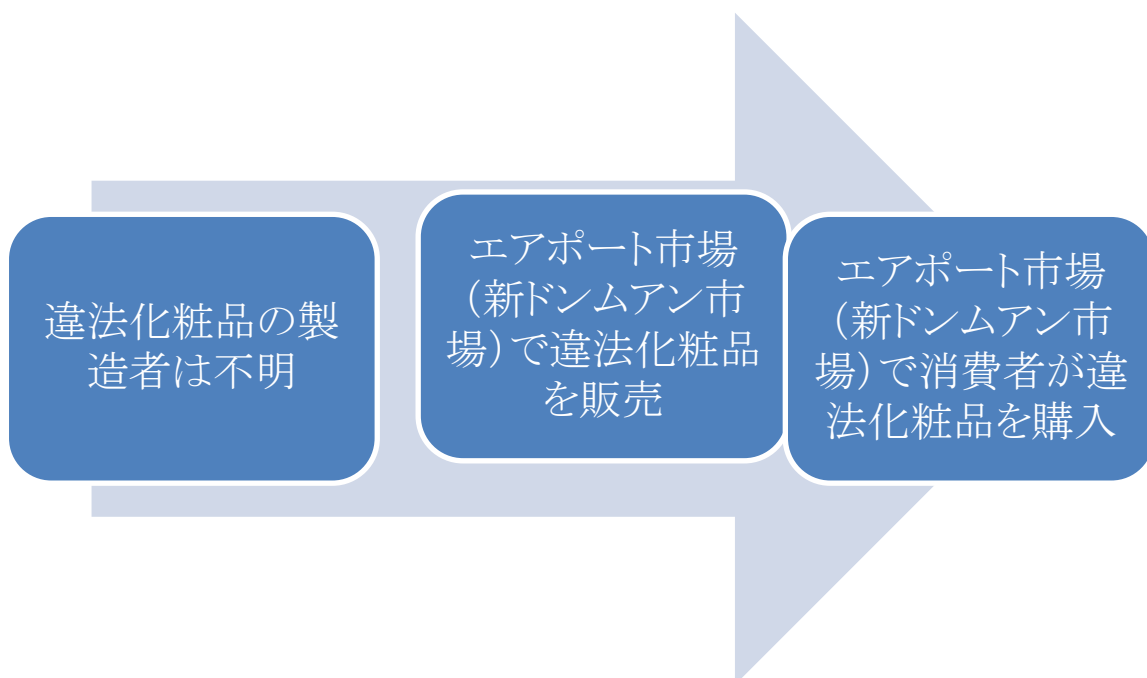
商品:化粧品 地図中D

食品医薬品局 (FDA) と警察が、エアポート市場 (新ドンムアン市場) で売られている大量の偽化粧品を押収したと報道された。以下に、新聞記事の概要、流通経路を図解したものを示す。

ドンムアン市場で大量の偽物を押収、FDA「人間を白くする化粧品はない」

2014年7月3日、食品医薬品局 (FDA) と警察は、エアポート市場 (新ドンムアン市場) で化粧品やサプリメント食品を違法に販売している露店に対して強制捜査を実施し、約 100 万バーツ相当の商品を押収したと発表した。

出典: <http://www.thairath.co.th/content/434126>



事例3

商品:医薬品 地図中E

模倣医薬品は秘密裏に製造され、世界中にネットワークを持っている場合が多い。税関当局は統計データに基づき違法商品の輸入に目を光らせているが、模倣医薬品は高価で少量ずつ取引されることが多いため、通常、航空便で輸入される。タイの航空貨物輸入税関は、スワンナプーム空港とラクシー支部の2ヶ所がある。以下に、新聞記事の概要、流通経路を図解したものを示す。

PRema の取組み:模倣医薬品の撲滅

以下の記事は、化学者と税関職員へのインタビューの抜粋である。

WHO は、「カウンターフィット薬(模倣医薬品)」を製造元や成分に関して故意に虚偽の表示のある医薬品と定義している。従って、純正商品であっても模倣医薬品である可能性もある。上記の定義は医薬品の健康面に基づくものであるが、関税局では医薬品の知的財産としての法律面にも着目している。タイ薬事法では、模倣医薬品を虚偽の表示がある医薬品または未登録薬と定義している。

模倣医薬品は、人々の健康や生活への危険を含め、甚大な被害をもたらすものである。従って、消費者は、模倣医薬品から自らを守る手段として、信頼できる店から医薬品を購入すべきである。

勃起不全薬、抗がん剤、一般薬といった需要の高い医薬品は、模倣医薬品である可能性が高い。

技術の進歩により模倣医薬品の流通は急速に拡大している。撲滅のためには消費者一人一人が自覚し真剣に取り組むことが必要である。

出典: <http://www.prema.or.th/patient.php?CId=5&Id=71&menu>

模倣医薬品は秘密裏に製造されている場合が多く、製造場所は不明

航空貨物や航空便によってタイへカウンターフィット薬を輸入

インターネットやラジオ放送等を通じてカウンターフィット薬を販売

自動車・自動車部品

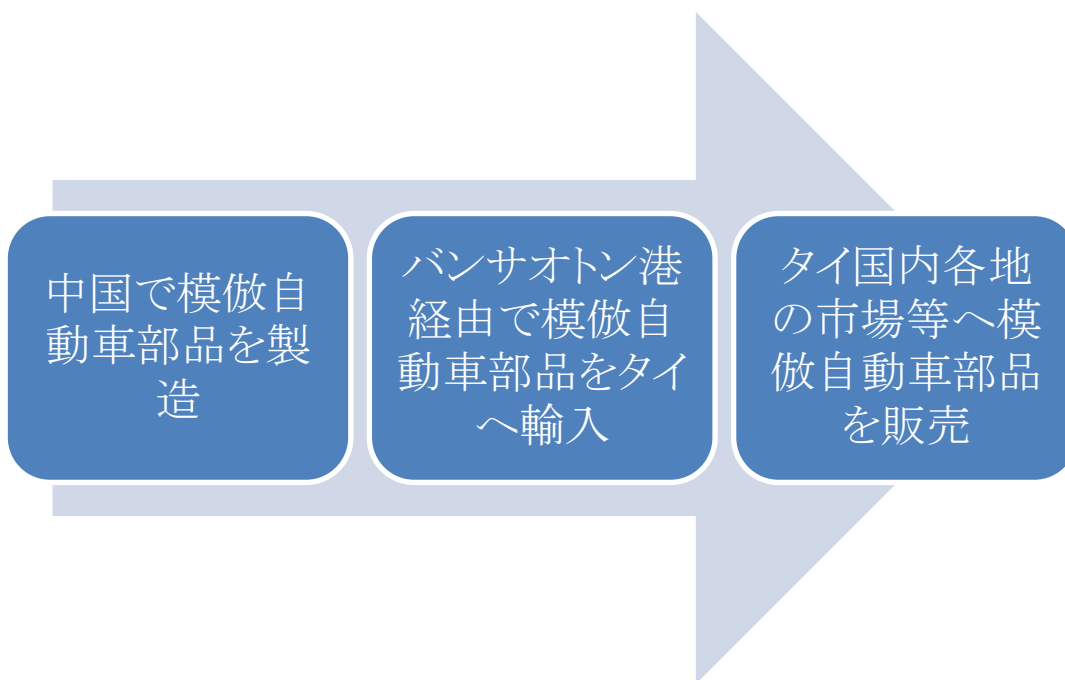
自動車部品の偽物はタイ国内で生産されているものと中国から輸入されているものの両方があり、タイ国内の自動車部品小売店や自動車修理店等で販売されている。

事例1

商品:自動車部品 地図中F

2006年11月14日、関税局調査取締部(Investigation and Suppression Department)は、中国からバンサオトン港(バンコクから車で1時間)経由で輸入された大量の自動車部品を差し押さえた。輸入者の名称はK.H.B. (Thailand)で、差し押さえられた模倣自動車部品はメルセデスベンツやBMWの商標が付されたベアリング等、金額は約1,200万バーツにのぼる。

出典:<http://www.iprcustoms.com/index.php?lay=show&ac=article&Id=383170&Ntype=2>



事例2

商品:自動車部品 地図中G

タイのラチャブリ県で模倣自動車部品が製造されていた事例。容疑者のうち 1 名はスイス人であった。約 2 万 5,000 点、100 万パーツ相当の模倣自動車部品と工場内にあった全ての機械が差し押さえられた。注文書から、メルセデスベンツの販売店 19 店と BMW の販売店 5 店が販売先であったことが判明した。以下に、新聞記事の概要、流通経路を図解したものを示す。

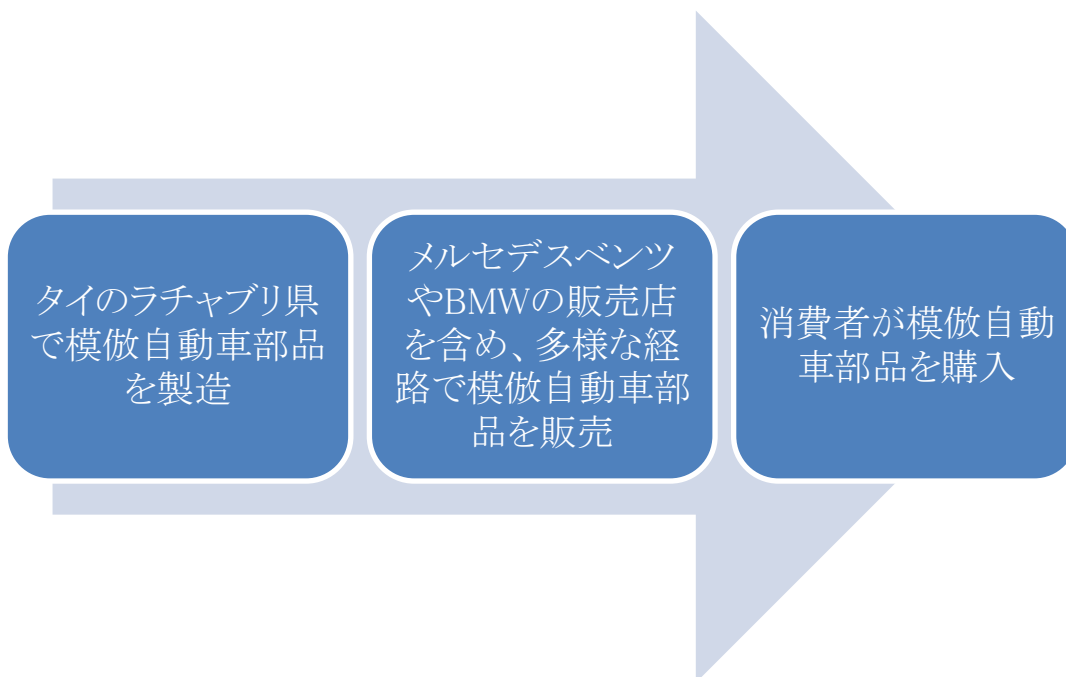
DSI、アジア最大の模倣自動車部品工場を強制捜査

2005 年 10 月 5 日、特別捜査局知的財産犯罪部は、令状に基づき、BMW、メルセデスベンツ、ロールスロイス、GM 等の高級ブランドの模倣部品を製造しているラチャブリ県の工場を強制捜査し、約 2 万 5,000 点、10 億パーツ相当の模倣自動車部品と工場内にあった全ての機械が差し押さえた。

この工場は 10 年以上前から稼働しており、ここで製造された模倣部品の多くは輸出向けであったとされる。

強制捜査に立ち会ったメルセデスベンツ社の代理人は、アジアでも最大の模倣自動車部品工場だと述べている。

出典: <http://bbznet.pukpik.com/scripts/view.php?user=banpong&board=1&id=621&c=1&order=numview>



衣類・靴

タイで流通している模倣衣料品(衣類・ハンドバック・時計・靴)の多くは、中国やベトナムといった海外で製造され、様々な経路でタイへ輸入されている。輸入された模倣衣料品は、バンコク等にある大型倉庫で保管された後、カオサン通り、スクンウィット通り、MBK センター、シーロム通りといった観光地にある露店へ運ばれ、外国人観光客だけでなく、タイ人も購入している。

事例1

商品:スポーツシャツ 地図中H

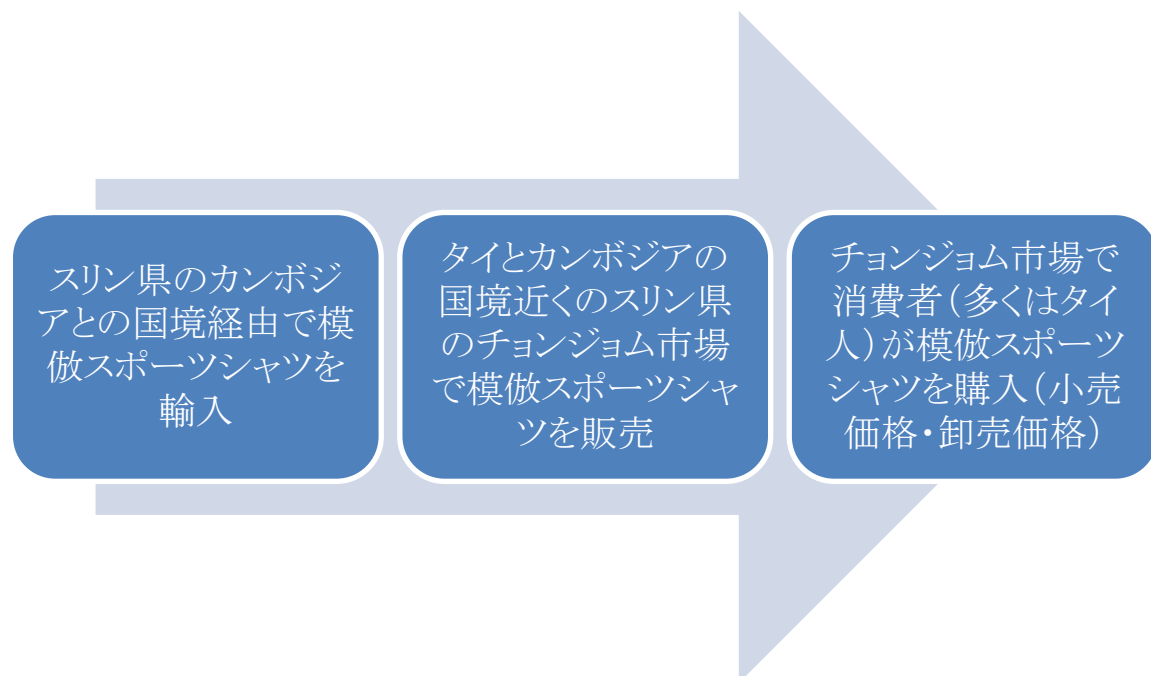
2012年、地方警察第3支局は、スリン県のチョンジョム市場を強制捜査し、ブリラムユナイテッドの模倣スポーツシャツを差し押さえた。スリン県はタイとカンボジアの国境近くに位置しており、チョンジョム市場の露天商の多くはカンボジア人であった。チョンジョム市場では、100以上の露店が模倣商品を販売していたが、強制捜査に反発して暴動が起こったため、差し押さえられた商品の数は多くなかった。以下に、新聞記事の概要、流通経路を図解したものを示す。

チョンジョム市場の模倣サッカーシャツ露店を強制捜査

2012年9月4日、地方警察第3支局はチョンジョム市場を強制捜査したが、100名以上のカンボジア露天商の襲撃を受けた。

警察当局は、知的財産権所有者であるブリラムユナイテッド協会の要請を受け、大量の模倣スポーツシャツを販売しているチョンジョム市場の露店数ヶ所に対して強制捜査を実施したが、100名以上の露天商の暴動を受け、差し押さえられた模倣商品はわずか102点であった。

出典:<http://www.manager.co.th/sport/viewnews.aspx?NewsID=9550000109256>



事例2

商品:時計・ハンドバッグ 地図中I

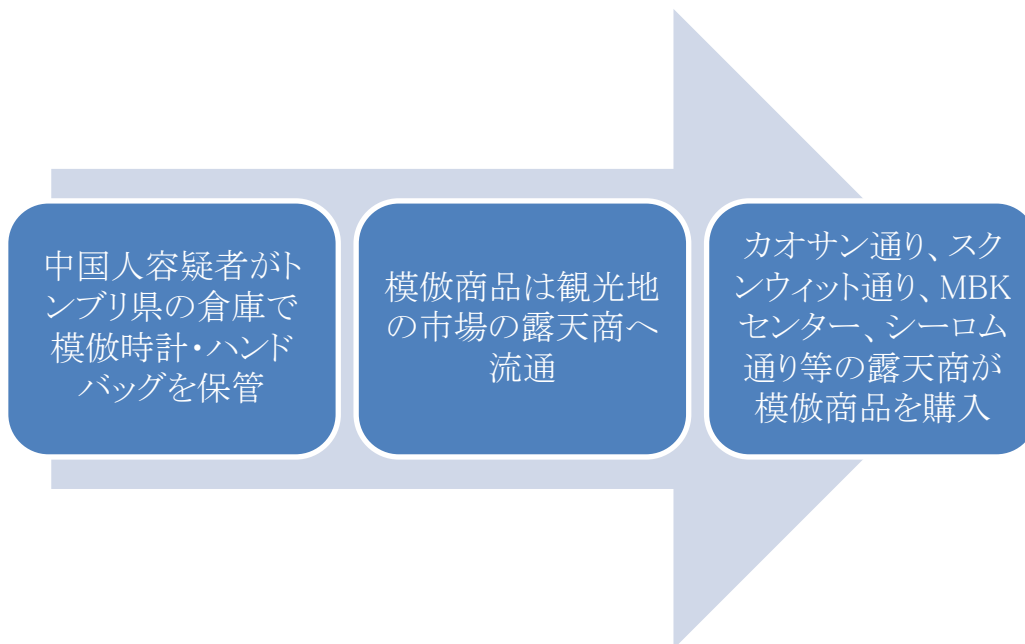
2013 年、首都圏警察(MPB)は、トンブリ県(バンコクに近接)の大型倉庫に対して強制捜査を実施し、約 1,000 点の模倣時計・ハンドバッグを発見した。容疑者 2 名は中国系で、カオサン通り、スクンビット通り、MBK センター、シーロム通りといった観光地の露店へ販売するため、倉庫に大量の模倣商品を保管していた。倉庫はトンブリ県のアモンチャイヴィレッジ内の一戸で、強制捜査の 3 ヶ月前から容疑者の知人であるタイ人が借りていた。以下に、新聞記事の概要、流通経路を図解したものを示す。

MPB、トンブリで総額約 1,000 万バートの模倣バッグ・時計を押収

2013 年 1 月 15 日、首都圏警察(MPB)は、トンブリ県ラマ 2 世通りアモンチャイヴィレッジ内の住宅に対する捜査令状を申請、強制捜査の結果、総額約 1,000 万バートの模倣バッグや模倣時計を保管する倉庫であることを突き止めた。

容疑者のチョウ・タイ・チャンとウォン・イン・ジンとともに中国系で、倉庫として使われていた住宅は友人のタイ人が借りたものであった。容疑者は小売経路を持っておらず、カオサン通り、スクンビット通り、MBK センター、シーロム通りといった観光地の露店へ卸すため模倣商品を保管していた。

出典:<http://www.manager.co.th/Crime/ViewNews.aspx?NewsID=956000005818&TabID=1&>



事例3

商品:時計・ハンドバッグ 地図中J

首都圏警察(MPB)によりバンコク都内ナナ地区(スクンビット通り沿い)の商業ビルで時計、ボタン、スカーフ、ハンドバッグの模倣商品が差し押さえられたとの報道があった。容疑者のうち一人はインド人であったが、記事では差押品の製造場所についてはふれていない。差し押さえられた模倣商品は 1,098 点であった。以下に、新聞記事の概要、流通経路を図解したものを示す。

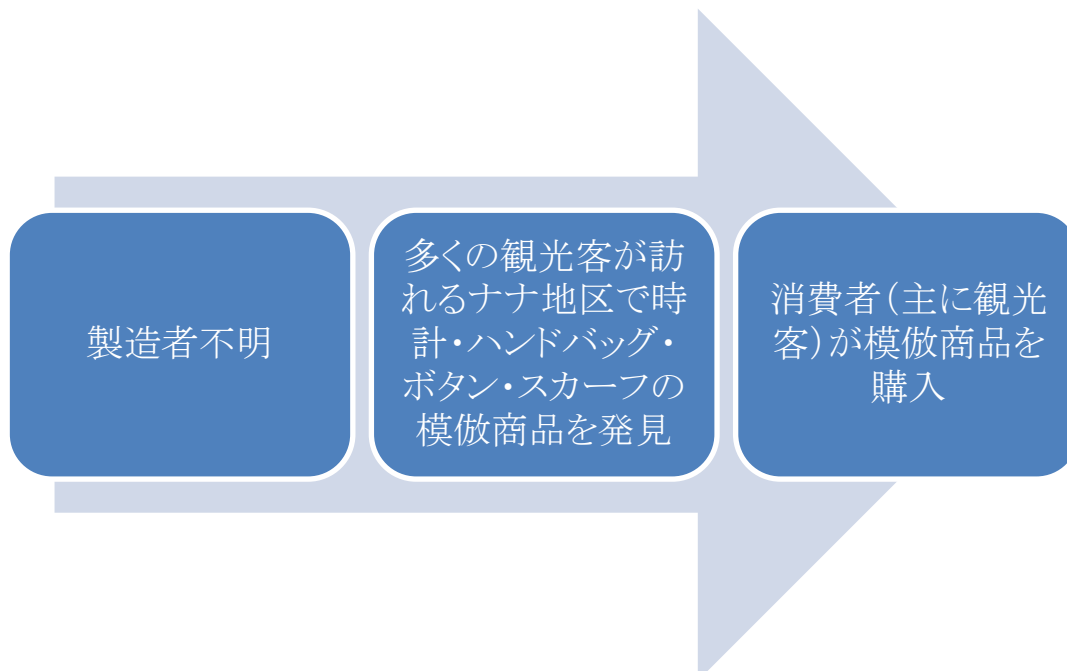
模倣品取扱店舗を強制捜査

スクンビットで大量の模倣品が差し押さえられた。警察当局は、知的財産権局と連名で、各関係部署に対して知的財産権侵害者の摘発と逮捕に取り組むよう指示している。他社の登録商標を使用した模倣品の販売または所持により逮捕された容疑者は以下のとおり。

1. アブドゥル・ラシーフ(55 歳、インド人):時計、バッグ、ボタン等の模倣品の取引容疑により、ワッタナ地区で逮捕
2. パッチャニカーン・ウィチョム(24 歳、タイ人):時計、ボタン、バッグ、スカーフ等の模倣品の取引容疑によりワッタナ地区で逮捕
3. 差し押さえられた模倣時計・バッグは、ワッタナ地区のグランドファイトビル 1 階の某店舗で販売されていた。

差し押さえられた模倣品の総額は約 64 万 8,700 バーツ(1,098 点)であった。

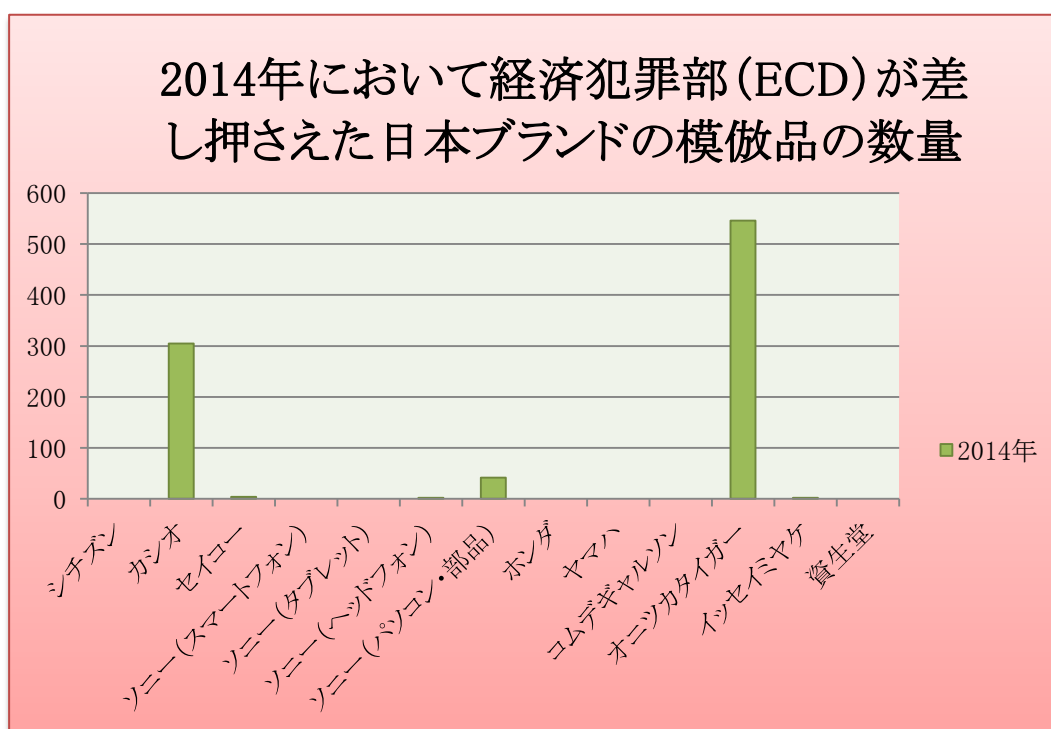
出典：<http://www.metro.police.go.th/index.php/component/content/article/44-newsmpb/131-2014-10-28-05-18-20.html>



4.4 タイ国における日本製品の模倣品

タイではあらゆる種類の日本ブランドの商品がコピーされているが、これまでの経験から、欧米ブランドと比較して、日本ブランドの模倣品は少ない。著作権侵害品としては日本のドラマやミュージックビデオの海賊版、特許権侵害品としては日系自動車メーカーの意匠特許の侵害品が数多く出回っている。

2014年における日本ブランド模倣品の差押状況を調査するため、タイ警察経済犯罪部(ECD)より情報を収集した。以下に調査結果を示す。



商標侵害により2014年にECDが差し押さえた模倣品114万4,618点のうち、日本ブランドは899点であった。詳細を以下に示す。

2014年において経済犯罪部(ECD)が差し押さえた模倣品	
金額ベース(パーツ)	数量ベース(点)
693,972,153	1,144,618

2014年にECDが差し押さえた日本ブランドの模倣品の割合は全体の0.7%である。

タイで流通している日本ブランドの模倣品の例と、純正商品と模倣品との価格比較をあわせて以下に示す。

商品	純正商品(パーツ)	模倣品(パーツ)
電気製品⁴⁶		
○ ソニー(スマートフォン)	10,000-15,000	1,000-3,000
○ ソニー(タブレット)	10,000-15,000	1,000-3,000
○ ソニー(ヘッドフォン)	3,000-5,000	200-500
○ ツヤグラ(ヘアアイロン) ⁴⁷	2,600	1,800-2,000
化粧品^{48 49}		
○ 資生堂	1,000-5,000	200-500
○ DHC	150-1,200	150-600
○ SANA	300-350	250-300
○ インドエステ	800	700
○ KARMART	90-300	50-200
○ キスマー	200-400	200-300

⁴⁶ Powerbuy. “Electrical products,” [http://www.powerbuy.co.th/th/], January 6, 2015.

⁴⁷ Jomix. “Review curling irons: counterfeit vs. genuine goods,” [http://jomix.cz/cz/video/btH2F9CknzA/%E0%B8%A3%E0%B8%B5%E0%B8%A7%E0%B8%B4%E0%B8%A7%E0%B8%97%E0%B8%B5%E0%B9%88%E0%B8%AB%E0%B8%99%E0%B8%B5%E0%B8%9A%E0%B8%9C%E0%B8%A1-tsuyagla-wave-%E0%B8%82%E0%B8%AD%E0%B8%87%E0%B8%88%E0%B8%A3%E0%B8%B4%E0%B8%87%E0%B8%81%E0%B8%B1%E0%B8%9A%E0%B8%82%E0%B8%AD%E0%B8%87%E0%B8%9B%E0%B8%A5%E0%B8%AD%E0%B8%A1], 2015.

⁴⁸ Beautymoon. “Counterfeit Cosmetics,” [http://www.beautymoon.com/store/webboard/view/%E0%B8%A1 %E0%B8%B1%E0%B8%99%E0%B8%A1%E0%B8%B2%E0%B9%81%E0%B8%A2%E0%B9%8A%E0%B8%A7_%E0%B8%81%E0%B8%B1%E0%B8%9A_%E0%B8%84%E0%B8%AA%E0%B8%AD.%E0%B8%AD%E0%B8%B2%E0%B8%AB%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B9%80%E0%B8%AA%E0%B8%A3%E0%B8%B4%E0%B8%A1%E0%B8%8D%E0%B8%B5%E0%B9%88%E0%B8%9B%E0%B8%B8%E0%B9%88%E0%B8%99%E0%B8%9B%E0%B8%A5%E0%B8%AD%E0%B8%A1!!!!!!!!-5650649-th.html], 2015.

⁴⁹ Shopat7. “Online shopping,” [http://www.shopat7.com/index.php?lay=show&ac=search_vela_product&search=juju&&pparamCount=0&searchvela=dosearch], 2015.

自動車部品 ⁵⁰		
○ ホンダ(オートバイ)	60,000-100,000	35,000-50,000
○ ヤマハ(オートバイ)	60,000-100,000	35,000-50,000
○ トヨタ(自動車部品)		
○ SSR(ホイール) ⁵¹	60,000-80,000	10,000-15,000 ⁵²
食品・食料品 ⁵³		
○ キッコーマン	85-200	80-150
○ グルタミン酸ナトリウム(公表ブランド)	26-90	20-80
衣類 ⁵⁴		
○ コムデギャルソン	2,950-15,000	200-500
○ オニツカタイガー	2,000-3,000	500-1,000
○ エヴィス ⁵⁵	7,000-10,000	300-690
○ ザ・フラットヘッド	7,000-10,000	300-690
靴 ⁵⁶		
○ コムデギャルソン	10,000-20,000	500-1,000
○ オニツカタイガー	5,000-8,000	500-1,000
時計 ⁵⁷		
○ イッセイミヤケ	5,000-10,000	200-500
○ セイコー	5,000-10,000	200-500
○ シチズン	5,000-10,000	200-500
○ カシオ	5,000-10,000	200-500

⁵⁰ PHL Autoparts. “Car parts,”[<http://www.phlautoparts.com/?ContentID=ContentID-090514004618874#>], 2015.

⁵¹ SSR-wheels. “SSR(wheels),”[<http://www.ssr-wheels.com/about/>], 2015.

⁵² Honda Jazz lover. [<http://www.hondajazzlover.com/forum/index.php?topic=39214.0;wap2>], 2015.

⁵³ Priceza. “Price of goods and groceries,”[<http://www.priceza.com/c/%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%84%E0%B8%B2/%E0%B8%AA%E0%B9%88%E0%B8%A7%E0%B8%99%E0%B8%9C%E0%B8%AA%E0%B8%A1%E0%B9%81%E0%B8%A5%E0%B8%B0%E0%B9%80%E0%B8%84%E0%B8%A3%E0%B8%B7%E0%B9%88%E0%B8%AD%E0%B8%87%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B8%E0%B8%87%E0%B8%AD%E0%B8%B2%E0%B8%AB%E0%B8%B2%E0%B8%A3/Kikkoman>], 2015.

⁵⁴ PlayCommedes. “Clothing Price,”[<https://th-th.facebook.com/PlayCommedesGarconsAndBAOBAO>], 2015.

⁵⁵ 501Vip. “Opinions on Japanese Jeans,”[http://www.501vip.com/webboard_1527871_15986_th?lang=th], 2015.

⁵⁶ Manager Online. “Counterfeit shoes,”[<http://www2.manager.co.th/iBizchannel/ViewNews.aspx?NewsID=9560000107853>], 2015.

⁵⁷ Chrono24. “Citizen watches,”[<http://www.chrono24.com/en/citizen/index.htm?query=citizen&dosearch=true>], 2015.

ハンドバッグ ⁵⁸ ○ イッセイミヤケ	11,000 - 30,000	199-1,200
-----------------------------------	-----------------	-----------

5. 模倣品の流通に関わる要素

5.1 タイ国における購買力及び消費傾向

タイにおける模倣品の購買層は、私用目的の個人だけでなく、再販目的の企業も含まれる。模倣品の購入判断には多くの要因が関係するが、以下に主な要因について詳述する。

最も重要な傾向として、インターネットの急速な普及に伴う E コマースの拡大が挙げられる。特に、従来のデスクトップよりも手軽なモバイルデバイスを利用したモバイルコマース(「M コマース」)は、モバイルデバイス利用者の急増により急速に成長している。ある調査によると、モバイルデバイスを使用しているタイ人の 51%がオンラインショッピングを利用しており、うち 55%がオンラインショップと通常店舗との価格を比較している。低価格、利便性、スピードがオンラインショッピング拡大の要因となっている。一方で、オンラインショッピングの場合、消費者が商品の製造元や品質を確認することは難しい。オンラインショッピングの利用拡大は、模倣品の流通形態にも影響を与え、これまでの店舗販売からオンライン販売へ変化している。オンライン販売は、ウェブサイトを立ち上げたり、Facebook.com、tarad.com、weloveshopping.com 等にアカウントを作成したりすることで容易に消費者と接触することができる。オンライン販売では与えられる情報が限られるため、消費者は偽物と知らずに購入している場合もある。このように、E コマースによって模倣品の流通経路が拡大しているという側面もある。

しかしながら、欧米の正規ブランド品を買いたいという願望がある一方、予算は限られているため、模倣品を購入するタイ人も多くいるというのも事実である。

タイで流通している模倣品の多くは海外から輸入されているため、税関での差押実績によりタイ人の消費動向を把握することもできる。なぜなら、需要の高い商品ほど、輸入量も多いはずだからである。タイ税関の統計によると、2014 年に差し押さえられた模倣品の上位は衣類、DVD、メガネ、バッグ、靴であった⁵⁹。

差押数量第 2 位の DVD・VCD・CD は子供から大人まで様々な世代の人々によって購入されている。模倣品の購入層を正確に把握することは難しいが、これまでに実施された模倣品の購入に関する調査結果や税関による差押品の品目別統計はほぼ一致している。

⁵⁸ Shopbob. “Hand bag price,”[http://www.shopbob.com/?extid=PS_Google_SC_Easterneurope&s_kwcid=AL!3510!3!24151450829!b!g!!+shopbob&ef_id=VJolSQAABVMVMdCv:20150109042259:s], January 6, 2015.

⁵⁹ Intellectual Property Rights Coordinator Center. “Statistics of seized counterfeit goods,”[<http://www.iprcustoms.com/index.php?lay=show&ac=article&Id=126935>], 2014. (本レポート 43 頁参照)

また、税関統計は、タイ人の 79.9%が DVD、衣類、靴等の模倣品を購入したことがあるという“バンコクポール”(2009 年 7 月)⁶⁰の結果とも一致する。この世論調査は、バンコク在住の男女(男性:48.8%、女性:51.2%)を対象に実施され、調査対象者の年齢構成は 18 歳～25 歳が 30.2%、26 歳～35 歳が 32.6%、36 歳～45 歳が 20.2%、46 歳以上が 17%、職業は会社員または個人事業主が大部分を占める。

主にバンコク在住の 20 歳から 24 歳までの女性新入社員を対象とした別の調査(48.5%が月給 3 万 1 千 100 バーツ～4 万 100 バーツ)では⁶¹、47.5%が頻繁に模倣品(主に衣類)を購入すると回答した。模倣品を購入する理由としては、「安いから」が大半を占めた。

新入社員の他に、大学生も模倣品の主な購買層である。多くの学生は親からの限られた小遣いで、エレガントにファッションブルに見せたいという願望を満たさなければならない⁶²。アジアの買い物天国のひとつであるタイは、高級ブランド品だけでなく、その偽物を求める観光客にも人気の旅行先である⁶³。タイの学生 800 名を対象とした調査でも購買力と消費動向の関係が裏付けられている⁶⁴。この調査では、800 名の学生に調査票が配布され、662 の有効回答が得られた(回答率:82.75%)。回答者の男女比は男性 30.9%、女性 69.1%、平均年齢は 20.33 歳(標準偏差:1.32)、1 ヶ月あたりの収入は 5,000 バーツ未満が 41.8%、5,000 バーツ～9,999 バーツが 50.2%、学年は 1 年生 22.1%、2 年生 26.7%、3 年生 28%、4 年生 23.2%であった。

学生が購入する模倣品は、上位から、衣類(62.6%)、ハンドバッグ(60.8%)、財布(57.4%)、靴(37.0%)、時計(34.1%)、ベルト(14.8%)で、模倣品を購入する主なメリットは、「ブランド品を安く使えるから」(81.6%)、「安い値段で最新の流行品が手に入るから」(63.4%)、「万が一失くしても気にならないから」(38.8%)、「国の経済の活性化に役立つから」(28.7%)、「自分が満足できるから」(18.6%)であった。また、模倣品のデメリットとしては、「品質が悪い」(76.4%)、「丈夫でない」(60.1%)、「罪悪感を感じる」(48.6%)、「友達に知られると恥ずかしい」(13.7%)等の回答が多かった。

模倣品に対する消費者の意識

個人の消費行動や信念が高級ブランド品の模倣品に対する意識に影響する場合もある。タイにおける知的財産関連の犯罪増加は、知的財産権に対するタイ消費者の認識不足を原因とする場合が多いといわれている。⁶⁵

⁶⁰ Bangkok University Research Center. “Opinions on copyright and trademark infringements in Bangkok,” [http://bangkokpoll.bu.ac.th/poll/result/poll433.php?pollID=279], January 9, 2015.

⁶¹ BU Poll. “Motivation in imitative fashion product selection of brand new workers in Bangkok.” [http://www.thaiejournal.com/journal/2556volumes1/28PaLiDa.pdf], January 9, 2015.

⁶² Supanat Chuchinprakarn. Consumption of Counterfeit Goods in Thailand: Who Are the Patrons? (E - European Advances in Consumer Research Volume 6, Bangkok University, 2003), pp. 48-53.

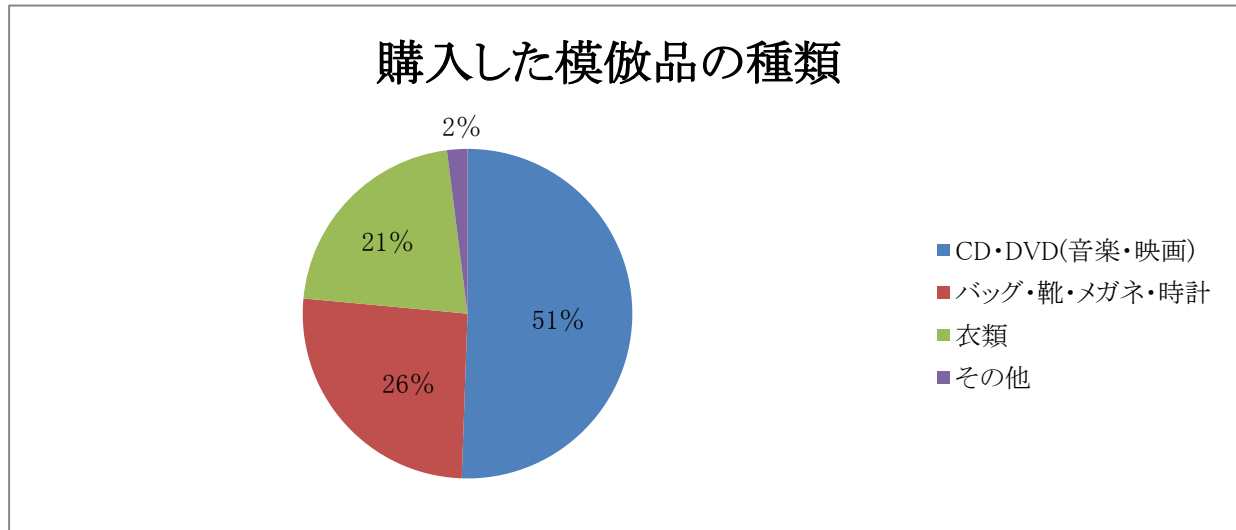
⁶³ Kasit Phoyomrattanaphajit, “Consumer attitudes toward counterfeit luxury products in Thailand,” [ohkasit.wikispaces.com/file/view/Assignment%203_Kasit.doc], 2015.

⁶⁴ Supanat Chuchinprakarn. Consumption of Counterfeit Goods in Thailand: Who Are the Patrons? (E - European Advances in Consumer Research Volume 6, Bangkok University, 2003), pp. 2.

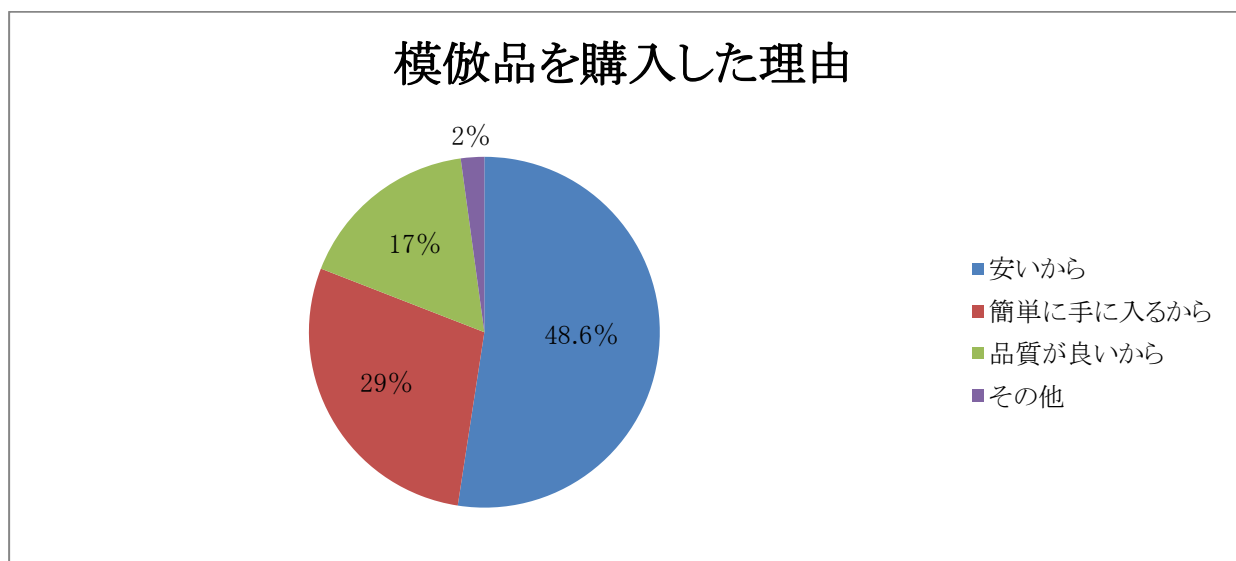
⁶⁵ Kasit Phoyomrattanaphajit, “Consumer attitudes toward counterfeit luxury products in Thailand,” [ohkasit.wikispaces.com/file/view/Assignment%203_Kasit.doc] 2015

従って、消費者の意識を変え、模倣品に対する需要を低下させることも、模倣品撲滅のための有効な対策のひとつである。

前述のように、“バンコクポール”(2009年7月)の結果によると⁶⁶、バンコク在住のタイ人の79.9%が模倣品を購入したことがある。下図に、購入した模倣品の内訳を示す。



模倣品を購入したことがあると回答した者のうち92.7%が偽物であることを知った上で購入していた。下図に、模倣品を購入した理由を示す。

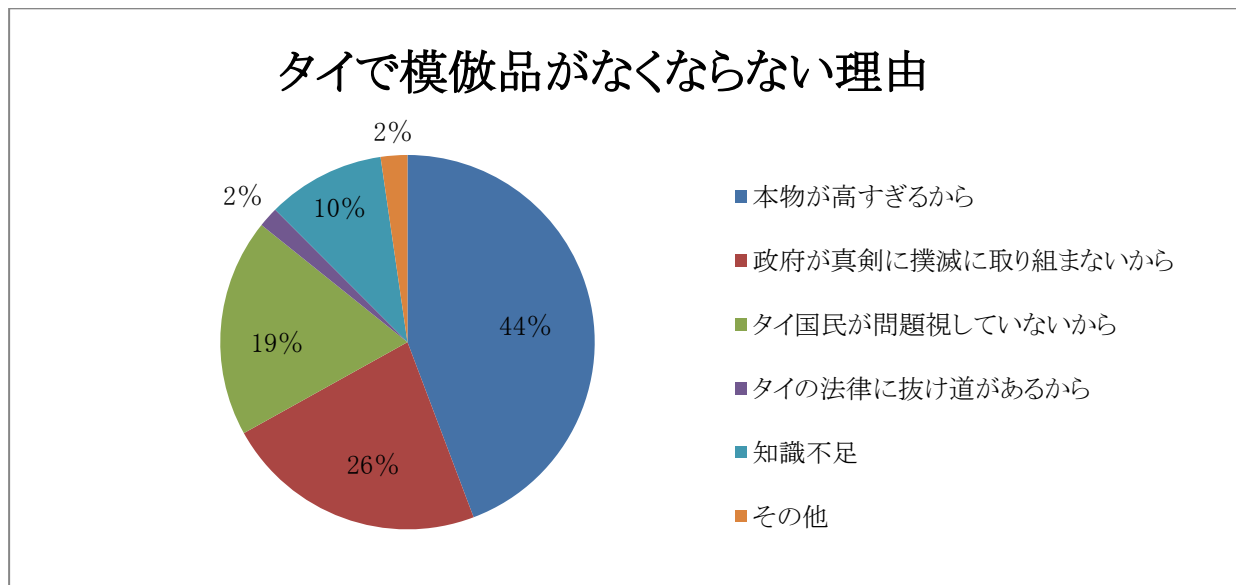


上記の結果から、模倣品を購入する主な理由は安さであること、またタイでは模倣品が簡単に手に入る事が分かる。また、高品質を理由に模倣品を購入する場合もある。模倣品製造者の技術も向上し、市場では、専門家でなければ本物と区別がつかない高品質な模倣品、いわゆる“スーパーフェイク”と呼ばれる商品の流通も増加している⁶⁷。

⁶⁶ BU Poll. “Motivation in imitative fashion product selection of brand new workers in Bangkok.”[<http://www.thaiejournal.com/journal/2556volumes1/28PaLiDa.pdf>], January 9, 2015.

⁶⁷ Parichart Monaiyakul and Sukontip Jitmongkolthong. “Fake Luxury Goods - an Increasing Problem”, p. 1.

また、模倣品を購入したことがある者のうち 52%が罪悪感を感じなかったと回答した。下図に、タイで模倣品がなくなる理由への回答を示す。



以上のことから、消費者意識の改革が模倣品撲滅の最も有効な対策となる可能性もある。模倣品に対するタイ人の意識が変われば、模倣品の流通も減少すると考えられる。

5.2 消費者の購買意欲に関わる要素

社会的影響

社会的影響や容認は、タイの消費者の決断に影響する主な要因のひとつである。言い換えると、ある個人消費者の行動・価値観・ライフスタイルに他の消費者が影響を与えることをいう⁶⁸。このような影響が模倣品の購入決定に影響する要因となる。

模倣品の購入に関しては、集団の影響を所属集団と願望集団の 2 つに分けることができる。“所属集団 (membership group)”とは一般に消費者個人が属している集団、すなわち友人をいい、ある模倣品を所有していることで集団への帰属意識を強くする。一方、“願望集団 (aspirational group)”とは映画スターや歌手といったセレブリティをいい、彼らが使っているブランド品への憧れが模倣品購入の動機となる場合がある⁶⁹。

⁶⁸ Supanat Chuchinprakarn. Consumption of Counterfeit Goods in Thailand: Who Are the Patrons? (E - European Advances in Consumer Research Volume 6, Bangkok University, 2003), p. 1.

⁶⁹ 同書、p.2.

個人的イメージ

誇示的消費もタイにおける模倣品の購入決定に与える要因のひとつである⁷⁰。誇示的消費とは、「自らが高価な高級品を購入できる資力を持っていると印象付けたいという欲望からくる消費、すなわち自らが金持ちであることを見せびらかすための消費」と定義される⁷¹。消費者は自らを良く見せたいという願望で、手の届かない純正商品の代わりに模倣品を購入する場合もある。

社会的地位は、身に付けているアクセサリや洋服で決まると消費者に思い込ませるような宣伝も、上記のような誇示的消費に影響する⁷²。

個人的考え方

模倣品の購入決定に影響するもうひとつの重要な要因として、模倣品に対するタイ消費者の考え方が挙げられる。タイには、偽物を購入することが違法であり、倫理に反すると感じていない消費者がいるのも事実である。現在の消費市場を否定的に捉えることで、模倣品の購入を正当化しているのである。例えば、模倣品の流通は、商標権所有者が法外な価格で商品売り、消費者から搾取している結果であると考えられる消費者もいる⁷³。従って、ブランドメーカーの価格戦略の観点から見ると、消費者が模倣品自体の購入を必ずしも倫理に反する行為でないと捉える場合もある。

さらに、模倣品自体に対する消費者の意識も影響する。前述のように、知的財産権に対する消費者の理解不足は、タイで知的財産関連犯罪が蔓延していることの一つの理由である。あるいは、価格を理由に模倣品の購入という不法行為を容認する考え方もある。模倣品の安さを重視し、それを購入することの罪悪感を失わせているのである。

物質主義

タイの大学生を対象としたある調査では、模倣品の購入決定に影響する要因として、物質主義、すなわち金銭や財貨の所有といった即物的なものごとを優先させる消費者の態度を挙げている⁷⁴。

⁷⁰ 同書

⁷¹ Kasit Phoyomrattanaphajit. “Consumer attitudes toward counterfeit luxury products in Thailand,”[ohkasit.wikispaces.com/file/view/Assignment%203_Kasit.doc], 2015.

⁷² Edward J. Kelly. “Blood Money: The Terrible Human Cost of the Counterfeit Culture.”[<http://siampremier.com/blood-money-the-terrible-human-cost-of-the-counterfeit-culture/>], 2014.

⁷³ Kasit Phoyomrattanaphajit, “Consumer attitudes toward counterfeit luxury products in Thailand,”[ohkasit.wikispaces.com/file/view/Assignment%203_Kasit.doc], 2015.

⁷⁴ Supanat Chuchinprakarn. Consumption of Counterfeit Goods in Thailand: Who Are the Patrons? (E - European Advances in Consumer Research Volume 6, Bangkok University, 2003), p.2.

模倣品の購入によって物質的欲求が満たされるため、物質主義がタイにおける模倣品の流通を助長させているとしている。調査結果から、物質主義は模倣品の購入に直接影響するだけでなく、社会的影響や裕福度といった模倣品の購入判断に影響する他の要因にも大きな影響を与えていた⁷⁵。物質主義の傾向が強い人は、自らの消費行動において他者より強い影響を受けるため、模倣品を購入する傾向がある。この調査結果から、物質主義もタイにおける模倣品の購入の重要な要素であると考えられる。

5.3 模倣品の使用による損失とリスク

消費者のリスク

消費者のリスクは、模倣品が商品自体の模倣か記号の模倣かによって異なる⁷⁶。商品の模倣の場合、商品自体に問題がある可能性がある。例えば、模倣米は有毒かもしれないし、模倣薬は健康に害を及ぼすかもしれない。このような模倣品を製造・販売する組織には当然ながら社会的良心はなく、自らの商品に対する責任も感じてないため、その多くは低品質で、消費者に危険を及ぼす場合もある⁷⁷。キャノンの偽バッテリーが押収された強制調査において、キャノンの代理人は「偽バッテリーはオーバーヒートして、ユーザーにケガをさせる場合もある」と述べている⁷⁸。一方、記号の模倣とは、商品のブランド・商標・著作権・ラベルが模倣されている商品をいい、最近、ソーシャルネットワークで話題になっている。偽物の携帯電話用アダプターを使用した多くのユーザーが使用中に燃え出したとコメントしており⁷⁹、ケガをした者もいる。外出中に偽物の iPhone 充電器で充電していたら、家が全焼してしまったケースもある⁸⁰。模倣品は純正商品よりも安価に購入できるが、最終的には消費者に対して大きな損害をもたらす場合もある。もうひとつの危険な模倣品に模倣薬がある。何年も前から数多くの模倣薬が市場に出回っているが、アレルギー反応を起こしたケースもある。被害者は皮膚がはがれ、急性心筋梗塞(心臓麻痺)の危険があった⁸¹。

⁷⁵ 同書、p.3.

⁷⁶ Kasit Phoyomrattanaphaijit. “Consumer attitudes toward counterfeit luxury products in Thailand,”[ohkasit.wikispaces.com/file/view/Assignment%203_Kasit.doc], 2015.

⁷⁷ Edward J. Kelly. “Blood Money: The Terrible Human Cost of the Counterfeit Culture.” [http://siampremier.com/blood-money-the-terrible-human-cost-of-the-counterfeit-culture/], 2014.

⁷⁸ The Nation. “Police seize fake Canon goods,”[http://nationmultimedia.com/business/police-seize-fake-canon-goods-30213553.html], 2014.

⁷⁹ Dailynews. “Beware fake adapter,”[http://www.dailynews.co.th/Content/regional/290407], January 9, 2014.

⁸⁰ Mthai. “Example from fake iPhone charger,”[<http://news.mthai.com/general-news/385912.html>], January 9, 2014

⁸¹ ASTV Manager Online. “Fake medicine has caused a woman near death,”[http://www.manager.co.th/QOL/ViewNews.aspx?NewsID=9570000035133], January 9, 2014.

経済的損害

模倣品は、知的財産権所有者である企業に経済的損害を与える。これまでは、模倣品の購買層が純正商品を購入する可能性は低いため、模倣品による機会損失は重要視されてこなかったが⁸²、最近の高品質な偽物の増加により純正商品の市場が脅かされ始めている。このような一見して本物と見間違ふような高品質なレプリカが純正商品の購買層も惹きつけているのである⁸³。さらには、模倣品の流通によって、タイに国としてのマイナスイメージを与え、純正商品に対する需要を低下させることで、タイのファッション産業の成長が阻害されるだけでなく、模倣品の購入により、本来は政府へ納められるべき税金が失われ、国の発展自体をも脅かしているのである。

間接的損害

模倣は単なる経済犯罪ではなく、社会的問題でもある。ここでいう“間接的損害”とは、模倣品を購入することによって組織犯罪、児童労働・奴隷労働、あるいはテロ行為までも支援する可能性があるという付随的損害を意味する⁸⁴。実際に、模倣品の製造は、テロ行為、武器の密売、売春、麻薬取引に直接関与する犯罪組織が背後で操っている場合が多い⁸⁵。従って、模倣は被害者のない犯罪では決してない⁸⁶。また、模倣に伴うもうひとつの問題として労働搾取がある。教育を受けていない若者や子供が建築現場やメイドの仕事に誘われ、ブラックマーケットの製造者によって搾取されているのである。上記のように、模倣による影響は広範囲に及び、深刻である。

6. タイ国における模倣品防止対策

6.1 政府方針、マニフェスト、行動計画及び実績

タイ政府の方針/マニフェスト

2014年5月22日のクーデターにより当時のインラック・シナワトラ首相が解任され、同年8月21日に国家立法議会(NLA)は全会一致でプラユット・チャンオチャ陸軍総司令官を後任首相に任命した。その後、プラユット首相は、第11次国家経済社会開発計画(2012年-2016年)の知的財産政策を踏襲している。

第11次国家経済社会開発計画(2012年-2016年)は、経済及び社会の発展を目標とする政策で⁸⁷、5.4.3項⁸⁸に、より自由かつ公正な競争環境を通じた国の競争力強化のための開発戦略を定めており、効率的な知的財産制度の構築も対策のひとつに含まれる。

⁸² Parichart Monaiyakul and Sukontip Jitmongkolthong, “Fake Luxury Goods - an Increasing Problem”, p. 1.

⁸³ 同書

⁸⁴ Edward J. Kelly, “Blood Money: The Terrible Human Cost of the Counterfeit Culture.” [http://siampremier.com/blood-money-the-terrible-human-cost-of-the-counterfeit-culture/], 2014.

⁸⁵ Parichart Monaiyakul and Sukontip Jitmongkolthong, “Fake Luxury Goods - an Increasing Problem”, p. 2.

⁸⁶ 同書、p. 1.

⁸⁷ 国家経済社会開発局(NESDB)、『第11次国家経済社会開発計画(2012年-2016年)』、[http://www.nesdb.go.th/Default.aspx?tabid=395], 2015.

⁸⁸ 同書、p. 14.

知的財産の効果的な活用とこれを管理する効率的な制度の構築は、研究開発、知識移転、商業的応用の推進に寄与する。

また、2014年9月12日にプラユット首相が国家立法議会で演説した内閣方針にも、6つ目の政策である“国内外の安全保障”の下での知的財産権保護が織り込まれている⁸⁹。2015年度政府予算では、商業及び投資分野における効率性の向上に重点が置かれており、タイ産製品に対する知的財産権の保護が強化されている⁹⁰。この政策は、知的財産権局、国家警察庁、関税局、特別捜査局等の関係官庁によって実行されている。

2014年9月12日のプラユット首相の国会演説に先立ち、シリチャン・ガトン陸軍副報道官も、商務省等の関係省庁との知的財産問題に関する協議後、「国家平和秩序評議会(NCPO)は知的財産問題の重要性を認識しており、タイにおける知的財産権保護の強化及び著作者や投資家からの信頼確保のため、商務省に対して早急にこの問題に取り組むよう要請した」と述べている。タイは2014年4月後半に公表された米国通商法の301条特別条項において、優先監視国と指定されており、このような動きは重要な意味を持つ⁹¹。

シリチャン陸軍副報道官は、「NCPO 経済副局長より、タイの知的財産制度を国際水準へ引き上げるため、国家警察庁、関税局、特別捜査局を含む全ての関係官庁への協力要請があった」と追加している。

NCPO は、引き続きタイ全土において知的財産権侵害の撲滅に徹底して取り組んでおり、違反者からの賄賂の受取を禁止している他、違反者逮捕の権限を有する関係機関に対して毎月の逮捕実績の報告を命じている。また、知的財産権保護の強化を目標とする知的財産権法の改正案が議会へ提出されている。NCPO は特許の審査及び登録の効率化にも取り組んでいる。

NCPO はタイの知的財産制度を国際水準へ引き上げることを政策に掲げている。諸外国の中では、タイが知的財産問題を深刻に受け止め、通商競争力の強化及び付加価値産業の育成の手段として、知的財産を活用しようとしていると捉えられている⁹²。

⁸⁹ 財務省. “The Announcement Gen. Prayut’s government on his Cabinet’s Policy before the National Legislative Assembly (NLA) on September 12, 2014,” [www.mof.go.th/home/Press_release/News2014/history_61.pdf], 2015.

⁹⁰ タイ政府. “Government statements on budget of fiscal year 2015,” [http://www.thaigov.go.th/th/announcement1-th/item/download/2282.html], 2015.

⁹¹ Thairath. “NCPO urge the Ministry of Commerce to solve IP issues,” [http://www.thairath.co.th/content/440258], January 2, 2015.

⁹² 同書

行動計画

2014年7月、商務省は、国家警察庁、関税局、特別捜査局等の関係省庁を招いて実施した協議の結果を受け、知的財産問題に関して以下の3つを目標に掲げた。

1. 映画の盗撮防止、インターネット上の著作権の保護、模倣品である輸送貨物や積替貨物に対する税関の差押権限、営業秘密、模倣品の販売における地主責任等、知的財産権法の改正・整備
2. インターネットやケーブルテレビ上の著作権・商標権侵害を含む、知的財産権行使の強化
3. 特許登録・審査の効率化等⁹³

実績

知的財産権法の整備⁹⁴

- 以下の主要な知的財産関係法改正が行われ、官報に掲載されている。
 - 仏暦 2558 年（2015 年）著作権法（第 2 版）による映画盗撮に対する刑事罰の導入（2015 年 2 月 5 日官報第 132 号第 6 部 <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2558/A/006/7.PDF>）
 - 仏暦 2558 年（2015 年）著作権法（第 3 版）における技術的保護手段（TPM）、権利管理情報（RMI）、実演家権利及びインターネットサービスプロバイダー責任の除外に関する新规定の導入（2015 年 2 月 5 日官報第 132 号第 6 部 <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2558/A/006/14.PDF>）
 - 仏暦 2558 年（2015 年）営業秘密法（第 2 版）における営業秘密委員会に関する規定の変更（2015 年 2 月 5 日官報第 132 号第 6 部 <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2558/A/006/1.PDF>）
- 知的財産権局と法制委員会との共同による仏暦 2534 年（1991 年）商標法改正案が国会へ提出されており、施行されれば、商標登録が簡素化される。改正案にはマドリッド協定への加盟と不正な再出願に対する罰則も織り込まれている。

知的財産に対する意識向上

知的財産権局では、2014 年の一年間を通じて、知的財産に対する意識向上のため、以下のような活動を実施している。

- 模倣品が再度市場に出回ることを防止するため、7 月にプーケット、9 月にバンコクで、模倣品の破壊式を実施し、約 80 万点、250 万パーツ相当の模倣品を破壊した。
- 11 月、ラジャマンガラ工科大学タンヤブリ校で学生を対象に実施した「偽物を買わない、持たない、使わない (Don't Buy, Don't Carry, Don't Use Fakes)」キャンペーンで、知的財産の意義やこれを尊重することの必要性に関するセミナー、世界中の特許の検索方法に関するワークショップを実施した。

⁹³ 同書

⁹⁴ 知的財産権局、“Fact Sheet on IP situation in Thailand,” 16 December 2014.

- 在バンコク米国大使館、トゥルー・コーポレーション等の民間セクター、タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会 (TECA) と共同で、インターネット上の知的財産権侵害撲滅に取り組んでいる。

能力強化

知的財産権局は、知的財産権所有者と緊密に連携して、法執行機関の能力強化活動を組織している。

- 中央調査部及び首都圏警察部、地方警察第 4 支部の警察官を対象としたワークショップ“知的財産行使に向けた取組みの一体化”をバンコクとコーンケンで開催、商務省の地方職員を含め、合計で 440 名が参加した。2014 年最後のワークショップは、地方警察第 8 支部を対象にスラタニで 12 月 23 日に開催する予定。
- 12 月初旬、ラマガーデンズホテルバンコクで、ICE との共同によるワークショップ“知的財産権違反の取締における調査及び国際協力のベストプラクティス”を開催、ニース協定加盟国の関係組織や民間団体 25 から約 200 名が参加した。

6.2 模倣品防止対策及び罰則の実績(バンコク都を含む全国の状況)

2013 年における国家警察庁・関税局・特別捜査局の知的財産権行使(エンフォースメント)件数は合計で 1 万 515 件、押収品は 298 万 1,427 点であった。2014 年は、1 月から 9 月までで、国家警察庁と特別捜査局による強制捜査件数は約 9,022 件、押収品は 110 万 1,859 点となっている⁹⁵。

最近の取締実績

政府による取組みにも関わらず、特にエンフォースメントに関しては、時間と費用を要する民事訴訟、差止命令がほとんど認められない一時的措置、十分な抑止効果のない税関での措置や刑罰といった重大な課題が残っている⁹⁶。抑止効果については、40 万バーツ(約 1 万 2,903 米ドル)以下の罰金と 4 年以下の懲役という罰則(商標侵害の場合)が定められているが、特に初犯や小売業者の場合、タイの裁判所は厳しい罰則を避ける傾向が強い⁹⁷。この傾向は最高裁判所の判断にも見られ、国際的医薬品メーカーの特許商品とほぼ同一の薬を製造していた事案では、商標侵害を中止するまで 1 ヶ月あたり 5,000 バーツの損害賠償金が命じられただけであった⁹⁸。

ただし、以下のように、高額な罰金が科せられた事案や執行猶予が認められなかった事案もある。

⁹⁵ 同書

⁹⁶ 欧州委員会貿易総局長官 (European Commission Directorate-General for Trade)、 “Intellectual Property Rights, Deficient protection and enforcement,” [http://madb.europa.eu/madb/barriers_details.htm?barrier_id=095301&version=4], 2015.

⁹⁷ Angus Mitchell, Kunal Sachdev and Thunyaporn Chartisathian, “All bark and no bite? - IP law enforcement: Part IV,” [http://www.bangkokpost.com/print/425955/], 2015.

⁹⁸ 同書

I. 高額な罰金が科された例

2013年10月30日、模倣ベアリングを所有していたタイ企業に対して特別捜査局が強制捜査を実施し、300種以上、1万6,530点を差し押さえた。

違反者(同社及びその取締役)は容疑を認め、2014年9月8日、知的財産国際貿易裁判所より以下の判決が下された(訴訟番号 Aor.2615/2557 (Black)、Aor.3232/2557 (Red))。

被告一(会社):罰金30万バーツ、ただし容疑を認めたため罰金15万バーツに減刑

被告二(取締役):懲役2年及び罰金30万バーツ、ただし容疑を認めたため懲役1年(執行猶予1年)及び罰金15万バーツに減刑

注記:上記は、商標侵害の最高刑である罰金40万バーツに近い金額が科せられた事例である。

II. 執行猶予が認められなかった例

2012年12月12日、ウェブサイト及び店舗での販売を目的に模倣化粧品を所有していたタイ人の倉庫及び店舗に対して特別捜査局が強制捜査を実施し、資生堂、スキンフード、エチュード等の有名ブランドの商標が付された模倣化粧品2万点以上を差し押さえた。

違反者(同社及びその取締役)は容疑を認め、2014年2月20日に結審した(訴訟番号 Aor.375/2557 (Black)、Aor.384/2557 (Red))。

知的財産国際貿易裁判所は、違反者に対して、懲役2年6ヶ月及び罰金13万バーツを命じたが、懲役1年3ヶ月及び罰金6万5,000バーツに減刑された。

また、当該違反者は過去にも刑事訴訟において有罪判決を受けており(訴訟番号 Aor.2935/55 (Red))、その際の罰則である懲役7ヶ月及び罰金8万5,000バーツも今回執行された。

6.3 民間企業による模倣品対策(日本、その他外国企業及びタイ国の国別事例)

ノートパソコンからスマートフォンやタブレットへのモバイル技術の進歩に伴い、従来の店舗販売からオンライン販売へと消費者の志向が変化しており、これに対応するため、ブランド所有者である企業はオンライン販売戦略に莫大な資源を投入している。この成長市場を活用しようと、知的財産権侵害者がインターネットへ集まってくるのも当然である。オンライン取引が増えるに伴い、オンライン上で販売されている模倣品の数も莫大に増加している。

ただし、模倣品の路上販売、製造、輸入、輸出も、タイが抱える問題であることに変わりはない。

6.3.1 企業が模倣品を発見した際の措置及びその所要時間と費用

企業が模倣品を発見した際、違反者に対して直接措置を講じる前に、捜査または市場調査が必要となる。

I. オンライン上の侵害

オンライン上の侵害は以下の4つに分類される。

- 企業のドメイン名の一部を商標として使用したウェブサイト
- 模倣品を販売しているウェブサイト
- 模倣品を販売しているタイのオンラインショップ
- タイ国外でまたはタイを通じて模倣品を販売している国際的なオンラインショップ (eBay、Alibaba 等)

II. オンライン上以外の侵害

オンライン上以外の侵害は以下の4つに分類される。

- 小売店舗
- 卸売業者
- 製造業者
- 輸入業者

知的財産権所有者がオンライン以外での模倣品の販売を発見した場合、違反者に対する法的措置の前に、捜査または市場調査を実施しなければならない。捜査と市場調査のどちらを実施するかは知的財産権所有者の希望に応じて、模倣品の出所を突き止めたい場合は捜査、模倣品を販売している店舗数を把握した場合は市場調査を実施することが望ましい。

1. 捜査

捜査では、様々な機密情報から模倣品の出所を突き止めることができるため、効果的な強制措置の鍵となる。

2. 市場調査

タイにおけるブランドへの侵害行為の程度を把握するためには、路上での市場調査が有効である。市場調査では、調査官が関連情報を突き止めるため指定場所を訪れ、模倣品を販売している店舗数、出回っている模倣品のおおよその数量、模倣品を販売している店舗の写真等、有益な情報が報告される。

下表に、オンライン調査、調査、市場調査に要する日数及び費用の概算を示す。

措置	調査・市場調査の種類	所要期間	費用(米ドル)
オンライン調査	ウェブサイト	約 1 ヶ月	1 ブランドあたり約 800～3,500 米ドル
調査	1. 小売店舗	約 15 日	調査 1 回あたり約 1,000～1,700 米ドル
	2. 卸売業者	約 1 ヶ月	調査 1 回あたり約 1,700～3,000 米ドル
	3. 工場	約 1 ヶ月～2 ヶ月	調査 1 回あたり約 2,600～4,000 米ドル
バンコクからの距離に応じて実費経費が別途請求される。			
市場調査	小売店舗	約 1 ヶ月	調査対象エリアあたり約 1,800～2,500 米ドル (バンコク) 調査対象エリアあたり約 2,000～3,000 米ドル (バンコクから 200 キロ以内) 調査対象エリアあたり約 2,100～2,600 米ドル (バンコクから 450 キロ以内) 調査対象エリアあたり約 2,300～2,800 米ドル (バンコクから 450 キロ以遠)
上記の市場調査費用には、おとりとして購入する商品の価格は含まれない。			
法的根拠に基づく分析や見解、さらなる調査や強制調査の対象に関する提案等については、別途料金がかかる(通常は約 1,000 米ドル (VAT7% 別途))。			

捜査または市場調査の結果を受け、以下のような法的措置をとることができる。

法的措置	関係法令	所要期間	費用(米ドル)
<p>1. 刑事訴訟</p> <p>1.1 刑事上の強制捜査 (警察・特別捜査局)</p> <p>1.2 (知的財産国際貿易裁判所への)付帯私訴</p>	<p>仏暦 2550 年(2007 年) コンピュータ関連の犯罪 に関する法第 14 条・第 15 条</p> <p>商標法第 108 条・第 109 条・第 110 条(1)</p>	<p>告訴の可否に関する検討 と検察官への告訴:約 6 ヶ月</p> <p>検察官による告訴内容の 確認:約 2 ヶ月~3 ヶ月</p> <p>知的財産国際貿易裁判 所での審理:約 1 ヶ月(違 反者が罪を認める場合) 罪を認めない場合は、知 的財産国際貿易裁判所 での審理に約 1 年、最高 裁判所での審理に約 2 年~4 年を要する</p> <p>約 1.5 年(知的財産国際 貿易裁判所)</p> <p>約 2 年~4 年(最高裁判 所)</p>	<p>強制捜査費用と弁護士費 用が別途発生する</p> <p>強制捜査費用</p> <p>小売店舗 1 店あたり約 1,300~1,500 米ドル</p> <p>卸売業者・倉庫 1 ヶ所あ たり約 2,000~2,500 米ド ル</p> <p>工場・輸入業者 1 ヶ所あ たり約 3,000~3,500 米ド ル</p> <p>上記の費用には警察また は特別捜査局による強制 捜査への弁護士立会費用 (約 1,500 米ドル)及び訴 訟での弁護士費用は含ま れない。違反者が容疑を 否認する場合、弁護士が 検察官の共同原告となる 必要がある。</p> <p>弁護士費用は実際に要し た時間に基づき請求さ れ、諸経費(翻訳料、コピ ー代等)及び VAT7%は 含まれない。知的財産国 際貿易裁判所への付帯私 訴に係る弁護士費用は通 常 2 万米ドル以上。</p>

法的措置	関係法令	所要期間	費用(米ドル)
2. 民事訴訟	商標法第 44 条・民商法典第 420 条	約 1.5 年(知的財産国際貿易裁判所) 約 2 年～4 年(最高裁判所)	弁護士費用は実際に要した時間に基づき請求され、諸経費(翻訳料、コピー代等)及び VAT7%は含まれない。知的財産国際貿易裁判所への付帯私訴に係る弁護士費用は通常 2 万米ドル以上。
3. 警告状の送付	刑事・民事訴訟関連法	約 1 ヶ月	1 通あたり約 800～1,200 米ドル 対象エリアにおける各小売店舗への一般的な警告状の作成及び送付に係る費用を含むが、その後の交渉、諸経費(翻訳料、コピー代等)及び VAT7%は含まれない。
4. 知的財産権局による調停	刑事訴訟関連法	約 2 ヶ月～3 ヶ月	約 2,500～4,000 米ドル 事案の分析、知的財産権局長官宛の文書作成、違反者との交渉、解決までの進捗報告に係る費用を含むが、諸経費(翻訳料、コピー代等)及び VAT7%は含まれない。

6.3.2 模倣品対策に関する時間・費用・実績（模倣品撲滅の成功理由を含む）

模倣品に関するこれまでの実績（模倣品撲滅の成功理由を含む）は以下のとおり。

日系クライアントの事例

- 刑事上の強制捜査（商標侵害事案）

ある日系クライアントを代理して徹底した市場調査を実施した。Tilleke & Gibbins の調査チームが通称“自動車地区”と呼ばれるウォラチャック地区に所在する店舗の事業活動を監視し、日系クライアントのブランドのブレーキ部品・クラッチ部品の模倣商品を発見した。最初のターゲットはバンコク郊外にあるブレーキ部品・クラッチ部品工場で、自社ブランドの商品も製造していた。ところが、その後の警察による捜査により、自社ブランドはカメラージュであり、在庫の 70%から 80%が日系クライアントのブランドを付した模倣商品であることが発覚した。調査チームは、金型や機械を含め、同工場から 20 万点以上の侵害商品を押収した。

強制捜査の後、民事訴訟での敗訴を恐れた工場オーナーは、賠償金の支払だけでなく、同じく日系クライアントのブランド部品の模倣商品を製造している他の工場 2 ヶ所の情報提供にも応じ、クライアントに有利な示談に同意した。

賠償金の一部を使い、もう 2 ヶ所の工場の調査も実施した。その結果、最初の違反者の情報どおり、チャイナタウン近隣の卸売業者である二番目のターゲットは、日系クライアントの商標を模倣した標章を付したブレーキ部品・クラッチ部品の模倣品を似たようなパッケージデザインで販売していた。警察の捜査により、2 万点以上が差し押さえられ、同店舗のオーナーは登録商標の模倣により告訴された⁹⁹。

- 刑事上の強制捜査（商標侵害事案）

キヤノンカメラ用バッテリーグリップの模倣品を販売している店舗 3 ヶ所（オーナーは同一人物）に対して強制捜査を実施した。差し押さえられた商品の数は多くはなかったが（111 点）、オーナーはキヤノンからの法的措置に怯えていた。また、新聞各紙にて同事件が公表された。

日系以外の外資系企業の事例

- オンライン調査・オンライン侵害・刑事上の強制捜査（商標侵害事案）

2014 年 9 月、タイのウェブサイトや Facebook 上で、Tilleke & Gibbins の調査チームが世界レスリングエンターテインメント（WWE）の模倣 T シャツ等を宣伝・販売していることを発見した。全てタイ語であったため、グローバル監視サービスでは発見できなかったと思われる。これらウェブサイトや Facebook 上では、WWE のスターやイベントの写真を使用した模倣 T シャツ等、WWE の商標を付した商品が販売されていた。Tilleke & Gibbins は、まず、クライアントである WWE を代理して、予備調査を実施し、ウェブサイトの運営者、住所、模倣品の総額、支払方法等の情報を収集した。クライアントへ状況を報告し、強制措置に向けた徹底調査の実施を提案したところ、クライアントもこれに承諾した。クライアントからの委任を受け、直ちにウェブサイトや Facebook アカウント

⁹⁹ Titirat Wattanachewanopakorn, Attorney-at-Law. “Counterfeit Automotive Crackdown,” Informed Counsel Vol. 4, No. 1, Feb. 13 (Tilleke & Gibbins International Co., Ltd.), p. 11.

のオーナーに関する徹底調査を実施し、模倣品のサンプル及び出所、運送業者等の関係者を含め、違法行為を裏付ける追加情報を入手した。

徹底調査の結果を受け、クライアントは行為の大規模な違反者に対する強制捜査の実施を決断した。この違反者は、“hereshirt.com”というウェブサイト上で模倣品を販売しているだけでなく、Facebook のアカウントも持っており、過去 2 年間で 2 万以上の“いいね”を集めていた。Facebook の人気が高いこと、また Tilleke & Gibbins の調査員がおとり購入したサンプルから、当該違反者は WWE の商標侵害商品により相当な利益を得ていると想定した。また、調査の結果、中国にある多くの模倣品仕入先ともつながりがあることが発覚した。

2014 年 8 月 20 日、Tilleke & Gibbins の強制捜査チームは、国家警察経済犯罪部 (ECD) とともに、バンコク郊外にある違反者の住居に対する強制捜査について中央知的財産国際貿易裁判所より令状を得た。

住居内の各部屋を捜査した結果、WWE の模倣 T シャツの在庫を所持していたことを発見した。違反者は、有名な中国のウェブサイトを通じて模倣品を発注し、バンコクの運送業者に輸入させていたことを認めた。

この違反者によると、上記のような模倣品の調達手段は、手軽であること、投資資金がかからないこと、店舗や路上で購入するよりもリスクが低いことから、現在最もよく使われているとのことであった。

強制捜査の結果、WWT の模倣 T シャツ等 300 点近くの模倣品が差し押さえられ、違反者の Facebook アカウントは閉鎖された¹⁰⁰。

- 知的財産国際貿易裁判所への民事訴訟(著作権侵害事案)

海賊版の制作や販売により権利を侵害している者に対して著作権所有者が訴訟を起こすことは一般的であるが、ほとんどは企業によるもので、芸術家個人が法的措置をとることは難しい。しかし、2013 年 8 月に、著作権侵害を理由に芸術家のインパラ・レヒナー氏が鑄造工場のオーナーを訴え勝訴した事案において、最高裁判所は、芸術家個人も自らの権利を行使することができ、積極的に行使すべきであるとの見解を示した。

本訴訟の詳細は下記リンクを参照のこと。

<http://www.tilleke.com/resources/supreme-court-decision-copyright-infringement-geese-needs-sculpture>

- 知的財産国際貿易裁判所によるアントンピラー命令・差止命令(知的財産権侵害事案)

これまで、緊急に保全措置をとることが明らかに必要な場合に限り、アントンピラー命令や差止命令が認められている。知的財産権所有者より裁判所へ十分な証拠が提出されれば、アントンピラー命令と差止命令の両方が認められ、裁判所または執行機関と証拠保全場所との距離等状況に応じて、1 日から 3 日以内に執行される。(アントンピラー命令執行のためには、裁判所発行の令状を添付し、司法省執行部へ別途申立てを行う必要がある。)

特許所有者の請求により、バンコクでの展示会に模倣鶏舎給餌機の出展を予定していた違反者に対する差押命令(アントンピラー命令)と禁止命令(差止命令)が認められた事例もある。特許所有者は展示会の前に民事訴訟を起こすこともできたが、侵害の証拠が撤去・破壊されることが懸念された。また、違反者は展示会開催中の 3 日間のみタイに滞在し、その後他国への移動を予定しており、タイ国内に財産がなかったため、損害賠償を受けられない可能性もあった。知的財産国際貿易裁判所へ緊急措置が申請され、24 時間以内にアントンピ

¹⁰⁰ 同書

ラー命令と差止命令が認められた。証拠差押後、特許所有者は知的財産国際貿易裁判所へ民事訴訟を起し勝訴した。

アントンピラー命令が認められたもうひとつの事例は、プラスチック織布バッグ製造技術の特許を有する企業が同機械の部品・装置メーカーと機械メーカーに対する措置を求めたケースである。この事案でも、侵害者はバンコクで4日間開催される展示会に侵害商品を出展しようとしており、事前調査により出展品が特許所有者の権利を侵害していることが確認されていた。当初、特許所有者は警察による強制捜査と差押を試みたが、展示会終了までに実施することが不可能であった。そのため、知的財産国際貿易裁判所へ民事上の一方的緊急措置を申請し、72時間以内に証拠差押が執行された。

- 知的財産国際貿易裁判所への民事訴訟(商標侵害・詐称通用事案)

この事案は美人コンテスト業界の商標侵害と詐称通用に関連するもので、同分野において世界的に知られている企業が周知の標章の無許可使用に基づき、国際的には無名な小規模の企業を訴えたケースである。イベント開催予定日の数日前に審理が開始されたが、被告側企業がイベント名の変更に応じたため、訴えは取り下げた。

- Facebook への通知(商標侵害事案)

大手衣料品メーカーが Facebook の、あるアカウント名とプロフィール写真に自らの商標が無許可で使用されているのを発見した。この Facebook のアカウントでは、ハンドバッグや財布等のクライアントの商品も無許可で販売されていた。Tilleke & Gibbins がクライアントを代理して、商標権の侵害を理由に、Facebook に対してページの削除を求めたところ、Facebook はこれを認め、2日後にページは削除された。

タイ企業の事例

- 刑事上の強制捜査

プロパガンダ(Propaganda)の愛称で知られる Propagandist 社は各種受賞歴を誇り国際的にも高く評価されているタイのデザイン会社で、現在40ヶ国以上でプロパガンダブランドの商品を販売している。“Mr. P”ランプ・キーホルダー・携帯電話アクセサリ、“Dog”ランプ等、海外で製造された人気商品のコピー品がタイへ輸入され正規商品と競合している状況にあった。

2006年11月、バンコク都内の違反者の倉庫を強制捜査し、“Mr. P”ランプのコピー品144点を差し押さえた。差押品は中国から輸入されたもので、バンコク都内のデパートへ広く出回っていた。

- 最高裁判所での民事訴訟(著作権事案)

著作権法に基づく実演家権利の侵害を理由に、タイ人スーパーモデルが有名ファッションブランドを訴えた事案である。

第一審裁判所である知的財産国際貿易裁判所は、ファッションショー中に撮影された写真の無断使用により被告(有名ファッションブランド)が実演家権利を侵害しているとの原告(タイ人スーパーモデル)の主張を認めた。この判決は、モデルによるショーでのウォーキングがタイ著作権法に定める実演家権利として保護されるかどうかについて大きな論争を巻き起こした。この点について、知的財産国際貿易裁判所は、著作権に定める実演家権利に該当するとの見解を示した。

最高裁判所での控訴審では、著作権法は同法に定める正当な著作物に関連する実演家の権利の保護を意図しており、原告(タイ人スーパーモデル)の洋服を見せるというファッションモデルとしてのパフォーマンスが演

劇における実演とみなされ、著作権法により演劇作品と認められるとの証拠を十分に示していないとして、第一審の判決を覆した。

最高裁判所が著作権法に定める実演家権利の範囲について明確な基準を示した本件は、タイの知的財産関連訴訟において最も重要な判例のひとつである。

6.4 模倣品対策に関わる要素

6.4.1 関連法規

タイは TRIPS 協定に定める義務の効果的な実行により、様々な方法で知的財産権保護の強化に取り組んでいるが、WTO 創設以来、実体と手続きの両面において整備されるべき法令が数多く残っている¹⁰¹。

タイでは、長年にわたり、著作権や商標の侵害を防止するための知的財産権行使に関する法整備の必要性が叫ばれている。知的財産権侵害が拡大・多様化する現代において、タイ当局も現行法では十分な抑止効果が望めないことを認識している¹⁰²。また、タイは、2007 年以降、301 条特別条項において米国より優先監視国に指定されており、米国政府より知的財産権保護・行使に向けた取組強化を求められている。また、米国政府は、タイ政府に対して、地主責任や映画の盗撮防止、税関の差押権限、WIPO インターネット条約の完全履行、営業秘密委員会の再編成、営業秘密法上の罰則規定の改正等、数年前から検討されている法改正の早期完了、タイで広く流通している海賊版や模倣商品に対する取締強化、抑止効果のある罰則の導入、また、長年の問題となっているケーブルテレビの海賊版の効果的な取締も求めている¹⁰³。

現在、映画盗撮防止法、技術的保護手段 (TPM)、権利管理情報 (RMI) 実演家権利及びインターネットサービスプロバイダー責任の除外に関する新规定が織り込まれた改正著作権法等、知的財産権行使に関するいくつかの法律が改正されているが、未施行の状況である。

一方、改正時期、また改正されるかどうか不明な法律もある。

1) 商品の偽物詰め替えに対する罰則

現在法制委員会で審査中の改正商標法には、商品の詰め替えに対する罰則も定められている。現在、本物のボトルに偽のアルコールを詰め替えて販売しているケース等については、刑法典 (第 272 条(1)) (最高刑が 1 年以下の懲役または 2,000 バーツ以下の罰金もしくはその両方) が適用されているが、改正法が施行されれば、商標権所有者は商標権に基づく刑事措置 (最高刑が 4 年以下の懲役または 40 万バーツ以下の罰金もしくはその両方) を求めることが可能となる。法改正によって刑罰が重くなるため、使

¹⁰¹ Thailand Law Forum. “Adoption of WTO Laws in Thai Legislation,” [http://www.thailawforum.com/articles/wtothailand2.html], 2015.

¹⁰² Nandana Indananda and Kawin Kanchanapiroj, Attorneys-at-Law. “Update on Landlord Liability for Copyright and Trademark Infringement,” *Informed Counsel* Vol. 4, No.3, Aug. 13 (Tilleke & Gibbins International Co., Ltd.), page 4.

¹⁰³ Ambassador Michael B.G. Froman, Office of the United States Trade Representative. “2014 Special 301 Report,” [http://www.ustr.gov/sites/default/files/USTR%202014%20Special%20301%20Report%20to%20Congress%20FINAL.pdf], 2015.

用済みトナー・インク、使用済みシャンプーボトル、使用済みアルコール瓶等への詰め替えといった問題の解決にも寄与することが期待される。

2) 地主責任

タイには、他者の商標権の模倣・模造・違反に対する処罰を定める法律があるが、これらは商標権を直接模倣・模造するか、模倣商品・模造商品を直接輸入している者のみを対象としている。一方、タイでは特にデパート等で数多くの模倣品が出回っており、国自体にも大きな経済的損失を与えている。そのため、模倣品が販売されている場所の所有者等、侵害の支援者に対する処罰を定めた法整備が望まれている。これが実現すると、直接か間接かを問わず、侵害の支援者も処罰の対象となり、侵害件数の減少に寄与すると期待される¹⁰⁴。

2009年、知的財産権局は、著作権法及び商標法の改正により、賃借人に違反のある家主に対しての権利所有者及び法執行機関の権利を認める地主責任規定の導入に努めていたが、当時の政府より法案の再検討を求められ実現しなかった。

現在、知的財産権局では、この要請に応じ、地主責任に関して徹底的な調査を実施している¹⁰⁵。

タイでは、地主責任の問題は模倣品撲滅の手段としてかなり前から議論されてきたが、他国と異なり、これまで裁判で争われた事案はないと認識している。地主責任に関する法令や判例がないため、土地や建物の所有者は、明らかに商標を侵害する商品を販売していると知っている者に対しても場所を提供している。

ただし、刑法典第86条により¹⁰⁶、違法行為に積極的に関与していたことを示す証拠のない場合も、賃借人が侵害行為の支援者と判断される可能性もある。

同条項では、“その方法を問わず、他者による違反行為を支援または手助けするような行為を行った者は、(省略)当該違反行為の支援者とみなされる”(斜体強調部加筆)と規定しており、広範囲な行為あるいは不作為に対して責任が問われるとも考えられる。

刑法典第86条では、“違反者がそのような支援または手助けを知らない場合も”支援者とみなされることも規定しており、このことから、支援や手助けが直接か間接かを問われないのは明らかである。従って、支援者による能動的な関与が要求されると解釈するのは論理的でない。

直接的な違反者が支援や手助けを認識していない場合、支援者による関与が“能動的”であったとはみなされないと考えられる。従って、このような場合、地主による不作為(すなわち、違反を知っていたにも関わらず、賃借人による行為を中止させる権限を行使しなかったこと)により不法行為が支援され、違反行

¹⁰⁴ Pratchaya Riewlertsirikul. Contemplating the structure and legal issues on Anti-Counterfeiting Trade Agreement: Criminal Enforcement, B.E.2554. (Independent Study Master of Laws, Bangkok University, 2011), pp. 67-68.

¹⁰⁵ Nandana Indananda, Kawin Kanchanapiroj, Attorneys-at-Law. Informed Counsel Vol. 4, No.3, Aug. 13 (Tilleke & Gibbins International Co., Ltd.), page 4.

¹⁰⁶ 第86条(一部省略)“その方法を問わず、他者による違反行為を支援または手助けするような行為を行った者は、当該違反行為の発生前か発生時点かに関わらず、違反者がそのような支援または手助けを知らない場合も、当該違反行為の支援者とみなされ、当該違反行為の3分の2の処罰の対象となる。”

為を支援する意思があったことについて十分な証拠が示されれば、地主は刑法典第 86 条により侵害行為の“支援者”とみなされる。

タイの知的財産専門家は、上記のように刑法典第 86 条を適用できる可能性も認識しているが、同時に、その裏づけの難しさも理解している¹⁰⁷。

現在、刑法典第 86 条に基づき地主に対して刑事措置がとられた前例はない。

従って、より体系的なアプローチによる地主責任の導入について、知的財産権行使の関係省庁が徹底的に協議し、内閣及び議会へ改正法の正当性を裏付ける具体的な事案や法的根拠を提出することが望まれる。

模倣品、特に大規模な違反者の取締に関するもうひとつの重要な法律が 2013 年 2 月 1 日に施行された反マネーロンダリング法である。同法により、知的財産権違反者は犯罪に関係している疑いのある資産を没収される。改正法により、第 3 条に定める“前提犯罪”に知的財産権違反も追加され、同条(13)に、“知的財産権の模倣または侵害を伴う場合に限り刑法典に定める商取引に関連する違反行為もしくは知的財産権の性質に関する法律に定める商業的な違反行為”と規定されている。従って、資産の出所の隠匿または隠蔽を目的に、知的財産権侵害に関連する資産を譲渡し、譲渡されまたは転換する者は、反マネーロンダリング法に違反するとみなされる。

反マネーロンダリング法の改正は、麻薬密売・公衆に対する詐欺行為等、実際に存在する前提犯罪を追加し、法適用の範囲を広げることを目的としている。法改正によって、タイでも諸外国と同水準の反マネーロンダリング基準が確立され、大きな前進であるが、知的財産関連の犯罪は、民間企業への損害だけでなく一般大衆に対する危険を生じさせるため、他の前提犯罪とは性質が異なることを認識しておく必要がある。同法を効果的に執行するためには、関係省庁間の緊密な連携が不可欠である。

反マネーロンダリング法の適用による知的財産権侵害者への処罰には、犯罪に関係している疑いのある資産の没収、1 年以上 10 年以下の懲役または 2 万バーツ以上 20 万バーツ以下の罰金もしくはその両方(第 60 条)が含まれる。

現在までに知的財産関連の捜査において、反マネーロンダリング法に基づく措置が申請されている事案が数件あるが、何れも結論には至っていない。商標法や著作権法等の知的財産権法に加えて、反マネーロンダリング法も適用される事案が発生すれば、違反行為に対する抑止効果が増大すると期待される。

6.4.2 関連組織の能力

タイには、国家警察庁(経済犯罪部・首都圏警察・地方警察等)、関税局、特別捜査局等の関係省庁が複数あるが、模倣品は、現在も、国際社会、特に米国に認められるためタイ政府が取り組むべき主要問題となっている。

タイにおける模倣品取締の関係省庁は以下の通り。

¹⁰⁷ Parichart Monaiyakul and Wiramrudee Mookhavesa, Attorneys-at-Law. “Landlord Liability for IP Infringement in Thailand,” Informed Counsel Vol. 2, No.3, Aug. 11 (Tilleke & Gibbins International Co., Ltd.), page 5-6.

1) 経済犯罪部(ECD)

経済犯罪部(ECD)は、刑事訴訟法典その他経済犯罪に対する刑事罰を定めた法律に基づき任務を遂行する部門で、知的財産権侵害の取締は主な任務のひとつである。統計データによると、2013年から2014年において経済犯罪部がバンコクで実施した強制捜査件数(商標・著作権侵害事案)は1,000件以上にのぼる。この数字から同部門の大凡の要員が推定できるが、その多くは知的財産権所有者やその代理人による要請を受けて実施されたものである。警察当局には敷地内への立入や機密情報の利用の権限があるため、知的財産権所有者やその代理人へ主導権が与えられれば、さらなる取締の強化につながると考えられる。

2012年における知的財産権侵害に関する経済犯罪部の実績評価によると、保護・捜査・取締の全ての任務において目標を達成しているが、専門家、予算、情報ともに不足している¹⁰⁸。

2015年1月13日に行った経済犯罪部のある担当官へのインタビューによると、知的財産権行使を担当する警察官はわずか30名で、タイ国内の全ての模倣品を差し押さえるには圧倒的に人手不足である。また、同担当官は、模倣品撲滅における障害として、担当官に商標、特に周知でない商標に関する知識が不足しているため、純正商品と模倣品を区別できないこと、タウンナやマーブンクロン(MBK)、アランヤプラテートのロンクラア市場等は有力者やマフィアによって取り仕切られており、警察による取締が難しいことを挙げた。例えば、ロンクラア市場については、カンボジア当局よりタイ当局へ模倣品の差押中止を求める文書が送られたが、タイ警察は同地域での差押を継続して実施している。同担当官は、商標権所有者やその代理人からの情報提供によって、商標や商品について理解を深めることができ、知的財産権行使実績の向上につながるとも述べた。

経済犯罪部が効率的に任務を遂行するためには、商標権所有者の方針や意思を理解する必要がある。さもないと、彼らは商標権所有者が望んでいないにも関わらず、模倣品を差し押さえるのは時間の無駄と考えるからである¹⁰⁹。

2) 首都圏警察

首都圏警察の管轄下には、バンコク都内77ヶ所の警察署があり、知的財産関連の犯罪を含め、管轄地域におけるあらゆる犯罪を担当する。そのため、関係する法律も多岐にわたり、知的財産に関する知識が不足している場合もある。サトーン・スクソン氏の調査結果(2002年)でも、知的財産権行使を担当する警察官は、知的財産の問題を理解し自らの任務を効率的に遂行できるよう、一定期間経験を積むべきであると結論付けられている¹¹⁰。

警察当局による強制捜査におけるもうひとつの問題として、差し押さえた模倣品の数が少量であった場合がある。ブランド所有者は、差押数量の多寡に関わらず、弁護士を雇う費用を負担しなければならない。

¹⁰⁸ Mutita Klurvudtikul and Nopabhadol Sunthornnon, Performance Evaluation on Intellectual Property Infringement of the Economic Crime Suppression Division (ECD Police), [thaiejournal.com/journal/2557 volumes3/7.pdf], 2015.

¹⁰⁹ 経済犯罪部へのインタビュー(タイ国バンコク、2015年1月13日)

¹¹⁰ Sathon Suksong, Attitude of police officer in Economic Crime Investigation Division over the crime prevention and suppression : a case study of copyright. (Independent study of Justice Administration Department, Kasetsart University, 2012.), pp. 66

警察調査官は強制捜査の実施にあたり、ブランド所有者またはその代理人に証人としての立会いを求める。製造業者や倉庫等、模倣品の出所を突き止めるよう警察に求めるブランド所有者もいる。小さな捜査が大規模な取締に拡大する可能性も十分にある。

3) 地方警察

タイには、バンコク以外の地方を担当する 9 つの地方警察がある¹¹¹。地方警察の任務はバンコクを管轄する警察(首都圏警察)とほぼ同じであるため、模倣品の取締においてはバンコクと同様の問題を抱えている。

4) 関税局

関税局は、模倣商品や海賊版の取締を含め、関税関連法に基づく違反行為の取締が主要任務のひとつであり、模倣品のタイへの輸入及びタイからの輸出の摘発において主要な役割を担う。2003 年 8 月 31 日に模倣品の密輸防止のための官民連携に関する覚書が締結されて以降、関税局は模倣品の差押において大きな実績をあげており、官民一体となった取組みが進められている。税関による模倣品の差押金額は 2010 年から 2014 年までの各年で異なるが、差押数量は毎年 10 万点を超え、効果的な差押が実施されていることを示す。一旦輸入された模倣品はその後タイ全土に流通するため、取締が難しくなる。税関による差押品の金額と他の関係省庁による差押品の金額を比較すると、税関による模倣品の取締が効果的に実施されていることは明らかである。関税局は現在も引き続き知的財産権侵害に対する取締を強化しているが、タイには 48 ヶ所の港があり、特に陸路の国境では、多くの模倣品が発見されないままタイへ輸入されている可能性が非常に高い。また、税関担当官の交代により、特定の場所で得た知識が活用されず、取締の効果を下げる要因となっており、関税局内でのさらなる検討が望まれる。知的財産権所有者の側では、税関担当官が疑わしい模倣品を効率的に検査し、効果的に模倣品を取締まれるよう、税関からの問い合わせに対応する担当者を連絡しておくことが求められる。現在、税関は疑わしい商品が発見した場合、知的財産権所有者またはその代理人へ連絡をとるため、知的財産権局と共有の税関登録が情報提供において重要な役割を担っている。

5) 特別捜査局(DSI)

2012 年から 2014 年において特別捜査局が実施した強制捜査は、国家警察庁の 1,000 件以上に対して、著作権と商標の侵害両方を含め 110 件以下である¹¹²。1 件あたりの差押品の金額は高額に達するが、知的財産権所有者の代理人の中には、特別捜査局はより多くの捜査を実施する能力があり、専門部署(知的財産犯罪部)も有していることから、大規模な事案においては主導権を担えるはずだと考える者もいる。

¹¹¹ Wikipedia, "List of regional police departments,"

[<http://th.wikipedia.org/wiki/%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B8%8A%E0%B8%B7%E0%B9%88%E0%B8%AD%E0%B8%AB%E0%B8%99%E0%B9%88%E0%B8%A7%E0%B8%A2%E0%B8%87%E0%B8%B2%E0%B8%99%E0%B8%AA%E0%B8%B1%E0%B8%87%E0%B8%81%E0%B8%B1%E0%B8%94%E0%B8%AA%E0%B8%B3%E0%B8%99%E0%B8%B1%E0%B8%81%E0%B8%87%E0%B8%B2%E0%B8%99%E0%B8%95%E0%B8%B3%E0%B8%A3%E0%B8%A7%E0%B8%88%E0%B9%81%E0%B8%AB%E0%B9%88%E0%B8%87%E0%B8%8A%E0%B8%B2%E0%B8%95%E0%B8%B4#.E0.B8.95.E0.B8.B3.E0.B8.A3.E0.B8.A7.E0.B8.88.E0.B8.A0.E0.B8.B9.E0.B8.98.E0.B8.A3.E0.B8.88.E0.B8.B1.E0.B8.87.E0.B8.AB.E0.B8.A7.E0.B8.B1.E0.B8.94>], 2015.

¹¹² 2012 年から 2014 年 8 月までにおける特別捜査局の差押に関する統計

6) 国家知的財産権行使センター(NICE)

国家知的財産権行使センター(NICE)は、知的財産権行使における25の関係官庁間の連携を強化する目的で設立され、組織犯罪や越境犯罪等、違反者が多数に及ぶ事案における知的財産権行使を担当する。知的財産権局の監督下にあるが、商務省の施設内に事務所を構えている。

国家知的財産権行使センターには常駐職員の予算が割り当てられておらず、現在、作業部会を通じて関係省庁が自発的に運営しているため、同機関の能力や模倣品の取締における効果について評価するのは時期尚早である。

2014年11月から12月にかけて、バンコクの要注意区域(パンティッププラザ・クロントン市場・サパンレック・バーンモー・パッポン・シーロム・MBK センター・スクンビット通り)、東部(パタヤ)、南部(プーケット・クラビー・サムイ)、北部(チェンマイ・チェンライ)で国家知的財産権行使センターによる強制捜査が実施されているが、参加機関は知的財産権局と警察のみのため、同センターの趣旨に沿ったものとはいえない。同センターが本格的に機能すれば、タイにおける知的財産権行使が強化され、優先監視リストからの除外への道筋が開かれることが期待される。

2014年12月2日、知的財産権局長官は、「2014年11月1日から12月15日までに国家知的財産権行使センターと米国代表団が共同で実施したキャンペーンの結果は満足の行くものであり、バンコク、サムットプラカーン、チェンマイ、パタヤ、プーケット、クラビー、スラタニーでの強制捜査64件で、14名を逮捕、1万236点を差し押さえた」と発表した¹¹³。

6.4.3 関連組織と権利者間の協力

現在タイでは、多種多様なブランドの模倣品が輸入され国内に出回っているため、国家警察庁、関税局、強制捜査部、国家知的財産権行使センターといった関係官庁間の連携が非常に重要である。しかしながら、各機関が商品を確認するための知識を有し、知的財産権所有者に差押品の確認依頼をするための連絡先を把握していなければならず、問題も多い。特に、関税局は、輸入者が純正商品であると主張している場合等、模倣品かどうかを確認するため知的財産権所有者またはその代理人から緊急に情報を入力できる必要がある。

従って、少なくとも1年に一度は、これら関係省庁に商品特定に関する研修を実施することが非常に重要である。

このような研修を実施することで、知的財産権所有者には以下のようなメリットが得られる。

- 各地域における国民意識の向上による模倣品の売買抑制
- 公務員の意識向上と模倣品に対する取締策の教育
- 知的財産権行使の最前線にいる税関・警察・特別捜査局・国家知的財産権行使センターとの関係強化

¹¹³ Innnews. "US specialist satisfies performance of NICE,"[<http://www.innnews.co.th/shownews/show?newscode=583094>], January 9, 2015

- 各担当官の協力や実績に対する謝意の表明
- ブランドに関する情報や模倣品と疑われるものが発見された際の連絡先の周知

一方、関係省庁には以下のようなメリットがある。

- 純正商品と模倣品の違いに関する知識の習得
- 模倣品を発見した場合の連絡先の把握
- 知的財産権所有者及びその代理人との模倣品の出所に関する情報交換

上記のように、知的財産権所有者と関係省庁が連携して調査を実施し、緊密に情報を交換することで、模倣品撲滅に向けた取組みを強化するとともに、効率的に訴訟へ進めることができる。

6.5 「並行輸入」の法的可能性

ここでは、適法に外国の市場に置かれた製品のタイへの並行輸入の問題、特許・商標等の知的財産権の国際消尽の考え方についてタイがどの程度認めているかを述べる。

商標法第 44 条において、商標が登録されると、当該商標の所有者として登録された者は、登録した商品についてこれを使用する独占的権利を有すると定められており、これには、登録標章が付された商品の輸入を制限する権利も含まれる。一方、登録標章が付された商品や特許を取得した商品が同時に外国で出回っている場合もある。そのため、このような商品が適法販売されている外国からの輸入について、商標・特許の所有者が同様に上記の独占的権利を有するかどうかの問題となる。多くの国では、“権利消尽”、すなわち商標・特許所有者は市場に商品を置いた時点で正当な商品の輸入を制限する権利を“消尽”するという考え方が容認されている。言い換えると、商標・特許所有者が一旦商品のある国の市場に出すと、他国において流通を制限することはできない。

特許については、特許法第 36 条 2 項(7)で“権利消尽理論”について以下のように定めている。

“1 項の規定[独占的特許権]は次の各号には適用されない。

(7) 特許権者が上記の製品の製造または販売を許可または承諾した場合において、特許製品の使用、販売、販売のための所有、販売の申出及び輸入“

上記の“許可または承諾”とは、タイ国内だけでなく外国においても発生すると解釈される。

従って、同規定は“国際的消尽”理論がタイで認められることを明確に示すものであるが、タイ国外で販売されていた特許製品がタイへ輸入される場合、特許権者はファーストセール・ドクトリンにより(すでに経済的利益を受けているため)当該製品に対する権利を消尽しているとみなされる。すなわち、特許権者の独占的権利は市場での販売を承諾した時点で消尽し、タイへの輸入を含め、第三者によるいかなる行為も制限されない。

特許権に関して具体的に国際的消尽を認めた判例はないが、Tilleke & Gibbins が担当した並行輸入に関する商標侵害事案においてこの考え方が採用された。

タイの法律には商標の国際的消尽に関する明確な規定はないが、最高裁判所の判決により、タイにおいて国際的消尽理論が認められることが明確になった。

WAHL vs. P.C.L. Co., Ltd. Sup Case (DIKA) No. 2817/2543:この事案では、知的財産国際貿易裁判所と最高裁判所の両方で権利消尽理論が支持された。被告による並行輸入がタイ商標法に基づき原告の商標権の侵害にあたるかどうか争われた訴訟において、知的財産国際貿易裁判所は、“商標権の消尽を理由に、商標権所有者はタイにおいて商品を市場に出しまたは販売した時点で、並行輸入を行う第三者に対して商標権侵害を訴える権利を喪失している”として、“ファーストセールドクトリン”を採用し、最高裁判所もこの判決を支持した。

上記は、タイにおいて国際的消尽理論が認められることとなった重要な判例である。

7. 模倣品により権利侵害を受けた企業へのアドバイス

7.1 企業が取るべき対策

知的財産権所有者は、自らの権利保護及び事業拡大のため戦略的に権利行使を活用することができる。以下のように、知的財産権行使の戦略は攻撃的手段と防御的手段に分けられる。

防御的権利行使戦略: 第三者(競合他社等)による侵害に対抗する手段として知的財産権を利用する戦略。担保として知的財産権を取得・維持し、明らかな侵害を発見した場合や侵害の疑いをかけられた場合に権利を行使する。受動的な戦略。

攻撃的権利行使戦略: 権利を侵害する者だけでなく、場合によっては侵害の疑いのある者を含め、能動的に知的財産権を利用する戦略。一般的に市場での地位確保を優先する企業が採用する。自社の商品が適切に保護されているかについての継続的監視、事業価値増大のため知的財産権の最大活用等の取組みが必要となる。模倣品への対抗策としては、攻撃的戦略の方が効果的である。

模倣品に関する問題に対抗するためには、慎重な対応が求められる。権利行使の一方、生産活動やサプライチェーンの維持、技術的な自己防衛手段の実施等にも注意する必要がある。

内部監視・情報収集: 販売店や顧客からのフィードバックは、模倣品の出所を突き止める有効な手がかりとなる。営業部門等、顧客からの苦情を受け、集めた情報を適切に管理する体制を構築することも有効である。

差押: 模倣品の報告を受けた場合、迅速な権利行使が求められるが、その後、模倣品の動向を継続して監視することも、戦略的に模倣品を撲滅するために有効である。

広報活動: 上記のような取組みを公表することも重要である。強制捜査に成功したことを公表することで、模倣品撲滅に向けた企業の姿勢を周知させることができる。

関係省庁との関係: タイの習慣上、関係省庁と友好的な関係を維持することは重要である。知的財産政策や権利行使を管轄する省庁は、国家警察庁、特別捜査局、関税局、知的財産国際貿易裁判所、知的財産権局等。知的財産権法や法的措置に関するセミナーに加えて、表敬訪問により、会社の概要、模倣品の状況、成功事例等に関する情報を交換することで、会社が置かれている環境について関係省庁の理解を深めることができる。

7.2 関連組織による協力及びサポート

タイ知的財産協会 (International Property Association of Thailand: IPAT)

1972年11月8日に“タイ商標・特許・著作権協会”として設立され、1995年8月31日に現名称に変更された。会費やセミナー・研修料による収入で運営されている独立機関で、タイにおける知的財産関連問題の最前線に立っている。世界中の知的財産権所有者のタイでの代理人を務める大手法律事務所も会員に名を連ねる。知的財産権法の施行に関して関係省庁の諮問機関であり、関係省庁と知的財産権所有者の橋渡し役となっている。

知的財産侵害防止・抑制委員会 (Prevention and Suppression of Intellectual Property Infringement Committee) (民間機関)

国家の安全保障を脅かすまでに商標や著作権の侵害が急速に拡大している状況を受け、2001年8月9日に当時のタクシン・シナワトラ首相が発布した命令(第249/2544号)により設立された。

内務大臣が委員長を務め、官民両方の専門家よりなる委員31名で構成される。防止、抑制、行政運営の面から、知的財産権侵害に関する効果的かつ効率的な政策の策定を主たる任務とする。また、知的財産権侵害の防止や抑制に関して、関係省庁を指揮監督し、実績を評価する権限を有する。

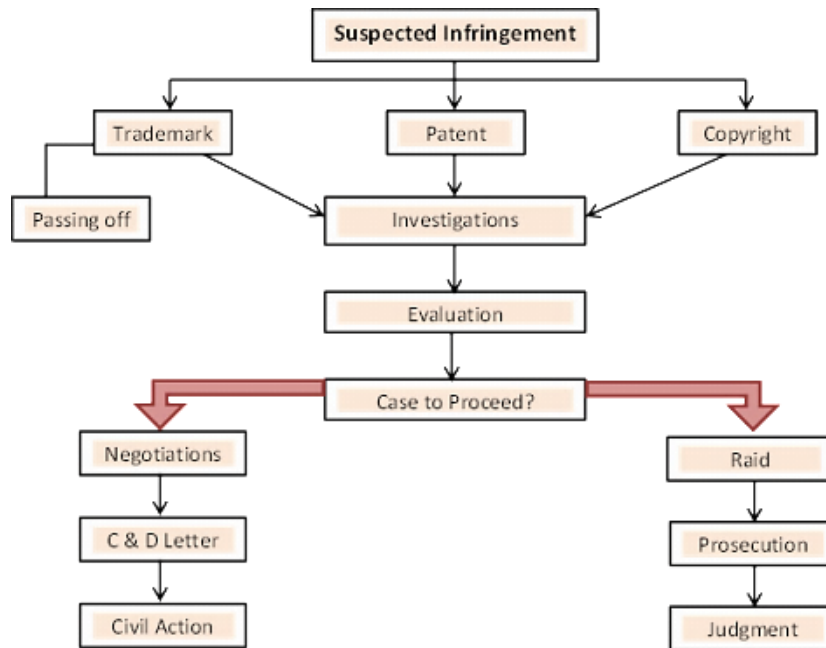
上記の首相令の発布以降、民間セクターは政府との連携を強め、積極的に意見・情報交換を行うようになった。現在、官民で知的財産権行使に関わる問題の対処策を協議しており、ガイドラインの策定に取り組んでいる。首相令が官民の正式な連携を開始させるきっかけとなった。

さらに、民間セクターでは、防止、抑制、行政運営の面から、知的財産権侵害の問題を解決するため、引き続き政府と連携している。以下に民間セクターによる取組みの一例を示す。

- 国民意識の向上を目的とした第1回・第2回“模倣品撲滅コンサート”の開催
- 政府の支援の下での模倣品の破壊
- 法令改正の提案(CD製造に関する法案(一部内容には否定的意見もある)、仏暦2537年著作権法改正法、仏暦2530年ビデオテープ事業規制法改正法、著作権侵害に相当する機械輸入の許可に関する商務省令改正等)
- 知的財産権侵害撲滅のためのマスタープランの提案
- 知的財産権侵害・抑制連携の支援を目的とした200万パーツの寄付に関する覚書の締結(2003年10月、APEC会合中)
- タイ国境における物品の輸出入規制に関する覚書の締結
- 知的財産権侵害の撲滅に関する情報周知のためのセミナー開催

7.3 弁護士の役割

模倣品に対する権利行使プロセス



上図は、権利侵害の疑いが発見された際に知的財産権所有者がとるべき措置を図解したもので、弁護士はほとんどの段階に関与する。まず、侵害の疑いのある商品について、どの知的財産権に関係するかを弁護士が分析する。その後の証拠収集のための調査においても、裁判で有効な証拠が得られるよう弁護士が調査官と緊密に連携する。証拠収集後には、証拠の有効性、事実関係、関係する知的財産権について分析し、訴訟に向けて最善の戦略を組み立てられるようアドバイスを行う。知的財産権所有者が民事訴訟の提起を決定した場合は、弁護士が警告状の送付、違反者との協議（違反者が協力的である場合）、知的財産国際貿易裁判所へ提出する訴状等の作成等を担当する。

知的財産権所有者が刑事訴訟を選択する場合は、弁護士が警察または特別捜査局へ告訴状を提出し、その後の強制捜査に立ち会う。また、裁判では、強制捜査における状況について、検察官より証人として出廷することを求められる場合もある。これ以外にも、裁判中は証拠提出を円滑にするため、検察官との連携役を務める。知的財産権所有者は、検察官とともに共同原告として刑事訴訟に参加することを裁判所に申請することができる。

7.4 通知の発行、行政罰、民事罰に関わるヒント

通知書の送付は損害を明らかにするために有効な手段である。前述のように、タイの法律は懲罰的損害賠償を認めておらず、裁判所は原告が証明する実際の損害に基づき賠償を命じる権限を有する。そのため、違反者が通知書を受領した日をもって、損害額の起算日とすることができる。

関連組織連絡先

機関名	連絡先
知的財産権局 (Department of Intellectual Property: DIP)	44/100 Nontaburi Road 1, Bangsakore, Mueng, Nontaburi 11000 T: 0 2547 4621-25, Hotline:1368
特別捜査局 (Department of Special Investigation: DSI)	128 Jangwattana Road, Tungsonghong, Lak-si, Bangkok 10210 T: 0-2831 9888
知的財産国際貿易訴訟室 (Office of Intellectual Property and International Trade Litigation)	The Government Complex Commemorating His Majesty The king's 80th Birthday Anniversary, 5th December, B.E.2550 (2007) Rajaburi Direkridhi Building, 120 Chaengwattana Rd., Laksi, Bangkok 10210 T: 0 2142 1436 F: 0 2143 9546
関税局 (Thai Customs Department)	No.1 Suntorngosa Road, Klongteoi, Bangkok 10110 T: 0 2667 6000, 0 2667 7000
経済犯罪部 (Economic Crime Division)	Sathorn Nue Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500 T. 0 2237 7535, 0 2234 1068
中央知的財産国際貿易裁判所 (The Central Intellectual Property and International Trade Court)	The government complex, Ratchaburidirakrit Building, Tungsonghong, Lak-si, Bangkok 10210 T: 0 2141 1910 F: 0 2143 8722 E: ipitc@coj.go.th
国家知的財産権行使センター (The National Intellectual Property Rights Centre of Enforcement: NICE)	44/100 Nontaburi Road 1, Bangsakore, Mueng, Nontaburi 11000 Tel: 02 547 5701-03

警察署

	警察署名	連絡先
1	パヤタイ警察署 (Phayathai Police Station)	Si Ayutthaya Rd., Ratchathewi, Bangkok 10400 Thailand T: 02-3546957
2	バンソー警察署 (Bangsue Police Station)	442 Phaholyothin Road, Phyathai District Bangkok, Thailand T:0-2279-3764, 0-2279-1500 Fax : 0-2279-3764
3	プララチャワン警察署 (Phraratchawang Police Station)	79 Phra Nakhon, Bangkok 10200 T: 02-2245050, 02-2249750,02-2247258 F: 02-2357432
4	フワイクワン警察署 (Huaykwang Police Station)	2000 Pachasongkroh Road, Dindeang Bangkok 10400 T: 02-6926691-92 F:02-6926690
5	ドンムアン警察署 (Donmuang Police Station)	210 Dechatungka Road, Seekan, Donmuang Bangkok 10210 T: 02-5661381-2 F: 02-5661957
6	ラブラオ警察署 (Latphrao Police Station)	1 Nawamin Road, Klongjan, Bangkapi, Bangkok T: 02-3777243-5
7	スティサン警察署 (Sutthisan Police Station)	225 Ratchada Road, Dindang, Dindang Bangkok 10203 T: 0-2275-2125, 0-2275-9185-6, 0-2275-9125-6 F: 0-2277-9119 E: sutthisan@police.go.th
8	バンケン警察署 (Bangkhen Police Station)	41Moo 3, Arnusawaree, Bangkhen, Bangkok 10220 T: 0-2521-0070
9	パホンヨティン警察署 (Phaholyothin Police Station)	95 Ratchadapisak Road, Jomhok, Jatuchak Bangkok 10900 T: 0-2512-2447-9
10	チャナソングラム警察署 (Chanasongkram Police Station)	74 Jakkaphong Road, Taladyod, Pranakhon Bangkok 10200 T: 02-2822323F: 022823166
11	ブンカム警察署 (Bungkum Police Station)	666Saereethai Road, Klongkum, Buengkhum, Bangkok 10240 T: 02-3749000-4F: 02-3749706

12	ディンデン警察署 (Din Daeng Police Station)	9 Maitree Road, Dindang, Bangkok 10400 T: 0-2246-7706-9
13	トゥンソンホン警察署 (Thung Song Hong Police Station)	444 Moo1, Kampanghet Road, Taladbangkhen, Laksee, Bangkok 10210 T:02-574-6460-67
14	チョクチャイ警察署 (Chokchai Police Station)	Ladprow 53 Road, Wangthonglang, Bangkok 10310 T: 02-5381599 F: 02-5383779
15	サムセン警察署 (Samsen Police Station)	554 Samsean Road, Dusit, Bangkok 10300 T: 02-2411664 F: 02-2436072
16	ワントンラン警察署 (Wang Thong Lang Police Station)	289 Soi Ramkamheang 21 Road, Wangthonglang, Bangkok 10310 T: 02-1844327 F: 02-1844332
17	コクラム警察署 (Kokram Police Station)	777 Soi Nunjan 36 Road, Nuanjan, Bungum Bangkok 10230 T: 02-5090666 F: 025050377
18	マッカサン警察署 (Makkasan Police Station)	3 Phetburi Road, Bangkapi, Huikwang, Bangkok 10500 T: 02-3181821-2
19	タオプン警察署 (Taopoon Police Station)	655 Krungthep-Nontaburi Road, Bangsue Bangkok 10800 T: 02-5851648-9
20	サイマイ警察署 (Sai Mai Police Station)	89/4-7 Moo 2, Soi Saimai 6 Road, Saimai Bangkok 10220 T: 02-5337297
21	プラチャチュン警察署 (Prachachuen Police Station)	53 Tedsabannimitnue, Ladyao, Chattujak Bangkok 10900 T:02-5884246-9 F: 02-5802125
22	ドゥシット警察署 (Dusit Police Station)	75 Rama 5 Road, Dusit, Bangkok 10300 T: 02-2415043 F: 02-2412361
23	サムットサコン県及びサムットプラカン県内の警察署	サムットサコン警察署 (Samut Sakorn Police Station) 921/19, Settakit Road, Mahachai, Samutsakorn7400 T: 034-429271 サムットプラカン警察署 (Samut Prakan Police Station) 27 Srisamut Road, Paknum, Mueng, Samutprakan 10270 T: 02-3953232, 02-3953222 F: 02-3895537, 02-3895460

24	パトゥムワン警察署 (Pathumwan Police Station)	1175Soi Chulalongkorn34,Wangmai, Patumwan, Bangkok T: 02-215-2991-3 F: 02-215-9104
25	ルンピニ警察署 (Lumpini Police Station)	139 Vitthayu Road, Lumpini, Pathumwan, Bangkok10330 T: 02-255-5993-7
26	チャクラワット警察署 (Chakkrawat Police Station)	324, Chakkrawat Rd, Chakkrawat, Samphanthawong, Bangkok, 10100 T: 02-225-4077-78
27	フワマーク警察署 (Huamark Police Station)	2090Ramkamheang Road, Bangkapi, Bangkok10240 T:02-314-0030
28	プラップラ第1警察署 (Phlap Phla Chai 1 Police Station)	Phlap Phla Chai Road, Pom Prap Sattru Pha Bangkok, 10100 T: 0-2226-2142-4
29	プラップラ第2警察署 (Phlap Phla Chai 2 Police Station)	Pomprab Road, Pomprabsatttrumpai, Bangkok T:0-2226-2148-52
30	クロンタン警察署 (Khlongtan Police Station)	Soi Pattanakarn 25 Road, Suanluang, Bangkok10250 T: 0-2314-0041-3
31	ナンルアン警察署 (Nangleong Police Station)	Pom Prap Sattru Phai, Bangkok 10100, Thailand T:0-2281-3002
32	マハメーク警察署 (Mahamek Police Station)	Soi Suan Phlu 8 (Prasat Kho), Thung Maha Mek, Sathon, Bangkok T: 02 287 3004
33	バンポンパン警察署 (Bangpongpan Police Station)	505 Soi Suanplu Road, South Sathorn, Tungmahamek, Sathorn, Bangkok T:0-2286-1232-3
34	プラウエート警察署 (Prawet Police Station)	300 Chaluemprakret Road, Pravet, Bangkok 10250 T:0-2328-6971-2 F:0-2328-7336
35	ワットプラクライ警察署 (Wat Phraya Krai Police Station)	Charoenkrung Rd., Wat Phraya Krai, Bang Kho Laem, Bangkok, 10120 T: 0-2291-5867-71
36	バンナー警察署 (Bangna Police Station)	Soi 60, Srinakarin Rd, Nong Bon, Prawet, Bangkok, 10250 T:02-396-1656-8
37	トンロー警察署 (Thonglor Police Station)	Soi 55, Sukhumvit Rd, Khlong Tan Nua, Watthana, Bangkok, 10110 T: 0-2390-2240-3

38	プラカノン警察署 (Phra Khanong Police Station)	Sukhumvit Rd, Phra Khanong Nua, Watthana Bangkok, 10110 T: 0-2332-2361-6
39	ウドムスック警察署 (Udomsuk Police Station)	Dokmai, Prawet, Bangkok, 10250 T:02-337-5544-6
40	ヤンナワー警察署 (Yannawa Police Station)	Surasak Road, Silom, Bangrak, Bangkok10500 T: 0-2233-7148
41	サムランラート警察署 (Samranrat Police Station)	200 Bumrungrmueng Road, Sumran, Pranakorn Bangkok 10200 T:02-226-2136-38 F: 02-225-7430
42	ナコンパトム県内の警察署	ナコンパトム警察署 (Nakhon Patum Police Station) Wat Phai Lom Rd., Phra Pathom Chedi, Muang Nakhon Prathom, Nakhon Pathom, 73000
43	バンラック警察署 (Bangrak Police Station)	Naret Road, Bangrak, Bangkok 10500, Thailand T. 02-234 0240-2
44	バンイクン警察署 (Bangyikun Police Station)	Somdej Prapinklao Soi 2, Bangyikan, Bang Plad Bangkok 10700, Thailand T: 0-2433-9595
45	ラクソン警察署 (Lak Song Police Station)	Soi Phetkasem 98, Phetkasem Road, Bang Khae Nuea, Khet Bang Khae, Bangkok, 10160, Thailand T: 02-421-7925-7
46	バンクンティエン警察署 (Bangkhuntien Police Station)	Soi Ekkachai 36, Bangkhuntien, Jomthong, Bangkok10150, Thailand T: 02-415-3475
47	パシチャロン警察署 (Phasicharoen Police Station)	Soi 54, Petchkasem Rd, Phasi Charoen, Bangkok, 10160 T: 02-413-1114-6
48	タクハム警察署 (Thakham Police Station)	74 Moo.7 Soi Thakham 23, Rama II Road, Samae Dam, Khet Bang Khun Thian, Bangkok, 10150, Thailand T: 02-416 2841
49	バンモット警察署 (Bangmod Police Station)	Soi 40, Rama 2 Rd, Bang Mot, Chom Thong, Bangkok, 10150, Thailand T: 02-416-7711, 02-416-4713
50	ラチャブрана警察署 (Ratchaburana Police Station)	Soi 17, Rat Burana Rd, Bang Pakok, Rat Burana, Bangkok, 10140, Thailand T: 02-4283994,02-4277193

51	ノンケーム警察署 (Nong Khaem Police Station)	44 Moo 8, Bangbon 5 Road, Nong Khaem, Nong Khaem, Bangkok, 10160, Thailand T: 02-429-3568-72
52	サムデットチャオプラーヤ警察署 (Somdet Chao Phraya Police Station)	Somdet Chaophraya Rd, Khlong San, Khlong San, Bangkok, 10600, Thailand T: 02-439-0356, 02-437-0200
53	バンサオトン警察署 (Bang Sao Thong Police Station)	78 Moo 7, Bangna trad Road, Bang Sao Thong District, King Amphoe Bang Sao Thong, Samut Prakan, 10540, Thailand T:02-410-8260-9
54	タープラー警察署 (Tha Phra Police Station)	Charansanitwong Rd, Wat Tha Phra, Bangkok Yai, Bangkok, 10600, Thailand T:02-457-8662-4
55	ペッチャカセム警察署 (Phetchakasem Police Station)	50 Moo1, Soi 63, Petchkasem Rd, Lak Song, Bang Khae, Bangkok, 10160, Thailand T: 02-455-1718-9
56	バンコクノイ警察署 (Bangkok Noi Police Station)	Soi Charansanitwong 30/1, Ban Chang Lo, Bang Khun Thian, Bangkok, 10700, Thailand T:0-2411-3036-8
57	ノンカンブルー警察署 (Nongkhangplu Police Station)	22 Moo 4, Soi Petkasem 110, Petkasem Rd., Kwang Nongkangplu, Khet Nongkham, Bangkok, 10160, Thailand T:0-2421-5879
58	タマサラ警察署 (Thammasala Police Station)	Thawi Watthana, Thawi Watthana, Bangkok, 10170, Thailand T: 02-441-3546-9
59	バンクンノン警察署 (Bangkhunnon Police Station)	63/5 Bang Khun Non Rd, Bang Khun Non, Bangkok Noi, Bangkok, 10700, Thailand T: 02-424-0541
60	タラートブルー警察署 (Talad Phlu Police Station)	45 Soi Wuthakat 1, Wuthakat Rd, Talat Phlu, Thon Buri, Bangkok, 10600, Thailand T:02-472 6108-9, 024660343,024726622-24 F: 02-472 6109
61	バンプラット警察署 (Bangplad Police Station)	Charansitwong75 yak 38-1, Charansanitwong Road, Bang Phlat, Bang Phlat, Bangkok, 10700, Thailand T:02 424 1108
62	バンイール警察署 (Bang Yee Rue Police Station)	Thoetthai Rd., Bang Yi Ruea, Thon Buri, Bangkok, 10600, Thailand T:02'-466-7557

63	サムレー警察署 (Samrae Police Station)	258, Charoennakhon Rd, Samre, Thon Buri, Bangkok, 10600, Thailand T:02-460-1480
64	タリンチャン警察署 (Taling Chan Police Station)	77 Moo 2, Borom Rachachonnanee Rd, Chim Phli, Taling Chan, Bangkok, 10170, Thailand T: 02-448-6360
65	バックロ警察署 (Bukkalo Police Station)	258 Charoennakorn Road, Samre, Thon Buri, Bangkok10600, Thailand T:02-468 1638-9
66	バンボン警察署 (Bangbon Police Station)	1277 Ekachai Rd, Bang Bon, Bang Bon, Bangkok, 10150, Thailand T:02-892-4270-3
67	サラデン警察署 (Saladaeng Police Station)	Liaphklong Thawiwatthana Rd, Bang Phai, Bang Khae, Bangkok, 10160, Thailand T:02-421-7929-31
68	ティエンタレー警察署 (Thienthalay Police Station)	730, Bang Khun Thian Chai Thale Road, Tha Kham, Bang Khun Thian, Bangkok 10150, Thailand T: 02-4523861-3
69	トウングルー警察署 (Thung Khru Police Station)	Soi 93, Prachautit Rd, Thung Khru, Thung Khru, Bangkok, 10140, Thailand T:02-426-1991
70	パクロンサン警察署 (Pak Khlongsan Police Station)	Lardya Rd, Khlong San, Khlong San, Bangkok, 10600, Thailand T:02-438-1034-7
71	バンコーレーム警察署 (Bangkhorlaem Police Station)	4/1 SoiRat Burana 17, Rat Burana Road, Bang Pra Kok, Rat Burana, Bangkok 10140, Thailand T:0-2427-6286-7
72	サメードウン警察署 (Sameadum Police Station)	27/15 Soi 82 Rama 2 Bangbon, Bangbon, Bangkok 10150, Thailand T: 0-2450-3010-4
73	バンプー警察署 (Bangpoe Police Station)	109 Pracharach 1 Road (Soi 19), Bangsue, Bangsue, Bangkok 10800, Thailand Tel. 0-2585-0638
74	ボーウィンモンコン警察署 (Bowon Mongkol Police Station)	Charansanitwong Rd, Bang Yi Khan, Bang Phlat, Bangkok, 10700, Thailand T:02 424 7725

75	ブッパラム警察署 (Buppha Ram Police Station)	489 Tessaban Sai 2 Road, Wat Kan Ya, Thonburi, Bangkok 10600, Thailand T: 02-465-0520 , 02-466-1150, 02-466-7555 F:02-466-7858
76	バンコクヤイ警察署 (Bangkok Yai Police Station)	Wangdoem Rd., Wat Arun, Bangkok Yai, Bangkok, 10600, Thailand T:02-4666695-6
77	ミンブリー警察署 (Minburi Police Station)	57 Moo 1, Srihaburanukit Road, Min Buri, Min Buri, Bangkok, 10510, Thailand T:0-2540-7311-4 F:0-2540-7215
78	バンチャン警察署 (Bangchan Police Station)	165 M.3, Serithai Rd, Khan Na Yao, Khan Na Yao, Bangkok, 10230, Thailand T: 02-518-1510-3, 02-517-1717
79	カンナヤオ警察署 (Kannayao Police Station)	Khu Bon Rd, Khan Na Yao, Khan Na Yao, Bangkok, 10230, Thailand T:02-510-3619-22
80	ルンパキー警察署 (Lumpakchee Police Station)	68 Soi Withunchat Suwintawong Road , Lumpakchee, Nongchok, Bangkok 10530, Thailand T:0-2186-0123-25 F:0-2988-0926
81	チャラキーノイ警察署 (Chorakaenoi Police Station)	140 Loangpeang Road Tupyaro Ladkrabang Bangkok 10520, Thailand T: 0-2326-9056, 0-2326-9991, 0-2326-9993 F: 0-2326-8120
82	ラムクラオ警察署 (Romklao Police Station)	19 KhehaRomklao Road , Klongsongtonnoon, Ladkrabang, Bangkok 10520, Thailand T:0-2557-1100-7 F:0-2557- 1108
83	チャロンクルン警察署 (Chalongkrung Police Station)	15 Lamkophai Road Canal, Lamplatew, Ladkrabang, Bangkok 10520, Thailand T:0-2326-1743-4 F:0-2326-1742
84	ラカバン警察署 (Latkrabang Police Station)	1190 ladkrabang Road , Ladkrabang, Ladkrabang, Bangkok 10520, Thailand T:0-2326-8389-92, 0-2326-9992 F:0-2326-8107, 0-2326-6906
85	ノンジョーク警察署 (Nongjok Police Station)	152 Moo8, Padongpang Road, Nongjok, Nongfok, Bangkok 10530, Thailand T:02-543-1155-7 F:02-543-1846

86	ラムヒン警察署 (Lamhin Police Station)	72 Moo 8, Soi-Klongsib-sibsri Road, Kufungnao, Nong Chok, Bangkok 10530, Thailand T:0-2988-6688 F:0-2988-6611
87	パチャサムラン警察署 (Phachasumran Police Station)	25 Moo 4 Phachasamran Road, Klongsibsong, Nongjok, Bangkok 10530, Thailand T:0-2557-4343-5 F:0-2557-4342
88	ティアンテール警察署 (Thiantale Police Station)	730, Bang Khun Thian Chai Thale Road, Tha Kham, Bang Khun Thian, Bangkok 10150, Thailand T: 02-4523861-3
89	ニミマイ警察署 (Nimit Mai Police Station)	99 Soi Maitreejit 2, Maitreejit Road, Samwatawanog, Klongsamwa, Bangkok 10510, Thailand T:0-2569-1930 F:0-2569-1931
90	スウイタウォン警察署 (Suwintawong Police Station)	38 Moo 13 Suwintawong Road, Kratoomrai, Nongjok, Bangkok 10530, Thailand T:0-2988-2460-2 F:0-2988-2462
91	タルア警察署 (Tharuea Police Station)	Khlong Toei, Khlong Toei, Bangkok, 10110, Thailand T:0-2249-8888-90
92	ンタブリ県及びパトゥンタニ県内の警察署	ンタブリ警察署 (Nonthaburi Police Station) Sanam Bin Nam Rd., Suan Yai, Muang Nontaburi, Nonthaburi, 11000 T:0-2923-8778 パトゥンタニ警察署 (Pathumthani Police Station) Thet Patum Rd., Bang Prok, Muang, Pathum Thani, 12000 T: 02-5814158-9, 02-5816789F: 02-5816640

參考資料

書籍

Mutita Klurvudtikul and Nopabhadol Sunthornnon. Performance Evaluation on Intellectual Property Infringement of the Economic Crime Suppression Division (ECD Police), [thaiejournal.com/journal/2557volumes3/7.pdf], 2015.

Pratchaya Riewlertsirikul. Contemplating the Structure and Legal Issues on Anti-Counterfeiting Trade Agreement: Criminal Enforcement, B.E.2554. Bangkok Univ., 2011.

Sathon Suksong. Attitude of Police Officers in Economic Crime Investigation Division over the Crime Prevention and Suppression : a Case Study of Copyright. Independent Study of Justice Administration Department, Kasetsart University, 2012.

Supachai Khamkhum and Yada Rattana-arakha. DSI: FBI of Thailand. Bangkok: Krung Sayam Phaplitching, 2004.

Supanat Chuchinprakarn. Consumption of Counterfeit Goods in Thailand: Who Are the Patrons? Bangkok Univ., 2003.

專門誌

Copyright Litigation Jurisdiction Comparisons 2015. European Lawyer Reference. Japan Jurisdiction.

Global Guide of Anti-Counterfeiting Report 2013. World Trademark Review. Japan Jurisdiction.

Nandana Indananda and Kawin Kanchanapiroj, Attorneys-at-Law. "Update on Landlord Liability for Copyright and Trademark Infringement," Informed Counsel Vol. 4, No.3, Aug. 13 (Tilleke & Gibbins International Co., Ltd.).

Parichart Monaiyakul and Sukontip Jitmongkolthong. "Fake Luxury Goods - an Increasing Problem," Thai-American Business: Intellectual Property, (September-October 2005).

Parichart Monaiyakul and Wiramrudee Mookhavesa, Attorneys-at-Law. "Landlord Liability for IP Infringement in Thailand," Informed Counsel Vol. 2, No.3, Aug. 11 (Tilleke & Gibbins International Co., Ltd.).

Titirat Wattanachewanopakorn, Attorney-at-Law. "Counterfeit Automotive Crackdown," Informed Counsel Vol. 4, No. 1, Feb. 13 (Tilleke & Gibbins International Co., Ltd.).

ウェブサイト

501Vip. “Opinions on Japanese Jeans,”[http://www.501vip.com/webboard_1527871_15986_th?lang=th], 2015.

Beautymoon. “CounterfeitCosmetics,”[http://www.beautymoon.com/store/webboard/view/%E0%B8%A1%E0%B8%B1%E0%B8%99%E0%B8%A1%E0%B8%B2%E0%B9%81%E0%B8%A2%E0B9%8A%E0%B8%A7_%E0%B8%81%E0%B8%B1%E0%B8%9A_%E0%B8%84%E0%B8%A%E0%B8%AD._%E0%B8%AD%E0%B8%B2%E0%B8%AB%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0B9%80%E0%B8%AA%E0%B8%A3%E0%B8%B4%E0%B8%A1%E0%B8%8D%E0%B8%B5E0%B9%88%E0%B8%9B%E0%B8%B8%E0%B9%88%E0%B8%99%E0%B8%9B%E0%B8A5%E0%B8%AD%E0%B8%A1_!!!!!!!-5650649-th.html], 2015.

中央知的財産国際貿易裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court)、
“Case statistic,”[<http://www.ipitc.coj.go.th/info.php?cid=20&pm=20>], 2015.

中央知的財産国際貿易裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court)、
“Overview,”[<http://www.ipitc.coj.go.th/info.php?info=about>], 2015.

Chrono24. “Citizen watches,”[<http://www.chrono24.com/en/citizen/index.htm?query=citizen&dosearch=true>], 2015.

法務長官室知的財産国際貿易訴訟部(Department of Intellectual Property and International Trade Litigation of the Office of the AttorneyGeneral)、
“Duties,”[<http://www.ppty.ago.go.th/index.php/2013-09-25-09-31-51>], 2015.

経済犯罪抑制部(Economic Crime Suppression Division)、
“Duties,”[<http://www.ecdpolice.com/index.php?modules=role>], 2015.

Edward J. Kelly. “Blood Money: The Terrible Human Cost of the Counterfeit Culture.”[<http://siampremier.com/blood-money-the-terrible-human-cost-of-the-counterfeit-culture/>], 2014.

欧州委員会貿易総局長官(European Commission Directorate-General for Trade)、
“Intellectual Property Rights, Deficient protectionandenforcement,”[http://madb.europa.eu/madb/barriers_details.htm?barrier_id=095301&version=4],2015.

タイ国政府(Government of Thailand)、
“Government statements on budget of fiscal year 2015,”
[<http://www.thaigov.go.th/th/announcement1-th/item/download/2282.html>], 2015.

Honda Jazz lover. [<http://www.hondajazzlover.com/forum/index.php?topic=39214.0;wap2>], 2015.

商務省通信技術情報センター (Information Center of Communications Technology Ministry of Commerce)、 “Statistics of import and export of Thailand,” [http://www2.ops3.moc.go.th/], 18 December 2014.

知的財産権コーディネーションセンター (Intellectual Property Rights Coordinator Center)、 “Statistics of seized counterfeit goods,” [http://www.iprcustoms.com/index.php?lay=show&ac=article&Id=126935], 18 December 2014.

IPR Border Enforcement. “IPR Border Enforcement by Japan Customs,” [http://www.customs.go.jp/mi_zugiwa/chiteki/pages/a_003_e.htm], 2015.

Jomix. “Review curling irons: counterfeit vs. genuine goods,” [http://jomix.cz/cz/video/btH2F9CknzA/%E0%B8%A3%E0%B8%B5%E0%B8%A7%E0%B8%B4%E0%B8%A7%E0%B8%97%E0%B8%B5%E0%B9%88%E0%B8%AB%E0%B8%99%E0%B8%B5%E0%B8%9A%E0%B8%9C%E0%B8%A1-tsayagla-wave%E0%B8%82%E0%B8%AD%E0%B8%87%E0%B8%88%E0%B8%A3%E0%B8%B4%E0%B8%87%E0%B8%81%E0%B8%B1%E0%B8%9A%E0%B8%82%E0%B8%AD%E0%B8%87%E0%B8%9B%E0%B8%A5%E0%B8%AD%E0%B8%A1], 2015.

Kasit Phoyomrattanaphaijit. “Consumer attitudes toward counterfeit luxury products in Thailand,” [ohkasit.wikispaces.com/file/view/Assignment%203_Kasit.doc], 2015.

Mark Turnage. “A Mind-Blowing Number Of Counterfeit Goods Come From China,” [http://www.businessinsider.com/most-counterfeit-goods-are-from-china-2013-6], 18 December 2014.

財務省 (Ministry of Finance)、 “The Announcement Gen. Prayut’s government on his Cabinet’s Policy before the National Legislative Assembly (NLA) on September 12, 2014,” [www.mof.go.th/home/Press_release/News2014/history_61.pdf], 2015.

Mthai. “Example from fake iPhone charger,” [<http://news.mthai.com/general-news/385912.html>], 9 January 2014.

Neiman Marcus. “Clothing.” [http://www.neimanmarcus.com/en-th/index.jsp], 6 January 2015.

PHL Autoparts. “Car parts,” [http://www.phlautoparts.com/?ContentID=ContentID-090514004618874#], 2015.

PlayCommedes. “Clothing Price,” [https://th-th.facebook.com/PlayCommedesGarconsAndBAOBAO], 2015.

Powerbuy. “Electrical products,” [http://www.powerbuy.co.th/th/], 6 January 2015.

Priceza. “Price of goods and groceries,”[<http://www.priceza.com/c/%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%84%E0%B8%B2/%E0%B8%AA%E0%B9%88%E0%B8%A7%E0%B8%99%E0%B8%9C%E0%B8%AA%E0%B8%A1%E0%B9%81%E0%B8%A5%E0%B8%B0%E0%B9%80%E0%B8%84%E0%B8%A3%E0%B8%B7%E0%B9%88%E0%B8%AD%E0%B8%87%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B8%E0%B8%87%E0%B8%AD%E0%B8%B2%E0%B8%AB%E0%B8%B2%E0%B8%A3/Kikkoman>], 2015.

Shopat7. “Online shopping,”[http://www.shopat7.com/index.php?lay=show&ac=search_vela_product&search=juju&&pparamCount=0&searchvela=dosearch],2015.

Shopbob. “Hand bag price,”[http://www.shopbob.com/?extid=PS_Google_SC_Easterneurope&s_kwid=AL!3510!3!24151450829!b!!g!!+shopbob&ef_id=VJolSQAABVMVMdCv:20150109042259:s], 6 January 2015.

Shopbob. “Shoes,”[http://www.shopbob.com/?extid=PS_Google_SC_Easterneurope&s_kwid=AL!3510!3!24151450829!b!!g!!+shopbob&ef_id=VJolSQAABVMVMdCv:20150109042259:s], January 6, 2015.

SSR-wheels. “SSR(wheels),”[<http://www.ssr-wheels.com/about/>], 2015.

Thailand Law Forum. “Adoption of WTO Laws in Thai Legislation,”[<http://www.thailawforum.com/articles/wtothailand2.html>], 2015.

The Tourism Authority of Thailand. “Nature.”[<http://www.tourismthailand.org/Thailand/nature>], 26 December 2014.

Wikipedia. “List of regional police departments,”[<http://th.wikipedia.org/wiki/%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B8%8A%E0%B8%B7%E0%B9%88%E0%B8%AD%E0%B8%AB%E0%B8%99%E0%B9%88%E0%B8%A7%E0%B8%A2%E0%B8%87%E0%B8%B2%E0%B8%99%E0%B8%AA%E0%B8%B1%E0%B8%87%E0%B8%81%E0%B8%B1%E0%B8%94%E0%B8%AA%E0%B8%B3%E0%B8%99%E0%B8%B1%E0%B8%81%E0%B8%87%E0%B8%B2%E0%B8%99%E0%B8%95%E0%B8%B3%E0%B8%A3%E0%B8%A7%E0%B8%88%E0%B9%81%E0%B8%AB%E0%B9%88%E0%B8%87%E0%B8%8A%E0%B8%B2%E0%B8%95%E0%B8%B4#.E0.B8.95.E0.B8.B3.E0.B8.A3.E0.B8.A7.E0.B8.88.E0.B8.A0.E0.B8.B9.E0.B8.98.E0.B8.A3.E0.B8.88.E0.B8.B1.E0.B8.87.E0.B8.AB.E0.B8.A7.E0.B8.B1.E0.B8.94>], 2015.

Worldmedic. “Pharmaceutical Products.”[<http://www.smartdrugprice.com/>], 6 January 2015.

新聞・雑誌

Angus Mitchell, Kunal Sachdev and Thunyaporn Chartisathian. “All bark and no bite? - IP law enforcement: Part IV,”[<http://www.bangkokpost.com/print/425955/>], 2015.

ASTV Manager Online. “Fake medicine has caused a woman near death,”[<http://www.manager.co.th/QOL/ViewNews.aspx?NewsID=9570000035133>], 9 January 2014.

Bangkok Post Business. “US name more ‘red zone’ markets in Thailand.”[<http://www.bangkokpost.com/business/news/327360/more-red-zones-for-fake-items>], 5 January 2015.

Dailynews. “Beware fake adapter,”[<http://www.dailynews.co.th/Content/regional/290407>], 9 January 2014.

E-Commerce-magazine. “Media Associated Co., Ltd.’s website,”[<http://www.ecommerce-magazine.com/issue/176/August-2013-SpecialReport-DIP>], 2015

Innnews. “US specialist satisfies performance of NICE,”[<http://www.innnews.co.th/shownews/show?newscode=583094>], 9 January 2015.

Manager Online. “Counterfeit shoes,”[<http://www2.manager.co.th/iBizchannel/ViewNews.aspx?NewsID=9560000107853>], 2015.

The Nation. “Police seize fake Canon goods,”[<http://nationmultimedia.com/business/police-seize-fake-canon-goods-30213553.html>], 2014.

国家経済社会開発局 (Office of the National Economic and Social Development Board)、『第 11 次国家経済社会開発計画 (2012 年-2016 年)』、[<http://www.nesdb.go.th/Default.aspx?tabid=395>], 2015.

Thairath. “NCPO urge the Ministry of Commerce to solve IP issues,”[<http://www.thairath.co.th/content/440258>], 2 January 2015.

法令

仏暦 2537 年 (1994 年) 著作権法 (Copyright Act B.E. 2537 (1994))

仏暦 2522 年 (1979 年) 特許法 (Patent Act B.E. 2522 (1979))

タイ刑法典 (Penal Code of Thailand)

仏暦 2534 年 (1991 年) 商標法 (Trademark ACT B.E. 2534 (1991))

論文・調査

Bangkok University Research Center. “Opinions on copyright and trademark infringements in Bangkok,”[<http://bangkokpoll.bu.ac.th/poll/result/poll433.php?pollID=279>], 9 January 2015.

BU Poll. “Motivation in imitative fashion product selection of brand new workers in Bangkok.”[<http://www.thaiejournal.com/journal/2556volumes1/28PaLiDa.pdf>], 9 January 2015.

関税局 (Customs Department)、Customs Annual Report 2013, 2013.

知的財産権局 (Department of Intellectual Property)、DIP Annual Report 2013, 2013.

知的財産権局 (Department of Intellectual Property)、Fact Sheet on IP situation in Thailand, 16 December 2014.

Ambassador Michael B.G. Froman, Office of the United States Trade Representative. “2014 Special 301 Report,” [http://www.ustr.gov/sites/default/files/USTR%202014%20Special%20301%20Report%20to%20Congress%20FINAL.pdf], 2015.

経済産業省委託

タイにおける模倣品流通実態調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

Nishimura & Asahi (Thailand) Co., Ltd.

2015年5月発行 禁無断転載

本冊子は、2014年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った Nishimura & Asahi (Thailand) Co., Ltd. が作成した調査報告等に基づくものであり（現地調査は Tilleke & Gibbins International Ltd. が実施）、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。